

筑波大学博士（文学）学位請求論文

17 世紀清朝のハルハ＝モンゴル政策史研究

関根 知良

2021 年度

目次

序章	1
第一節 問題の所在	1
第二節 研究目的と方法	7
第三節 先行研究	9
1. 檔案史料の出版以前における研究	
——清朝—ハルハ関係史——	10
2. 檔案史料の出版以後における研究	11
(1) 清朝—ハルハ関係史	11
(2) ハルハの政治史	13
(3) モンゴルとチベット仏教との関わり	15
(4) 東部ユーラシア諸勢力との関係からみた清朝の国家像・統治構造	16
第四節 使用史料	16
第五節 本研究の構成	19
第一章 16世紀から17世紀前半のハルハと清朝の登場	24
はじめに	24
第一節 清朝と接触する以前のハルハの状況	24
1. 16世紀から17世紀前半のハルハの構成と勢力関係	24
2. ゲレセンジェの諸子分封以降から清朝と接触するまでにおける ハルハ左翼の動向	28
3. ゲレセンジェの諸子分封以降から清朝と接触するまでにおける ハルハ右翼の動向	29
第二節 清朝とハルハの接触の背景	33
第三節 接触当初の清朝のハルハ政策	35
小結	40
第二章 順治年間における清朝のハルハ政策	42
はじめに	42
第一節 テンギス逃亡事件直後の清朝の軍事行動と事後処理	44
第二節 ハルハ左翼の謝罪とテンギスの降伏	52
第三節 清朝とハルハの妥協的關係の破綻	56
第四節 ハルハの誓約と清朝による進貢の許可 ——右翼の誓約と進貢時期を中心に——	63
小結	69
第三章 康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件直後における清朝のハルハ政策	72
はじめに	72

第一節	17世紀ハルハにおけるトゥシェート＝ハーンの台頭とザサグト＝ハーン 殺害事件……………	74
第二節	ザサグト＝ハーン殺害事件直後におけるハルハ左翼の行動と清朝の対応 ……	76
1.	トゥシェート＝ハーンの行動と清朝の対応 ……	76
2.	清朝によるセツェン＝ハーン，ダンジン＝ラマへの追及とその反応 ……	81
第三節	ハルハからの逃亡者に関する問題……………	84
第四節	逃亡者問題に関する清朝の対応の変化……………	90
小結	……………	94
第四章	フレン＝ベルチルの会盟以降における清朝のハルハ政策……………	98
はじめに	……………	98
第一節	フレン＝ベルチルの会盟……………	100
1.	ハルハのトゥシェート，ザサグト両ハーンの対立と清朝の対応 ……	100
(1)	右翼首長らによるザサグト＝ハーンへの訴訟……………	100
(2)	マンディラの訴訟……………	105
(3)	ハルハ右翼のジノン号問題……………	106
2.	清朝とハルハ左翼の対立 ——ザサグト＝ハーンによる右翼属衆の返還要求を巡って—— ……	108
第二節	会盟直後におけるハルハ左右翼の状況とガルダンのハルハ侵攻 ……	112
1.	ザサグト＝ハーン家以外の右翼首長らの動向 ……	112
2.	ザサグト＝ハーン家の動向……………	116
3.	清朝のハルハ左翼に対する冷遇と両者の対ロシア協力 ……	121
小結	……………	126
第五章	ガルダンのハルハ侵攻以降における清朝のハルハ政策 ——漠南に避難したハルハの問題を中心に——……………	127
はじめに	……………	127
第一節	ガルダンの侵攻直後からウラーン＝ブトンの戦いまでにおける ハルハの状況と清朝の対応……………	130
第二節	清朝とガルダンのハルハを巡る交渉過程……………	144
第三節	ドロソノールの会盟以降におけるハルハ首長らの行動と清朝の対応 ……	147
小結	……………	155
結章	……………	162
第一節	各章の概要……………	162
第二節	全体的総括……………	165
史料・参考文献一覧	……………	169

図表目次

【地図 1】 17 世紀の東部ユーラシア	4
【地図 2】 17 世紀におけるモンゴル諸部	23
【地図 3】 康熙 29 年のガルダンによる漠南侵攻の際の経路	147
【地図 4】 新たに帰順したハルハ首長らが遊牧していたトーラ，ケルレン河 周辺地図	149
【系図 1】 ザサグト＝ハーン位継承順番	14
【系図 2】 ハルハの三ハーンとその他の首長たち	22
【系図 3】 ゲレセンジェの諸子分封	27
【表 1】 ハルハにおけるハーンの生没年と在位年	21
【表 2】 康熙初年におけるハルハから清朝への逃亡者	96
【表 3】 『蒙古堂檔』よりみる康熙 28 年から康熙 30 年におけるハルハの困窮状況	157

凡例

- 本文中の年号は基本的に清朝の年号を用い、初出の場合には（ ）の中に西暦を併記した。
- 満洲語はメレンドルフ方式のローマ字転写、モンゴル語はポッペ方式のローマ字転写を用いた。
- モンゴル人の人名は原則としてモンゴル語の表記から変換して示し、史料の訳文では記されたそれぞれの言語に従い音訳し、（ ）の中にモンゴル語の表記から音訳したものを示した。
- 史料を引用する際、満蒙合璧となっているものは満文から訳出し、注にモンゴル文の所在を示した。
- 本文中で史料を引用する場合、[] は筆者による補記、（ ）は語句の注記、……は中略、下線は強調を意味する。

序章

本論文は、満洲語・モンゴル語の書簡文書を利用して、清朝^①とハルハ＝モンゴル（Mon. Qalq-a）が初めて接触した天聰 9（1635）年から康熙 30（1691）年のハルハの清朝服属を経て、康熙帝が康熙 35（1696）年にジューン＝ガルのガルダン親征に乗り出すまでにおける清朝のハルハ政策を研究対象とするものである。本論文においては、ハルハ内部の勢力関係の実態や清朝への反応を踏まえて分析することで、清朝がハルハに対していかにして統制を及ぼすことができるようになり、東部ユーラシアにおいて圧倒的な主導権を獲得していったのかを解明する。特に、清朝のハルハに対する具体的かつ現実的な対応の変化や関与の過程を、その時々東部ユーラシア情勢を考慮に入れて復元し分析することで、拡大期における清朝の特質を究明する。

第一節 問題の所在

マンチュリア^②から勃興した満洲族の政権である清朝にとって、モンゴルは最大の同盟者であり、帰順したモンゴル諸部は有事の際に兵を供出することが義務付けられ、入関^③前は対明戦や対チャハル戦〔楠木賢道 2009:113-144（初出 1999a）,145-165（初出 2000）〕、入関後は対ジューン＝ガル戦などに動員され〔岡田英弘 2013〕、清朝の軍事力として重要な役割を果たした。また、モンゴル首長層は爵制・儀礼・通婚の側面から満洲宗室と同等の身分を形成し〔岡洋樹 1994〕、モンゴルは軍事的にも制度的にも清朝の中核を構成した。

清朝とモンゴルの関係は、太祖ヌルハチ時代（1588-1626）^④より始まる。16世紀末以降、東部ユーラシアでは明朝の樹立した国際秩序、いわゆる朝貢体制が瓦解に向かい、漢地の沿海部や遼東～マンチュリア、モンゴル高原などの各地で様々な集団が覇権争いを繰り広げていた。そのような中で、元朝の正統であるチャハルのリンダン＝ハーン（在位 1604-1634）は分裂したモンゴル諸部の統一に乗り出すが、かえって多くのモンゴル諸部の反発を招き、特に大興安嶺山麓に遊牧していたホルチンは、マンチュリアから台頭したヌルハチといちはやくチャハルを共通の敵として同盟を結んだ。ヌルハチの後を継いだ太宗ホンタイジの

①清朝が大清国という国号を用いるのは 1636 年以降のことであり、それ以前はマンジュ＝グルン、アイシン＝グルンなどと称していたが、本論文では煩を避けるため大清国建国以前のヌルハチ、ホンタイジ政権についても「清朝」と記すこととする。

②マンチュリアの範囲は時代や研究者によって異なるが、本論文では塚瀬進〔2014:1-6,127 図 2〕の見解に依拠し、北は外興安嶺、黒龍江周辺、南は鴨緑江・図們江以西、西は大興安嶺以東から山海関の北にかけての地域を指すこととする。

③摂政王ドルゴン率いる清朝軍は、順治元（1644）年に明朝が自壊すると、山海関を越えて北京入城を果たした。これを入関という。

④本論文では、ヌルハチ時代を天命元（1616）年のアイシン＝グルン（後金国）の成立からではなく、1588 年のマンジュ＝グルンの成立からと定義する。ヌルハチの勃興からマンジュ＝グルン、アイシン＝グルンを経て、ホンタイジが国号をダイチン＝グルン（大清国）とするまでの経緯は細谷良夫〔1990〕を参照。

時代には、ゴビ砂漠以南に遊牧していたモンゴル諸部（大興安嶺東麓から黄河湾曲部内のオルドスに至るまでの地に遊牧していたモンゴル諸部^⑤）。以下、本論文では漠南モンゴル、あるいは漠南モンゴル諸部などと表記する）が次々にホンタイジに降る。天聰 8（1634）年、チャハルのリンダン＝ハーンが死去し、翌年、その子エジェイがホンタイジに帰順すると、ホンタイジは崇徳元（1636）年、満洲宗室、漠南モンゴル諸部の首長、漢人諸侯に推戴される形で大清皇帝に即位し、国号を大清と改めた。16 世紀末以降、東部ユーラシアの各地で覇権争いが繰り広げられる中、モンゴル勢力が優勢を占めていったが、彼らはリンダン＝ハーンの行動によって混乱に陥り、マンチュリアから台頭した清朝はそれに乗じて勢力拡大を進め、ホンタイジの時代には漠南モンゴル諸部のほとんどを支配下に収めたのであった。その後、清朝は順治元（1644）年に明朝が自壊したことによって山海関を越えて北京入城（入関）を成し遂げると、残るゴビ砂漠以北（以下、漠北と表記する）に遊牧するハルハへ本格的に進出していくこととなる。

ハルハとは漠南モンゴル諸部と同族であり、現在のモンゴル国の母体となった集団である。ハルハは漠北東側の集団である左翼と西側の集団である右翼に分かれ、17 世紀前半にはトゥシェート＝ハーン（Mon. *Tüsiyetü qayan*）、セツェン＝ハーン（Mon. *Sečen qayan*）の称号を有する首長が左翼を、ザサグト＝ハーン（Mon. *Ĵasaytu qayan*）の称号を有する首長が右翼を率いていた〔宮脇淳子 1979〕。ハルハは、崇徳元年にほとんどの漠南モンゴル諸部が清朝に服属した一方で、その後も 50 年以上にわたって事実上の独立を維持していく^⑥。

清朝とハルハの最初の接触は、天聰 9 年にハルハ左翼のセツェン＝ハーンが同じく左翼のトゥシェート＝ハーンとウジュムチン（漠南モンゴル諸部の一つ。当該時期はセツェン＝ハーンの属下にあったが、崇徳 2（1637）年に清朝に帰順）の首長らとともにホンタイジに書簡を送り、駱駝・馬などを献上したことに始まる〔斉木徳道爾吉 1998:13〕〔達力扎布 2011:50〕〔哈斯巴根 2016:110〕。一方、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンが清朝に朝貢を行うようになるのは崇徳 3（1638）年以降のことであった〔烏雲畢力格 2009b:280-284（初出 2008）〕。清朝はハルハと交渉を持った当初には、なおも存続している明朝との戦いに打ち勝つことが当面の課題であったため、ハルハに統制を及ぼそうと徹底的に圧力をかけることはなかった。とはいえ、明朝との戦いに勝利するためには、ハルハが明朝と連携することや、すでに支配下にある漠南モンゴル諸部の動揺を惹起する事態を防ぐ必要があったと考えられる。その上、ハルハは清朝の勢いを恐れ、崇徳 5（1640）年にモンゴル高原よりさらに西に遊牧

^⑤すなわち、『蒙古遊牧記』（1859 年告成）に記されている、内蒙古六盟四十九旗と八旗の末端に連なった帰化城トゥメド、チャハルを指す。

^⑥以下、ハルハを始めとする東部ユーラシア諸勢力と清朝の関係の大まかな流れは、森川哲雄〔1999:400-413〕や岡田英弘〔2013:59-109〕に拠った。ただし、康熙元（1662）年に発生したザサグト＝ハーン殺害事件以降の清朝—ハルハ関係について、これらの研究を参照する際は注意を要する。なぜなら、「第三節 先行研究」で詳述するとおり、Buyandelger〔2000〕によって、ザサグト＝ハーン殺害事件やザサグト＝ハーン位継承順番についての真相が究明され、これまで理解されてきたザサグト＝ハーン位継承順番を修正し、事件以降のハルハの動向を捉え直す必要が生じたからである。

しているオイラド諸部と同盟を結んだため、清朝にとってハルハの動向は決して警戒を怠ることのできないものであったといえる。

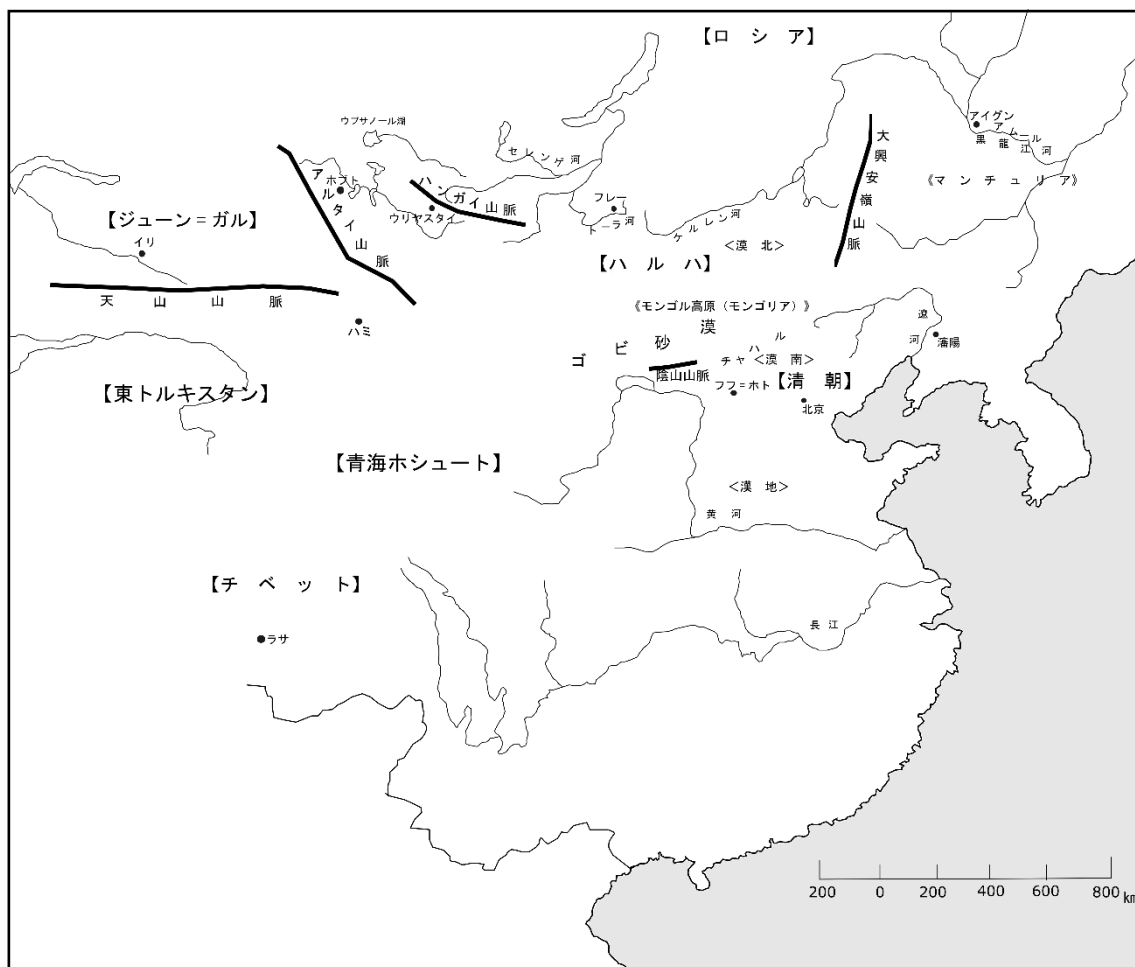
清朝は、前述のとおり順治元年に入関を果たして以降、本格的にハルハと交渉を展開していく。順治 3（1646）年、漠南モンゴル諸部の一つであるスニド部長テンギスがハルハ左翼へ逃亡する事件が発生すると、清朝はこの事件の善後処理や、その後に発生したハルハによる漠南での略奪事件などを巡って幾度となくハルハと交渉を重ね、順治 12（1655）年に朝貢関係を確立させたといわれている〔宮脇淳子 1983:151〕〔斉木徳道爾吉 1998:18-19〕〔張永江 2001:86〕〔達力扎布 2011:62〕。当該時期の清朝とハルハの交渉は漠南での事件や問題を巡って展開しており、清朝は漠南の動揺を防ぐため、腰を据えてハルハ政策に取り組むことが必要となったのである。ただし、当該時期にはすでに明朝が滅んでいたとはいっても、清朝は南明勢力の討伐のため漠地に軍隊を派遣しながらハルハと交渉を行っていたのであり、清朝のハルハ交渉および政策は漠地の戦況に左右されたと考えられる。

康熙年間（1662-1722）に入ると、ロシアやジューン＝ガルの台頭により、清朝にとってハルハ政策の重要性が以前にも増して高まっていく。清朝とほぼ同時期に勃興したロマノフ朝ロシアは、清朝の入関と時を同じくしてアムール河流域に出現し、順治 15（1658）年以降、清朝軍に駆逐されアムール河下流域からいったんは姿を消すものの、康熙初年にはアルバジンに要塞を建設し活動を再開する。康熙帝は康熙 6（1667）年に親政を開始すると、アムール問題を巡って積極的にロシアと交渉を展開していくが、その際、清朝の対ロシア交渉や防衛強化などにおいて鍵となったのがハルハの存在であった。

ところが、ハルハ情勢はロシアの存在が清朝にとって無視できないものとなっていく中で大きく揺れ動く。康熙元（1662）年、ハルハ右翼のエリンチン＝ロブサン＝タイジ（Mon. Lobsang tayiji：第3代アルタン＝ハーン⁷⁾）が宗主のザサグト＝ハーン・グムブ＝ザグ＝ビント＝アハイ（Mon. Gūmbū jay bintü aqai）を殺害する事件が発生した〔Buyandelger 2000〕（本論文では、この事件をザサグト＝ハーン殺害事件と表記する）。これにより、一部のハルハの属衆が清朝支配下の漠南に逃亡したが〔烏雲畢力格 2016〕、ザサグト＝ハーン殺害事件の影響はこれのみに留まらない。多くのハルハ右翼の属衆がハルハ左翼のトゥシェート＝ハーンのもとに逃亡し、やがてトゥシェート、ザサグト両ハーンの対立を引き起こした。このハルハの内紛はジューン＝ガル部長ガルダンの介入も加わり、益々混乱を深める。ガルダンは、康熙 10（1671）年に同母兄センゲの跡を継いでジューン＝ガル部長となると、その後、オイラドの指導権を握り、その上、東トルキスタン（ここでは天山山脈以南のカシュガリアを指す）などを征服し着々と勢力を拡大した。そして、上述のようにハルハで内紛が生じると、ガルダンはハルハにまで自身の影響力を及ぼそうと図り、弱体化していたザサグト＝ハーン家を後援していったのである。

以上で論じた一連のハルハの動向は、清朝にとって単なるハルハの内部抗争として片づ

⁷⁾アルタン＝ハーンとはハルハ右翼ホトゴイト部長 3 代にわたる称号である。詳細は若松寛〔1978a；1978b〕を参照。



【地図1】17世紀の東部ユーラシア

出典：譚其驤 [1987:3-4] をもとに作成。

けられる問題ではなく、ハルハと隣接する漠南にまで混乱を及ぼしかねない上に、当該時期にアムール問題を巡ってロシアと交渉を展開していた清朝にとって、放置することのできない現実的な問題であった [宮脇淳子 1979:123] [吉田金一 1984:189]。そこで、康熙帝はハルハの内紛を調停するためにモンゴル人に多大な政治的影響力のあるチベットのダライ＝ラマ 5 世に協力を呼びかけ、康熙 25 (1686) 年にフレン＝ベルチル (Mon. Kūreng belčir) で講和会議を開いた。清朝は対ロシア戦を控え、モンゴルの動揺を避けるためガルダンの懐柔に努めてきたが、フレン＝ベルチルの講和会議以降、ハルハ左翼のトゥシェート＝ハーンとガルダンの対立はかえって激しさを増していった [吉田金一 1984:185-186]。そして、ハルハは康熙 27 (1688) 年にガルダンの侵入を招き、漠南に逃げ込み清朝に保護を求める事態となった。これにより清朝は康熙 30 年にハルハに臣下の礼をとらせ、その後、康熙帝の 3 回の親征によりガルダンを滅ぼし、ハルハの地である漠北を奪還するのである。

ここで、繰り返しになるが東部ユーラシア情勢を踏まえながら清朝—ハルハ関係の歴史

的展開を網羅的に確認する（17 世紀の東部ユーラシア情勢については【地図 1】を参照）。特に、清朝がその時々に応じてどのような勢力を注視しながら、ハルハ政策を展開していったのかについて整理し、ハルハ政策を理解する上で重要な要素を指摘したい。16 世紀末以降、東部ユーラシアの各地で勢力争いが勃発し旧来の秩序が変動していく中で、清朝はマンチュリアを統合し、漠南を支配下に収め、さらに入関を果たすと、南明勢力と戦争を展開するとともにハルハと交渉を進めていった。順治年間（1644-1661）以降、ハルハの動向が頻繁に漠南に動揺を与えていたことからわかるとおり、清朝は、なおも事実上の独立を保っていたハルハを、漠南の安定のため政治的影響下に置く必要があったのである。

さらに、清朝は、康熙年間に入り積極的にロシアとの交渉に乗り出すこととなると、対ロシアでの協力関係を取りつけることを念頭にハルハ政策を展開し、ハルハで内紛が生じジュン＝ガルがそれに介入すると、自らが主導して東部ユーラシア情勢の安定を図るため、ダライ＝ラマ 5 世に協力を促しハルハの内紛に介入していった。そして、ハルハが康熙 27 年にジュン＝ガル部長ガルダンの侵入を招き、清朝支配下の漠南に逃げ込んでくると、康熙 30 年にハルハを正式に支配下に収めた。これ以降、東部ユーラシアは清朝、ジュン＝ガル、ロシアの三帝国とチベットが並立する時代となるが、清朝とロシアの紛争はハルハの清朝服属後、収束に向かい〔柳澤明 1989〕、両者の交渉は清朝が主導権を握るに至った。一方、ジュン＝ガル情勢はガルダンのハルハ侵攻直後に、彼の甥のツェワン＝ラブタンが内紛を起こしたため混乱に陥り、ガルダンの勢いは陰りを見せた。さらに、ハルハが清朝に服属しガルダンが清朝の公式の敵となると、ガルダンと密接な関係にあったダライ＝ラマ政権でさえも、ガルダンの前途を危惧し、対ガルダンで清朝と協力関係にあったツェワン＝ラブタンのジュン＝ガル部長としての地位を承認したのであった。清朝はハルハの服属により、漠北がなおもガルダンの手中にあるといえども、東部ユーラシアにおいて圧倒的優位性を獲得したのである。

ついで、康熙帝はガルダンから漠北を奪還するため、3 回にわたる親征を経て康熙 36（1697）年についてガルダンを滅ぼす。そして、その後、清朝は約 60 年にわたってジュン＝ガルと和戦を展開し、最終的にジュン＝ガルを征服するに至り、全盛期を迎える。このように清朝は、当初は漢地や漠南、康熙年間以降は漠南に加え、ロシア、ジュン＝ガル、チベットなどの東部ユーラシア情勢を留意しながらハルハ政策に取り組んでいたのである。それゆえ、清朝のハルハ政策は、清朝支配下の漠南を含めた東部ユーラシアの様々な集団・勢力との関係性の中で捉えなければならない。

以上より、17 世紀における清朝のハルハ政策を検討して、ハルハが清朝の支配下に入る歴史的経緯を明らかにすることは、清朝が東部ユーラシアにおいて主導権を握るに至る経緯を理解する上で決定的に重要な位置を占める。ところが、清朝のハルハ政策や両者の関係を扱った先行研究では、順治末年に清朝とハルハの間に朝貢関係が確立して以降、清朝がハルハ政策に積極的に取り組んでいくのは、漢地支配が確立する康熙 20（1681）年の三藩の乱鎮圧以降と理解され、それ以前に関しては両者が朝貢関係にあったことが指摘されるの

みで、特に俎上に載せられることはなかった。だが、前述のとおり康熙 20 年以前においても、ハルハの動向が清朝支配下の漠南モンゴル諸部にまで影響を及ぼしていたことを考慮に入れた場合、清朝はハルハをある程度、統制する必要があっただろう。また、この時期の対応は康熙 20 年以降のハルハに対する積極的関与と当然、連続性を有すると考えられる。したがって、康熙 20 年以前に関しても清朝がハルハにどのような政策を展開していたのかを検討する必要がある。

一方、康熙 20 年以降に関しては、清朝の漠地支配が確立したことに加え、東部ユーラシア情勢が激動し、ロシアやジュン＝ガル、さらにはダライ＝ラマ政権との関係と連動してハルハ問題が顕在化したことから、研究者の注目を集めてきた。ただし、先行研究では、清朝とハルハ左翼の良好な関係を前提として、清朝がハルハの内紛に介入していく過程が論じられてきた。しかしながら、東部ユーラシアには様々な勢力が割拠し、それぞれの思惑が交錯する中でハルハ政策が展開されていたことを踏まえると、両者が良好な関係にあったと理解されてきたことを無条件に受け入れることはできない。よって、従来の認識にとらわれることなく、清朝の対応および関与やそれに対するハルハ側の反応について、具体的に検討する必要がある。さらに、ガルダンのハルハ侵攻以降に関しては、清朝がガルダンからハルハを保護していたことが論じられるものの、当該時期において、ハルハの属衆が漠南に遊牧しているといった特殊な状況下にあったことを十分に踏まえた分析は見られない。ハルハの属衆はガルダンの攻撃を受け混乱状況にあったのであり、漠南の動揺を防ぐために彼らをどのように統制していったのか、といった視点から検討すべきだろう。

こうした先行研究における問題点の大きな原因は、当時、史料の公開が進んでおらず、圧倒的に情報量が不足している編纂史料のみを利用するしかなかったことが挙げられる。だが、2000 年代前半以降、史料状況が大幅に改善し『清内秘書院蒙古文檔案匯編』（2003 年刊行）、『清内閣蒙古堂檔』（2005 年刊行）、『清朝前期理藩院滿蒙文題本』（2010 年刊行）などの清朝の檔案史料が続々と刊行されたことにより、清朝のハルハ政策の推移のみならず、ハルハ側の対応や動向に関して詳細に跡付けることが可能となっている。けれども、以上のような新出史料を利用し、康熙 20 年以前の清朝のハルハ政策の過程を扱った研究は、いずれも順治末年に清朝とハルハが朝貢関係を確立させるまでの過程を経済的な視点から、あるいは朝貢関係の枠組みの中で論じたものであり〔斉木徳道爾吉 1998〕〔達力扎布 2011〕、まだ緒に就いたばかりといえるだろう（斉木徳道爾吉〔1998〕、達力扎布〔2011〕と本論文との視点の違いなどについては「第三節 先行研究」で詳述する）。また、康熙 20 年以降に関しては、今までほとんど不明であったハルハの内部状況やジュン＝ガル、チベットとハルハの関係などが明らかにされつつあり〔Buyandelger2000〕〔烏雲畢力格 2009a（初出 2008）；2009c（初出 2007）〕〔阿音娜 2013〕〔前野利衣 2017a；2017b〕、次なる課題として、それが清朝のハルハ政策とどのように関連していたのかを分析することが求められる。

以上の問題意識に基づいて、本論文は清朝とハルハの間で往復した書簡文書を利用し、清朝のハルハに対する対応や関与の過程を復元し分析する。清朝がハルハに政策を展開して

いく過程において、ハルハは当然ながら抵抗、協調、服従など、その時々的情勢に応じた反応をとっていたはずである。そのため、清朝は意図した反応や結果が得られず、政策の修正や変更を強いられる場合もあっただろう。政策の在り様は、当然ながらこのようなその時々具体的な現実的な対応や問題への関与の仕方の変化・推移を分析することで明らかになるものである。そのため、本論文ではハルハに対する清朝の対応の変化や関与の過程を丹念に追い、ハルハ側の反応や働きかけに関しても分析を加えることで、清朝のハルハ政策を解明していく。

第二節 研究目的と方法

当該時期はハルハが清朝服属前ということもあり、清朝がハルハに対して絶対的な強制力や拘束力を持っていたわけではなく、両者の間に政治的事件や問題が生じると、主に交渉によって自身の見解を主張しなければならなかった。ただし、一度のみではあったが武力に訴える場合もあったし、漠地支配を確立した康熙中葉以降になると、交渉が展開されるというよりは、清朝がハルハに対して一方的な措置をとるようになっていく。このように清朝は交渉を主体としながら様々な手段・方法で事態の鎮静化、解決を図っていった。本論文は以上のような清朝とハルハの間に問題が生じた際における清朝の対応や関与の過程に着目し、清朝のハルハ政策の展開を解明するものである。17 世紀における清朝のハルハ政策や清朝―ハルハ関係を扱う研究では、ハルハの自律性が強調され、ハルハが清朝に服属したことに関しても、あくまでガルダンとの戦いに敗れた結果として捉えられる。確かに、17 世紀におけるハルハは清朝服属前であり、清朝がハルハの社会や政権内部にまで介入することができなかったことは事実である。だが、ハルハの動向は常に東部ユーラシア情勢に影響を与え、さらに清朝もこのような情勢を注視してハルハ政策を展開しており、清朝主導で東部ユーラシアの安定を図るために、どのようにハルハを統制していったのかという視点から清朝のハルハ政策を分析する必要があると考えられる。その一方で、ハルハ側が清朝の働きかけに対して少しでも有利となるような対応をとるのもまた当然であり、清朝が常に自身の意図どおりハルハ政策を展開することは困難であったと考えられる。このようなハルハ側の政治的思惑や情勢の分析も行うことで、清朝のハルハ政策を複眼的に捉え、清朝が容易ではないながらも、ハルハに影響力を強めていく様相を描出することが本論文の研究目的である。

つづいて、本論文の研究方法について改めて述べる。本論文の目的は上述のように清朝のハルハ政策の実態に迫ることであり、そのため清朝とハルハの間で交わされた書簡文書を利用して、ハルハに対する清朝の対応や関与の過程を分析し、清朝のその意図を明らかにすることが重要である。その際に利用するのが、「第四節 使用史料」で詳述する清朝とハルハの間で往復された満洲語・モンゴル語で記された文書史料である。17 世紀のハルハは清朝の服属下にあったわけではなく、清朝はハルハと書簡を交わすことによって自身の見解を

示したり、要求をのませようと交渉を展開していった。よって、文書史料を用い、服属下でないハルハに清朝がどのような立場で統制を及ぼそうと政策を展開していったのかを明らかにする。

さらに、清朝の対応や関与の在り方を明らかにするのみではなく、ハルハ側の対応にも考察を加える。そのためには、上述した満洲語・モンゴル語で記された文書史料を利用することが欠かせない。清朝の檔案史料ではあるが、ハルハの首長自らが清朝皇帝に宛てた書簡も多く含み、交渉のため送付されたものであり、その内容には様々な思惑をはらんでいるとはいえ、清朝の対応に対するハルハ側の反応や、働きかけを明らかにすることが十分可能である。

清朝のハルハ政策の分析を行う際に留意すべきは、清朝支配下の漠南の動向である。ハルハと漠南モンゴル諸部は同族である上に、地理的に隣接しており、度々互いに影響を与えた。前節でも論じたとおり、清朝にとって漠南の安定は、東部ユーラシアの様々な勢力と対峙していくために肝要な問題であったといえる。そのため、清朝にとっての漠南の意義を十分考慮しながらハルハ政策の背景・意図を考察する。

また、多方面における東部ユーラシア諸勢力との関係性にも常に配慮する。清朝のハルハ政策は、前述のとおり清朝支配下の漢地、漠南のみならず、ロシア、ジューン＝ガル、チベットといったその時々々の東部ユーラシア情勢と密接に関わりながら展開し、また、ハルハの動向も東部ユーラシア情勢に左右されていた。よって、清朝の政策の背景にはいかなる事情があったのかを、可能な限り東部ユーラシア情勢を踏まえて考察することも同時に行う。

そして、以上のような研究方法を用い、天聰9年から康熙35年の康熙帝によるガルダン親征直前までといった、60年以上にもわたる清朝のハルハ政策の推移・変化を一貫してみていく。2000年以降、史料の出版に伴い、特に中国において清朝―ハルハ関係に関する研究が盛んに行なわれるようになった。とはいえ、中国での研究は歴史的な重大事件・出来事に着目する傾向にあり、ハルハが清朝に服属するまでの過程を扱った研究はあるものの、一つ一つの事件における清朝の対応を、清朝の交渉や政策の推移の中に位置づけようとする視点が欠けている。これに対して、筆者はその時々々の推移した状況を連続的・総体的に捉え、清朝が何を重視しハルハ政策に取り組んでいたのかを明らかにする。

このような研究を進めることによって、17世紀における清朝のハルハ政策の実態を解明することがはじめて可能になる。さらには、朝貢関係、通好関係の枠組みで捉えられる清朝のハルハ政策を捉え直し、それにより清朝が東部ユーラシアにおいて主導権を握る上で、ハルハ政策の展開が重要な意義を有していたことに加え、拡大期における清朝の特質を明らかにすることができるだろう。

最後に、本論文で研究対象とする時代について説明する。14世紀後半以降、東部ユーラシアはモンゴルと明朝が対峙し、16世紀に入ると、明朝の打ち立てた国際秩序の崩壊が進み、次第にモンゴル優勢の情勢となっていた。そのような中で、マンチュリアを統合した清朝は、漠南モンゴル諸部を傘下に収め、明朝滅亡後の漢地を平定し、そして、漠南が支配

下に入った後もモンゴル高原で事実上の独立を維持し続けていたハルハをついに、服属下に置く。これにより、16世紀以降の東部ユーラシアにおけるモンゴル優勢の状況が、完全に清朝優勢となり、全モンゴルを支配下に収めた清朝は、その後、西北へと進出していくのである。そのため、清朝のハルハ政策を、16世紀以降の東部ユーラシアにおける秩序分裂から、それを清朝が統合していく過程の中で捉える必要があると考えられる。そこで、本論文は清朝とハルハが接触する以前のハルハの状況から説き始める。そして、太祖ヌルハチが1588年にマンジュ五部を統一したのち、西隣のモンゴル諸部と接触してから、崇徳元年に太宗ホンタイジがほとんどの漠南モンゴル諸部を支配下に収めるまでの過程を踏まえた上で、清朝とハルハの最初の接触である天聰9年から康熙30年のハルハの服属を経て、康熙帝がガルダン親征に乗り出す直前までの時期を検討していく。

また、研究対象時期をハルハの服属後である康熙帝のガルダン親征直前までとするのは、以下のような理由からである。従来の研究では、康熙30年にハルハが正式に清朝の支配下に入ったものの、清朝が漠北をガルダンの手から奪還するのは、康熙帝の3回にわたる親征後である康熙36年であるため、これをもって清朝が名実ともにハルハを支配下に収めたと捉えられている。だが、清朝は漠北がガルダンに蹂躪されているといえども、ガルダン親征直前までにハルハの支配体制を整え、概ねハルハの掌握・統合を完了していたと考えられる。なぜなら、清朝は本論文で具体的に明らかにするように、漠南の混乱を回復するためハルハを保護した直後から、ハルハに支配秩序を導入しハルハの統制を図る必要があったからである。さらに、康熙帝が3回にわたる親征からガルダンを滅ぼしハルハの地を奪還するまでの時期は、清朝とガルダンが戦争状態にあり、清朝はハルハに対してこれまでとは次元の異なる政策あるいは対応を進めていったと考えられるため、別に検討を要する。よって、本論文では康熙帝のガルダン親征直前までを扱うことにする。

第三節 先行研究

2000年以降、中国第一歴史檔案館の利用が益々容易になるとともに、檔案史料の出版が進み、それに拠った研究が活発化している。そこで、本節では本論文と関連のある先行研究に関して、檔案史料の出版以前と以後に分け、問題点や本論文との視座の違いを論じていく。具体的には、まず、檔案史料の出版以前における清朝—ハルハ関係史に関する研究について論じ、つづいて、檔案史料の出版以降における研究を(1)清朝—ハルハ関係史、(2)ハルハの政治史、(3)モンゴルとチベット仏教との関わり、(4)東部ユーラシア諸勢力との関係からみた清朝の国家像・統治構造の4つに大別して整理していく。なお、当時、未刊行であった檔案史料を利用した研究に関しては、便宜的に檔案史料の出版以後における研究に分類した。

1. 檔案史料の出版以前における研究——清朝—ハルハ関係史——

17 世紀における清朝—ハルハ関係に関する先駆的な研究としては、清朝服属前のハルハの状況を検討した宮脇淳子〔1979〕がある。宮脇氏は当該時期のハルハが左右翼に分かれていたこと、ハルハ左翼が服属前から清朝と密接な関係にあったこと、ハルハはジューン＝ガルのガルダンの侵攻によって算を乱して逃亡し、清朝に保護を求めたことを論じている。また、宮脇淳子〔1983:151〕では、清朝が順治 12 年にハルハの首長らに対してザサグの称号を授け進貢額・賞賜額を規定した経緯を説明し、これにより、ハルハは清朝の同盟国となったと論じている。さらに、遊牧民の誕生からモンゴル国までのモンゴルの歴史を扱った宮脇淳子〔2002〕は、その中で清朝—ハルハ関係に言及する際、順治 12 年にハルハは清朝の「朝貢部族」となったとし〔宮脇淳子 2002:184〕、それ以降については、17 世紀末にハルハで内紛が生じると、清朝は対ロシア関係からハルハの内紛を憂慮して、康熙 25 年にフレン＝ベルチルで会盟を開くも、ガルダンのハルハ侵攻を招いてしまったと述べる〔宮脇淳子 2002:198-199〕。このような宮脇氏の一連の研究によって、17 世紀の清朝とハルハは朝貢関係にあり、特に、清朝とハルハ左翼が友好関係にあったといった見解が研究者の間で基本的に引き継がれていった。しかし、以上の見解は、対ロシアで清朝とハルハ左翼が共同歩調をとっていた側面のみから導き出されたものといえる。

岡洋樹〔2007a:75-90（初出 1993）〕は、主に『実録』を利用して、清朝が順治 12 年にハルハに八ザサグを授与する過程とそれ以降、康熙 31（1692）年までのザサグの変遷を跡付け、順治 12 年の八ザサグ授与は清朝がハルハに進貢額・賞賜額を定めたにすぎなかったこと、順治 12 年以降、清朝はハルハ側の要求に沿ってザサグを調整していったことを論じている。一般に、ザサグとは清朝の支配下に入ったモンゴル首長層に、一旗を管理する長として清朝から与えられる称号であると理解されている。けれども、岡氏の研究によって、清朝服属前のハルハに授けられたザサグは、両者の関係におけるハルハ側の代表者・責任者程度の意味であることが論証され、ハルハは自律性を持って清朝と交渉にあたっていたことが示されたといえる。ただし、岡氏の研究は、ザサグ授与が清朝のハルハ政策の推移のなかでどのような位置を占めていたかについて明らかにすることを主目的とし、『実録』や『御製親征平定朔漠方略』の記事において、順治 12 年のザサグ授与が進貢額を定めるという文脈で語られていることに着目して^⑧、ハルハが朝貢を開始した天聰 9 年以降の両者の関係を追っている。そのため、両者の交渉過程を論じる際、ザサグや進貢に関する以外の清朝の対応について、十分な分析を行っていない。

また、張永江〔2001:第 2 章〕は、漠南モンゴルのチャハルやトゥメド、漠北のハルハ、オイラドのジューン＝ガル、ホシュートなどの各集団と清朝との関係やそれらの集団が清朝に服属した経緯を論じ、その中で、ハルハが清朝に服属するまでの時期を大きく 4 つに分

^⑧ 『聖祖実録』巻 95、順治 12 年 11 月 21 日（辛丑）の条（漢文）、『御製親征平定朔漠方略』巻 1、康熙 16 年 10 月 11 日（甲寅）の条（漢文）。

けて説明している。すなわち、(1) ハルハの朝貢が始まる天聰 9 年から順治 3 年のテンギス逃亡事件によって清朝とハルハ左翼が軍事衝突を引き起こすまでを、互いに衝突と対立を繰り返す時期、(2) テンギス逃亡事件を巡る交渉が始まる順治 4 (1647) 年から順治 12 年に清朝がハルハにザサグを授け進貢を許可するまでを、清朝が次第に譲歩し両者の関係が修復していく時期、(3) 順治 12 年から康熙 27 年のガルダンのハルハ侵攻によってハルハが清朝に保護を求めるまでを、名目的な従属関係を形成していた時期、(4) 康熙 29 (1690) 年以降を、清朝の支配下に入り外藩の漠南モンゴル諸部と同様に藩部⁹⁾を構成する時期としている。だが、張永江氏は広範な藩部の形成過程や政治体制の全体像の提示を目的としており、ハルハを始め、一つ一つの集団・地域の動向や清朝との関係について詳細な分析を行っていない。

以上の先行研究からは、清朝とハルハが互いに自律性を持って交渉にあたり、比較的良好な関係にあったことが窺える。しかし、第一節や第二節で論じたとおり、ハルハの動向は漠南のみならず、ロシア、ジュン=ガル、チベットといった東部ユーラシア情勢に影響を与えていたことを踏まえると、清朝はハルハに対して自律性を認め協調・協力関係を築くだけでなく、統制する必要性を認識し圧力を加えることもあったと考えられる。よって、流動的な内外の情勢を注視しながら、様々な問題が生じた際の清朝の働きかけや、それに対するハルハ側の対応を分析することで、清朝のハルハ政策の特徴やその変化、背景を明らかにする必要がある。

2. 檔案史料の出版以後における研究

(1) 清朝—ハルハ関係史

檔案史料を利用し、清朝とハルハの交渉でのやりとりを考察した研究としては、当時、未刊行であった中国第一歴史檔案館所蔵の「蒙文老檔」⁽¹⁰⁾を利用して崇徳 5 年から順治 16 (1659) 年に至るまでの清朝—ハルハ関係を検討した齊木徳道爾吉 [1998] がある。齊木徳道爾吉氏の研究によって当該時期における清朝—ハルハ関係のある程度、詳細な推移が明らかになったものの、事実を列挙するのみで、交渉における両者の複雑な政治的駆け引きの

⁹⁾モンゴルを始め、青海、チベット、新疆などから構成される。これらの地域では、従来の首長らが清朝から爵位を授かり、統治をまかされていた。

⁽¹⁰⁾「蒙文老檔」は 1996 年 12 月 13 日に日本大学で行われたシンポジウム「清朝史料の世界」における成崇徳氏が行なった口頭発表で、初めて日本に紹介された [石濱裕美子 2001:155-156, 注 (1)]。その後、石濱裕美子 [2001:143-225] は「蒙文老檔」に収録されているチベット関連の文書を利用して清朝、チベット、モンゴルがチベット仏教の世界観を共有していたことを論じている (詳細は本文 15 頁を参照)。「蒙文老檔」中のダライ=ラマ 5 世に関する文書史料は『清初五世達賴喇嘛檔案史料選編』中国蔵学出版社、2000 年に漢訳して収録されている。池尻陽子 [2018:41, 注 4] は、『清初五世達賴喇嘛檔案史料選編』中の「蒙文老檔」を典拠としている文書と同内容のものが『清内秘書院蒙古文檔案匯編』にも収録されていることから、「蒙文老檔」は 2003 年に刊行される際に『清内秘書院蒙古文檔案匯編』と改称されたのではないかと推測している。『清内秘書院蒙古文檔案匯編』の詳細は「第四節 使用史料」を参照のこと。

実態にまで迫った分析は行われていない。

既述の如く、近年では、2003年に『清内秘書院蒙古文檔案匯編』、2005年に『清内閣蒙古堂檔』、2010年に『清朝前期理藩院滿蒙文題本』といった中国第一歴史檔案館所蔵のモンゴル文・満文檔案史料が続々と刊行され、それまでは研究者が檔案館に足を運ばなければ閲覧することのできなかった檔案史料が容易に利用できるようになったため、これらの史料を利用した研究が活発化している。黒龍 [2013:38-59 (初出は黒龍, 海純良 [2008])] は、ガルダンのハルハ侵攻以降のハルハを巡る清朝とガルダンの交渉過程を中心に検討したものであるが、『清内閣蒙古堂檔』を利用し、ハルハの清朝服属までの過程にも分析を加えている。達力扎布 [2011] は、『清内秘書院蒙古文檔案匯編』を利用し、ハルハが朝貢を開始した天聰9年から順治年間に清朝がハルハの進貢を許可するまでの、清朝とハルハの交渉過程を跡付け、ハルハが順治末年に清朝の要求に応じた要因を、漠地の「経済貿易関係」を保持するためとするハルハ側の視点に立った重要な見解を提示した。また、哈斯巴根 [2015; 2016:108-130] は『清内秘書院蒙古文檔案匯編』を利用して、清朝がハルハとの間に朝貢関係を確立するまでの過程を再検討し、清朝はハルハに対して順治7(1650)年に九白の貢⁽¹⁾を制定し、翌年には一部のハルハ首長が九白の貢を納めるようになるが、一時中断し、ハルハによる九白の貢の納付が確立するのは、順治末年にハルハ左右翼がそれぞれ清朝と誓約を締結した後であることを論じている。

以上の研究は、檔案史料を利用して、時系列に沿って清朝とハルハの交渉過程を跡付けているものの、順治末年に清朝とハルハの間に朝貢関係が確立したとして、それ以降について、清朝は康熙中葉以降、ハルハの内紛が激化して初めてハルハに介入の手を伸ばしていったと捉える点において既存の研究の域を出ていない。清朝がその時々内外情勢を把握してどのような政策判断を下していったのか、また、そこにはどのような意図・背景があったのか、をハルハの動向を十分に踏まえた上で検討する必要があるだろう。

また、個別的な研究として、順治3年のテンギス逃亡事件を扱った斉木徳道爾吉 [2002]、順治12年のハルハに対する清朝の対応に焦点を当てた宋瞳 [2013a (初出2011); 2013b (初出2012)]、ハルハ右翼のジノン号問題に対する清朝とダライ＝ラマ5世の対応を分析した阿音娜 [2013] などがある。ただし、これらの研究は特定の時期、事件を扱うにとどまっており、そこにおいて明らかになった事実を、清朝の交渉や政策の推移の中に位置づけていく必要がある。なお、これらの論考については、本論の各章においてその都度、問題点や本論文との視点の相違を指摘する。

⁽¹⁾ハルハには毎年、清朝に8匹の白い馬と1匹の白い駱駝である九白の貢を納める義務があった。編纂史料には崇徳3年に九白の貢が制定され、ハルハ三ハーンが納付した内容が記されているが(『欽定外藩蒙古回部王公表伝王公表伝』巻45、伝第29、喀爾喀土謝図汗部総伝(漢文)、『蒙古遊牧記』巻7、外蒙古喀爾喀四部総叙(漢文)、『皇朝藩部要略』巻3、外蒙古喀爾喀部要略一(漢文))、哈斯巴根 [2015; 2016:108-130] は『清内秘書院蒙古文檔案匯編』を利用し新たな見解を提示した。

(2) ハルハの政治史

ハルハの政治史に関する研究としては、まず、当時、未刊行の『清内閣蒙古堂檔』を利用し、康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件の真相とその影響を分析した Buyandelger [2000] がある。Buyandelger [2000] は、康熙元年に第3代ザサグト＝ハーン・ノルブ (Mon. Norbu) の弟で、当時ザサグト＝ハーン位にあったグムブ＝ザグ＝ビント＝アハイがロブサン＝タイジに殺害され、彼の死後、ノルブの子ワンチュク (Mon. Wangčuy) がハーン位を継いだがついに死去し、その後、弟のチェンブン (Mon. Čenbün) がハーン位を継承したといった見解を提示した。しかしながら、従来の研究では、このザサグト＝ハーン殺害事件とその後のザサグト＝ハーン位継承順番について、『欽定外藩蒙古回部王公表伝』や『皇朝藩部要略』などの清朝の編纂史料を根拠に、康熙元年にロブサン＝タイジに殺害されたザサグト＝ハーンはノルブの子ワンチュクであり、彼の死後チュー＝メルゲン⁽¹²⁾なる人物がハーン位を継ぐもののしばらくして廃位され、ワンチュクの弟であるチェンブンが代わってザサグト＝ハーンとなったと理解されてきた⁽¹³⁾。Buyandelger [2000] の見解は従来の理解を覆すものであり、ザサグト＝ハーン殺害事件以降における清朝―ハルハ関係の推移の理解に大きく関わるため、以下で彼の研究成果について詳細に説明する(ザサグト＝ハーン位継承順番に関する従来の理解と、Buyandelger [2000] の見解については【系図1】を参照)。

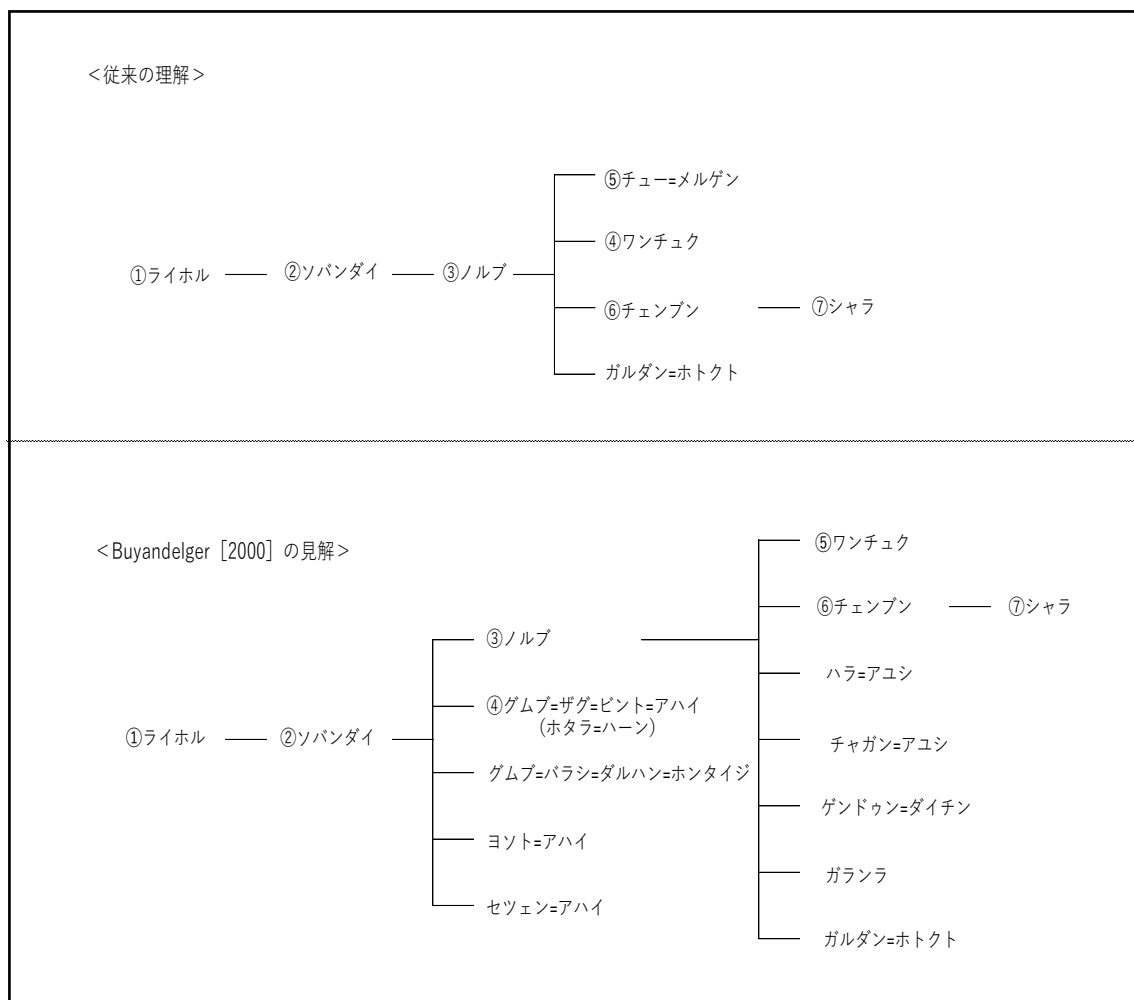
まず、ロブサン＝タイジに殺害されたザサグト＝ハーンが、ワンチュクではなくグムブ＝ザグ＝ビント＝アハイとする Buyandelger [2000] の根拠は以下のとおりである。Buyandelger [2000:54-57] は『清内閣蒙古堂檔』所収のハルハ左翼トゥシェート＝ハーン⁽¹⁴⁾の書簡⁽¹⁴⁾に「ホタラ＝ハーン」なる人物がロブサン＝タイジに捕えられたと明記されていること、さらに、『ダライ＝ラマ五世伝』の水虎年(康熙元年、1662年)9月21日の条に、ザサグト＝ハーン・ノルブの弟がロブサン＝タイジに殺害されたとあることを指摘した。その上で、『アサラクチ史』を利用して、ノルブにはグムブ＝ザグ＝ビント＝アハイ、グムブ＝バラシ＝ダルハン＝ホンタイジ (Mon. Gūmbū brasi darqan qung tayiji), ヨソト＝アハイ (Mon. Išar yoyutu aqai), セツェン＝アハイ (Mon. Tašar sečen aqai) という4人の弟がいることを明らかにした。そして、この4人中グムブ＝ザグ＝ビント＝アハイの名のみが、上述の「ホタラ＝ハーン」の記載があったトゥシェート＝ハーン⁽¹⁴⁾の書簡に現れないことから、「ホタラ＝ハーン」をグムブ＝ザグ＝ビント＝アハイと比定している。

さらに、上述のトゥシェート＝ハーン⁽¹⁴⁾の書簡等には、Buyandelger [2000:52-53] が指摘す

(12)チュー＝メルゲンはハルハの首長が記したモンゴル年代記である『アサラクチ史』の系譜に全く登場せず、存在が疑わしいことは既に宮脇淳子 [1983:188-189, 注130] で指摘されている。なお、『アサラクチ史』については「第四節 使用史料」を参照のこと。

(13)『欽定外藩蒙古回部王公表伝』巻61, 原封扎薩克汗和碩親王策旺扎布列伝(漢文), 『皇朝藩部要略』巻3, 外喀爾喀部要略1(漢文)。

(14)「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6, 康熙26年檔冊, No.6, 18-28頁(モンゴル文), No.58, 182-199頁(満文)。



【系図 1】 ザサグト = ハーン位継承順番

注：丸数字はザサグト = ハーン位継承順番である。ただし、ザサグト = ハーンの称号を用いるようになるのはソバンダイ以降であるが、ライホルは、ハーンを称していたのでここでは初代として記した。

るとおり、トゥシェート = ハーンらがロブサン = タイジを討伐してワンチュクをハーン位に据えたこと、程なくしてワンチュクが死去するとジューン = ガルのセンゲの後ろ盾のもと、チェンブンがハーン位を継承したことがはっきりと記されており、彼の見解は妥当であると考えられる。よって、本論文では Buyandelger [2000] が新たに示したザサグト = ハーン位継承順番に従い、清朝の政策やハルハの動向を検討していく。

また、Buyandelger [2000:57-62] は清朝のハルハ政策についても論及し、清朝はハルハに対して漠南モンゴル諸部と同様に盟旗制を施行し、統制しようと早くから思案し、戦争でもってその目的を達成しようとはしなかったものの、常に政治・経済的側面から圧力を加え、時には軍事的脅威を与えていたとする。そして、康熙元年のザサグト = ハーン殺害事件がハルハ右翼の衰退とハルハ左右翼の内紛を引き起こし、清朝が友好的にハルハを支配下に収

める絶好の機会を与えたと論じている。ただ、この見解は、檔案史料を用い具体的な事例に基づいて検証されたものではない。また、清朝がハルハを支配下に置くことを前提としているためか、そもそもなぜ清朝がハルハを統制しようとしていたのか、といった清朝の政策意図について論及していない。本論文は清朝のハルハ政策が何を目的として、どのように推移・展開していったのかを具体的に究明する。

さらに、檔案史料の出版以後の研究で、ハルハの政治史を扱ったものとしては、ハルハに3人のハーンそれぞれが最初に登場した経緯と、その当時のハルハの状況を論じた烏雲畢力格 [2009a (初出 2008)], セツェン=ハーン位の変遷を分析し、康熙帝によるセツェン=ハーン位承襲問題への介入と、それに対するハルハ左翼の反応を分析した烏雲畢力格 [2009c (初出 2007)], 17 世紀におけるハルハ右翼の権力構造を論じた前野利衣 [2017a] がある。本論文はこれらの研究成果で明らかになったハルハの動向を、清朝のハルハ政策の中に位置づけて考察していく。

なお、ハルハの政治史に関する研究ではないが、最近の研究の動向としては、理藩院（モンゴルを始めとする外藩・藩部の事務を担当する清朝の官庁。詳細は 17-18 頁を参照）を扱った論文を掲載した論文集が出版されている。この論文集に収録されている論文は、前述した『清朝前期理藩院満蒙文題本』等の新出史料を利用し、理藩院の形成過程やその特質、理藩院と礼部の違いなどに着目して、制度的側面から清朝の藩部統治を論じるものであり（例えば、Chia Ning [2017a:43-69 ; 2017b:144-184], Pamela Kyle Crossley [2017:92-115] など）、本論文が主目的とする具体的な清朝のハルハ政策の展開や、両者の交渉過程を分析するものではない。

(3) モンゴルとチベット仏教との関わり

清朝のハルハ政策や清朝—ハルハ関係を理解する上で重要視されるのが、チベット仏教の存在である。16 世紀後半にトゥメドのアルタン=ハーンによってモンゴルへ再度、取り入れられたチベット仏教が当該時期に隆盛を極め、チベット仏教の政治的影響力がハルハの政治や権力構造に深く関わっていたことが明らかにされている [石濱裕美子 2001] [金成修 2006] [ハ斯巴根, 阿音娜 2009] [胡日查 2012 ; 2013] [前野利衣 2017b]。

なかでも、石濱裕美子 [2001:201-225] は、満洲語・モンゴル語・チベット語といった多言語史料を利用して、形式外交上、チベット・モンゴル・清朝の三者間において「ダライ=ラマの教えに基づく政治を行う」ことを善とする「仏教政治」思想を共有していたという新たな見解を提示した。石濱氏の研究は、清朝とチベット、モンゴルとの関係性を中華思想に基づき支配—被支配関係と理解してきたこれまでの研究とは異なり、チベット仏教を背景に清朝を相対的に位置づけるものであり、注目すべき研究成果である。だが、当該時期、チベットのみならずモンゴルにおいてもチベット仏教の信仰が盛んに行なわれている状況下で、実際の交渉の際に少しでも相手より優位な立場で、あるいは置かれている現状を踏まえた上で、より自己に有利となるような対応をとろうとして、「仏教政治」思想を持ち出すこ

とは当然のことであろう。加えて、当該時期のハルハ情勢は漠南モンゴル諸部に加え、オイラド、チベット、ロシアといった東部ユーラシア諸勢力が入り交じりながら展開していたため〔宮脇淳子 1979:119-124〕〔吉田金一 1984:185-186,189〕〔岡田英弘 2013:80-82,88,94〕、なおさら、清朝もハルハも現実的な政策を選択していたと考えられる。したがって、どのような背景・意図のもと、「仏教政治」思想が清朝とハルハの交渉過程に持ち出されていたのかについて、十分に検討する必要があるだろう。

(4) 東部ユーラシア諸勢力との関係からみた清朝の国家像・統治構造

近年、東部ユーラシア諸勢力との関係から、清朝の国家像や統治構造を明らかにしようとする研究が盛んである。岡洋樹〔2002；2003〕は、ハルハに対する清朝の統治制度の実態を分析し、ハルハには清朝が導入した八旗制度の組織である佐領と、旧来の統属関係に基づく社会組織であるオトグが併存していたと論じ、清朝のモンゴル統治の重層性を提示している。そして、満・蒙・漢から構成される清朝の帝国統治のみならず、その統治理念や満洲皇帝自身の統治者としての属性の多様性かつ重層性を指摘した。杉山清彦〔2015:392-420〕は八旗からみた清朝の支配構造や支配の在り方を分析し、満洲皇帝が様々な集団に応じて多様な統治を行い、清朝の支配下に組み込まれた各集団では、旧来の統属関係が維持される一方で、清朝は独自の軍事・行政組織を楔として打ち込み、広大な帝国を統制したと論じている。

以上の論考は清朝の統治理念や制度的側面から導き出されたものであり、そこからは東部ユーラシア諸勢力の様々な思惑が錯綜するなかで、清朝が彼らとの間に立ち現れる様々な問題にどのように対処していたのか、といった具体的な政策展開の実態はみえてこない。当該時期、東部ユーラシアには様々な勢力が割拠しており、各集団はそれぞれの思惑のもとに結びつき、あるいは敵対し、政情は言うまでもなく不安定であった。そのため、清朝はその都度、政権に有利になるような政策判断を行い、東部ユーラシア諸勢力との間に生じた問題の解決や鎮定にあたっていたに違いない。したがって、本論文は、ハルハとの間に政治的問題が生じた際における清朝の対応の過程や関与の在り方を、時系列に沿って丹念に跡付け、清朝の対応におけるその時々の変化を浮かび上がらせるとともに、その政策意図や背景を分析することで、理念や形式からは描出することのできないリアリティのある清朝の国家像や支配の特質を解明することを目指す。

第四節 使用史料

17 世紀における清朝のハルハ政策を解明する本論文は、まず、基本事項を確認・整理するために『実録』、『皇朝藩部要略』、『蒙古遊牧記』などの編纂史料をあらためて徹底的に調査する。ただし、これらの史料は清朝による政策展開の概要を知ることができるが、大部分が実施された事柄を簡潔に記すのみであり、情報量が圧倒的に不足しており、清朝の政策意

図やハルハ側の思惑を読みとることは困難である。そのため、自ずと編纂史料に残されない記録を多分に含む清朝の檔案史料を利用することが要求される。

第一章では、『実録』など編纂史料の稿本である『旧満洲檔』、『満文老檔』、『内国史院檔』といった史料を利用し、清朝のモンゴル政策の起源であるヌルハチ、ホンタイジ時期のモンゴル政策を考察する。

本論文の主要論点である清朝のハルハ政策については、第一章第三節以降で詳述していくが、その際に主に利用する史料は、『清内秘書院蒙古文檔案匯編』（以下『内秘書院檔』と略記）、『清朝前期理藩院滿蒙文題本』（以下『理藩院題本』と略記）、『清内閣蒙古堂檔』（以下『蒙古堂檔』と略記）といった清朝の檔案史料である。

本論文の第一章第三節から第三章にかけて利用する『内秘書院檔』は、中国第一歴史檔案館所蔵の「内秘書院檔」と呼ばれる、崇徳元年から康熙9（1670）年までのモンゴル文檔冊を影印出版したものである。崇徳元年に成立した内三院の一つである内秘書院は、順治年間に内翰林秘書院と名称を変更した時期もあったが、康熙9年に廃止され内三院から内閣に改組されるまで、主に外交往来文書や詔勅、祭文などを取り扱っていた。この史料集には、モンゴル、オイラド、青海、チベットなどと清朝との間で往復されたモンゴル文書史料の副本が収録されており⁽¹⁵⁾、清朝とハルハの交渉過程を取り扱う本論文にとって重要な史料である。清朝が残した史料ではあるが、ハルハの首長ら自身が記した書簡も収録されており、清朝の政策過程や意図のみならず、清朝の対応に対するハルハ側の見解や動向をより当事者に近い立場から理解することができる。なお、書簡史料の体裁について簡単に説明しておくと、清朝皇帝からハルハ首長らへの書簡は、ハルハが清朝の服属下でない時期においても「勅」の形をとり、その冒頭に「ハーン（あるいは「皇帝」と記される場合もある）の勅書。……（ハルハ首長らの名）……に下した」などと記載される。一方、ハルハの首長から清朝皇帝への書簡は「上奏」の形をとり「ハルハの……（ハルハ首長らの名）……の上奏すること」などと記載される⁽¹⁶⁾。

第二章から第三章にかけて利用する『理藩院題本』は、中国第一歴史檔案館所蔵の「内閣題本」のうち、内陸アジア関連の事務を担当する理藩院が上奏者となっているものを影印出版したものである。理藩院は崇徳3年に蒙古衙門から理藩院に改称され、順治年間を除き、

⁽¹⁵⁾ 『内秘書院檔』の概要や史料価値は岡洋樹〔2007b〕を参照。

⁽¹⁶⁾ 第一章の第三節や第二章の第一節で詳述するが、ハルハ右翼のザサグト＝ハーン・ソバンダイは清朝の文書儀礼に応じなかったため、度々、叱責を受けていた。順治7年3月に清朝がハルハ左右翼の首長らへ送った書簡には、ハルハが清朝へ書簡を出す際には「上奏」として送付し、清朝からは「勅」でもって通知するのが当然である、と書かれている（「順治帝がザサグト＝ハーン、トゥシェート＝ハン、ダンジン＝ラマ、オムボ＝エルデニ、幾人かのノヤンらに対してテンギスを助けバーリン、トゥメドに行って侵犯し略奪したとし叱責した勅書」『内秘書院檔』第3輯、順治7年檔冊、No.7、111-116頁（モンゴル文））。これ以降、清朝側が文書儀礼について叱責を加えるような内容の書簡は見られなくなり、ハルハの首長らは基本的に清朝の求める文書儀礼に応じていったと考えられる。

明朝の中央官庁の制度に倣って設置された六部と同格に位置づけられていた⁽¹⁷⁾。また、題本とは上奏文の一種であり、各行政機関から内閣を経由して皇帝に届けられる⁽¹⁸⁾。上奏文には奏摺という形式もあり、奏摺は題本のような複雑な手続きがなく、各行政機関や官僚から直接、皇帝に送る私信である。康熙中葉以降になると、機密性を確保する必要などから、徐々に奏摺が政治に関わる重要案件に対して用いられるようになり、康熙後半に奏摺政治が確立すると、題本では主にそれほど緊要ではない日常的な行政処理や、業務に関する報告が記されるようになっていく。本論文が扱う時期は奏摺政治が確立する以前であり、『理藩院題本』に収録されている順治から康熙初年にかけての題本には、清朝―ハルハ間の交渉過程に関する内容が見られ、本論文にとって有益である。また、筆者は理藩院が上奏者となっているものの『理藩院題本』に未収録であり、順治末年のハルハ情勢や、康熙初年におけるハルハからの逃亡者に関する内容を記した檔案が「内閣満文題本」に数件存在することを中国第一歴史檔案館の史料調査で発見したため、第二章や第三章ではこれらの史料も利用する。

さらに、本論文の第三章から第五章にかけて利用する『蒙古堂檔』は、蒙古堂で翻訳・抄録された康熙 10 年から乾隆年間（1736-1795）までの、満洲語・モンゴル語の檔冊を影印出版したものである。蒙古堂は、前述した内三院が廃止されてできた内閣の下部機関であり、モンゴル語、チャガタイ・トルコ語、オイラド語、チベット語などの翻訳を職掌としていた。この史料は上述の『内秘書院檔』同様、東部ユーラシア諸勢力と清朝との間で交わされた文書の副本が収録されており、清朝の政策、または交渉の展開を分析する本論文の必須史料である。康熙 26（1687）年以降の檔冊は基本的に満蒙合璧となっているが、蒙古堂はモンゴルの首長らから送付されたモンゴル語の文書を満洲語に翻訳し、一方、清朝からモンゴル首長層に送付される書簡を満洲語からモンゴル語に翻訳していた⁽¹⁹⁾。本論文は清朝の政策史という視点で考察するものであるため、清朝の書簡・上諭のみならずモンゴル首長層の書簡も満洲語から訳出する。なお、本論文が扱った満蒙合璧となっている文書において、両言語で歴史的意義に重大な影響を及ぼすような違いは見られなかったが、満文、モンゴル文を比較して検討した上で名前の表記や微妙な表現の違いがあった場合には、その都度、注で示すこととする⁽²⁰⁾。

第四章から第五章にかけては、康熙 28 年のジュン＝ガルのガルダンによるハルハ侵攻から、ハルハの清朝服属を経て康熙帝が親征し、ガルダンを滅ぼすまでの全容を記した公式戦記であり、康熙 47（1708）年に完成した『御製親征平定朔漠方略』（以下『朔漠方略』）と

⁽¹⁷⁾理藩院は順治年間に礼部所属の一つの機関とされたが、康熙帝の即位に伴いあらためて六部と同列に位置づけられた。

⁽¹⁸⁾『理藩院題本』の概要や史料的价值は池尻陽子〔2010〕を参照。

⁽¹⁹⁾『蒙古堂檔』の概要や史料的价值は澁谷浩一〔2007〕を参照。

⁽²⁰⁾なお、『内秘書院檔』や『蒙古堂檔』には、内容の目録が付いており、文書 1 件ごとにタイトルが記されているため、史料を引用する際、その目録に従ってタイトルを記すこととする。ただし、特に本論文が扱った『蒙古堂檔』所収の書簡のタイトルは簡潔なものであり、誰が送った上奏文なのか、あるいは清朝皇帝が誰に下した上諭なのかがわかる程度であり、タイトルから書簡の内容まで把握することはできない。

略記) も利用する。康熙 16 (1677) 年から康熙 37 (1698) 年にかけて編年的に叙述されており、ガルダン関連の事件の推移や展開を追うのに適している。さらに、編纂史料であるが清朝とハルハとの間で交わされた書簡も収録されており、清朝皇帝によるハルハへの上諭・書簡に関しては、上述の『蒙古堂檔』に収録されていないものを含む場合がある。よって、『朔漠方略』を合わせて利用することにより、清朝とハルハの交渉過程をより正確に把握することが可能になる。なお、『朔漠方略』は満洲語、モンゴル語、漢語版が存在するが、石濱裕美子 [2001:227-257] によると、満洲語版は一次史料と比較すると多少の削除・省略は行われているものの、原史料とほとんど一致しており、付加もほとんどなく、その上、他の二言語版よりも先行して成立していたと考えられることから、比較的、史料価値が高いと指摘している。よって、本論文では満洲語版を利用する。

その他、清朝とハルハの間で交わされた書簡に登場する様々なモンゴル首長の人物比定や、彼らの経歴などを特定する際に、モンゴル首長の系譜、彼らが清朝に服属するまでの経緯やその後の封爵の承襲を記した『欽定外藩蒙古回部王公表伝』(以下『王公表伝』と略記) やモンゴル年代記である『アサラクチ史』を利用する。特に、『アサラクチ史』は康熙 16 年にハルハのシャムバ=エルケ=ダイチン (モンゴル中興の祖であるダヤン=ハーンの末子ゲレセンジェの 6 世孫。ゲレセンジェについては第一章第一節で詳述) によって編纂され、他のモンゴル年代記と違ってハルハの系譜が詳細に記されているため [森川哲雄 2007:262-285]、積極的に利用していく。

第五節 本研究の構成

第一章では、16 世紀から 17 世紀前半のハルハの状況を確認し、天聰 9 年に清朝とハルハが接触する背景を漠南モンゴル諸部の動向を踏まえて考察した上で、ホンタイジのハルハ政策を分析し、清朝によるハルハ政策や交渉が本格化することとなる過程を明示する。

第二章では、清朝の対ハルハ交渉が本格化する発端となった順治 3 年におけるスノド部長テンギスによるハルハ左翼への逃亡事件発生から、順治末年までに清朝がハルハの 8 名の首長に誓約を立てさせ、進貢を許可するに至るまでの経緯について検討を加え、漠地や漠南の動向を踏まえ、流動的に推移する清朝の政策を明らかにする。

第三章では、康熙元年に発生したザサグト=ハーン殺害事件と、その直後の清朝とハルハ左翼の交渉過程を分析することで、ハルハ右翼が弱体化する一方で、ハルハ左翼のトゥシェート=ハーンがハルハにおける影響力を拡大する中、清朝がどのように左翼を統制しようと働きかけていったのかを明らかにする。当該時期には徐々にロシアやジューン=ガルが台頭するとともに、ザサグト=ハーン殺害事件により一部のハルハの属衆が清朝支配下の漠南に逃亡したため、これらの東部ユーラシア情勢を可能な限り踏まえ、その時々的情勢を考慮に入れた清朝のハルハ政策の展開を分析する。

第四章では、康熙帝がハルハ左右翼の内紛を調停しようとダライ=ラマ 5 世に協力を呼

びかけ、開催した康熙 25 年のフレン＝ベルチルの会盟と、その会盟から康熙 27 年のジューン＝ガルのガルダンによるハルハ侵攻を受けて、ハルハが清朝に保護を求めるまでの経緯を再検討する。そして、清朝による介入の実態とそれに対するハルハ左翼の反応、さらに、ハルハ右翼の内実を明らかにし、それらをジューン＝ガル、ロシア、チベットなどの東部ユーラシア情勢の枠組みの中で捉える。

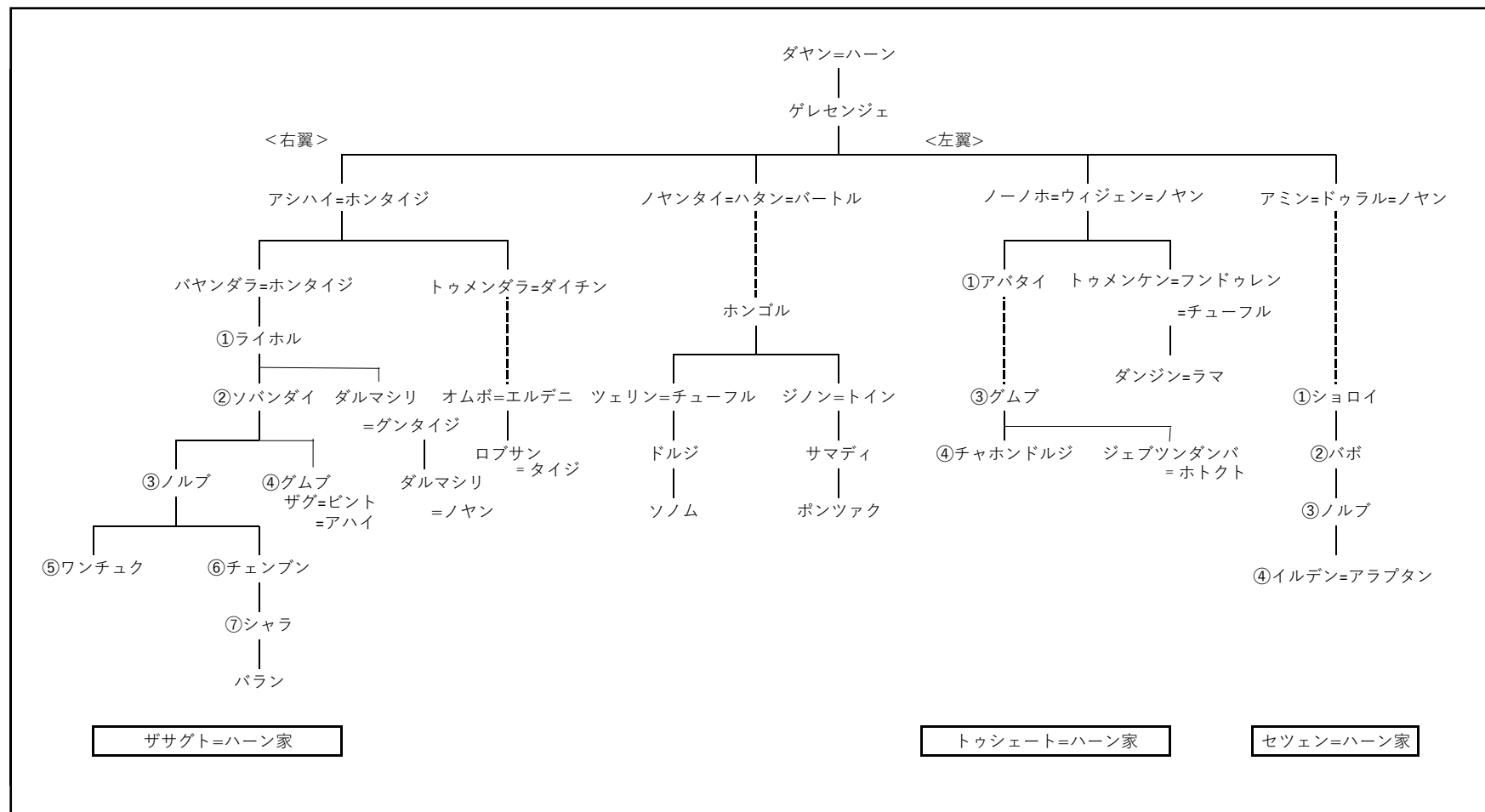
第五章では、ジューン＝ガルのガルダンによるハルハ侵攻から、康熙 30 年にハルハが正式に清朝の支配下に入り、その後、康熙 35 年にガルダン親征に乗り出すまでにおける、漠南に避難したハルハの状況と清朝の対応を分析する。それにより、当該時期における清朝のハルハ政策の実態とガルダン親征に乗り出す条件を整えていく過程を、漠南、ジューン＝ガル、ロシア情勢を踏まえつつ考察する。

【表1】 ハルハにおけるハーンの生没年と在位年

＜ハルハ左翼＞		
トゥシェート＝ハーン家		
名前	生没年	在位年
①アバタイ	1554-1588	1586-1588
②エレーヘイ	1578-不明	不明
③グムブ	1594-1655	1614-1655
④チャホンドルジ	不明-1699	1655-1699
セツェン＝ハーン家		
名前	生没年	在位年
①ショロイ	1577-1650	1630 前後-1650
②バボ	不明-1683	1655-1683
③ノルブ	不明-1687	1683-1687
④イルデン＝アラブダン	不明-1688	1687-1688
⑤ウメヘイ	不明-1709	1688-1709
＜ハルハ右翼＞		
ザサグト＝ハーン家		
名前	生没年	在位年
①ライホル	1562-1580～1587 の間	即位と没年：1580-1587 の間
②ソバンダイ	不明-1650	1596-1650
③ノルブ	不明-1659	1650-1659
④グムブ	不明-1662	1659？-1662
⑤ワンチュク	不明-1666 以前	1662～1665-1666 以前
⑥チェンブン	不明-1686	1666-1686
⑦シャラ	不明-1687	1686-1687
アルタン＝ハーン家（ホトゴイト部）		
名前	生没年	在位年
①オバシ＝ホンタイジ	1567-1623	1604 以前-1623
②オムボ＝エルデニ	不明-1659	1623-1652
③ロブサン＝タイジ	不明-1696	1652-1662？

出典：『アサラクチ史』、『王公表伝』、二木博史 [1981]、Buyandelger [2000]、烏雲畢力格 [2009a（初出 2008）] をもとに作成。

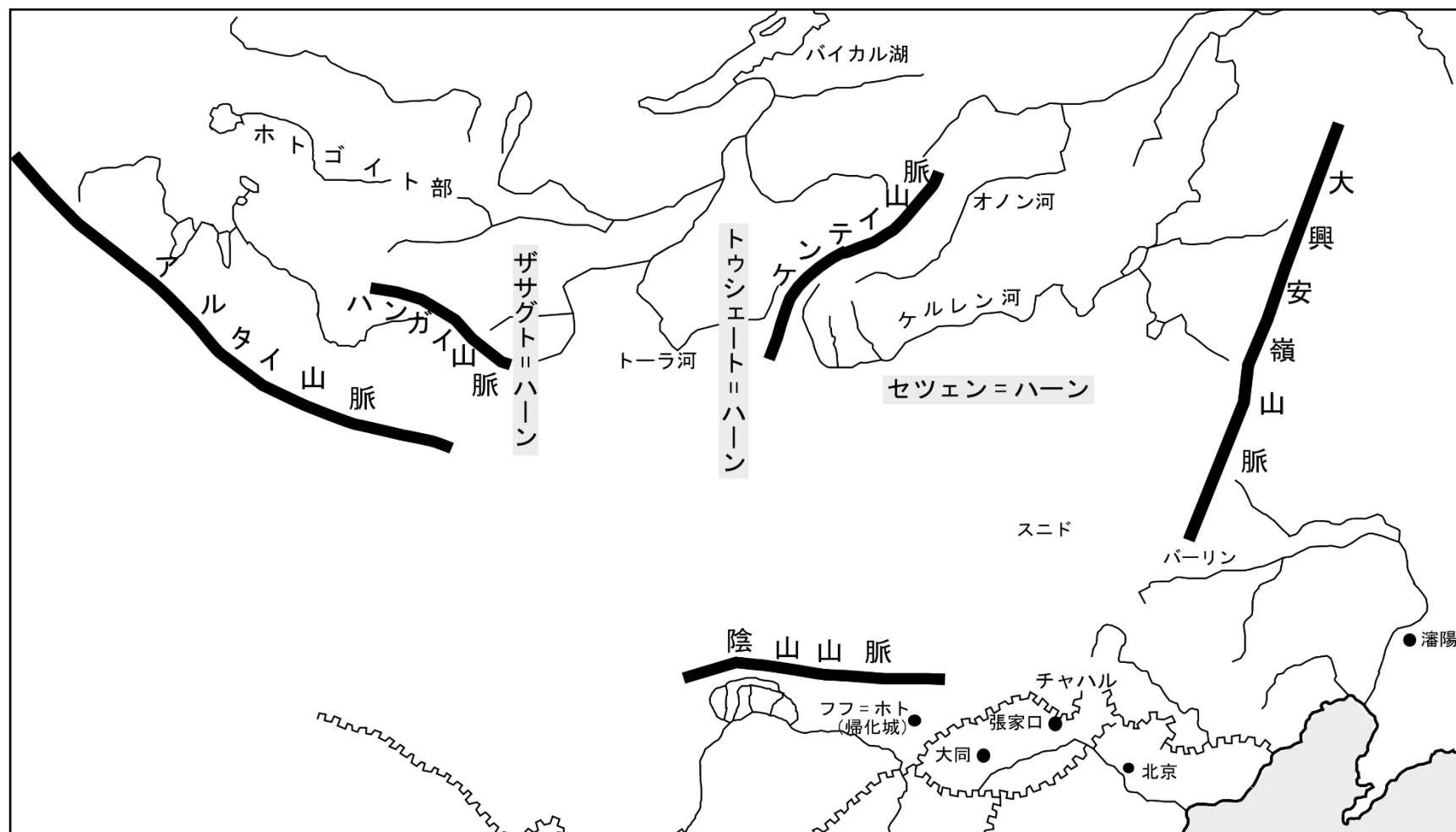
注：丸数字はハーン位継承順番である。



【系図2】 ハルハの三ハーンとその他の首長たち

出典：『王公表伝』, Buyandelger [2000], 烏雲畢力格 [2009a (初出 2008) ; 2009b (初出 2008)], 前野利衣 [2017a:19] をもとに作成。

注：丸数字はハーン位継承順番である。



【地図2】17世紀におけるモンゴル諸部

出典：岡田英弘 [2013:62] をもとに作成。

第一章 16 世紀から 17 世紀前半のハルハと清朝の登場

はじめに

本章は、16 世紀から 17 世紀前半のハルハの状況とホンタイジのハルハ政策を、先行研究を参照しつつ分析し、清朝がハルハと本格的に交渉にあたることとなる条件が整えられていく過程を明示することが目的である。

16 世紀から 17 世紀前半のハルハの状況は、本章第三節以降の主要論点である清朝のハルハ政策を理解する上で重要であると筆者は考える。17 世紀前半のハルハは左右翼に分かれ、天聰 9（1635）年以降、清朝とそれぞれ交渉を行なっていた〔宮脇淳子 1979:109-115〕。ハルハ左右翼は清朝と接触する時期も、その経緯も異なっており、ハルハ左右翼それぞれの状況が、交渉の際の清朝の対応に影響を与えていったと考えられる。また、清朝と接触する頃のハルハ左右翼の状況やその勢力関係は、その後の彼らの動向を定めていった。よって、清朝と接触した当初のハルハの状況がどのように形成されていったのか、さらに、そこにはどのような特徴があったのかを明らかにすることは、清朝のハルハ政策を理解する上で必要不可欠である。また、ホンタイジ期（1626-1643）には、なおも敵対勢力である明朝が存在しており、清朝は対明戦に従事するためにもハルハが清朝支配下の漠南モンゴル諸部に混乱をもたらすことや、明朝と結託することを是が非でも避ける必要があったといえる。そのため、当該時期にハルハ政策をいかに展開するかは、清朝にとって重要な課題の一つであったと考えられる。

そこで、本章第一節では、16 世紀末以降の東部ユーラシアの状況を踏まえた上で、16 世紀のハルハ左右翼の状況を確認し、その状況が清朝と接触する直前までにおいてどのように推移していったのかを概観する。第二節では、清朝とハルハが接触することとなった背景を、漠南モンゴル諸部の動向を踏まえながら考察する。第三節では、接触後、ホンタイジがどのようにハルハ政策を展開していったのかについて、周辺諸勢力の情勢を考慮し政治的文脈に即して分析する。これらの分析をとおして、本章では、清朝がハルハを注視するようになり、その後、ハルハ政策の展開を本格化させていく過程を明らかにする。

第一節 清朝と接触する以前のハルハの状況

1. 16 世紀から 17 世紀前半のハルハの構成と勢力関係

序章でも論じたとおり、16 世紀末から 17 世紀にかけての東部ユーラシアは、旧来の秩序が崩壊し各地で覇権争いが繰り広げられ、実力者がのしあがっていく動乱の時代であった。1368 年に建国し永楽年間（1402-1424）に最盛期を迎えた明朝は、16 世紀中葉以降、モンゴル勢力の侵入と東南沿海部での倭寇による略奪、いわゆる北虜南倭に悩まされ、前者に対しては当初ほとんどなす術がなく、後者に対しては取締りを強化するものの激しい抵抗にあ

うなど、明朝の威信は低下しつつあった。また、16 世紀前半以降、政治に無関心な皇帝の治世が続く、一時、張居正（1528-1582）の出現により政治体制を立て直すものの、万暦帝が親政を開始すると（1582 年）、彼は宦官に政治を任せるようになり、次第に政治の腐敗が蔓延していった。そのような中で、「万暦の三大征」とも呼称される戦乱が相次いで発生し、明朝は多額の軍事支出を余儀なくされ、財政の窮迫に悩まされていった。明朝の北辺から東南の沿海部においては、軍閥へと成長する地方有力者や海上勢力が現れるようになり、明朝の統制が及ばない状況に陥った。

北方のモンゴル高原に視点を移すと、16 世紀初めにダヤン＝ハーンがモンゴルを再統一して以降、モンゴル高原の遊牧集団は六トゥメンに再編され、左翼のチャハルを筆頭に、同じく左翼のハルハ、オリヤンハン、右翼のオルドス、トゥメド、ユンシェブに分けられ、ダヤン＝ハーンの子らが各集団を率いていた。ところが、ダヤン＝ハーンが死去すると、彼の子孫らは互いに合従連衡をしながら勢力争いを繰り返していった。そのような中で、右翼トゥメドのアルタン＝ハーン⁽²¹⁾は明との交易によって繁栄を極め、軍事的にも経済的にも宗主であるチャハル王家の力を凌ぐまでに成長していった。しかしながら、アルタン＝ハーンの出現以降も、モンゴルの分裂状態は続き、結局、モンゴル高原から覇権を握るような勢力は現れることはなかった。

そのような中で、漢地、モンゴル高原を統一することになるのが、マンチュリアから勃興した清朝である。16 世紀以降のマンチュリアは、漢地やモンゴル高原と同様、まさに群雄割拠の動乱の中にあつた。マンチュリアに居住していたジュシェン（マンジュ）人はマンジュ五部、フルン四国、ワルカ、ウェジ、フルハなどの集団に分かれ、当時、明朝の間接統治下にあつた。ジュシェンの首長らはそれぞれ明朝との交易の利益を求め、覇権争いが絶えなかった。このような中で、明朝の武将である遼東総兵李成梁の庇護のもと勢力を伸ばし、清朝の礎を築いたのが、マンジュ五部から台頭したヌルハチである。ヌルハチはマンジュ五部を統一し、その後、さらにフルン四国、ワルカ、ウェジェ、フルハの併合を進めた。その最中、李成梁が失脚すると次第に明との関係に支障をきたすようになり、明朝との開戦に踏み切る。その中で、東隣のモンゴル諸部がヌルハチ勢力と接触するようになり、ヌルハチは彼らを取り込んでいく。ヌルハチの没後、後を継いだホンタイジは、ほとんどの漠南モンゴル諸部を支配下に収め、明朝と戦争を繰り返す。彼は崇徳 8（1643）年に急死するが、その死の翌年、摂政王ドルゴン率いる清朝軍は、明の將軍吳三桂に先導される形で山海関を突破して北京に入城する（入関）。そして、漠南、漢地を支配下に収めた清朝は、ついに漠北のハルハと腰を据えて対峙していくのである。

⁽²¹⁾ダヤン＝ハーンの子バルス＝ボラトの次子で、トゥメドを領有した。次第に宗主であるチャハルのダライスン＝ハーンを圧倒するようになり、1551 年にはダライスン＝ハーンよりハーンの称号を賜った。なお、これより以前に宗主以外でハーンと称した人物は他にオイラドのエセン＝ハーンが存在する。ただし、彼は宗主であるタイスン＝ハーンを殺害して自らハーンに即位したため（ハーン即位翌年には部下の内乱によって殺害される）、アルタン＝ハーンは宗主からハーンを称することを公認された最初の人物である。

このような状況を踏まえ、以下ではダヤン＝ハーンの六トゥメンの一つであり、本論文が扱う 17 世紀におけるハルハの礎となったハルハ＝トゥメンについてみていく。ハルハ＝トゥメンは、ダヤン＝ハーンの第 5 子アルチュ＝ボロドと末子のゲレセンジェ (Mon. Gersenje 1513-1548) に分封された。アルチュ＝ボロドの所領は、彼の子フラハチの 5 人の子がそれぞれ率いたため「五オトク＝ハルハ (内ハルハ)」(以下、内ハルハ五部と表記) と呼称される。内ハルハ五部は、元朝の正統であるチャハルのダライスン＝ハーンが、トゥメドのアルタン＝ハーンの圧迫を避けて、大興安嶺の東のシラ＝ムレン河に牧地を移す際にともに移動し、その後、シラ＝ムレン河中下流域で遊牧を続けた。第二節でも論じるとおり、清朝と最も早く友好関係を結んだモンゴル勢力は、この内ハルハ五部とホルチン部であった。

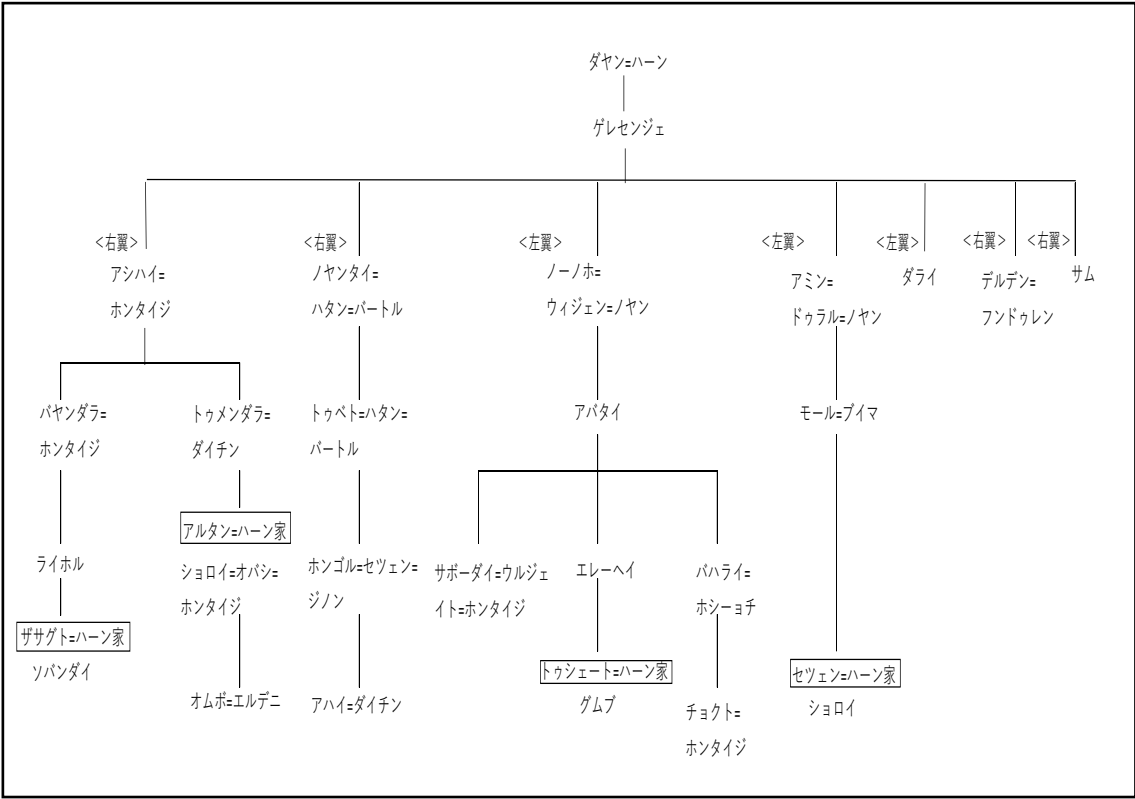
一方、ゲレセンジェの所領である十三オトクは、当初、彼の 7 人の子に与えそれぞれ率いさせたため「七ホショー⁽²²⁾ (七旗) ハルハ」と呼称される。この七旗ハルハこそが本論文が着目するハルハである。ただし、宮脇淳子 [1983:169] が指摘するように、ハルハは 17 世紀末に清朝の支配下に入るまで「七旗ハルハ」と呼称されたが、ゲレセンジェの第 5 子には子孫がなく、実情を反映した呼び名であったのはわずかな時期にすぎなかった。ハルハは、明朝の時代にはモンゴリア東部のハルハ河周辺に遊牧していたと考えられるが [和田清 1959:776]、その後、トゥメドのアルタン＝ハーンのオイラド討伐を受け継いで、牧地を漠北一帯に拡大していく [宮脇淳子 1983:172]。序章で論じたとおり、清朝と交渉を持つ頃のハルハはトゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーンを宗主とする漠北東部の左翼と、ザサグト＝ハーンを宗主とする漠北西部の右翼に分かれており、トゥシェート＝ハーンが率いる集団はセレンゲ河からトーラ河にかけて、セツェン＝ハーンが率いる集団はケルレン河流域、ザサグト＝ハーンが率いる集団はハンガイ山脈周辺に遊牧していた。

次に、ゲレセンジェが自身の子らに所領を分封した当初のハルハの構成と、その内部の勢力関係をみていく。ハルハは当初、ゲレセンジェの長子アシハイ＝ホンタイジ (Mon. Asiqai qung tayiji)、次子ノヤンタイ＝ハタン＝バートル (Mon. Noyantai qatan bayatur)、第 6 子デルデン＝フンドゥレン (Mon. Deldeng köndeleng)、第 7 子サム (Mon. Samu) の子孫が右翼を、第 3 子ノーノホ＝ウィジェン＝ノヤン (Mon. Noyunuqu üyijeng noyan)、第 4 子アミン＝ドゥラル＝ノヤン (Mon. Amin durqal noyan) の子孫が左翼を率いた。第 5 子ダライ (Mon. Darai) は左翼を率いたが、前述のとおりダライには子がなく、彼の死後、その領民はアミン＝ドゥラル＝ノヤンの属に入った [二木博史 1981:55]。ゲレセンジェの 7 人の子らの中でも、右翼部長である長子アシハイ＝ホンタイジが率いるジャライル (Mon. Jalayir) 部と、左翼部長である第 3 子ノーノホ＝ウィジェン＝ノヤンが率いるケルート (Mon. Kerüd) 部の勢力が有力であった。だが、ジャライル部とケルート部の勢力は対等ではなく、ハルハの祖であるゲレセンジェが『アサラクチ史』を始め、多くのモンゴル年代記でジャライル＝ホンタイジ (Mon. Gersenje jalayir-un qung tayiji) と呼ばれていたことや、『蒙古世系譜』⁽²³⁾においてハル

⁽²²⁾ホショーとは、地縁的社会組織であるオトグによって形成される軍事組織。

⁽²³⁾雍正 13 (1735) 年に蒙古正藍旗出身のロミによって編纂された。詳細は森川哲雄 [2007:369-

ハをジャライル=ハルハと表記していることなどから、16 世紀初頭のハルハでは特にジャライル部が優勢を誇っていたとされる [森川哲雄 1972b:179-182]。ジャライル部を率いるアシハイ=ホンタイジの長子バヤンダラ=ホンタイジ (Mon. Bayandar qung tayiji) の家系はザサグト=ハーン家、ノーノホ=ウィジェン=ノヤンの長子アバタイ (Mon. Abatai) の家系はトゥシェート=ハーン家の祖にあたる。ザサグト=ハーン家は 17 世紀後半以降、内紛により弱体化していく印象が強いが、ゲレセンジェの諸子分封の際においては、ザサグト=ハーン家の祖であるアシハイ=ホンタイジの家系がハルハで最も有力であったのである。では、清朝と接触する頃のハルハ左右翼は具体的にいかなる状況にあったのだろうか。以下では、ゲレセンジェの諸子分封以降から、清朝と接触するまでのハルハ左右翼の動向を概観していく。



【系図 3】ゲレセンジェの諸子分封

出典：『アサラクチ史』をもとに作成。

388] を参照。

2. ゲレセンジェの諸子分封以降から清朝と接触するまでにおけるハルハ左翼の動向

ゲレセンジェの第3子ノーノホ＝ウィジェン＝ノヤンの子アバタイは、トゥメド部長アルタン＝ハーンのオイラド討伐を引き継ぎ、14歳から13年にわたり戦争に従事し功績を挙げた。さらに、1585年、アバタイはかつてのモンゴル帝国の都であるカラコルムにエルデニ＝ジョーという仏教寺院を建立した。翌年には、漠南モンゴル諸部を巡錫中でトゥメドに滞在していたダライ＝ラマ3世に謁見して、ノモン＝エケ＝オチル＝ハーン (Mon. Nom-un yeke vačir qayan) という称号を賜り、ハルハにおいて初めてハーンを称した。これ以降、ハルハの他の有力首長もハーンを名乗るようになる [宮脇淳子 1983:173-174]。なお、アバタイの称号はオチル＝ハーン、またはサイン＝ハーン (Mon. Sayin qayan) であり、トゥシェート＝ハーンと称するようになるのは、アバタイの孫であるグムブ以降のことである [烏雲畢力格 2009a:217 (初出 2008)]。

アバタイの活躍はこれのみに留まらない。烏雲畢力格 [2009a:218-219 (初出 2008)] によると、アシハイ＝ホントイジの長子バヤンダラ＝ホントイジの次子ライホル (Mon. Layiqur) は1580年代にハルハ右翼で最初にハーンを称するが (本節の3で詳述する)、その背景にはアバタイの後援があったという。ライホルはハーンに即位してしばらくするとオイラド人に殺害されてしまうが、それを受けてアバタイはオイラドに出征し、ライホルの雪辱を果たした。このように、16世紀後半以降、ハルハ左翼部長であるアバタイは、当初有力であったハルハ右翼を凌ぐ勢力を振るうようになっていったのである。

だが、先行研究ではアバタイの死後、ハルハ左翼の勢力は一時衰退し、右翼のライホル＝ハーンの後を継いだソバンダイ (Mon. Subandai) が次第に頭角を現していくとされる [烏雲畢力格 2009a:229 (初出 2008)]。アバタイの死後、ハーン位を継いだのは次子のエレーヘイ＝メルゲン＝ハーン (Mon. Eriyekei mergen qayan) であり、彼はおそらく20代で死去したと考えられている [二木博史 1981:58] ⁽²⁴⁾。エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンの孫であるトゥシェート＝ハーン・チャホンドルジ (Mon. Čaqundurji) は康熙26 (1687) 年に康熙帝に書簡を送付し、曾祖父アバタイの代にまで遡って自身の家系の事績を詳細に説明しているが [烏雲畢力格 2009a:218-219 (初出 2008)]、祖父エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンの事績については世を治め安寧としたと記すのみである ⁽²⁵⁾。エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンの在位期間が短かったため、特筆すべき功績がなかったと考えられる。なお、上述したハルハ右翼のソバンダイがハーンに即位し、影響力を及ぼしていくのは1596年以降である。エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンの在位期間は不明であるが、彼が1578年に生まれ (【表1】を参照) 20代で死去したとすると、早くて1598年、遅くとも1607年には亡くなっていたと考えられる。よって、エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンの在位期間のほとんどは、ハルハ右翼においてハーンが

⁽²⁴⁾ アバタイの長子ではなく次子のエレーヘイ＝メルゲン＝ハーンがハーンに即位したのは、彼の母がジャライル出身であったためと考えられている [森川哲雄 1972b:53-54, 注 87] [二木博史 1981: 注 67]。

⁽²⁵⁾ 「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』卷6, 康熙26年檔冊, No.6, 18-19頁 (モンゴル文), No.58, 182-184頁 (満文)。

存在しない状況にあったといえるだろう。

エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンの死後は、アバタイの長子サボーダイ＝ウルジェイト＝ホンタイジ（Mon. Sabuyudai ölġeyitü qung tayiji）と、エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンの母セツェン＝ハトン（Mon. Sečen qatun）が政務を担い、エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンの長子グムブ（Mon. Gümbü）がトゥシェート＝ハーンに即位するのは1614年のことである〔二木博史 1981:55〕。グムブの即位が父エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンの死からしばらく間が空いたことに関して、ハルハ左翼で権力争いが生じ混乱状況にあった可能性も考えられる。とはいえ、【表1】のとおりグムブは1594年生まれであり、一方の父エレーヘイ＝メルゲン＝ハーンは上述したとおり1578年に生まれ20代で死去したことを踏まえると、彼はグムブ誕生の直前あるいはその直後に死去したといえる。したがって、グムブが即位するまで時間を要したのは、彼が当時、幼少であったためと考えられる。二木博史〔1981:58〕によると、ハルハ左翼はハルハ右翼のソバンダイの台頭により⁽²⁶⁾、ノーノホ＝ウィジェン＝ノヤンの長子、次子、第4子とアミン＝ドゥラル＝ノヤンの家系を中心に結集し、1614年にグムブをトゥシェート＝ハーンに擁立した。エレーヘイ＝メルゲン＝ハーン以降のハルハ左翼は、アバタイ＝ハーンの権勢には及ばないものの、右翼に対抗し得る勢力を保持していたと言えるだろう。

グムブはトゥシェート＝ハーンに即位すると、第三章でも論じるとおりゲレセンジェの第4子アミン＝ドゥラル＝ノヤンの次子モール＝ブイマ（Mon. Mouru buyima）の子ショロイ（Mon. Šoloi）を後援し、セツェン＝ハーンに即位させる。その時期は1630年前後と考えられている〔烏雲畢力格 2009a:224-228（初出2008）〕。こうしてショロイは初代セツェン＝ハーンに君臨し、さらに、グムブの次子をジェブツンダンバ＝ホトクト1世に担ぎ上げ、グムブが主導するハルハ統一の計画を支えていく〔宮脇淳子 1979:116-119〕。本章第三節で論じるように、天聰9年、ショロイとグムブは清朝に初めて朝貢使節を派遣するが、その際にも共同で使者を派遣している。これ以降、ハルハ左翼の首長らは、重要な政治的決断を行う際にはトゥシェート＝ハーン家を中心に結束し、清朝と対峙あるいは交渉を展開していく。

3. ゲレセンジェの諸子分封以降から清朝と接触するまでにおけるハルハ右翼の動向

当初、ハルハで最も影響力のあった集団は、既述のとおり、ゲレセンジェの長子アシハイ＝ホンタイジの家系であった。アシハイ＝ホンタイジには3人の子がおり、長子のバヤンダラ＝ホンタイジ（Mon. Bayandar qung tayiji）の家系がのちのザサグト＝ハーンを、次子トゥメンダラ＝ダイチン（Mon. Tümengdar-a dayičing）の家系がロシアに対してアルタン＝ハーン（トゥメド部長のアルタン＝ハーンとは別人である）を自称していたことで知られている

⁽²⁶⁾従来の研究では、ライホル＝ハーンは少なくとも1606年まで生きていたとされてきたが、烏雲畢力格〔2009a:218-220（初出2008）〕は遅くとも1587年には死去していたことを指摘している（詳細は注（27）を参照）。そのため、二木博史〔1981:58〕はライホルの台頭と記しているが、ここではソバンダイと書き改めた。

ホトゴイト部長を輩出する。

アシハイ＝ホンタイジの長子バヤンダラ＝ホンタイジの次子ライホルは、本節の 2 で論じたとおり、ハルハ左翼のアバタイ＝ハーンの支持を受け右翼で最初にハーンを称した⁽²⁷⁾。ただし、ザサグト＝ハーンと称するようになるのは子ソバンダイからである。ソバンダイは、父ライホルがオイラドとの戦争で死去すると、1596 年にハルハ左右翼の首長らを集めて大会盟を開催し、そこでザサグト＝ハーンに即位した〔烏雲畢力格 2009a:222-223 (初出 2008)〕。これ以降、ハルハ左翼のグムブが 1614 年にトゥシェート＝ハーンに即位するまでの間、ハルハでハーンを称していたのはソバンダイただ一人であり、ソバンダイは徐々に地位を固めていった。また、崇徳 5 (1640) 年に清朝の台頭に対抗するため、これまでのハルハとオイラドとの敵対関係を解消し、自らが筆頭となってオイラドと同盟を結んだ〔宮脇淳子 1984〕。このように、ソバンダイはハルハにおいて影響力を拡大していくが、この頃、前述したハルハ右翼ホトゴイト部長らの活動も活発化していく。

トゥメンダラ＝ダイチンの長子ショロイ＝サイン＝オバシ＝ホンタイジ (Mon. *Šolui sayin ubasi qung tayiji*, 以下、オバシ＝ホンタイジと略記) はハルハ右翼のホトゴイト部長であり、アルタイ山脈の北ウブサノール湖周辺に本営を置き、北はキルギス地方まで牧地を広げ、その周辺に居住していたキルギス人に貢納の義務を負わせていた。1600 年代に入るとオバシ＝ホンタイジの活動は益々勢いを増し、何度もロシアと使節を交換したり (当時ハルハでロシアと使節を交換していたのはこの家系のみ)、オイラドと戦争を繰り広げその故地トゥワを支配下に収めた。オバシ＝ホンタイジは天命 8 (1623) 年にオイラドとの戦いで戦死するが、子オムボ＝エルデニ (Mon. *Ombu erdeni*) ⁽²⁸⁾、孫ロブサン＝タイジ⁽²⁹⁾の 3 代にわたって宗主のザサグト＝ハーン家を凌ぐ強力な勢力を持つに至った〔若松寛 1978a ; 1978b〕〔宮脇淳子 1979:116 ; 1983:184-188〕。

⁽²⁷⁾岡田英弘〔2010:419 (初出 1968a)〕は、『オバシ皇太子伝』(1858 年刊行。詳細は岡田英弘〔2010:401-426 (初出 1968a)〕を参照)に、ライホル＝ハーンが 1606 年にエメール河口のシャラ＝ホルソン (Mon. *Šara qolsun*) でオイラドと対陣して和睦したと記されていることと、グーシ＝ハーンの事績について記したチベット語史料に、1606 年にハルハとオイラドとの間に争いが生じ、ハルハに赴きそれを調停したと記されていることから、上述の『オバシ皇太子伝』の記事を史実として捉えている。そのため、ライホル＝ハーンの事績や死去した年代について、モンゴル年代記等の史料に詳細な記載がないが、彼が少なくとも 1606 年まで生存していたと一般にみなされている。ところが、烏雲畢力格〔2009a:218-220 (初出 2008)〕は、康熙 26 年に当時のトゥシェート＝ハーンが康熙帝に送った書簡 (「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』卷 6, 康熙 26 年檔冊, No.6, 18-19 頁 (モンゴル文), No.58, 182-184 頁 (満文))に、ライホル＝ハーンが死去したのち、アバタイ＝ハーンがオイラドに出征しフブゲル (Mon. *Künger*) の地で敵を撃ち破った、と記載されていることを指摘し、このフブゲルでの戦いが 1587 年に発生した事件であることや、アバタイ＝ハーンが 1588 年に死去したことから、ライホルのハーン即位と死去した年代は 1580 年から 1587 年の間と推定している。

⁽²⁸⁾清朝の史料ではオムボ＝エルデニと記載されるが、『アサラクチ史』等のモンゴル年代記ではバトマ＝エルデニ＝ホンタイジ (Mon. *Badm-a erdeni qung tayiji*) と記されている。

⁽²⁹⁾モンゴル年代記ではリンチン＝サイン＝ホンタイジ (Mon. *Rinčin sayin qung taiji*)、またはエリンチン (Mon. *Erinčin*) と記される。なお、ロブサン＝タイジは第三章で論じるとおり、康熙元 (1662) 年にザサグト＝ハーン・グムブ殺害事件を起こした張本人である。

オバシ＝ホンタイジの子オムボ＝エルデニは、父に引き続きロシアと使節を交換し、1629年にチャハルのリンダン＝ハーンの攻撃を受け、1631年に再びリンダン＝ハーンの襲来が取り沙汰されると、ロシアに使者を派遣し保護を求めた。しかし、リンダン＝ハーンが1634年に死去すると、ロシアに対して強硬姿勢をとり続けた〔若松寛 1964:19-20,注 60; 1978a:532-535〕。オイラドとの関係に関しては、上述したとおりチャハルのリンダン＝ハーンがハルハにまで勢力を及ぼそうとしたため、父の代から戦い続けてきたオイラドのハラフラ（ジュン＝ガルのガルダンの祖父）の子ホンタイジと1629年に和睦を結んだ〔若松寛 1964:26〕〔岡田英弘 2010:420-422（初出 1968a）〕。

また、オムボ＝エルデニはチベットへと活動の場を広げていく。当時、チベットではカルマ派とゲルク派がそれぞれモンゴルやオイラドの首長と結びつき、激しい勢力争いを繰り広げていた。天聰5（1631）年、ハルハ右翼のアハイ＝ダイチン（Mon. *Aqai dayičing*）はドロノ＝トゥメド（青海トゥメド）の首長らとともにチベットに進軍し、翌年、カルマ派の本拠地に襲撃をかけた。アハイ＝ダイチンとはハルハ右翼の有力首長であり、ゲレセンジェの次子ノヤンタイ＝ハタン＝バートルの長子トゥベド＝ハタン＝バートル（Mon. *Töbed qatan bayatur*）の長子ホンゴル＝セツェン＝ジノン（Mon. *Qongyor sečen jinong*）の子である⁽³⁰⁾。ハルハ左翼のチョクト＝ホンタイジ（Mon. *Čoytu qung taiji*）⁽³¹⁾は、カルマ派を支持していたチャハルのリンダン＝ハーンのチベット進出の動きに呼応し、天聰6（1632）年に青海に入って覇を唱えると、その子アルスラン＝ホンタイジ（Mon. *Arslan qung taiji*）はアハイ＝ダイチンを殺害した。その後、ゲルク派はオイラドのグーシ＝ハーンに救援を要請し、グーシ＝ハーンはチョクト＝ホンタイジと一戦を交え勝利を収めるが、それにオムボ＝エルデニも、アハイ＝ダイチンがチョクト＝ホンタイジに殺害されたことを理由に加勢したのだった〔哈斯巴根，阿音娜 2009:20-21〕。

宮脇淳子〔1983:185〕は、オバシ＝ホンタイジがアルタン＝ハーンを自称していたことについて、ハルハ左翼のアバタイ＝ハーンがオイラドを征服したのち、自身の長子サボーダイ＝ウルジェイト＝ホンタイジをオイラドのハーンとして君臨させたことから、ハルハ右翼のライホルも自身の従弟オバシ＝ホンタイジをオイラドのハーンとして君臨させたと推測している⁽³²⁾。それを踏まえて、哈斯巴根，阿音娜〔2009:21,23〕は、アハイ＝ダイチンやオムボ＝エルデニらハルハ右翼の首長がチベットにまで進出したことに関して、ザサグト＝ハーン家の指示のもと行われたと推測している。そして、ソバンダイが筆頭となってハルハとオイラドの間に同盟を結んだことにも着目し、ハルハ右翼（おそらくザサグト＝ハーン家

⁽³⁰⁾康熙26年に清朝に送付したトゥシェート＝ハーン・チャホンドルジの書簡には、かつてハルハ右翼がライホル＝ハーン、オバシ＝ホンタイジ、ホンゴル＝セツェン＝ジノンによって率いられていたと記されており〔哈斯巴根，阿音娜 2009:21-22〕〔前野利衣 2017a:16-17〕、ホンゴル＝セツェン＝ジノンの子であるアハイ＝ダイチンが右翼の有力な首長の一人であったことが窺える。

⁽³¹⁾アバタイの第5子バハライ＝ホショーチ（Mon. *Baqarai qosiyuči*）の子。チョクト＝ホンタイジの詳細については岡田英弘〔2010:322-354（初出 1968b）〕を参照。

⁽³²⁾宮脇淳子〔1983:185〕は、オイラド自らがオバシ＝ホンタイジをハーンに推戴した可能性についても論じている。

を指すと思われる)のハルハにおける指導的地位は未だ変わらず、それに変化が生じたのは康熙元(1662)年のザサグト=ハーン・グムブ殺害事件以降と論じている。

しかし、特にアルタン=ハーン家は先行研究でも指摘されているとおり、ザサグト=ハーン家に名目上従うのみで、独自に強力な勢力を築いていった[若松寛 1978a; 1978b][宮脇淳子 1979:116,注 13]。また、前述したとおり、ハルハが初めて清朝と接触する際、ハルハ左翼はトゥシェート=ハーン・グムブとセツェン=ハーン・ショロイが共に清朝に使者を派遣する一方で、ザサグト=ハーン・ソバンダイを始めとするハルハ右翼の首長らは、それぞれ独自に清朝への朝貢を開始した。さらに、第二章で詳述するが、ハルハ左右翼各 4 名の有力首長らが清朝の要求に応じて誓約を結ぶ際も、ハルハ左翼は順治 12(1655)年にそろって清朝に使者を派遣し誓約を立てたが、ハルハ右翼に関しては首長ごとに時期が異なっていた。以上からも、ハルハ右翼の首長らはザサグト=ハーン家に名目上従うのみで、それぞれ独自の行動をとっていたと考えられる⁽³³⁾。

第一節の内容をまとめると以下のとおりである。16 世紀後半以降の漠地、モンゴル高原、マンチュリアはそれぞれ様々な勢力が割拠し分裂状態にあった。そのような中でマンジュ五部から台頭したヌルハチはマンチュリアの統合を果たし、東隣のモンゴル諸部と関係を構築していった。彼の後を継いだホンタイジの時代には、ほとんどの漠南モンゴル諸部を支配下に収め、さらにホンタイジの死後、入関を果たすと、残る漠北のハルハと本格的に対峙していくのである。清朝が入関後、本格的に交渉を展開していくこととなるハルハは、ゲレセンジェが諸子に所領を分封した当初、ザサグト=ハーン家の祖である右翼部長アシハイ=ホンタイジの勢力が最も有力で、トゥシェート=ハーン家の祖である左翼部長ノーノホ=ウィジェン=ノヤンはそれに次いだ。しかし、その状況はゲレセンジェの孫の代には早々に一転することとなった。ノーノホ=ウィジェン=ノヤンの長子アバタイは、ハルハにおいて圧倒的な勢力を築くまでに成長した。その後、右翼部長の家系のソバンダイがザサグト=ハーンに即位すると彼は影響力を拡大していったが、アバタイの孫であるグムブがトゥシェート=ハーンに即位すると、ハルハ左翼はトゥシェート=ハーン家を中心として結束を強めた。加えて、ソバンダイ以外のハルハ右翼首長もそれぞれ独自に勢力を蓄えていくようになり、ハルハ右翼部長の家系は当初のように権勢を振るうには及ばなかったのである。清朝と接触する直前のハルハは、一人の首長が圧倒的権勢を誇っていたのではなく、それぞれが独自の思惑を抱き勢力を張っていたのであり、このような状況にあったからこそ、第二章以降で論じるとおり、清朝はハルハ左右翼に対してそれぞれ個別に交渉を展開していくこ

⁽³³⁾ 第一節の 2 で論じたとおり、17 世紀初めのハルハ左翼はノーノホ=ウィジェン=ノヤンと、アミン=ドゥラル=ノヤンの家系である 4 人のノヤンに率いられていた[二木博史 1981:58]。一方のハルハ右翼は、近年の研究によりハーン、ホンタイジ、ジノンの地位を有するアシハイ=ホンタイジの長子、次子、ノヤンタイ=ハタン=バートルの長子家系に率いられ、三核構造をとっていたことが論じられている[前野利衣 2017a]。ただし、複数の勢力から成りながらトゥシェート=ハーン家を中心に結束を図っていく左翼とは異なり、右翼はそれぞれが独自に勢力の伸展を図っていたといえる。

となる。また、このハルハの状況が 17 世紀後半にハルハ右翼で内紛が生じ、それがハルハ左右翼の内紛へ発展する事態へと結びついていくのである。

第二節 清朝とハルハの接触の背景

本節では、清朝とハルハが接触するに至る背景を、漠南モンゴル諸部の動向を踏まえながらみていく。なお、これ以降、特筆しない限り、トゥシェート＝ハーンはグムブ、セツェン＝ハーンはショロイ、ザサグト＝ハーンはソバンダイを指す。

第一節の 1 で論じたとおり、ダヤン＝ハーン以降、モンゴル高原の遊牧民は政治的に分裂し、各地でしのぎを削っていたが、元朝の正統であるチャハルのリンダン＝ハーンはモンゴルの統一に乗り出した。これにいち早く抵抗したのが漠南モンゴル諸部の内ハルハ五部とホルチン部⁽³⁴⁾であった。一方、マンチュリアでは、ヌルハチが 1588 年にマンジュ五部を統一し、その後、さらにジュシェンの併合を進めていた。その最中、李成梁の失脚により次第に明との関係が悪化していき、明朝との戦争に着手することとなる。そのような中で、内ハルハ五部やホルチン部はヌルハチ勢力に従った方が得策とみて、ヌルハチに通好を求め、内ハルハ五部は清朝の対明戦などに協力していく⁽³⁵⁾。また、ヌルハチが次々と明朝の拠点を占領していく中、リンダン＝ハーンは広寧での交易権を明朝からとりつけると、天命 4 (1619) 年、ヌルハチに書簡を送付してその既得権益を主張し、次第に両者は対立を深めた。

天命 11 (1626) 年 8 月、ヌルハチが死去すると、ヌルハチの対モンゴル政策は彼の後を継いだホンタイジに引き継がれる。ホンタイジの時代に入ると、リンダン＝ハーンによるモンゴル統一の動きが益々活発化し、それは漠南モンゴル諸部の清朝帰順を早める要因ともなった。リンダン＝ハーンは天聡 2 (1628) 年、漠南モンゴル諸部のハラチンを撃破して、さらにトゥメドを占領し、天聡 4 (1630) 年には第一節の 3 で論じたとおりハルハにまで攻撃をかけ打撃を与えた。しかしながら、強硬にモンゴル統一を進めるリンダン＝ハーンの行動はほとんどのモンゴル諸部の抵抗にあい、チャハル系のモンゴル諸部でさえも、リンダン＝ハーンから離反し、清朝やハルハ左翼のセツェン＝ハーンのもとに逃亡した。この時、セツェン＝ハーンのもとに逃亡したチャハル系のモンゴル諸部とは、モーミンガン、アバガ、

⁽³⁴⁾ホルチンはチンギス＝カンの弟ジョチ＝ハサルの子孫が率いる集団であり、大興安嶺山麓に遊牧していた。ヌルハチ、ホンタイジ期の清朝とホルチンの関係に関しては宝日吉根 [1981]、岡田英弘 [2010:441-451 (初出 1994)]、岡洋樹 [2007c]、楠木賢道 [2009:71-93 (初出 1999b) ,93-112] 等を参照。

⁽³⁵⁾ただし、ヌルハチ期において内ハルハ五部のほとんどは叛服を繰り返し、従順な態度をとっていたのは内ハルハ五部の一つであるバヨトのみであった。ホルチンに関しては、婚姻関係を頻繁に結んでいたといっても決してヌルハチの意のままには動かず、チャハルの接近によって自身の状況が決定的に不利に陥って初めてヌルハチと同盟を結んだ (天命 11 年 5 月)。これはヌルハチが死去する直前のことであり、ヌルハチ期の対モンゴル関係は、総じて不安定なものであった。なお、ヌルハチ、ホンタイジと内ハルハ五部との関係については田中克己 [1940 ; 1958]、岡洋樹 [2007a:249-265]、楠木賢道 [2001 ; 2009:21-70] 等を参照。

アバガナル、ホーチト、スニド、ウジウムチンなどである。彼らは代々にわたって婚姻関係を結んでいることや、牧地が隣接しているという理由からセツェン＝ハーンを頼った〔姑茹瑪（グルマー）2016〕。これらの漠南モンゴル諸部は最終的に清朝に帰順するが、特にスニド部長テンギスは第二章でも論じるように清朝に帰順後、再びセツェン＝ハーンのもとに逃亡する。そして、この事件を契機に清朝はハルハと本格的に交渉を展開していくことになるのである。

また、上述したチャハル系の漠南モンゴル諸部の一つであるモーミンガンの属衆は、全てセツェン＝ハーンのもとに身を寄せたのではなく、一部は天聰 7（1633）年から 8（1634）年にかけて清朝に帰順した。ところが、清朝に帰順していたモーミンガンのウバハイ＝ダルハン＝バートルらは、天聰 9 年に牧群や女を略奪しハルハへ逃亡した。これに対してホンタイジは、天聰 10（1636）年 2 月、彼らを追撃するため外藩モンゴルの兵を派遣した⁽³⁶⁾。彼らがなぜハルハへ逃亡したかは史料から読みとれないが、おそらくセツェン＝ハーンに助けを求めた同部の属衆の行動に触発されたものと考えられる。

一方、リンダン＝ハーンの行動に反発するモンゴル諸部が多数を占めるなか、第一節の 3 でも論じたとおり、ハルハ左翼の有力首長であるチョクト＝ホンタイジは、リンダン＝ハーンと呼応し青海からチベットへ進出しようとした。チョクト＝ホンタイジはハルハの中でもほとんど賛同を得られず、リンダン＝ハーンの死後、青海のグーシ＝ハーンに敗北し戦死する〔山口瑞鳳 1963〕。とはいえ、チョクト＝ホンタイジの行動はハルハや漠南モンゴル諸部に動揺を与えた。

前述のとおり、リンダン＝ハーンは天聰 2 年にトゥメドを占領したのちチベットへと兵を進めるが、天聰 8 年に青海で病死した。すると、翌年 5 月、ハルハ左翼のセツェン＝ハーンは、同じく左翼のトゥシェート＝ハーンとウジウムチン（前述したとおり、リンダン＝ハーンのもとから離脱し、セツェン＝ハーンのもとに帰順した漠南モンゴル諸部の一つ）の首長らとともにホンタイジに書簡を送付し通好を求めた。セツェン＝ハーンらは、前年にチャハルのリンダン＝ハーンが死去し、すでに多くのチャハル首長らがホンタイジに帰順していた状況に加え〔斉木徳道爾吉 1998:12〕、ほとんどの漠南モンゴル諸部が清朝の支配下に入っていた状況をみて、ホンタイジに書簡を送付し友好の意を示したと考えられる。その一方で、セツェン＝ハーンは、リンダン＝ハーンの妻スタイ太后とその子エジェイにも書簡を送付し、彼らに自身のもとへ帰順するよう促した〔斉木徳道爾吉 1994:15-16〕〔哈斯巴根 2016:110〕。この書簡は清朝側の手に渡ったが、それに対するホンタイジの反応については不明である。

なお、大部分の漠南モンゴル諸部を服属させたホンタイジは、チャハルのリンダン＝ハーン

⁽³⁶⁾ 『満文老檔』太宗Ⅲ，天聰 10 年 2 月 22 日の条，945 頁，天聰 10 年 3 月 20 日の条，972-979 頁，『旧満洲檔』第 10 冊，天聰 10 年 2 月 22 日の条，4673 頁（満文），天聰 10 年 3 月 20 日の条，4707-4709 頁（満文）。なお、『満文老檔』や『旧満洲檔』にはウバハイ＝ダルハン＝バートルが逃亡した時期について記載がないが、『王公表伝』巻 40，伝第 24，茂明安部総伝（漢文）によると、彼は天聰 8 年にホンタイジのもとに帰順し，天聰 9 年にハルハに逃亡したとある。

ンの子エジェイが帰順すると、モンゴルのハーンの正統性を獲得したとみなし、崇徳元（1636）年4月に満洲宗室、漠南のモンゴル首長、漢人諸侯に推戴される形で大清皇帝の位に就くのであった⁽³⁷⁾。

第二節の内容をまとめると以下のとおりである。チャハルのリンダン＝ハーンは強硬にモンゴル統一を進めたため、漠南モンゴル諸部は清朝やハルハ左翼のセツェン＝ハーンのもとに帰順する事態となった。漠南モンゴル諸部の中には清朝とハルハの間で逃亡を図る者が出現し、また、ハルハの中からは、主要な人物はチョクト＝ホンタイジのみであったとはいえ、リンダン＝ハーンに従う首長まで現れた。このような漠南の動向やチョクト＝ホンタイジの行動は、清朝がハルハ政策に取り組まざるを得ない切実な状況を生みだしていった。そのような中で、ハルハ左翼のセツェン＝ハーンとトゥシェート＝ハーンは、リンダン＝ハーンの死と、多くの漠南モンゴル諸部が清朝の支配下に入っている状況を受けて、共同で使者を派遣し清朝に友好の意を示した。ところが、同時にセツェン＝ハーンが裏でチャハルを引き込もうと画策していたことが明らかになり、これにより、清朝にとって彼らが単に朝貢関係を構築していれば良いような存在ではないことが露呈したといえる。

第三節 接触当初の清朝のハルハ政策

本節では、これまで明らかにしたハルハの動向を踏まえ、清朝とハルハの接触当初における清朝のハルハ政策を分析していく。

第二節で論じたとおり、天聰9年5月、ハルハ左翼のセツェン＝ハーン、トゥシェート＝ハーンらはハルハで初めて清朝に使者を派遣し朝貢関係を結んだ。だが、同年8月、当時、帰化城に駐屯していたヨト⁽³⁸⁾のもとに、セツェン＝ハーンらハルハの使節団とウジュムチン⁽³⁹⁾の人が帰化城トゥメドの第4代アルタン＝ハーンであるボショクトの乳母の夫・毛罕という人物に先導されて明朝と交易を行なったという情報が入り、彼らは清朝軍に追撃されるに至った⁽³⁹⁾。従来、ハルハは帰化城トゥメドやハラチンを介して大同、宣府で明朝と交易を行なっていたが、チャハルのリンダン＝ハーンが大同や宣府での交易権を獲得して以降、ハルハと明朝の交易は一時中断していた。そのような中で、リンダン＝ハーンが死去すると、ハルハ左翼のセツェン＝ハーンは天聰9年正月、大同で明朝と交易を再開し、同年8月には上述のとおり、帰化城の仲介を経て明朝と交易しようとしているところを清朝軍に知られ、追撃されるところとなったのである〔達力扎布 2011:50-52〕。

⁽³⁷⁾この時、元号も天聰から崇徳に改元された。

⁽³⁸⁾ホンタイジの兄であり、四大貝勒であるダイシャンの長子。

⁽³⁹⁾『太宗実録』巻24、天聰9年8月3日（庚辰）の条（漢文）。なお、この過程でボショクトは、毛罕にそそのかされて自らシトゥゲン＝ハーンと称していたことや、命令に背いてハルハの首長と接触していたことが摘発され、捕縛されるに至り、トゥメドのアルタン＝ハーン家を取り潰しとなった。アルタン＝ハーン家を取り潰されるに至り、その後、帰化城トゥメド旗が成立するまでの過程については森川哲雄〔1983〕を参照のこと。

清朝軍の追撃を受けてセツェン＝ハーンは、同年 12 月に未だ清朝に帰順していないウジュームチン、ソニド、ホーチト、アバガなどの漠南モンゴル諸部の首長とともに再びホンタイジに書簡を送付し友好の意を示した。ただし、セツェン＝ハーンはこの書簡において 8 月に帰化城を介して明朝と交易したことや、それにより清朝軍から追撃を受けたことについて一切触れていない⁽⁴⁰⁾。

天聡 10 年 2 月、ホンタイジはセツェン＝ハーンが清朝に通好を求めて以来、初めて彼に書簡を送付するに至る。その書簡の内容は【史料I-1】のとおりである。

【史料I-1】スレ＝ハン（ホンタイジ）の勅書をハルハのマハ＝サマディ＝セチェン（セツェン）＝ハンに致す。太平となる大いなる政治のため我が考慮するように、と言う汝らの言はもつともである。我はいずれの国も理由なく利得を貪って征伐したことはない。先に我らが宿怨のあるニカン国（明国）を討ったときにチャハルのハンはニカンの財帛を貪って援兵を出したのでチャハルを討った。それが理由であった。そこで天地はチャハルのハンを非としてチャハル国を我に与えた。今汝らがニカンに馬を売り財帛を受け取りに行くことは、ニカン国に加勢することではないか。汝らのその悖逆の行為を我は悪く思わない。政治と法を合わせるため汝らの言を聞き知りたい。（『満文老檔』太宗Ⅲ，天聡 10 年 2 月 2 日の条，911-912 頁，『旧満洲檔』第 10 冊，天聡 10 年 2 月 2 日の条，4637-4638 頁（モンゴル文）。）

達力扎布 [2011:51] は、【史料I-1】より、ホンタイジはセツェン＝ハーンに対して、明朝と交易を行なったことを非難し、チャハルのリンダン＝ハーンを戒めとして諫めたと論じている。また、姑茹瑪 [2016:101] は、ホンタイジは明朝と交易しないよう警告しているものの、ショロイを「マハ＝サマディ＝セチェン（セツェン）＝ハン」と称していることや、通好を結ぶことについてセツェン＝ハーンらの意を聞きたいと述べていることなどから、彼に対して比較的温和な態度を示したと論じている。ここでは、ホンタイジがリンダン＝ハーンを討伐した理由を、彼が明朝から財帛を受け取り援軍を出したため、と説明した上で、そのリンダン＝ハーンの行動と、明朝と交易するセツェン＝ハーンの行動を同一視していることに着目したい。ホンタイジは、2 人の行動を同一視することで、明朝との交易を止めなかった場合、事によっては軍事的制裁を加える可能性もあることをセツェン＝ハーンに暗に示したといえる。

セツェン＝ハーンは以上のホンタイジの書簡（【史料I-1】）に対して、「我らも [明朝との] 交易を禁止しようとしていたが、七旗のハルハと四ウルト（オイラド）が皆交易に赴いたので、我らも交易に行かせたのである⁽⁴¹⁾」と返答している。これより、姑茹瑪 [2016:104-105]

⁽⁴⁰⁾ 『旧満洲檔 天聡九年』Ⅱ，天聡 9 年 12 月 7 日の条，345 頁（モンゴル文）。

⁽⁴¹⁾ 『満文老檔』太宗Ⅳ，崇徳元年 11 月 9 日の条，1434-1435 頁，『旧満洲檔』第 10 冊，崇徳元年 11 月 9 日の条，5285-5286 頁（満文）。

は、セツェン＝ハーンが明朝と断交する意をホンタイジに表明したと論じているが、セツェン＝ハーンは明朝と交易したことを弁明しているのみで、交易を断つかどうかについては明確な返答を避けているといえる。その後、セツェン＝ハーンは清朝に朝貢する一方で、大同や宣府で明朝と直接、交易を続けていった〔達力扎布 2011:52〕。崇徳 3（1638）年 3 月には、明と交易するため派遣されたセツェン＝ハーンの使者が、宣府に派遣された清朝の使者と遭遇し、清朝側に捕えられた上で家畜を没収されている⁽⁴²⁾。

一方、未だ清朝と通好していないハルハ右翼のザサグト＝ハーンは、崇徳 3 年正月、自身の兵、妻子を率いて帰化城周辺に駐屯したため⁽⁴³⁾、ホンタイジの親征を受ける事態となった。このザサグト＝ハーンの行動は清朝に対する略奪ではなく、明朝との交易を意図したものであったといわれている〔青木富太郎 1972:230-232〕〔烏雲畢力格 2009b:277-278（初出 2008）〕。ホンタイジはザサグト＝ハーンの到来を聞きつけると、直ちに親征に乗り出し、断じて明朝との交易を許さない姿勢を示した〔烏雲畢力格 2009b:278（初出 2008）〕。また、ザサグト＝ハーン自身が兵まで率いて清朝領内に進入したことも、ホンタイジが親征に乗り出す要因の一つとなったと考えられる。ただし、ホンタイジ親征の情報をつかんだザサグト＝ハーンは、交易も略奪も行わないまま早々に帰化城を後にしたため⁽⁴⁴⁾、清朝軍はザサグト＝ハーンと軍事衝突することなく撤退した。

ホンタイジの親征を受けて、崇徳 3 年 3 月、ザサグト＝ハーンは初めて清朝に使者を派遣し馬・駱駝を献上するとともに、敵意がない意思を示した⁽⁴⁵⁾。しかしながら、その後ザサグト＝ハーンはホンタイジに対して尊大な態度をとり続け、度々叱責を受けている。第一節の 3 で論じたとおり、当時、ザサグト＝ハーンは自身の地歩を固めることに努めており、清朝の影響力がハルハにまで及ぶことを極力回避したかったと考えられ、そのため、ホンタイジを牽制したと思われる。崇徳 3 年 9 月にホンタイジがザサグト＝ハーンに送った書簡をみると、ザサグト＝ハーンがホンタイジに一部のモンゴルを従えているだけで、全モンゴルのハーンになったわけではないとそれとなく述べているが、それに対してホンタイジは叱責を加えていることが窺える〔烏雲畢力格 2009b:278-280（初出 2008）〕。

さらに、崇徳 5（1640）年 3 月にホンタイジがザサグト＝ハーンに送った書簡には以下のとおりある。

【史料I-2】……①汝（ザサグト＝ハーン）は「六トゥメンの一つが我々である」とする。

⁽⁴²⁾ 『太宗実録』巻 4、崇徳 3 年 3 月 11 日（甲戌）の条（漢文）。

⁽⁴³⁾ 『太宗実録』巻 40、崇徳 3 年正月 16 日（庚辰）の条（漢文）、『中国第一歴史檔案館蔵内国史院満文檔案訳註 崇徳二・三年分』崇徳 3 年正月 16 日の条、195-196 頁。なお、帰化城トゥメドの官員が上奏した内容には、ザサグト＝ハーンが帰化城に駐屯し、今にも侵犯しそうだとのみである。

⁽⁴⁴⁾ 『太宗実録』巻 40、崇徳 3 年 2 月 19 日（癸丑）の条（漢文）、『中国第一歴史檔案館蔵内国史院満文檔案訳註 崇徳二・三年分』崇徳 3 年 2 月 19 日の条、242 頁。

⁽⁴⁵⁾ 『中国第一歴史檔案館蔵内国史院満文檔案訳註 崇徳二・三年分』崇徳 3 年 3 月初 7 日の条、274 頁。

三アバガ，五オトク＝ハルハ，ソニド，これは皆ここに居る。今汝のところに居るトゥメンに相当する人とは誰であるのか。一般にあらゆるものを占有するのがハーンであり，半分（全体の一部）を占有するのが官員（臣下）であると言った言葉がある。②汝のところに半分しかおらずオトクは不完全にほかならないのに，汝は傲慢に振舞い自分の名を抬頭し，勅として〔我に書簡を〕送付していることは，どうして理があるのか。我が汝に勅として送付することが正しいのである。汝より卑しい人が汝に勅として送付した，そうされたら汝はどうしてそれを許せるのか。汝は政治の理を守ることができないため，一オトク＝ハルハに三ハーンが鼎立しているのだ。③古より仇敵は城を取った漢人，羊を取ったオイラドとある。古の仇敵にかかわらず汝の父を殺し汝の兄弟を侵略して汝の妻子を奪った仇敵と政治を統一したと言ったことは，汝が久しく名声を理解していない，これである。立派な子が生まれれば父の仇敵を取るにちがいない。父の仇敵を恨むことができなければ子は生まれた価値はないぞ。我は古の仇敵である漢人を征討し，四方の大国を和睦させるに至り平安幸福にさせた。……④汝は〔我との〕講和を好まないならば，汝が必ずオイラドの食糧となるぞ。古よりハーンらは3，4年7，8年出征しないものはない。実際に汝は我々の一隊が食糧としなかったことはない。地は遠くないだろう。汝我ら2人〔のうちどちらが〕力があり，〔どちらが〕身の程を知らないのか汝の使者は汝に言うように。（「崇徳ハーンのザサグト＝ハーンを叱責し会盟を知る勅書」『内秘書院檔』第1輯，崇徳5年檔冊，No.6，270-273頁（モンゴル文）。）

ホンタイジは，ザサグト＝ハーンが自身は六トゥメンの一つに君臨していると主張したことに対して否定するとともに（下線部①），さらに，彼が書簡において自己の名を抬頭し，上諭と記したことを不遜であるとして叱責している（下線部②）。烏雲畢力格〔2009b:280-283（初出2008）〕は，【史料I-2】を引用した上で，ザサグト＝ハーンがホンタイジへの書簡で上諭と記し傲慢な物言いであったことや，ホンタイジがザサグト＝ハーンとオイラドがすでに同盟を結んだという情報を入手すると，軍事動員の可能性を示し強硬な態度をとっていたことを論じている（下線部④）。このザサグト＝ハーンとオイラドの同盟に関して，先行研究では，崇徳5年9月にハルハとオイラドは，清朝に対抗するためにザサグト＝ハーンが筆頭となって会盟を開催してモンゴル＝オイラド法典を作成し，これにより両者の間に同盟関係が結ばれたとされてきた〔宮脇淳子1984:98-105〕。これに対して，烏雲畢力格〔2009b:285-287（初出2008）〕は，【史料I-2】下線部③を根拠に，崇徳5年9月にモンゴル＝オイラド法典が作成される以前に，両者の間には既に同盟関係が構築されていたと論じ，この同盟関係が構築された具体的時期を崇徳4年から，【史料I-2】が送付された崇徳5年3月の間と分析している。そして，モンゴル＝オイラド法典の作成は，崇徳5年3月以前に構築したハルハ＝オイラド同盟の最高の成果の一つと評している。

ここで注目すべきは，ザサグト＝ハーンがオイラドと同盟関係を築いたことに対してホンタイジが真っ向から批判していることである（下線部③）。そもそも清朝がハルハとオイ

ラドの同盟関係の構築を阻止することは不可能だが、ホンタイジはオイラドと同盟関係を構築したザサグト＝ハーンを痛烈に非難した上で、一戦も辞さない強硬な姿勢を打ち出し、（下線部④）、ハルハとオイラドの同盟関係に大きな懸念を抱いていたといえる⁽⁴⁶⁾。

ところが、同じ崇徳5年の10月のホンタイジの書簡をみると、ホンタイジの強硬的な態度が一転する。すなわち、ザサグト＝ハーンが書簡の形式を改めないことに関しては前回、前々回に引き続き非難しているものの⁽⁴⁷⁾、ハルハとオイラドの同盟に関しては全く触れず、また、ザサグト＝ハーンに対して軍事動員の可能性を示す、あるいは示唆するような言及も一切ないのである⁽⁴⁸⁾。それではなぜ、ホンタイジはザサグト＝ハーンに対して態度を一転させたのだろうか。

ここで、周辺情勢についてみると、上述したとおりハルハとオイラドは崇徳5年3月以前に同盟関係を築き、それに対してホンタイジは懸念を示していたが、同年9月にはモンゴル＝オイラド法典が編纂され、両者の関係は一段と進展したとみられる。一方、当時の明朝との関係に視点を移すと、清朝建国後も明との戦争は絶えず行われていたが、ホンタイジは崇徳3年から4年にかけて弟ドルゴンらを派遣して大規模な華北遠征を行なった。さらにホンタイジは崇徳5年3月以降、本格的に山海関方面の包囲戦に挑むため、長期戦を見据えて前線の防備や兵糧の確保に着手し、同年6月には清朝軍を派遣して錦州攻略に乗り出した。ところが、ホンタイジの錦州を攻め落とすという決意が固かったこととは裏腹に、清朝軍は一向に錦州を陥落させることができなかった。そして、崇徳6年、明の薊遼総督洪承疇が錦州に援軍を出すと、ホンタイジは親征に乗り出し松山で明軍を撃破することとなる⁽⁴⁹⁾。

このように、ホンタイジが崇徳5年10月にザサグト＝ハーンに書簡を送付した際には、清朝を共通の敵とするハルハとオイラドの同盟関係がさらに進展していたのみならず、清朝は明朝の最大な軍事拠点である山海関方面の攻略に正面から取り組んでいたものの、思ったような戦績を得ることができていない状況下にあった。したがって、ホンタイジはザサグト＝ハーンと真っ向から敵対することを当面は避ける必要があったと考えられ、そのためザサグト＝ハーンに必要以上の圧力をかけることを控え、態度を軟化させたのではなかろうか。なお、これ以降、ザサグト＝ハーンを始め、ハルハ左右翼の首長とホンタイジの書

⁽⁴⁶⁾なお、烏雲畢力格[2009b:284-287（初出2008）]は、ザサグト＝ハーンがオイラドと同盟を結んだ直接の背景には、ホンタイジが武力によって明朝との交易を阻止したことがあると論じている。

⁽⁴⁷⁾ザサグト＝ハーンは順治年間（1644-1661）に入っても、このような書簡の形式に対する清朝の指摘を改めることはなく、当時の摂政王ドルゴン（名目上は順治帝）からも叱責を受けている。このことについては第二章で詳述する。

⁽⁴⁸⁾「崇徳ハーンがザサグト＝ハーンの書簡の言葉を叱責した勅書」『内秘書院檔』第1輯、崇徳5年檔冊、No.9、279-282頁（モンゴル文）。なお、烏雲畢力格[2009b:283-284（初出2008）]は、この書簡から、ホンタイジがザサグト＝ハーンを厳しく非難したと指摘するに留まっている。

⁽⁴⁹⁾清朝建国後から入関までにおける清朝の対明戦については、谷井陽子[2015:229-238]を参照のこと。なお、松山の戦いは、サルフの戦いに次ぐ明清交替における主要な戦役であったといわれている[神田信夫1999:318]。

簡のやりとりは見られなくなる〔烏雲畢力格 2009b:284（初出 2008）〕。再びハルハ左右翼の首長と清朝の間の書簡の往来がみられるようになるのは、第二章で論じる順治 3 年のテンギス逃亡事件以降のことである。

第三節の内容をまとめると以下のとおりである。ハルハ左翼のセツェン＝ハーンはトゥシェート＝ハーンらとともに天聰 9 年に清朝と朝貢関係を結んだが、その一方で明朝と交易を続け清朝軍から追撃を受けることとなった。その後、清朝はセツェン＝ハーンらに圧力をかけ明朝との交易の禁止を図ったが、彼らは清朝に朝貢する一方で明朝と交易を続けていった。一方、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンは崇徳 3 年正月に兵を率いて帰化城周辺に駐屯したため、ホンタイジの親征を受けた。彼は同年 3 月に、清朝に使者を派遣して友好の意を示したが、その後、清朝に対して尊大な態度をとり続けた。それに対して、清朝は非難を繰り返し、ハルハとオイラドが同盟を結んだ情報を入手すると、両者の同盟関係に懸念を抱き、ザサグト＝ハーンに対する軍事動員も辞さない強硬な姿勢を示した。しかしながら、モンゴル＝オイラド法典を編纂した情報を清朝がこの時点で得ていたかは不明であるが、すでにハルハとオイラドの同盟が構築されていることに加え、山海関方面の戦況が悪化したため、以上のような清朝の強硬姿勢は軟化を強いられることとなった。ただし、それは清朝にとって妥協を余儀なくされた不本意な処置であって、それ以降も両者の関係は全く好転することはなかった。

小結

本章では、ゲレセンジェの諸子分封から清朝と接触するまでのハルハ左右翼の動向を確認した上で、両者の接触の経緯と清朝のハルハ政策を検討した。

清朝はマンチュリアを統合し、漠南モンゴル諸部を支配下に収め、入関を果たすと、残ったモンゴル勢力である漠北のハルハと対峙し、積極的にハルハ政策に取り組んでいく。元来ハルハは右翼部長の家系が最も有力であったが、16 世紀後半以降には、左翼部長の家系のアバタイがハルハで初めてハーンを称し、圧倒的な権勢を誇っていた。しかし、1596 年以降、右翼部長の家系のソバンダイが台頭し、彼はザサグト＝ハーンと称して、即位以降、地歩を固めていった。ところが、ソバンダイの一強時代は長くは続かず、左翼でアバタイの孫グムブが 1614 年にトゥシェート＝ハーンを称すると、彼はアミン＝ドゥラル＝ノヤンの次子モール＝ブイマの子ショロイをセツェン＝ハーンに擁立して、左翼の結束を図っていった。さらに、ホトゴイト部長を始め、宗主以外の右翼首長も次第に独自に勢力の伸展に乗り出していった。このように、清朝と接触する 17 世紀初め頃のハルハは、左右翼の一方が圧倒的な権勢を誇っていたのではなく、政治的に多極化の趨勢にあった。

そのような中で、モンゴルの統一を強硬に推し進めていたチャハルのリンダン＝ハーンが病死すると、ほとんどの漠南モンゴル諸部が清朝に服属していたことと相俟って、ハルハ左翼のセツェン＝ハーンとトゥシェート＝ハーンは、天聰 9 年 5 月、共同で清朝に使者を

派遣し通好を求めた。ただ、セツェン＝ハーンは清朝に通好を求める一方で、リンダン＝ハーンの子エジェイらに書簡を送付し、自身のもとに帰順するよう呼びかけており、清朝に対して単に友好的であったわけではなかった。さらに、セツェン＝ハーンは清朝と朝貢関係を結ぶ一方で、帰化城トゥメドの仲介によって明朝と交易を行おうとし、清朝軍の追撃を受けた。その後、セツェン＝ハーンは清朝に友好の意を再度示すものの、ホンタイジは、彼とリンダン＝ハーンの行動を同一視し、明朝と断交しなければ状況次第で軍事討伐に乗り出すことを示唆した。しかしながら、セツェン＝ハーンはその後も独自に明朝と交易を続けていき、それに対して清朝はその情報を入手すると、セツェン＝ハーン側の使者を捕獲し家畜を没収するなど、制裁を加えていった。

一方、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンは、崇徳3年、明朝と交易するため自ら兵や妻子を率いて清朝支配下の帰化城トゥメドを侵犯した。この事態に対してホンタイジは直ちに親征に乗り出したが、その情報を入手したザサグト＝ハーンがすかさず帰化城から引き揚げたため、やむ無く引き返すこととなった。その後、ザサグト＝ハーンは、清朝に友好の意を示すものの、ホンタイジに対して高圧的な態度をとり続けた。それに対して、ホンタイジはザサグト＝ハーンを始めとするハルハが服属下にあったわけではないが、自らがモンゴル全体に君臨する立場で叱責を繰り返し、さらに、ハルハとオイラドが同盟を結んだという情報を入手すると、激しい批判を浴びせ軍事動員の可能性を明確に示した。しかしながら、ハルハとオイラドが同盟を結んでいる状況にあることに加え、山海関方面の攻略に苦戦を強いられると、ザサグト＝ハーンに対する態度を軟化するといった妥協を余儀なくされることとなった。

このように、清朝とハルハは朝貢関係を結んだといっても、実際には度々、利害対立が生じており、両者の関係は緊迫化し、事態が好転することはなかった。このような緊張状態の中、順治3年にスニド部長テンギスがハルハ左翼へ逃亡すると、すでに入関を果たし明朝に代わって北京に君臨していた清朝は、ハルハ左翼と軍事衝突を引き起こし、その後、積極的にハルハと交渉を推し進めていくこととなるのである。このテンギス逃亡事件以降、清朝がハルハにいかなる政策を展開していったのかについては、第二章で検討していく。

第二章 順治年間における清朝のハルハ政策

はじめに

本章は、順治 3（1646）年のスニド部長テンギスによるハルハ左翼への逃亡事件以降、清朝がハルハと本格的に交渉に乗り出すようになり、その後、ハルハ左右翼の 8 名の首長に誓約を立てさせ、進貢を許可するに至るまでの交渉過程を分析し、漠地や漠南の情勢に応じた清朝によるハルハ政策の変遷——具体的な対応の変化——とその意図を明らかにするものである。

清朝は、天聰 9（1635）年にハルハ左翼のトゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーンが、崇徳 3（1638）年にハルハ右翼のザサグト＝ハーンが使者を派遣し、友好の意を示したことにより、彼らと通好を開始した。それ以降、『実録』によれば、ハルハ左右翼の首長らは順治 12（1655）年に清朝の要求に応じて子弟を派遣し誓約したことによって、八ザサグ⁽⁵⁰⁾が授けられ進貢額・賞賜額が定められたことになっている。しかし、第一章で論じたとおり、ハルハ左右翼は天聰 9 年以降、それぞれ清朝に朝貢を開始したとはいえ、両者の関係は緊迫化していった。そのような中で、順治 3 年に清朝支配下にある漠南モンゴル諸部の一つであるスニドのテンギスがハルハ左翼へ逃亡すると、清朝とハルハ左翼が軍事衝突を引き起こすまでに至った。清朝とハルハの間の軍事衝突はこれが最初で最後であり⁽⁵¹⁾、清朝—ハルハ関係史上、注目すべき事件である。ハルハの誓約と清朝による進貢額・賞賜額の規定は、そのような緊張状態を経て定められたものであった。

当該時期に関する先行研究としては、まず、岡洋樹〔2007a:75-79（初出 1993）〕があり、ハルハの朝貢が始まった天聰 9 年から、テンギス逃亡事件を経て八ザサグがハルハへ授与されるまでの経緯を分析し、このザサグ授与は、清朝がテンギス逃亡事件発生後に交渉を持ったハルハの「首為る貝子」をそのままザサグとして認めたにすぎなかったと捉えている。その中で岡氏は、八ザサグ授与を清朝—ハルハ関係の「正常化」と表現しており、裏返せば、両者の関係悪化は一時的なもので、修復後の関係は問題発生前と比して大きく異なるものではないと考えているものとみなせる。斉木徳道爾吉〔1998〕は、崇徳 5（1640）年から順治 16（1659）年に至るまでの清朝—ハルハ関係を概括的に論じ、清朝は恩と威を合わせて施し、最終的に清朝とハルハは朝貢関係を「回復」したと捉えており、「回復」と論じる点において岡氏の見解に近いものであると考えられる。また、斉木徳道爾吉〔2002〕は、スニ

⁽⁵⁰⁾序章で論じたとおりザサグとは旗を管理する長であり、清朝に帰順したモンゴル諸部は旧来の首長をザサグとする独立した旗に編成された。順治 12 年には、未だ清朝に帰順していないハルハの 8 名の首長にザサグが授けられたとされる。

⁽⁵¹⁾第一章第三節で論じたように、崇徳 3 年、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンは兵を率いて帰化城周辺に駐屯し、その情報を入手したホンタイジはザサグト＝ハーンと明朝の貿易を阻止するため、自ら兵を率いてザサグト＝ハーン征討に乗りだした〔烏雲畢力格 2009b:277-278（初出 2008）〕。だが、ザサグト＝ハーンは既に退去していたため、軍事衝突することなく清朝軍は帰還した。

ドが清朝に帰順してからテンギス逃亡事件を経て、順治 5（1648）年にテンギスが清朝に降伏するまでの過程を跡づけ、ここでは清朝の圧倒的威力を強調している。達力扎布 [2011] は、本章でも多用する『内秘書院檔』を用いてホンタイジ時期から順治年間に至る清朝—ハルハ関係を詳細に検討し、清朝は軍事威圧、交易や入朝の禁止、オイラドとハルハの連携・協力の阻止、ダライ＝ラマ 5 世（以下、ダライ＝ラマとは 5 世を指す）招請などの策略をとることでハルハに帰属を迫るも、結果、朝貢関係と文書儀礼を確立させたにすぎないと論じている。宋瞳 [2013a（初出 2011）；2013b（初出 2012）] は、『理藩院題本』を利用してハルハに対する順治 12 年の理藩院と順治帝の対応を分析し、清朝は南明勢力の討伐が喫緊の課題であり、ハルハに対しては羈縻懷柔・防御を主とし、ハルハに誓約を結ばせるに至ったと論じている。哈斯巴根 [2015；2016:108-130] は、ハルハが清朝に九白の貢を納めるようになった過程に着目して、順治年間の清朝—ハルハ関係にも検討を加え、順治末年にハルハが誓約を立て、清朝によって進貢額が規定されたことをもって、これ以降、両者の関係は安定期に入ったとする。

以上の先行研究は、順治年間における清朝のハルハへの対応に関して、宥和的または高圧的とみる見解の相違がある上に、当該時期全体にわたって詳しく跡付けた研究が少ないこともあって、清朝がその都度、立ち現れる様々な問題に伴って、対応あるいは政策に修正や変更を加えていた可能性を十分に吟味していない。そもそも、まず一般論として、このような政治的交渉はその時々状況に応じて柔軟に調整されていくものであろうし、加えて、当該時期には、清朝は南明勢力討伐のため、漠地に軍隊を派遣している傍らでハルハとの交渉にあたっており、事態は少なからず流動的であったはずである。そのような状況に照らせば、清朝がハルハに対して終始一貫した対応を講じていたとは考えにくく、変化する状況に即して様々な対応がとられた可能性を考慮しなければならない。

そこで本章では、清朝とハルハの首長層との間で往復された『内秘書院檔』所収のモンゴル語書簡を主に利用することにより、順治年間における清朝とハルハの交渉過程を清朝側の対応の変化に留意しつつ検討し、清朝のハルハ政策の展開を明らかにする⁽⁵²⁾。まず、第一節、第二節ではテンギス逃亡事件からハルハ左翼が謝罪し、テンギスが降伏するまでの清朝とハルハ左右翼の交渉過程を分析する。第三節では、第一節、第二節で明らかにした清朝の対応の変化を踏まえ、清朝とハルハ左翼の関係が一旦、回復して以降の清朝とハルハ左右翼の交渉過程を分析する。第四節では、順治 7（1650）年の摂政王ドルゴンの死から、清朝がハルハに進貢を許可するまでの清朝とハルハ左右翼それぞれの交渉過程を分析する。

なお、清朝による八ザサグ授与について、同時代史料に記載がないことから八ザサグ授与は存在しなかったとする研究もあるが [Li Baowen 2004:157]、本論文は周辺情勢によって変化する清朝の対応を通して、順治年間における清朝とハルハの具体的な交渉過程のあり様

⁽⁵²⁾ 17 世紀におけるモンゴル諸部の分布は【地図 2】を、本章において主要な人物であるハルハの 3 人のハーンやノヤンらの系図については【系図 2】、ハーンの在位期間については【表 1】を参照のこと。

を見出そうとするものであり、その過程を記録する史料に直接記載のないザサグの授与の有無については差し当たって問題にしないことにする⁽⁵³⁾。

第一節 テンギス逃亡事件直後の清朝の軍事行動と事後処理

テンギス逃亡事件発生からテンギスの降伏までの時期において、従来の研究では一貫して清朝の積極的・威圧的態度が強調されてきた[斉木徳道爾吉 1998;2002][達力扎布 2011]。だが、これらの研究では概略的説明に止まっている部分も多く見られ、清朝、ハルハ双方の対応の実態やその意図・背景は十分に検討されていない。そこで、第一節、第二節では周辺情勢にも留意しながら、テンギスが降伏するまでの清朝とハルハの交渉過程を再検討し、新たな見解を提示していく。

まず、斉木徳道爾吉[2002]に基づいて、漠南のスニド部長テンギス、弟テンギテイらがハルハ左翼のセツェン＝ハーンのもとに逃亡した背景と、この逃亡という事態に対する清朝の初動を確認する。スニドは元来、ハオトクから成るチャハル（ハオトク＝チャハル）の一つであったが[森川哲雄 1976]、第一章第二節で論じたとおり、リンダン＝ハーンによるモンゴル統一の動きに不満を抱き、ハルハ左翼のセツェン＝ハーンのもとに帰順した。その後、崇徳4（1639）年に当時のスニド部長テンギスは、同部のスサイらとともにそれぞれ属衆を率いて清朝に帰順し、太宗ホンタイジからザサグの地位と多羅郡王の爵位を授けられ、スニドの左翼をテンギスが右翼をスサイが統轄するよう命じられた。だが、ホンタイジが崇徳8（1643）年に死去し幼い順治帝が帝位に就くと、テンギスと摂政王ドルゴンとの間に軋轢が生じ、このテンギスとドルゴンの不和を利用したセツェン＝ハーンがテンギスらを煽動したため、順治3年に逃亡事件が発生したといわれている⁽⁵⁴⁾。このセツェン＝ハーンによる煽動の有無については諸説あるが⁽⁵⁵⁾、いずれにせよテンギスが清朝に背きハルハ左翼

⁽⁵³⁾本論文はハザサグの有無について問題にしないが、同時代史料に記載がないという理由のみでハザサグ授与はなかったとする見解に直ちに賛同するものではない。『蒙古堂檔』所収のハルハの2人のハーン、ノヤン、ザサグのタイジらが康熙26（1687）年に上奏した書には「先にただハザサグのみあった」（「ハルハの2人のハーン、ノヤン、ザサグのタイジらの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6、康熙26年檔冊，No.7，28頁（モンゴル文），No.59，200頁（満文））という記載がある。ここから、順治末年にハザサグが存在していたかは不明であるが、少なくとも康熙26年以前には存在していたことが窺える。筆者が本論文で細部にわたって検証を加えることはできないが、いつ頃、ハルハの首長らにハザサグが授与されたかなど、今後さらなる議論が必要であろう。

⁽⁵⁴⁾テンギスらの逃亡事件の発生時期について史料に明記はないが、『満文国史院檔』順治3年正月17日の条によると、元旦朝賀儀礼にテンギスが使者を派遣していることから、斉木徳道爾吉[2002:120]は順治3年の2月から3月の間に事件が発生したのではないかと推測している。

⁽⁵⁵⁾『王公表伝』巻36、伝第20、蘇尼特部総伝（漢文）にはテンギス逃亡の原因に関して、セツェン＝ハーンがテンギスの逃亡を誘引したことが記されている。また、『聖祖実録』巻142、康熙28年9月5日（戊戌）の条（漢文）には、摂政王ドルゴンとテンギスの間に不和が生じたためハルハに逃亡したとある。斉木徳道爾吉[2002:115-116]は以上の史料と合わせて、順治元（1644）年11月に行われた遷都の祝賀でのテンギスの席次から、テンギスはドルゴンに冷遇されていた

へ逃亡したことに変わりなく、この事件を契機に清朝は本格的にハルハ政策に乗り出していく。

このようなテンギスらの逃亡に対して、ドルゴン（名目上は順治帝）は、5月2日に和碩徳豫親王ドドを揚威大將軍としてテンギスらを追撃するよう命じ⁽⁵⁶⁾、さらに、兵を送り出す際、情報通りテンギスがすでにセツェン＝ハーンのもとへ逃亡したならば、テンギスとともに「碩雷（セツェン＝ハーン）を将て一併に之を取れ」と指示し、「儻し敵人杭崖^{ハンガイ}に敗入せば、即ち班師すべし。再び兵を整え征討を行う。務めて根株を尽せ」と命令した⁽⁵⁷⁾。この時、清朝がテンギスのみならずセツェン＝ハーンをも敵とみなしていたことは、齊木徳道爾吉[2002:124]も指摘しているが、ここでは清朝がセツェン＝ハーンらに対してテンギスの送還要求を試みることもなく、直ちに軍事討伐に乗り出したことに注目しておきたい。

次に、清朝軍によるテンギス討伐の動きをみると、7月18日に理藩院から公布された上諭の一部には【史料II-1】のとおり記されている。

【史料II-1】オンゴンのウラーン＝エルギ（ケルレン河上流の地）より護軍統領イェシ、参領バサイに100の兵を与え、インガルチャグ山に哨兵がいるかどうか視察せよと言って派遣したことにより、彼らは翌日の晩にインガルチャグに至り、[その時]哨兵と遭遇し撃ち破って、捕虜に尋ねれば、テンギス、テンギテイはグン＝ガルタイ（トーラ河東南の地）にいると言うので、軍の主王（揚威大將軍和碩徳豫親王）、外藩の2人の親王（和碩土謝図親王、和碩卓札克図親王）は衆官員らと商議し、馬丁を放ち、軍の主王は自ら大軍を率いて出発し、蒙古固山額真アライ＝クルク＝ダルハン＝イバイ、……彼らに内外2,000の兵を与え、グン＝ガルタイのその方面の地の狭い路で遮って待て。汝らの先に行った足跡があれば慎重に追え。足跡がなければ慎重に守備せよと言って派遣して、軍の主王は自ら大軍を率いて夜半、急いで馳せ赴きグン＝ガルタイに到着すると、テンギス、テンギテイは逃げ去ったため、彼らの足跡に入って追えと言い、外藩の巴圖爾郡王マンジュシリ、……彼らに内外2,000の兵を与え、……モウハイ＝タイ

とし、この両者の不和を利用してセツェン＝ハーンがテンギスに逃亡を呼びかけたとしている。Crossley Pamela Kyle [2006:68-69] は、テンギス逃亡事件をセツェン＝ハーンの反乱とまで論じ、その反乱にトゥシェート＝ハーンとテンギスが加わったとしている。一方、達力扎布 [2011:57] は、セツェン＝ハーン煽動説が最も早くにみられる史料は、清朝が順治6（1649）年にグーシ＝ハーンに送った書簡（後掲【史料II-7】）であることを指摘している。その上で、達力扎布 [2011:57] はセツェン＝ハーンがスニドのテンギスに逃亡を促したとするならば、なぜスニドと同じく元来セツェン＝ハーン属下にあり、当該時期には清朝の統治下にあったウジュムチンやホーチト、アバガなどの漠南モンゴル諸部をも引き込まなかったのか、疑問を呈している。このように、セツェン＝ハーンによる煽動の有無については定かではないが、清朝はテンギスの逃亡を「反逆」とみなし征討に乗り出していく。

⁽⁵⁶⁾「順治帝がソニドが背き逃亡したことをもって和碩徳豫親王を揚威大將軍とし、兵を率い征討することを公布した勅書」『内秘書院檔』第2輯、順治3年檔冊、No.11、120-122頁（モンゴル文）。『世祖実録』巻26、順治3年5月2日（丁未）条（漢文）。

⁽⁵⁷⁾『世祖実録』巻26、順治3年5月2日（丁未）条（漢文）。

ジを殺した。その後、またホルチンの巴図爾王、イルドゥチが先鋒とともに至ると、テンギス、テンギテイの 400 の兵でいたところを鎮圧するに、[テンギスらが] 混乱して山林に入ったあと、ホルチンの巴図爾郡王、……彼らがテンギス、テンギテイの行く方向を尋ねれば、誰も知らず [テンギスが] ゲゲ（公主）を軍営の前列に連れて行ったと言うので、追ってゲゲを捕獲した。地を知る人に尋ねれば、敗走するとすぐ必ずトーラ河に追いやられると言うので、梅林 [章京] アハニカンに兵を与え、ブルハト＝ハン山（トーラ河南岸）の方に行く道を絶っておけと言って派遣したとき、彼らが出発すると、テンギテイの子ドルジ＝タイジ、バト＝シキチン、テンギスの孫ガルマ＝テムデグをはじめ 100 余の人が逃げて行くのをみな殺し、彼らの妻子、家、家畜を全て捕獲した。[梅林章京アハニカンらは] 先に派遣した鎮国 [將軍] ワクダ、……彼らの軍営の首を追い越して行って、ウリヤタイ河に至り、閑散の哨兵の 2 人に遭遇した時に 1 人を殺し 1 人を生け捕りにした。ハルハのグム＝タイジの子ブヤント＝タイジをはじめ 11 人を殺し、彼らの妻子、家、家畜を捕獲した。王兵はブルハト＝ハン山のその峰に至って、ボゴト＝タイジ……彼らに 2,000 の兵を与え派遣したとき、彼らが行って鎮国將軍ワクダ、……と合流して戻って来るとき巻き狩りを行い人を殺し家、家畜を取って来た。また鎮国將軍センゲ、……彼らに内外の王、ノヤン、タイジらのヒヤらとともに 300 の兵を与えトーラ河に派遣したとき、彼らは牛羊を捕獲して来た。蒙古固山額真アライ＝クルゲ＝ダルハン、……は兵を追い、トーラ河に至ると去った。牛羊を多く捕獲した。翌日はトーラ河を渡り軍の主王と合流し来るときに、オトク山の山陽で巻き狩りをしながら来て、人を殺して駱駝、馬、牛、羊を捕獲して来た。合計捕獲数は 825 人、1,450 匹の駱駝、19,309 匹の馬、16,960 匹の牛、135,300 匹の羊、全部で殺した人の数は 1,109 人。この殺した人の内で有名な人は、……。（「理藩院が和碩德豫親王がスニドのテンギス、テンギテイらを追撃して破り、人と家畜を多く捕獲したことを衆モンゴルに布告した書」『内秘書院檔』第 2 輯、順治 3 年檔冊、No.17、132-140 頁（モンゴル文）⁽⁵⁸⁾。）

清朝軍は、7 月上旬にはケルレン河上流に至り、その後、テンギス軍と衝突しホンタイジの時代にテンギスに降嫁された公主を捕らえ、弟テンギテイの子らを殺害し彼らの家畜等を略奪するのみならず、ハルハ左翼のタイジにも攻撃を加え略奪を行なった。さらに、トーラ川上流のオトク山で巻き狩りを挙げてテンギスの属民のみならず、ハルハ左翼の牧民からも大量の人と家畜を略奪した。清朝軍が大量の人、家畜、財物を獲得したことについてはすでに強調されてきた [斉木徳道爾吉 2002:136] ⁽⁵⁹⁾。ただし、清朝はこの過程でモンゴルの

⁽⁵⁸⁾この該当部分は『世祖実録』巻 27、順治 3 年 7 月 13 日（丁巳）の条（漢文）にも収録されているが、『内秘書院檔』には清朝軍の動向や捕獲物の数、殺害した人々について『世祖実録』より詳細に記されている。

⁽⁵⁹⁾また、斉木徳道爾吉 [2002:136] は、【史料II-1】にみられるグン＝ガルタイ、オトク山、ブルハト＝ハン山といった地名の場所を『皇輿全覽図』を利用して特定している。本論文は斉木徳道爾吉 [2002:136] が明らかにした以上の地名の位置に基づいて、史料の引用中に地名の簡単な説

軍事力を支える馬や駱駝のみではなく、彼らの主要な食糧となる牛や羊をも大量に捕獲している事実から、決して単に相手方の軍勢を打ち払ったのではなく、ハルハ左翼に打撃を与え弱体化させようという明確な意図があったことが窺える。このような清朝軍の動向に対して、7月13日にトゥシェート＝ハーンの2人の子の率いる2万の兵が、翌日には、セツェン＝ハーンの4人の子の率いる3万の兵が清朝軍を迎え撃った⁽⁶⁰⁾。これに対して清朝軍は勝利を収めるも、遠征の標的であったテンギスとセツェン＝ハーンを捕えることができないまま帰還の途につくこととなった⁽⁶¹⁾。

その後9月に、清朝はトゥシェート＝ハーン属下の使者にテンギスの捕獲と清朝への送還を要求した〔岡洋樹 2007a:77（初出 1993）〕。ハルハ側の最初の反応は、翌順治4（1647）年4月のことである。すなわち、セツェン＝ハーン、ザサグト＝ハーン、オムボ＝エルデニ（Mon. ombu erdeni）、ダンジン＝ラマ（Mon. sdanjin lam-a）らが清朝に使者を遣わし書簡を送った。この時にザサグト＝ハーンが送った書簡の内容は【史料II-2】のとおりである⁽⁶²⁾。

【史料II-2】喀爾喀部落扎薩克凶汗は上書して言わく「漢人八十万の衆、原より我が攻城の敵に係るなり。今聞くならく爾は已に収服すと。念うに総べて我が紅纓蒙古の得る所に属す。甚だ喜悦と為す。故に去年我は曾て遣使して朝賀す。蘇尼特は向に此の処より逃去す。今又復た来帰す。爾等は追遂し此に至りて、伊思丹津拖音^{ダシジントイン}⁽⁶³⁾、達頼濟農と合戦す。我等は前来して曲直を分理せんと欲するも、未だ之に至らざるの先に、爾は又班師す。向來紅纓人は我と原より仇隙無し。止だ額爾克楚虎爾は私に巴林を掠するに因り、遣使して前来し曲直を分理せんと欲するのみ。適に氷図、阿穆喇古喇庫兩人至る。伊等の言う所は、我は已に悉く知る。如し我が言を以て然りと為せば、遣使して前来し、妥便なるを計議すべし。如し以て然らずと為せば、亦た惟だ爾は之を知るのみ」と。（『世

明を加えた。

⁽⁶⁰⁾8月20日の上諭には、7月13日に清朝軍がトゥシェート＝ハーン軍と衝突した際、多くを殺し駱駝277頭、馬1,100頭を捕獲し、翌日、セツェン＝ハーン軍と衝突した際には多くを殺して駱駝212頭、馬761頭を捕獲したとある（「ハーンの勅書で理藩院が、叛逆したスニドのテンギス、テンギテイらがハルハのセツェン＝ハーンに助けを求めたことに対して撃破したことを布告した書」『内秘書院檔』第2輯、順治3年檔冊、No.18, 141-142頁（モンゴル文））。ここから、清朝軍はハルハ左翼軍と衝突した際にも多くの家畜を獲得したことがわかる。

⁽⁶¹⁾「ハーンの勅書で理藩院が、叛逆したスニドのテンギス、テンギテイらがハルハのセツェン＝ハーンに助けを求めたことに対して撃破したことを布告した書」『内秘書院檔』第2輯、順治3年檔冊、No.18, 141-142頁（モンゴル文）。『世祖実録』巻27、順治3年8月12日（乙酉）条（漢文）。『内秘書院檔』ではセツェン＝ハーンの4人の子らの具体的な名前や、捕獲した家畜の数等が『世祖実録』より詳細に記されているが、清朝軍が7月16日に帰還したという日付の情報は『世祖実録』のみに記録されている。

⁽⁶²⁾【史料II-2】は達力扎布〔2011:56〕も引用しているが、引用のみで何ら分析に及んでいない。

⁽⁶³⁾この人物は、これ以降も清朝とハルハ左翼との交渉過程で度々、名が現れるトゥシェート＝ハーン属下のダンジン＝ラマ（トゥシェート＝ハーンと同じくグレセンジェの第3子ノーノホ＝ウィジェン＝ノヤンの子孫。トゥシェート＝ハーンはノーノホ＝ウィジェン＝ノヤンの長子の家系であるが、ダンジン＝ラマは第4子の家系）を指す。

祖実録』巻31，順治4年4月5日（丙子）条（漢文）。)

まず【史料II-2】をみると、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンが、清朝とハルハ左翼との間に生じたテンギス逃亡事件のみならず、ハルハ左翼のエルヘ＝ツォーホル（Mon. erke čöbür）によるバーリン略奪事件にまであえて言及し、清朝—ハルハ左翼間の交渉に介入しようとしていたことが窺える。第1章で論じたとおり、ザサグト＝ハーンは天聰9年にほとんどの漠南モンゴル諸部が清朝の支配下に入ったことをみて、清朝に対抗するため、崇徳5年に自らの呼びかけでハルハ左翼のトゥシェート＝ハーンらとともにオイラドと同盟を結び、モンゴル＝オイラド法典を制定した〔宮脇淳子 1984〕⁽⁶⁴⁾。そのためザサグト＝ハーンはこの同盟に則って、清朝とハルハ左翼間の問題に介入しようとしたのであろう⁽⁶⁵⁾。ただ、ここで着目すべきは、ハルハ左翼によるバーリン略奪事件についての言及が最も早くに表れるのは、管見の限りでは【史料II-2】であり、清朝がハルハ左翼にバーリンの人と家畜の返還を催促する以前に、審議すべき事柄としてザサグト＝ハーンが持ち出したことである⁽⁶⁶⁾。上述のとおり、ザサグト＝ハーンは以前より清朝の勢力を警戒していた。そのような中で清朝はハルハ左翼と交戦し、彼らに打撃を与えたのであり、ザサグト＝ハーンの懸念は一層高まったであろう。そのため、ザサグト＝ハーンはバーリン略奪問題を自ら持ち出し介入することによって、弱体化したハルハ左翼が単独で清朝と交渉して、清朝のハルハに対する影響力が増大することを回避しようとしたと考えられる⁽⁶⁷⁾。

⁽⁶⁴⁾その直接の背景にはホンタイジが武力によってザサグト＝ハーンと明朝との貿易を阻止したことがある。詳細は前注（51）を参照のこと。

⁽⁶⁵⁾モンゴル＝オイラド法典の第一条の四には「モンゴル、オイラトに敵が来襲すれば、報告せよ。その報告を聞いていて、境界の大王侯が参集しないなら、百の鎧、百頭の駱駝、千の馬（群）を没収する。小王侯が参集しなければ、……。」〔田山茂 1967:125-126〕といった規定がある。ところが、ザサグト＝ハーンら右翼は清朝とハルハ左翼の軍事衝突の際に、この法典に基づき介入しなかった。ザサグト＝ハーンによる同盟の放棄ともみなせるが、【史料II-2】でザサグト＝ハーンが清朝とハルハ左翼の問題に介入しようとしていたことを考慮すると、その可能性は低いと考えられる。おそらく、ハルハ左翼は清朝軍がテンギスの属民のみではなく、ハルハ左翼の牧民にまでも打撃を与えてくるとは当初、考えておらず、そのため右翼への援軍要請が遅れ、ザサグト＝ハーンら右翼による軍事介入が間に合わなかったのではないかと考えられるが、詳細は不明である。

⁽⁶⁶⁾エルヘ＝ツォーホルによるバーリン略奪事件は、清朝軍とハルハ左翼軍が激突し、その後、清朝軍が帰還した順治3年7月以降から、【史料II-2】が発信された翌年4月の間に発生したと考えられる。達力扎布〔2011:55〕は順治3年にエルヘ＝ツォーホルらがバーリンを略奪したとするが、その根拠は不明である。

⁽⁶⁷⁾順治4年4月にハルハ右翼のオムボ＝エルデニ（ホトゴイト部長）が清朝に呈した書状をみると「原欲将逃人公議執送。因我左翼兩經戰敗。不能議和。今遣使通好。此地一切事宜、我固可尽力承任也」（『世祖実録』巻31，順治4年4月5日（丙子）条（漢文））とある。ここから、ハルハ左翼が2回清朝を迎え撃つも敗北し、清朝と和睦を議論することができないため、右翼が今回、清朝に使者を遣わし通好関係を結ぼうとしていることが窺える。本文で論じたとおり、右翼のザサグト＝ハーンは清朝の影響力拡大を危惧してハルハ左翼と清朝の交渉に介入しようとしたが、右翼のオムボ＝エルデニもまた清朝への書簡で「我が左翼」と言及し、ハルハ左翼の問題をハルハ全体の問題として捉え、清朝との交渉に挑もうとしていたと考えられる。

ザサグト＝ハーンが清朝にこの書簡を送ったのと同じ頃に、清朝は事件発生後初めてセツェン＝ハーン本人へ書簡を送り、その中でテンギス問題について言及した。その内容は【史料Ⅱ-3】のとおりである。

【史料Ⅱ-3】ハーンの勅書。マハー＝サマディ＝ハーン（セツェン＝ハーン）に発した。スニドのテンギスが自分の民（ウルス）を携えて〔清朝側に〕従って来たため、娘を与えて（降嫁して）、また王の称号を賞賜し、慈しんだのだ。〔テンギスが〕恩徳を考えずに反逆し事を起こしたため、和碩徳豫親王を首とし、少数の追討軍を発した時に、我らの兵がテンギスを追って行くと、汝らは兵で迎え撃ったため、天が汝らを咎めた。我らの兵はそこから戻って来た。①もとより本当に汝らに対して悪く思う気持ちがあるならば、どうしてその兵（我が兵・清朝軍）はただちに突き進み攻撃しないのか。②今、汝らが安寧を望み、テンギスらを捕えることができるなら、捕えてその民衆（ウルス）とともに送って来い。〔テンギスらを捕える〕力が足りないならば、〔汝らが〕進軍しテンギスらを殺して、その民（ウルス）を皆送って来い。そうすれば、我ら（清朝）は兵を発しない。テンギスらを〔殺して〕差し出す力が足りないならば、汝らは高貴で良い官員をここに人質〔として〕送って来い。我らは少数の兵を発しテンギスがどこに居ても、必ず殺させる。この人質を出せと言うことは、我らの兵を多く発せば、汝等の部（ウルス）は心配する。少し発せば汝らを信じていない〔ということだ〕。我のこの命令を正しいと言うならば（命令に従うならば）、雪が〔降る〕前に速やかに使者を派遣せよ。我のこの命令のとおりにしないならば（命令に従わないならば）、使者を派遣するな。（「順治帝がマハ＝サマディ＝セツェン＝ハンがソニドのテンギスを助けたことにより叱責した勅書」『内秘書院檔』第2輯、順治4年檔冊、No.29, 344-345頁（モンゴル文）。）

まず、着目したいのは、清朝がセツェン＝ハーンに対して(1)テンギスを捕えることができる場合は、テンギスを捕獲しその民衆とともに送還すること、(2)テンギスを捕えることができない場合は、セツェン＝ハーンらが兵を動員してテンギスを殺害した上で、テンギスとその民衆を送還すること、さらに、(3)テンギスを殺害して送還することもできない場合は、身分の高い官員を人質として送ること、といったように3つの案を提示していることである。しかし、(3)を選択した場合は、人質を送ることが必要となる上に、清朝によるテンギス討伐軍の派遣に繋がることを強調している。また、(2)の場合は、セツェン＝ハーンらハルハ左翼が兵を動員しなければならず、清朝は(2)、(3)を提示しているものの、(1)にあるようにセツェン＝ハーンらがテンギスを捕獲し、清朝に送還するよう仕向けることが狙いであったと考えられる。そのことは、【史料Ⅱ-3】下線部②のように、セツェン＝ハーン自身の平安な暮らしと結び付けてテンギス送還を要求していることから窺える。

清朝はテンギス、セツェン＝ハーンらへの軍事行動の過程において、前述の通りハルハ左

翼に打撃を与えるため略奪行為まで働いたが、【史料II-3】では当初、セツェン＝ハーン自身をも敵とみなしていたことや、ハルハ左翼と全面的に衝突した事実全く触れていない。従来の研究では【史料II-3】において、清朝が軍事動員を示唆したことに着目するあまり、このような実態が見過ごされてきた。しかしながら、清朝は当初、再派兵の可能性を示し「根株を尽せ」とまで言及していたにもかかわらず、一転して下線部①のように論じた上で、彼らにテンギスを捕獲し、清朝に送還させることによって、この事件を収束させようと図っているのである。

それではなぜ清朝は、セツェン＝ハーンらに対する態度を軟化させたのだろうか。清朝は入関後、主に肅親王ホーゲと徳豫親王ドドに南明勢力の討伐を一任した。順治3年のテンギス逃亡事件発生時には、ホーゲが南明討伐にあたっているものの、入関後約1年で江南地方を平定して経済的基盤を確保した清朝は、北京に帰還していたドドにテンギス追撃を命じ、結果、勝利を収めた。ところが、順治4年にホーゲが張献忠、貝勒ボロが鄭成功の討伐に乗り出すと、南明との形勢は次第に悪化していった⁽⁶⁸⁾。さらにこのような状況と平行して、大同やその周辺地域では入関以来、清朝に帰順した漢人武官が不穏な動きを見せるようになり、そのような動きは反乱にまで発展していった⁽⁶⁹⁾。つまり、当該時期、南明との形勢悪化に加えて、テンギス逃亡当初には存在しなかった反抗勢力が出現し始めたのである。顧誠[1997:517]にある「1647-1648年各地反清活動図」によると、順治4年から5年において主要な戦地だけで20箇所以上も存在する。顧誠[1997:170]の「1645-1646年清軍南征図」と比べても、明らかに清軍の派遣数が増加しているといえる。ここから、清朝はテンギス逃亡事件発生当初のように正面からハルハ左翼と敵対できる状況でなくなっていたと考えられ、以上のことが清朝の態度の軟化をもたらした要因の一つであったと言えるだろう。

さて、前述のとおり、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンは清朝がハルハ左翼との軍事衝突後、テンギスの捕獲と送還を要求すると、ハルハの中でいち早く清朝に書簡を送付し、清朝とハルハ左翼の問題に介入しようとしたが（【史料II-2】）、それに対して清朝は順治4年5月に返書を送付している。そこで、以下では清朝の返書を分析し、清朝がザサグト＝ハーンの態度にいかなる反応を示したのかについてみていく。【史料II-2】のザサグト＝ハーンの手紙に対する清朝の返書の内容は【史料II-4】のとおりである。

【史料II-4】ハーンの手紙。ザサグト＝ハーンに発した。汝の発した書に「八十万漢人は古より攻城の敵である。また紅纓モンゴルは〔八十万漢人を〕取った」と言った。我らは元より紅纓満洲である。モンゴルは取ったと誰のことを言っているのか。汝は名がない書を送り、また「汝・我」と言って同等に書いて、「スニドは以前ここ（ハルハ左

⁽⁶⁸⁾順治4年11月、桂王は張献忠の残党と連合して広西で清朝軍を破り湖南に反攻するに至り、順治5年には桂王勢力が7省にも及ぶこととなった[細谷良夫1999:329-333]。

⁽⁶⁹⁾清朝入関後、ドルゴン政権下による漢地征服については谷井陽子[1996]を参照した。また、漢人武官の反乱については渡辺修[1988]を参照。

翼のセツェン＝ハーンのもと）より〔清朝へ〕逃げて行った。また〔清朝から〕逃げて来た。それを汝ら（清朝）は追って来て、ダンジン＝トイン（ダンジン＝ラマ）、ダライ＝ジノン（セツェン＝ハーン・ショロイの子アナンダ⁽⁷⁰⁾）と闘っている。そのため、是非を相談しようと言って行けば、汝らの兵は戻って行った。バーリンをエルヘ＝ツォーホルが密かに行って攻撃している。その是非を道理でもって相談しよう」と言っている。バーリン、スニドの二つの事を汝に関係ないと考えたのだ。果たして汝は相談することができるなら、今、汝とともに相談しよう。汝のできる〔ということ〕は常に真実であるか。果たして〔相談することが〕できるなら、彼ら（テンギスら）を汝は皆捕えよ。そのようにすることができなければ、傲慢なる空虚な言葉に何の必要があろうか。果たして安寧な政治⁽⁷¹⁾を望むなら、政治を適宜道理によって整えてから、罪を取り除き、雪が〔降る〕前に使者を派遣せよ。我の命令のとおりに行わないならば使者を派遣するな。（「順治帝がザサグト＝ハンがテンギスを助けバーリンの人と家畜を奪ったことを叱責した勅書」『内秘書院檔』第2輯、順治4年檔冊，No.30，346-347頁（モンゴル文）。）

【史料II-4】ではまず、清朝は【史料II-2】において①満洲が取った八十万漢人をモンゴルが取ったと言及したこと、②名前を明記せず、③清朝皇帝を擡頭せず自分と並列したこと、以上のザサグト＝ハーンの態度を不遜であるとして叱責した上で、清朝とハルハ左翼との間

⁽⁷⁰⁾『アサラクチ史』、『黄金史』によるとアナンダはショロイの第7子とあり、さらに『黄金史』によるとアナンダはダライ＝ジノンとよばれていたことが記されている。だが、『王公表伝』によると、アナンダはショロイの第11子とある〔烏雲畢力格 2009c:304-305（初出 2007）〕。

⁽⁷¹⁾モンゴル語で“engke törü”とあり、ここでは「安寧な政治」と訳出した。これ以降もこの語は度々、清朝とハルハの間の書簡に見受けられる。ここで田山氏によるモンゴル＝オイラド法典の第一条の一の日本語訳をみると、「何人もこの国の平和を乱し、大アイマク、ウルスを殺害、劫掠すれば、モンゴルとオイラトが結束し、その身柄だけを放免し、その外のすべての物を没収して……」とあり、“törü”を「国の平和」と訳出している〔田山茂 1967:123〕。田山氏はリヤザノフスキイが“törü”を「同盟」、ゴルストンスキイが「政治の秩序」としていることを考慮して「国の平和」と訳出したとする。また、石濱裕美子〔2001:201-225〕は、チベット、満洲、モンゴルの間でやりとりされた書簡に、「仏教政治」という共通の熟語がみられることを指摘しているが、「仏教政治」とはモンゴル語で“törü šajin”と表記され、“törü”を「政治」と訳出している。杉山清彦〔2015:232〕は、ポストモンゴル期以降のモンゴルやジュシェンの人々が、それぞれの支配権とその継承の系譜を満洲語で“doro”，モンゴル語で“törü”と呼んでいたこと、さらにヌルハチ、ホンタイジの覇業が「ジュシェンの「政」を統べ、他国の「政」を奪って自らの「政」のもとに統合していく過程であった」と論じている。以上の【史料II-4】とモンゴル＝オイラド法典の用例から“törü”は、清朝、ハルハにおいて自身の言動の正当性を示す、あるいは人心をつかむ際に使用される枕詞・常套句のようなものであったと考えられる。筆者はモンゴル語の“törü”が文脈や訳出する人によって解釈が微妙に異なるため、「国の平和」や「政治の秩序」という解釈にも近く、“törü”の本質的な意味でもある「政治」と訳出する。なお、【史料II-4】の「安寧な政治を望むなら、政治を適宜道理によって整えてから、…」にあたる部分が、『世祖実録』において「誠欲通好、爾当遵守礼法、悉改前愆。及此未雨雪之前、遣使前来」とあり、【史料II-4】で「安寧な政治」にあたる部分が「通好」という言葉で表されている（『世祖実録』巻32，順治4年5月5日（乙巳）条（漢文））。

で生じたスニドのテンギス問題とバーリン略奪問題に「関係ない」ザサグト＝ハーンが介入しようとしたことに対して、【史料II-4】下線部のとおり要求した。清朝はザサグト＝ハーンが介入しようとしていることを問題として、テンギスらを捕獲・送還する以外の関与を認めないことを明確に通告し、あくまでも自身が主導して事態を運ぶ姿勢を示したと考えられる。

本節をまとめると以下のとおりである。清朝はテンギス逃亡事件発生時と比べ、再度ハルハ左翼へ軍隊を派遣することが困難な状況にあったことも影響し、当初、敵とみなしていたセツェン＝ハーンに対して、彼自身の行動を不問に付し、彼らがテンギスらを捕獲・送還することで事態を収拾させようとした。一方で右翼のザサグト＝ハーンは清朝の威力がハルハ左翼にまで及ぶことを警戒し、自ら清朝－ハルハ左翼間の交渉に介入しようとするが、清朝はザサグト＝ハーンの不遜な態度を非難した上で、恣意的な介入を許さない構えを示した。

第二節 ハルハ左翼の謝罪とテンギスの降伏

ここでは以上でみてきた清朝の対応に、ハルハ側がどのような反応を示したのかについて考察する⁽⁷²⁾。

まず、順治4年8月にザサグト＝ハーンが清朝皇帝に送った書簡の内容は、【史料II-5】のとおりである。

【史料II-5】 ザサグト＝ハーンの手紙。聖ハーンに送った。八十万漢人を取って大いなる中央の国に安泰であり続けるであろう。我らはここに先のとおりに居る。一つの言のいきさつ。左翼に「スニドを〔清朝に〕与えよ。バーリンの〔略奪した〕人、アルダンギ⁽⁷³⁾〔としての家畜〕を〔清朝に〕与えよ」と言い使者を送った⁽⁷⁴⁾。我らはここで会盟しても我々の心意はこれより他にない。汝らの言に〔対して〕恐れていると言ったのは我々でないのだ。大いなる政治を考えて「〔スニドやバーリンの人と家畜を清朝に〕与えよう」と我々の言ったことがそれなのだ。汝らが書に我を「スニド、バーリンは汝に功（功績を意味する *yabiy-a* とあるが、関係を意味する *qariy-a* の誤りか？）がないと思っているのだ。本当に汝が力を尽くして行うならば、汝と相談しよう。もし汝のこの言が虚言ならば傲慢なる虚言で何をしようとしているのか。そのような軽蔑する言を自

⁽⁷²⁾以下で取り上げる【史料II-5】、【史料II-6】は、『世祖実録』に記載が一切ない。

⁽⁷³⁾ 罰として家畜を没収する刑罰の一つ。罰畜は家畜を主要財産とするモンゴル特有の刑罰である。詳細は二木博史〔1981:64-65〕を参照。

⁽⁷⁴⁾「扎薩克圖汗為政體一致延請達賴喇嘛事致順治帝書」『清内秘書院蒙古文檔案匯編漢訳』（以下『内秘書院檔漢訳』と略記）、02-05-50、123 頁では、「…將蘇尼特部給左旗、…」とスニドを与える対象が左翼として訳出されている。しかし、ザサグト＝ハーンが「スニドを与えよ」と命じた相手が左翼なのであって、ザサグト＝ハーンが清朝への書簡で、スニドを左翼に与えよと言及することは考えられない。

分の家で誰も言わないか。そのような言を何とするか」[と書いた]。百歳に至らない身、千の世に至る名声である。政治を合わせて互いに親族となり、最頂の装飾〔である〕ダライ＝ラマをお招きし、仏法を同じくすれば人として生まれた我々の功はそれである。およそ為すことをあとで行おうと言っていて、手遅れになったことが多いではないのか。我らのこの書は名声に関して考えることなく、政治に関して〔考え〕与えたのである。（「ザサグト＝ハンが順治帝にダライ＝ラマを招聘し政治を合わせることについて提案した書」『内秘書院檔』第2輯、順治4年檔冊、No.50, 366-367頁（モンゴル文）。）

この書簡は、おそらく【史料II-4】の清朝の書簡に対するザサグト＝ハーンの返書であると考えられる。ここでは、ザサグト＝ハーンは清朝を恐れているためではなく、「大いなる政治」を考えて、ハルハ左翼にスニドやバーリンの人と家畜を清朝に返還するよう促したことを強調し、さらに「名声」ではなく「政治」を考えて清朝に書簡を送ったとして文章を締めている⁽⁷⁵⁾。また、ザサグト＝ハーンは【史料II-2】で八十万漢人を「我が紅纓蒙古の得る所に属す」と言及したことに対して、【史料II-4】で叱責を受けたが、【史料II-5】では冒頭で八十万漢人を取った主語を清朝として言い改めている。

だが、以上のように清朝の要求に従う側面を窺わせる一方で、ザサグト＝ハーンは自身と清朝皇帝を並列した上で、ダライ＝ラマに関しては擡頭し、下線部のとおり清朝にダライ＝ラマを招請して仏法を同じくすることを要請している⁽⁷⁶⁾。達力扎布〔2011:56〕はザサグト＝ハーンが【史料II-5】でダライ＝ラマを擡頭していたことについて言及しているが、『内秘書院檔』に収録されている【史料II-5】は清朝側の写しであるため、原文どおりダライ＝ラマの擡頭が写されたかに関して検討を行なった上で、その擡頭の意味を指摘する必要があるだろう。

そこで、以下では【史料II-5】におけるダライ＝ラマの擡頭が、原文と一致するものであるか検討する。石濱裕美子〔2001:201-225〕によると、形式外交上、チベット・モンゴル・清朝の三者間では「仏教政治」思想を共有していた。さらに、この「仏教政治」思想では、仏法の価値観が世俗の世界の価値観に勝るように位置付けられ、高僧と王（ハーン）の関係に関しても前者が後者に勝る位置づけであるという。したがって、ザサグト＝ハーンがダライ＝ラマを擡頭することは何ら異様ではないのであり、仮に清朝側が手を加えダライ＝ラマを擡頭したとするならば、なぜダライ＝ラマのみで清朝皇帝を擡頭させなかったのか、かえって疑問が生じる。よって、【史料II-5】は原文どおり擡頭が写されたとみて問題ないだろ

⁽⁷⁵⁾ここでも、前注（71）で言及したとおり、ザサグト＝ハーンが、【史料II-4】で「安寧な政治を望むなら」と言及する清朝と同じく「政治」という文言を、自身の言動を正当化させる際に使用していることが窺える。

⁽⁷⁶⁾【史料II-5】でザサグト＝ハーンがダライ＝ラマ招請について言及してすぐの順治5年5月に、太宗ホンタイジの時代に始まり順治朝に引き継がれたダライ＝ラマの北京招請活動が、ついに具体化したことは興味深い。順治5年におけるダライ＝ラマ招請活動の具体化については、石濱裕美子〔1998〕を参照。

う。

【史料II-5】におけるダライ＝ラマの擡頭が、原文どおり写されたものであるとみなした上で、以下ではザサグト＝ハーンが清朝皇帝と自身を並列した一方で、ダライ＝ラマに関しては擡頭した意図や背景を考察していく。ザサグト＝ハーンは第一節で論じたとおり、清朝の影響がハルハ左翼にまで及ぶことを懸念して、清朝―ハルハ左翼間の交渉に関与しようとしたが、清朝はあくまでも自らが主導して問題を決着させる姿勢を突きつけた。それに対してザサグト＝ハーンは、チベット仏教の価値観をテンギス逃亡事件の交渉の場に持ち込むことによって、自らの姿勢の正当性を示そうとするとともに、清朝皇帝の権威を相対化しようとしたと考えられる⁽⁷⁷⁾。以上より、清朝からの書簡（【史料II-4】）に対するザサグト＝ハーンの反応は、清朝の要求に応じる側面はあるにしても、完全に下手にでるような態度ではなく、ザサグト＝ハーンは清朝と対等に渡り合おうとする姿勢を示唆したとすることができる。

次に左翼の反応を考察する。以下に掲げる【史料II-6】は、順治4年12月にトゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーンらが送った書簡であり、おそらく【史料II-3】に対する返書である。

【史料II-6】 オン＝スヴァスティ＝シッダム（吉祥あれかし）。ハーンの御前に。2人のハーン（トゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーン）、ノモン＝エジェン（ダンジン＝ラマ）⁽⁷⁸⁾をはじめ大小ノヤンらは政治をここに相談する書を献じた。ジャルグチの事情（スニドのテンギス問題とバーリン略奪事件の件）を先に使者をもって上奏したのであった。「[清朝が] スニドを追って来てから、政治に少しの傷（損害）となった。[エルヘ＝ツォーホルが] バーリンを侵略した。この2つの事をそちら（清朝側）に使者が行き聡明なるハーンの御前で互いに[結論を]得よう」と上奏していたのである。我ら

⁽⁷⁷⁾順治7年にトゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーン、ノモン＝エジェン（ダンジン＝ラマ）が共に清朝皇帝に献上した書にも、ダライ＝ラマが「仏教政治」に力を尽くせとおっしゃったため、一丸となって誓約し清朝に使者を派遣した内容が書かれている（「ハルハのハーン、ノヤンらが上奏し講和を求める書」『内秘書院檔』第3輯、順治7年檔冊、No.38、165-166頁（モンゴル文））。

⁽⁷⁸⁾「喀爾喀汗等為蘇尼特巴林之事致順治帝書」『内秘書院檔漢訳』02-05-51、123頁では「諾門汗」と訳されているが、原文には“nom-un ejen”とあり、ハーンではなくエジェンと記されている。この人物はダンジン＝ラマを指している。例えば、『内秘書院檔』の順治10（1653）年6月13日の書簡にある“nom-un ejen”は『世祖実録』該当箇所において「丹津喇嘛」と記されている（『世祖実録』卷76、順治10年6月13日（丁未）条（漢文））。前述したとおりダンジン＝ラマはトゥシェート＝ハーン属下の者であり、テンギス逃亡事件以降の清朝との交渉過程において、ハルハ左翼のトゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーンとともに並んで度々名が見られ、順治12年に清朝の要求に従い誓約し、進貢を許されたハルハ左翼の有力者の1人である。『王公表伝』によると、崇徳3年以前にダライ＝ラマより「諾門汗」号を授かっている（『王公表伝』卷69、伝第53、喀爾喀賽因諾顔部総伝（漢文））。ただし、【史料II-6】の原文には“nom-un ejen”とあり、さらにダライ＝ラマから“šasin bariγči nom-un qayan”の称号を授与され、ノモン＝ハーンとも呼称されるゲーシ＝ハーンと混同してしまうため、「諾門汗」という漢訳は適切でないと考えられる。

が先に派遣した使者を待ち、使者を派遣しようと言っていた。遅れれば政道に障りとなるとして、会盟のところより急いで派遣した。この上奏する言を正しいと言えば我々の使者は口頭でもって上奏するのである。（「ハルハの2人のハン、ノモン＝エジェンをはじめ、大小ノヤンらが順治帝に送ったソニドとバーリンの件を議論する書」『内秘書院檔』第2輯，順治4年檔冊，No.51，368-369頁（モンゴル文）。）

先行研究では，【史料II-6】においてハルハ左翼自身が清朝のテンギス追撃によって損害を受けたと認識していたことに着目する〔斉木徳道爾吉 1998:15〕〔達力扎布 2011:56〕。だが，ここで言わんとすることは，ハルハ左翼がスニド（テンギス）とバーリンに関する清朝からの要求に対して，先に使者を派遣し上奏していたが，この使者が清朝から戻って来るのを待って対応すると時間がかかってしまうため，使者の帰りを待たずに会盟の地より新たな使者を派遣したということである。

ここから，ハルハ左翼が清朝との交渉の遅延に対して懸念を抱いていたことが窺える。この後，順治5年5月にハルハ左翼は「[清朝が] アルダンギ（バーリンを略奪した罰としての家畜），バーリンの物品（略奪した人と家畜）を送って来いと言ったので，アルダンギ，駱駝・馬群を送り返」し⁽⁷⁹⁾，8月にこの使者が清朝に到着して謝罪する⁽⁸⁰⁾。これに対して清朝は，謝罪を受け入れそれ以上追及せず，これによりハルハ左翼の朝貢が再開した。また，同年，テンギスは清朝に使者を派遣し帰順を請い，その後すぐに病死してしまうが，罪を許され弟テンギテイが郡王の爵位を継ぐこととなった⁽⁸¹⁾。したがって，【史料II-6】では清朝の要求に対するハルハ左翼の具体的な判断は不明であるが，この時点で既にハルハ左翼は清朝の要求に従う意向であったと考えられる。セツェン＝ハーンの罪を不問に付し，テンギスの捕獲と送還，バーリンの人と家畜の返還で手を打つという清朝の要求は，ハルハ左翼にとって好都合であり，ハルハ左翼は，清朝がさらなる要求を突き付けてこないうちに，テンギス問題を速やかに落着かせようと図ったと考えられる。達力扎布 [2011:57] は，テンギスの帰順が清朝とハルハ双方にとって好都合であったと指摘しているが，清朝にとってテンギス問題の始末は，第一節で論じたとおり，ハルハ左翼への再派兵が困難な状況下で妥協を強いられた不本意な処置であったといえる。

(79) 「アル＝ハルハの2人のハン，ノモン＝エジェンらが順治帝に献じたバーリンの駱駝，馬を返還した上奏文」『内秘書院檔』第3輯，順治5年檔冊，No.43，15頁（モンゴル文）。

(80) ハルハ左翼が謝罪の書簡を送った期日について，「アル＝ハルハの2人のハン，ノモン＝エジェンらが順治帝に献じたバーリンの駱駝，馬を返還した上奏文」『内秘書院檔』第3輯，順治5年檔冊，No.43，15頁（モンゴル文）では5月に謝罪の使者を派遣したとある。『世祖実録』では順治5年8月3日の条にハルハ左翼の謝罪の件が記載されているが，書簡の内容は記されていない（『世祖実録』巻40，順治5年8月3日（乙未）条（漢文））。

(81) 「順治帝がソニド部テンギスの病死したことをもって，弟テンギテイに多羅郡王を承襲させたことを知らせる冊文」『内秘書院檔』第3輯，順治5年檔冊，No.49，23頁（モンゴル文）。テンギスらの帰順に関する日付について史料中に明記はないが，同年8月29日にテンギテイが朝見のため北京に訪れていることから，おそらくハルハ左翼の謝罪とほぼ同時期であったと考えられる。

以上より、清朝はハルハ左翼へ再度軍隊を派遣する余裕はなく、セツェン＝ハーンを不問に付し、彼らにテンギスの捕獲と送還を行わせることで事件を収束させるといった妥協を余儀なくされた。一方、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンに対してはその恣意的な介入を退け、それに対してザサグト＝ハーンは清朝の指示に従う姿勢を見せたものの、チベット仏教の価値観を前提にして清朝皇帝の相対化を図るなど、決して清朝の言いなりにはならないという意を暗に示した。また、清朝との交渉においてハルハ左翼は、清朝の要求が激化しないうちに問題を終結させることを図り、問題の早期解決に努めた。このように、テンギス逃亡事件に始まる交渉は、ザサグト＝ハーンの介入を退けるも、テンギスの捕獲と送還を要求するしかない清朝と、清朝の要求が激化しないうちにテンギス問題に始末をつけたいハルハ左翼の思惑が交錯して、ハルハ左翼の謝罪、テンギスの降伏という結果に行き着いたといえる。

第三節 清朝とハルハの妥協的關係の破綻

第一節、第二節では、テンギスの逃亡直後からハルハ左翼が謝罪しテンギスが降伏するまでにおいて、清朝の対応に敵視から妥協への変化があったことを指摘した。そこで、第三節、第四節では以上のことを考慮して、テンギス降伏以降の清朝とハルハの交渉過程を捉え直していく。

ハルハ左翼の謝罪、テンギスの降伏によって清朝とハルハの関係が一旦、落ち着いたかのようにみえたが、しかし、順治5年末頃に、ハルハ右翼のオムボ＝エルデニ、バルブ＝ビント（*Mon. barbu bintü*）らが狩猟の名目でトゥメドに侵入し、人と家畜を略奪する事件が発生した⁽⁸²⁾。また、同年11月には前述のバーリン略奪を働いたハルハ左翼の2人のツォーホル⁽⁸³⁾が「境界」で狩猟を行なっているとの情報が入り、摂政王ドルゴンは北方の重要な軍事拠点である大同の守備を固めさせるため英親王アジゲらを派遣した⁽⁸⁴⁾。すると、同年12月には大同総兵官姜壤が反乱を起こし⁽⁸⁵⁾、その影響は山西のみではなく陝西、甘肅等にまで及び、続けて北京周辺や山東にまでも山賊が蜂起するに至った〔顧誠 1997:533〕。ドルゴンは

⁽⁸²⁾岡洋樹〔2007a:77（初出 1993）〕は順治7年にバルブ＝ビントによるトゥメド略奪事件が発生したとしているが、トゥメドでの略奪について最も早く史料上に現れるのは、順治6年に清朝がグーシ＝ハーンに送った書状である（【史料II-7】）。齊木徳道爾吉〔1998:注23〕は順治5年3月にオムボ＝エルデニが清朝に馬などの貢物を献上していることから、彼らによるトゥメド略奪事件は、順治5年末から順治6年の初頭にかけての間に発生したのではないかとしている。

⁽⁸³⁾彼らは、順治3年末から翌年初頭にかけてバーリンで略奪行為を働いた人物である。達力扎布〔2011:55〕によると、2人のツォーホルはダンジン＝ラマ属下のエルヘ＝ツォーホルともう1人のツォーホル＝タイジを指すとあるが、『王公表伝』ではエルヘ＝ツォーホルはトゥシェート＝ハーン・グムブの族とある（『王公表伝』巻45、伝第29、喀爾喀土謝図汗部総伝（漢文））。哈斯巴根〔2016:118-119〕はエルヘ＝ツォーホルともう1人のツォーホルについて彼らは叔父甥関係にあり、トゥシェート＝ハーン属下であったことを指摘している。

⁽⁸⁴⁾『世祖実録』巻41、順治5年11月23日（癸未）条（漢文）。

⁽⁸⁵⁾姜壤が事件を起こした経緯や、その善後処理については渡辺修〔1988〕に詳しい。

大同攻防戦に決着をつけ、反乱が周辺地域へ波及することを阻止するため、順治 6 (1649) 年 2 月に自ら軍を率いて大同へ向かう事態となった〔渡辺修 1988:21〕。さらに、大同に向かっているドルゴンのもとに、セツェン＝ハーンの兵馬が清朝から（具体的な位置は不明）10 日ほどの場所に分散しているという情報が入ると、ドルゴン自らが直ちに張家口よりハルハに向かい、使者を派遣して外藩モンゴル兵を徴発した⁽⁸⁶⁾。大同へ向かっているドルゴンが、セツェン＝ハーンの情報を入手するや否や、行先をハルハへと方向転換させたことは、事態の深刻さを物語っている。ただ、3 日後には軍馬が痩せ、モンゴルの路程に水がないためハルハ行きをとりやめている⁽⁸⁷⁾。前回、ハルハ左翼へドルゴンが追討軍を派遣したのは 5 月から 7 月であって、モンゴルの降水量が比較的多い時期であった。ところが、今回は季節的に「路程に水がない」ことは容易に予想できたはずであるにもかかわらず、直ちに遠征に乗り出しており、度重なる大同周辺やハルハ情勢の悪化に対するドルゴンの焦りの色が多分に読みとれる⁽⁸⁸⁾。

以上のような清朝の行動に対して、ハルハ左翼のダنجン＝ラマは順治 6 年 8 月に使者を派遣し、ハルハ左右翼が和睦を求める内容の書状を順治帝とドルゴンにそれぞれ献上した。この書簡では、順治帝とドルゴンを擡頭し「上奏」という言葉を用いていることから、左翼がすでに講和の構えを示したとされているが〔達力扎布 2011:57〕、同年 10 月、清朝はオイラドのグーシ＝ハーン⁽⁸⁹⁾に【史料II-7】のような書簡を送った。

【史料II-7】 ハーンの勅書。シャシン＝バリグチ＝ノモン＝ハーン（グーシ＝ハーン）に与えた。我らはもとより各ウルスに戦を望んで起こさせていない。罪はなく善を行なっているけれど、害を起こしたウルスに、我らはじっとしていない。今、ハルハは互い

⁽⁸⁶⁾『世祖実録』巻 42、順治 6 年 2 月 20 日（己酉）条（漢文）。

⁽⁸⁷⁾『世祖実録』巻 42、順治 6 年 2 月 23 日（壬子）条（漢文）。なお、ハ斯巴根〔2016:115〕によるとハルハは清朝が要求した人質派遣を拒絶し、その上バーリンの略奪した人と家畜を返還しなかったため、順治 6 年にドルゴンによるハルハ出兵を招いたとある。ここでの人質について説明はないが、おそらく【史料II-3】の条件(3)で清朝が提示した人質の派遣を指していると考えられる。だが、第一節で論じたとおり、ここでの清朝による人質派遣要求は【史料II-3】における条件(1)、(2)をのめない場合に限るものであり、人質派遣がねらいであったわけではない。また、ハルハはバーリンの人と家畜を返還せず、ドルゴンの出兵を招いたと論じているが、ハルハ左翼は全てではないが順治 5 年 8 月に略奪した家畜を返還して謝罪し、清朝はそれを受け入れている。ドルゴン自らが指揮して兵を動員することとなったのは、上述のとおり、不安定な地方情勢に加えて、ハルハ左翼が清朝へ侵入してくる危険を感じたためであったと考えられる。

⁽⁸⁸⁾さらに、順治 6 年 5 月にはオルドス（漠南モンゴル諸部の一つ）の首長であるジャムソが清朝の使者を殺害し、属下を率いて逃亡する事件が発生している。オルドスのジャムソがいかなる理由で清朝に反抗し、逃亡したかについては不明であるが、清朝軍とは戦闘に至らず、ジャムソは順治 7 年 11 月に降伏した。その後、ジャムソは順治帝によって死罪を免れているが、所属民を没収された〔森川哲雄 1990〕。ここからも順治 5 年から 6 年にかけての時期に相次いで清朝北部の情勢が悪化し、緊迫した状況であったことがみてとれる。

⁽⁸⁹⁾ホシュート部長。崇徳元（1636）年にダライ＝ラマから称号を与えられ（前注（78）を参照）、翌年、青海の地を手に入れここに根拠地をかまえた。崇徳 7（1642）年にはチベットを統一しダライ＝ラマからチベット王に任じられた。

に使者が往来し友好的に暮らしている中で、我々のソニドのテンギスらを使者を通して〔密かに〕話し合い煽動して取って行った。テンギスを追った我らの兵に常に理由なくトゥシェート＝ハーン、ダンジン＝ラマ、ショロイ＝ハーン（セツェン＝ハーン）が2回、兵を出して迎え撃つ時に、天は彼らを責め、その兵は敗北した。2人のツォーホルはわずかにも理由なく我らのバーリンを侵略し、人を殺して、家畜を取って行った。オムボ＝エルデニもまた理由なく我らに征討しに来た。我が兵を發したことを聞くと、戻って行った。バルブ＝ビントは何度も略奪しに来て、我がトゥメドの人を殺して、2,000の牧群を取って行った。彼らは常にこのように戦端を開けば、我らは何もしないでどうしてられようか。我らの先の使者にノモン＝ハーン（グーシ＝ハーン）汝は「我（グーシ＝ハーン）は歳をとったものだ。ただ我の子ら及び兵は歳をとっていない。いかなる地に行軍しても我らで〔清朝を〕助け出征させよう」と言っていた。我々（清朝）の兵が少なくなって自分の力が至らないために、汝ら（グーシ＝ハーンら）の兵を徴集するのではない。汝の前言によって〔それを〕曉諭するために〔使者を〕派遣した。今、自分の前言を十分に行い共に出征させようと言うならば、必ず我らの約束により遅れないと言って定めて〔使者を〕派遣せよ。出征しないならば、出征しないと言って定めて〔使者を〕派遣せよ。（「順治帝がシャシン＝バリグチ＝ノモン＝ハン＝グーシらとともに、ハルハを討伐することを約定した書」『内秘書院檔』第3輯，順治6年檔冊，No. 25，88-90頁（モンゴル文）。）

【史料II-7】で清朝は、解決したはずのテンギス問題、バーリン略奪問題の経緯を再度取り上げ、また今回のハルハ右翼によるトゥメド略奪事件についても言及して、自らの正当性を主張した上で、ハルハとの一戦も辞さない構えを見せた。清朝がハルハ左翼に対して再派兵を避け、セツェン＝ハーンの罪を問わない形で事態の収束を図った従来の対応から一転して、ここで下線部のとおり明確にハルハに対する軍事行動の意思を表し、解決したはずのセツェン＝ハーンの罪を持ち出したといえる。さらに、清朝はグーシ＝ハーンに兵を徴集しよう命じているが、それは先にグーシ＝ハーンから援兵の申し出があったためと説明している。清朝は自らが軍事援助を要請したわけではないことを強調することで、清朝の軍事力の優位性を示すとともに、グーシ＝ハーンを勢いづかせることをできるだけ回避しようとしたのではなかろうか。

グーシ＝ハーンに書簡を送ってすぐの10月16日に、ドルゴンは兵を率いて前述の2人のツォーホルの征討に乗り出している⁽⁹⁰⁾。なお、ドルゴン軍は11月には四子部落のブナイが誤った敵の情報を報告したため⁽⁹¹⁾帰還することとなり、遠征は不発に終わったものの、ハルハに対する敵対的姿勢が鮮明に打ち出されることとなった⁽⁹²⁾。さらに、清朝はオイラドの

⁽⁹⁰⁾ 『世祖実録』巻46，順治6年10月16日（辛酉）条（漢文）。

⁽⁹¹⁾ 『世祖実録』巻46，順治6年11月18日（癸酉）条（漢文）。

⁽⁹²⁾ 『世祖実録』巻46，順治6年11月19日（甲戌）条（漢文）。

オムボ＝ゾリクト＝バートル＝ジノン⁽⁹³⁾らにも書簡を送り、【史料Ⅱ-7】と同じくグーシ＝ハーンが先に清朝に軍事援助を提言したことを強調し、その提言を実行するならばグーシ＝ハーンと共同で出兵するよう命じている⁽⁹⁴⁾。以上より、順治 5 年に構築した清朝とハルハ左翼の妥協的な関係が早々に破綻したことがわかる⁽⁹⁵⁾。

順治 7 年 3 月、清朝はザサグト＝ハーン、トゥシェート＝ハーン、ダンジン＝ラマ、オムボ＝エルデニらハルハ左右翼の首長に書簡を送った。清朝は書簡で、これまでの経緯をチャハルの帰順にまで遡って説明し、文書儀礼について指摘した上で、彼らに要求を提示した。その内容は以下のとおりである。

【史料Ⅱ-8】 ハーンの勅書。ザサグト＝ハーン、トゥシェート＝ハーン、ダンジン＝ラマ、オムボ＝エルデニ、幾人かの大小ノヤンらに下した。汝ら皆の使者は、ノモン＝ハーン（グーシ＝ハーン）と政治のため、共に話し合うため来た。〔その〕汝らの言は全てははっきりと言わなかった。……スニドは元来、チャハルに所属するところであった。それは〔チャハルの〕騒乱のため、スニドのテンギスが汝らのショロイ（セツェン＝ハーン）に服属した。のち我々（清朝）のよい名声を聞いてから入って来た。ショロイと我々に間隙はないというのに、幾年久しく暮らしたスニドを共謀して取って行った時、我々は「ハルハを相手にするな。スニドを追え」と言い兵を發した⁽⁹⁶⁾。常に汝らのハルハに関係ないというのに、トゥシェート＝ハーン、ショロイ＝ハーンは兵を率いて迎え来て交戦したが、天はトゥシェート＝ハーン、ショロイ 2 人を責め、その兵は敗北した。誠に汝らのハルハと戦争を行いたいと言え、その兵は敗北し、散乱した・死んだ時に、汝らの部（ウルス）近くに到ったと同時にまた直ちに攻撃し取って来ないのか。彼らは常に敵を挑発し、トゥシェート、ショロイ 2 人は我らの兵を迎え交戦した。2 人のツォーホルは我がバーリンを侵略した。オムボ＝エルデニ、バルブ＝ビントの 2 人は我々に兵をよこし、我々の兵が出發したことを聞いて戻っていった。バルブ＝ビントは我々のトゥメドを侵略し人を殺して、人と馬群を取って行った。……2 人のツォーホルがバーリンを攻撃し奪った人と牲畜を返還して来い。オムボ＝エルデニ、バルブ＝ビントに兵〔を率いて、侵略しに〕来た罰を与えよ。バルブ＝ビントにトゥメドを侵略し人を殺した罰を与えて、取って行った人、馬群を〔清朝に〕返還せよ。これよりのち兵を

⁽⁹³⁾達力扎布 [2011:59] にはグーシ＝ハーンの子とある。とすると、グーシ＝ハーンの第 2 子にセツェン＝ホнтаイジ・オムボという名がみられるため [岩田啓介 2016:67]、オムボ＝ゾリクト＝バートル＝ジノンはこのグーシ＝ハーンの第 2 子オムボを指すと思われる。

⁽⁹⁴⁾「順治帝がオムボ＝ゾリクト＝バートル＝ジノンらにハルハに出征するよう命じた勅書」『内秘書院檔』第 3 輯、順治 6 年檔冊、No.26、90-92 頁（モンゴル文）。

⁽⁹⁵⁾順治 7 年 2 月、清朝はハルハとオイラドが売買できる馬と駱駝の数を制限し、従わない者には罰則を科すという経済的措置をもとめた [斉木徳道爾吉 1998:16]。

⁽⁹⁶⁾清朝はテンギス追撃軍を派遣する際、テンギスとともにセツェン＝ハーンをも捕獲することを主目的とし、さらにはテンギス追撃の過程でハルハ左翼の牧民から多くの家畜を略奪していたことは第一節で論じた通りである。

止め信頼を守り修好しようと言うならば、ここに首たるハーン、ノヤンら、タイジら皆天地に信用の言を誓約し、[共に] 政治が安らかになることを願おう⁽⁹⁷⁾。このようなならば、使者が来る[ということは] 何の意味もない。(「順治帝がザサグト＝ハーン、トゥシェート＝ハーン、ダンジン＝ラマ、オムボ＝エルデニ、幾人かのノヤンらに対してテンギスを助けバーリン、トゥメドに行つて侵犯し略奪したとし叱責した勅書」『内秘書院檔』第3輯、順治7年檔冊、No.7, 111-116頁(モンゴル文)。)

【史料II-8】において注目すべきは、下線部のとおりセツェン＝ハーンがテンギス逃亡を煽動した内容が記されていることである。前述したように、清朝は当初、テンギスのみではなくセツェン＝ハーンをも敵視していたが、その後の善後処理過程においてセツェン＝ハーンを不問に付し、テンギスのみに罪を着せることで事件解決を図った。しかしながら、ここにおいて、清朝は解決したテンギス問題とバーリン問題を蒸し返すとともに、ここで初めてセツェン＝ハーン自身の罪を問う姿勢をハルハに対して明確に示したのである⁽⁹⁸⁾。

さらに清朝は、同年4月には、グーシ＝ハーンの甥であるオチルト＝タイジに【史料II-9】のような書簡を送っている。

【史料II-9】ハーンの勅書。オチルト＝タイジに下した。汝の献じた書に、「地は遠いといえども、できるなら互いに助け合ってみよう。難しいならば使者を派遣して互いに親しくする」、このように言っている。汝のこの言はとても良い。……ノモン＝ハーン(グーシ＝ハーン)は共に議論し、ハルハのザサグト＝ハーン、トゥシェート＝ハーン、オムボ＝エルデニ皆が集まって使者を派遣したとき、この使者と、我々の使者によって発した書の言。「2人のツォーホルがバーリンを侵略し奪って行った牲畜を返還せよ。オムボ＝エルデニ、バルブ＝ビントに兵[を率いて、侵略しに]来た罰を与えよ。バルブ

⁽⁹⁷⁾筆者が「政治が安らかになることを願おう」と訳出した箇所は、モンゴル語で“*törü elsey-e*”とある。『世祖実録』巻48、順治7年3月11日(甲子)の条ではこの部分が「通好」と記載されているが、蒙文本『世祖実録』には【史料II-9】同様“*törü elsey-e*”と記されている。“*törü*”は前述したとおり基本的に「政治」と訳出されるが、動詞語幹 *else-*に現在語尾が接尾した“*elsekü*”は一般的に「招く、徴集する、募集する」や「招撫する、手なずける」と訳出される。ただ、『蒙古語大辞典』陸軍省編纂、1933年には「[和] 睦する」「安楽を求める」などの意味も記載されている。また、*else-*は満洲語で“*elbimbi*”と言い「招撫する」または「安んじ慰撫する」と訳出される。以上を踏まえ、さらに、前後の文脈を考えた上で筆者は【史料II-8】にある *else-*を「安らかになることを願う」と訳出した。なお、後掲【史料II-9】【史料II-10】にもこの表現が出てくるが【史料II-8】と同様に訳出した。

⁽⁹⁸⁾先行研究は、ここで清朝が解決したはずのテンギス問題とバーリン略奪問題を持ち出したことに全く言及していない。達力扎布[2011:57]は、順治5年のハルハ左翼の謝罪以降、清朝は継続してバーリンの人と家畜の返還を要求し、合わせてハルハを警戒・防備したと論じている。だが、以上でみてきたとおり、清朝は順治5年にハルハ左翼がバーリン略奪の件を謝罪したことに対して何ら要求をしていないことから、この問題はこの時に一旦解決したと考えられる。その後、清朝北部の情勢の悪化やハルハの不穏な動きによって、清朝は順治7年にバーリンの人と家畜の返還問題を「蒸し返した」のである。

＝ビントにトゥメドを侵略し人を殺した罰を与え、取って行った人と馬群を返還せよ。これよりのち兵を止め、信頼を守り修好しようと言うならば、ここに首たるハーン、ノヤンら、タイジら皆、天地に信用の言を誓約し政治が安らかになることを願おう⁽⁹⁹⁾。このようでないならば使者を派遣するな」と言った。我らの言に従えば、我らは政治が安らかになることを願う⁽¹⁰⁰⁾。もし我らの言に従わないならば、我らとハルハとが敵となる。このわけを汝らが知るようにといい派遣した。汝らは我らと和睦を結んだため、我らがハルハと敵となっても、汝らがハルハと親しくすれば適切でないだろう。このようなことを汝はよく考えて理解する。（「順治帝がオイラドのオチルト＝タイジにハルハらと交流することを警告した勅書」『内秘書院檔』第3輯，順治7年檔冊，No.11，120-125頁（モンゴル文）。）

清朝はまず、グーシ＝ハーン、ハルハ、清朝間で話し合いを行なったことについて言及しているが、そこでいかなる交渉や議論が行なわれたかは不明である。前掲【史料II-8】の冒頭に、グーシ＝ハーン、ハルハ、清朝の使者が一堂に会したこと、さらにそこでの協議が不調に終わったことが記されているが⁽¹⁰¹⁾、おそらくこの出来事は【史料II-9】で言及されている三者間の話し合いを指しているのだろう。つづけて、【史料II-9】において清朝は、三者間で議論が行われたあとにハルハに送付した書簡を引用し、ハルハによる漠南での略奪事件に対する処置を説明するとともに、明確にハルハを敵とみなし、ハルハを孤立させるべくオチルト＝タイジに働きかけている。

同年10月、トゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーンら左翼の使者が清朝を訪問し⁽¹⁰²⁾、11月には清朝が再びザサグト＝ハーン、トゥシェート＝ハーン、ダンジン＝ラマ、オムボ＝エルデニら左右翼に書簡を送った。その内容は【史料II-10】のとおりである。

【史料II-10】ハーンの勅書。ザサグト＝ハーン、トゥシェート＝ハーン、ダンジン＝ラマ、オムボ＝エルデニ、幾人かの大小ノヤンらに下した。……もし1, 2のホジョーの

⁽⁹⁹⁾『世祖実録』では、天地に誓いをたてる→兵を止める→和好する、という順番で記されているが、蒙文本では、『内秘書院檔』同様兵を止める→天地に誓いをたてる、という順番で記されている。

⁽¹⁰⁰⁾【史料II-9】の「このようでないならば使者を派遣するな」と言った。我らの言に従えば、我らは政治が安らかになることを願う」にあたる部分は『世祖実録』には記載されていない。また「順治帝令額魯特部鄂齊爾図台吉中止与喀爾喀交往之勅諭」『内秘書院檔漢訳』03-03-11，153-154頁でもこの部分は訳出されていない。

⁽¹⁰¹⁾三者間協議が開催された具体的な時期は明記されていないが、【史料II-9】に引用されているこの協議ののちにハルハに届けられた書簡の内容をみると、テンギス逃亡事件後に発生した2人のツォーホルによるバーリン略奪事件や、順治5年末に発生したバルブ＝ビントによるトゥメド略奪事件について記されていることから、三者間による協議は順治5年末から、【史料II-8】がグーシ＝ハーンに送付された順治7年3月の間に開催されたと考えられる。

⁽¹⁰²⁾「ハルハのハン、ノヤンらが順治帝に講和のため献じた書」『内秘書院檔』第3輯，順治7年檔冊，No.38，165-166頁（モンゴル文）。

ノヤンらが政治が安らかになることを願わないならば、政治が安らかになることを望んだノヤンら〔である〕、汝らに関係ない。我らがそれ（政治が安らかになることを願わないノヤン）を征討しても、汝らは助けるな。政治が安らかになることを願ったノヤンらは、大いに〔例に〕照らして年ごとに、1年に1回、ホショーごとに、1ホショーのノヤンらは共に、1匹の駱駝、8匹の馬（九白の貢）を送り、首たる大臣を叩頭するために派遣せよ。これよりまた大いに〔例に〕照らして賞賜する。これより外、使者及び貿易を行う人（商人）は各自〔その便に〕任せるように。この命に従うならば、首たるノヤンら大臣らの使者を派遣せよ。これに従わないならば使者を送るな。（「順治帝がハルハのザサグト＝ハンらに、年ごとに各旗が九白の貢を送るよう要求した勅書」『内秘書院檔』第3輯、順治7年檔冊，No.40，172-177頁（モンゴル文）。）

ここで注目すべきは、下線部のとおり清朝が侵略行為を働くハルハの者を「政治が安らかになることを願わないノヤン」として、それ以外のノヤンとは切り離して征討の対象としていることである⁽¹⁰³⁾。前述したように、順治6年以降、ドルゴン自らが兵を率いハルハ左翼へ出征してはいるが、【史料II-10】で初めてハルハに対して軍事介入の可能性を直接通告したといえる。

本節をまとめると以下のとおりである。順治5年8月に構築した清朝－ハルハ左翼間の妥協的な関係は、同年末から翌年にかけて大同とその周辺地域の情勢悪化、さらにはハルハ内における一部のノヤンらの行動により破綻し、ドルゴンが自ら兵を動員してハルハ左翼へ軍事討伐に踏み出す事態となった。加えて、清朝はオイラドに対してグーシ＝ハーンの申し出どおり兵を派遣するよう指示し、ハルハには「政治が安らかになることを願わない」ノヤンに対する軍事動員を示唆する一方で、罪を償い「首たるノヤン」らの使者を派遣した上で誓約を立てることを迫った。このような清朝の対応は、順治5年8月までの妥協的な交渉展開とは異なり、ハルハに対して明確な服従を要求するものであったと考えられる⁽¹⁰⁴⁾。

⁽¹⁰³⁾ここでは、前注(71)のモンゴル＝オイラド法典の引用と同じように、“törü”を破壊する者が征討あるいは罰則の対象になっている。なお、例えば【史料II-10】で「政治が安らかであることを願ったノヤン（törü elsegsen noyad）」と訳出した部分が、『世祖実録』巻51、順治7年11月22日（辛未）の条（漢文）では「貝子願和好」と記載されている。なお、蒙文本『世祖実録』は【史料II-10】と同様“törü elsegsen noyad”と記載されている。

⁽¹⁰⁴⁾齊木徳道爾吉[1998:16-17]は大同の反乱や順治5年末から翌年にかけて発生したハルハによる一連の行動、清朝によるオイラドへの軍事要請について言及し、清朝はハルハに対して軍事的脅威を与えるとともに、経済封鎖の措置をとったことを論じている。だが、清朝がこの時期に以上のような圧力をかけた背景として、大同での反乱やハルハによる清朝の警戒心を煽る行動があったことと関連づけた論述はされていない。また、達力扎布[2011:57-59]は清朝がダライ＝ラマ招請の承諾を得たのち、オイラドとハルハの同盟関係を断つべくハルハに圧力を加えたことと論じている。けれども、清朝がこの時期に圧力を加えることになった背景については、ダライ＝ラマ招請の承諾を得たことにより、オイラドの人心を掴んだためだけでなく、大同周辺の情勢の悪化やハルハの不穏な動きに関しても視野に入れる必要がある。ハ斯巴根[2016:116]は当時（順治6年頃）ハルハの勢力が弱体化していたことを指摘し、さらに、清朝は比較的ハルハを征討しやすい環境にあったと述べている。ただし、清朝は単にハルハの弱体化につけこんだのでは

第四節 ハルハの誓約と清朝による進貢の許可——右翼の誓約と進貢時期を中心に——

順治 7 年 12 月、これまで清朝政権の実権を握っていたドルゴンがついに死去し、順治帝による親政が開始した。翌年 9 月、左翼のトゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマらはバーリンの人と家畜を返還する力がないため、馬 100 頭と駱駝 10 頭を送り清朝に許しを求めた。それに対して、清朝はバーリンで略奪した属衆の返還と「首たるノヤン」らの朝覲を条件に、バーリンの家畜の返還を宥免するとした〔岡洋樹 2007a:77-78（初出 1993）〕⁽¹⁰⁵⁾。一見するとこの宥免は、順治 5 年末以降のハルハに屈服を迫る清朝の政策がドルゴンの死、順治帝の親政によって緩和されたかのようにみえてくる。哈斯巴根〔2016:123〕は、ドルゴンの死去によって、清朝はハルハへの強勢態度を「いくらか」緩和させたと指摘している。だが、後述するが順治 10（1653）年以降に清朝は、ハルハに対してさらなる強硬姿勢を講じているし、そもそも、清朝による属衆と家畜の返還要求はそれ自体に重要な意味を持つものではなく、ハルハに圧力をかける口実であった〔宋瞳 2013b:110（初出 2012）〕。ここでは清朝がハルハ左翼から返還の宥免を乞われても、バーリンの属衆の返還に関しては要求し続けたことに注目すべきであろう。したがって、ハルハ政策は清朝政権の変動によって大きく変化することはなかったと理解することができる。

ときに順治 9（1652）年 12 月には、ホンタイジの時代に始まったダライ＝ラマ招請活動がついに実現した。斉木徳道爾吉〔1998:17〕、達力扎布〔2011:58-59〕は、ダライ＝ラマの北京訪問はチベット仏教を厚く信仰するハルハに大きな影響を及ぼし、またハルハの清朝への帰順を促進したと論じている。そこで、ダライ＝ラマ招請以降のハルハの動向をみると、確かにハルハから清朝へ帰順する者が続出していたことが窺える。その代表的な例は、トゥシェート＝ハーン属下部タルの帰順である。ボンタルは順治 10 年 2 月に属衆を率いて清朝に帰順したことにより、和碩達爾漢親王の爵位を授けられ、彼の集団は漠南モンゴルのザサグ旗に連なるハルハ右翼と称された⁽¹⁰⁶⁾。清朝が最高位の親王の爵位を授けたことから、彼らの帰順は清朝にとって歓迎すべきものであったと考えられる。ただ、この時期にボンタルらが帰順した理由として、『内秘書院檔』所収のボンタルに封爵した際の上諭には「時勢を理解し」たためとあるのみで⁽¹⁰⁷⁾、実際のところ、ボンタルらの帰順にダライ＝ラマの

なく、不安定な地方情勢とハルハによる不穏な動きが相次いで発生したことに対して懸念を抱き、これまでのハルハとの関係を修正する必要性に迫られ、それゆえにこそ、ハルハを征討する構えを示し、圧力を加える政策に転じたものと考えられる。

⁽¹⁰⁵⁾ 「順治帝がハルハのトゥシェート＝ハン、セツェン＝ハンらにバーリンの略奪した人と家畜を返還するよう要求する勅書」『内秘書院檔』第 3 輯，順治 8 年檔冊，No.43，296-297 頁（モンゴル文）にも記載がある。

⁽¹⁰⁶⁾ 「順治帝がハルハのトゥシェート＝ハン部から出走して来たタイジであるボンタルを和碩達爾漢親王に封じた冊文」『内秘書院檔』第 4 輯，順治 10 年檔冊，No.16，21-23 頁（モンゴル文），『王公表伝』巻 42，伝第 26，喀爾喀右翼部総伝（漢文）。

⁽¹⁰⁷⁾ 「順治帝がハルハのトゥシェート＝ハン部から出走して来たタイジであるボンタルを和碩達

招請がどのように作用していたのかについては不明である。

同年6月、トゥシェート＝ハーンらハルハ左翼は、清朝に返還すべきバーリンの人と家畜を上述のボンタルらから取り、残りは返還するよう要請した。だが、もちろんこのような要請を清朝が受け入れるはずはなかった〔岡洋樹 2007a:78 (初出 1993)〕⁽¹⁰⁸⁾。ハルハ左翼は清朝が到底、承諾できないような要請をすることによって、交渉の長期化を図っていたと考えられる。7月には安郡王ヨロが、ハルハの侵略に備えるため宣威大將軍として帰化城へ派遣されており〔達力扎布 2011:60〕、ハルハの不穏な動きはいまだ無くなっていないことが窺える。同年9月にはトゥシェート＝ハーン属下の者が使者を派遣し、歳の貢物である馬と駱駝（九白の貢）を献上するが⁽¹⁰⁹⁾、清朝は「バーリンの不足の人を送り、牲畜のため、首たる4人のノヤンら⁽¹¹⁰⁾が叩頭するのために来れば入れると言って発したのである。今、汝らの首たる4人のノヤンらが来ない以上、8匹の白い馬、1匹の駱駝を何のために送ってきた」と言って使者を送り帰した⁽¹¹¹⁾。以上より、ダライ＝ラマの招請以降、ハルハは清朝に使者を送り朝貢するものの、一向に清朝の要求を満たすものではなかった。そのため、清朝は順治10年9月にハルハからの使者の入朝を拒絶し、さらなる圧力を加えたと考えられる⁽¹¹²⁾。

ここまでみてきたとおり、清朝は度々、ハルハに対して要求に応じないならば「使者を派遣するな」と通告してきた。ところが、再三の通告にもかかわらずハルハが要求に応じなかったため、上述のとおり順治10年に進貢を拒絶した。古よりモンゴル高原の遊牧民にとって、交易を行い漢地の農産物や手工業製品を獲得することは必要不可欠であった。ハルハもその例にもれず、彼らが清朝に使者を派遣する主目的は、清朝との交易関係を維持することであった。清朝はこのようなハルハ側の状況を十分認識していたと考えられ、朝貢あるいは進貢を拒絶し、ハルハにとって重要な交易の機会を断ち経済的圧力をかけることで、ハルハに要求をのませようとしたと考えられる〔達力扎布 2011:62〕。

ここで、ハルハ左翼の情勢に目を向けると、セツェン＝ハーン・ショロイが順治7年に死去した後、ショロイの諸子の間で権力闘争が起こった（子バボは順治12年にハーン位を継承した）〔烏雲畢力格 2009c:303-309 (初出 2007)〕。よって、当該時期、ハルハ左翼は人と家

爾漢親王に封じた冊文」『内秘書院檔』第4輯，順治10年檔冊，No.16，21-23頁（モンゴル文）。

⁽¹⁰⁸⁾「ハルハのトゥシェート＝ハーンらが上奏して逃亡した人や家畜の返還を要求する書」『内秘書院檔』第4輯，順治10年檔冊，No.35，50-51頁（モンゴル文）にも記載がある。

⁽¹⁰⁹⁾『世祖実録』卷78，順治10年9月11日（癸卯）条（漢文）。

⁽¹¹⁰⁾「首たる四ノヤン」とは、順治12年に天地に誓約し清朝から進貢を許可されることとなるトゥシェート＝ハーン，セツェン＝ハーン，ダンジン＝ラマ，メルゲン＝ノヤンらのことを指している〔岡洋樹 2007a:76-79 (初出 1993)〕。

⁽¹¹¹⁾「順治帝がハルハの首たるノヤンらが政治のため叩頭し九白の貢を送らなかったため、ハルハのノヤンらを叱責した勅書」『内秘書院檔』第4輯，順治11年檔冊，No.3，112頁（モンゴル文）。

⁽¹¹²⁾ただし、ザサグト＝ハーンによるダライ＝ラマ北京招請の要請（【史料Ⅱ-5】），さらに順治帝がダライ＝ラマを迎えに行くかどうかについて満漢官僚に諮問した際の「ダライ＝ラマを迎えに行かなければ、途中で帰ってしまうことは必然であり、そうするとおそらくハルハはこれにより清朝に帰順しないであろう」という発言などから〔達力扎布 2011:58-59〕，ダライ＝ラマの言動が清朝のハルハ政策に何らかの影響を及ぼしていたことは確かであろう。

畜の返還はもちろんのこと、「首たるノヤン」を清朝に派遣し誓約を立てるような余裕がなかったと考えられる。そのことは前述したハルハ左翼による順治 8 年の人と家畜の返還の宥免要請や、さらに順治 10 年 6 月の清朝との交渉を引き延ばすかのような態度からも窺える。一方、第三節で論じた大同総兵官姜壤の反乱により周辺地域にまで及んだ反清の動きは、順治 6 年末までにはほぼ鎮圧され、順治 7 年初頭には一掃された〔渡辺修 1988:25-31〕。また、南明政権の情勢もこの時期、清朝にとって有利な方向へと転じていた⁽¹¹³⁾。清朝がハルハに対して、以前までの妥協的關係を一転して高圧的姿勢をとりさらに強硬策を施した背景には、ハルハ左右翼の混乱と、大同とその周辺地域における漢人武官の反乱の平定、南明との戦況の好転があったことも留意すべきであろう。

以上のような清朝の対応が功を奏し、順治 12 年 2 月にハルハ左翼は「首たるノヤン」らの子弟を清朝に派遣し張家口に到着した⁽¹¹⁴⁾。同年 4 月、ハルハ左翼の「首たるノヤン」らの子弟は入朝を許されバーリン略奪の件を謝罪して馬・駱駝を献上し⁽¹¹⁵⁾、5 月、清朝は修好の誓約を条件にバーリンで略奪した属衆の返還を宥免するとした⁽¹¹⁶⁾。宋瞳〔2013a:138-139 (初出 2011)〕は、最終的にこの返還を宥免したことに関して清朝の「譲歩」と捉えている。しかし、宋自身も指摘しているように、清朝は彼らに人と家畜の返済能力がないことをもとより承知の上で要求を続けていたのであって、修好の誓約とひきかえの宥免はおそらくは思惑どおりの措置であり、「譲歩」と形容するのは適当でないだろう。

一方、右翼のザサグト＝ハーン、オムボ＝エルデニらは使者を派遣し、同年正月にバーリン略奪の罪を認め和睦を求めて馬と駱駝を献上するが⁽¹¹⁷⁾、5 月にはトゥメドで略奪した人の返還と「首たるノヤン」らの来朝が再度要求されている⁽¹¹⁸⁾。この後、10 月、トゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマ、メルゲン＝ノヤンらハルハ左翼が天地に

⁽¹¹³⁾ 順治 4 年に広西で清朝軍を破り翌年には 7 省にまで及んだ桂王政権は、順治 7 年 11 月に桂林で清朝の部将・孔有徳に敗れ、その後南寧→広南→貴州→永昌等へと根拠地を移し〔細谷良夫 1999:329-331〕、清朝は戦況を盛り返していった。順治 9 年に孔有徳が敗死し、また、孫可望や李定国といった反清勢力がなおも割拠しているものの、次第に反清勢力内で対立が生じていき、清朝にとって優勢な展開となっていくと考えられる。

⁽¹¹⁴⁾ 『理藩院題本』巻 1, No.65, 順治 12 年 2 月 12 日, 100-101 頁 (満文)。ハルハ左翼が清朝の要求に応じて「首たるノヤン」らの使者を派遣した順治 12 年は、トゥシェート＝ハーン・グムブが死去し子のチャホンドルジがハーン位についた時期である。さらに、既述のとおりセツェン＝ハーン・ショロイは順治 7 年に死去するが、その後、ショロイの諸子の間で権力闘争が起こり、子バボは順治 12 年にハーン位を継承した。順治 12 年に、ハルハ左翼が清朝に謝罪の意向を示し清朝の要求に従う構えを見せたのも、以上のような不安定な情勢下で、新たな政権が清朝と講和することで自身の権力を補完しようと図ったためであったと考えられる。だが、その一方には清朝による順治 6 年以降の政策転換と、さらには順治 10 年以降の使者の拒絶といった強行姿勢があったことも考慮すべきである。

⁽¹¹⁵⁾ 『世祖実録』巻 91, 順治 12 年 4 月 7 日 (辛酉) 条 (漢文)。

⁽¹¹⁶⁾ 『世祖実録』巻 91, 順治 12 年 5 月 4 日 (戊子) 条 (漢文)。

⁽¹¹⁷⁾ 『世祖実録』巻 88, 順治 12 年正月 29 日 (甲寅) 条 (漢文)。

⁽¹¹⁸⁾ 「ハルハが逃亡者を保護し人と家畜を略奪したことなどの罪を、ハルハのノヤンらが来朝し誓約を立てることによって宥免するとした順治帝の勅書」『内秘書院檔』第 4 輯, 順治 12 年檔冊, 181-189 頁 (モンゴル文), 『世祖実録』巻 91, 順治 12 年 5 月 19 日 (壬寅) 条 (漢文)。

誓いの言を立てて上奏し⁽¹¹⁹⁾、『世祖実録』によると、11月にはハルハ左翼とともに、誓約するどころかトゥメドの人と家畜の返還問題に関して謝罪すらしていないハルハ右翼のザサグト＝ハーン、オムボ＝エルデニの子ロブサン＝ノヤン、セツェン＝ジノン、フンドレン＝トインにまで進貢が許可⁽¹²⁰⁾されたとされる⁽¹²¹⁾。その記事は以下のとおりである。

【史料II-11】初めて例を定む。喀爾喀部落土謝図汗^{トウシェートハン}、車臣汗^{セツェンハン}、丹津喇嘛^{ダンジンラマ}、墨爾根諾顏^{メルゲンノヤン}、畢席勒爾圖汗^{ビシレルトゥハン}（ザサグト＝ハーン・ノルブを指す）、魯卜藏諾顏^{ロブサンノヤン}、車臣濟農^{セツェンジンノン}、坤都倫陀音^{フンドレントイン}、此の八扎薩克は歳毎に白駝各一、白馬各八を進貢す。之を九白の年貢と謂う。我が朝は扎薩克毎に銀茶筒各一重三十両、銀盆各一、緞各三十、青布各七十を賞し、以て之に答う。是に至り、土謝図汗、丹津喇嘛、車臣汗、墨爾根諾顏は各々遣使し例に遵い進貢す。賞賚は例の如し。並びに宴を賜う。（『世祖実録』巻95、順治12年11月21日（辛丑）条（漢文）。）

【史料II-11】をみると、この時、実際に進貢しているのはハルハ左翼のみであるが、清朝が順治6年以降、妥協的な対応を一転させ強硬姿勢を強めてきたことを踏まえると、ここでハルハ右翼にまで進貢を許可することはいかにも矛盾している。岡洋樹[2007a:79(初出1993)]も、『王公表伝』にザサグト＝ハーンが順治14(1657)年にセツェン＝ジノン、フンドレン＝トインとともに上奏して和睦を求めたため、順治帝は罪を宥免したとあることから、順治12年の時点でセツェン＝ジノン、フンドレン＝トインの2人にもザサグが認められたかどうか疑問を呈している。

順治14年2月に清朝がハルハ右翼に送った書簡をみると、

⁽¹¹⁹⁾『世祖実録』巻94、順治12年10月10日（庚申）条（漢文）。

⁽¹²⁰⁾ハルハ左翼が正式に進貢を許されたのは、順治12年の11月であるが（【史料II-11】）、同年2月にはハルハ左翼のジェブツンダンバ＝ホトクトが進貢していることから（『世祖実録』巻89、順治12年2月20日（乙亥）条（漢文））、2月に「首たるノヤン」らの子弟が清朝に到着した時点ですでにハルハ左翼の進貢は行われていたと考えられる。本論文では清朝から進貢額・賞賜額が提示される、あるいは清朝皇帝から進貢せよと命じられることをもって進貢が許可されたと捉える。

⁽¹²¹⁾その後、ハルハ左翼から「[清朝の]王らが信用できる言で誓ってはくれまいか」という申し出があり（『理藩院題本』巻1、No96、順治12年12月初3日、147-148頁（満文））、12月多羅安郡王ヨロらがトゥシェート＝ハーン、セツェン＝ハーン、ダイチン＝タイジ（エルヘ＝ダイチン）らの使者とともに宗人府で天地に誓約することとなった（『世祖実録』巻97、順治12年12月26日（丙子）条（漢文））。宋瞳[2013a（初出2011）]は『理藩院題本』を利用して、このハルハ左翼による申し出から宗人府での誓約までの過程を明らかにしている。清朝は自身の王らが誓約することに対して否定的な態度を示し、最終的に順治帝の「我々の王らが誓わないならば、外国に信を示し安寧とするものではないのではあるまいか」という判断によって、多羅安郡王ヨロ、多羅信郡王らが誓約した（『理藩院題本』巻1、No97、順治12年12月13日、149-151頁（満文））。ハルハ左翼が誓約してもなお、清朝はハルハ左翼を警戒し、自分たちの王ら大臣らが誓約を立てることに難色を示していたことが窺える。

【史料II-12】 皇帝の勅。ハルハのビシレルト＝ハーン（ザサグト＝ハーン）、オムボ＝エルデニ、セツェン＝ジノン⁽¹²²⁾、フンドレン＝イルデン、皆に下した。先に勅より背いたため、これによって来た汝らの使者を拒絶し戻したのである。今、汝らは勅に遵い、真心でビント＝タイジ（ビシレルト＝ハーンの子）、バートル＝タイジ、エルケ＝ゾリグト＝タイジ、エルケ＝バートル＝タイジ、彼らを派遣し罪を認め、馬、駱駝を送り叩頭しに来たので、送って来た馬、駱駝を戻し、[トゥメドを] 侵略し牲畜を取った、人を殺した罪全てを許した。今、我の（清朝から）[ビシレルト＝ハーンらのもとに] 派遣した大臣らの前で、汝らは政治のため、信用できる言で誓約せよ。このように誓約すれば、歳ごとに制定した量に照らして貢（alban）を送って来い。貿易を行わせよ。我は、すなわち慈悲深い恩賞を絶やさない。この誓約した日よりのち、汝らの逃亡者が来ても、収容せず送還する。もし政治のため、信用できる言で誓約しなければ、貢を届けて来る必要は全くない。逃亡者が来ればすなわち受け入れ、富を盛大にしつつ養う。特に下した。（「順治帝がハルハのノヤンらに使者を派遣し馬、駱駝を送ったことにより一切の殺害したり略奪した罪を許し、誓約したことにより交易を許し賞賜する勅書」『内秘書院檔』第5輯、順治14年檔冊，No2，202-203頁（モンゴル文）。）

とあり、順治14年2月の段階でハルハ右翼のザサグト＝ハーン、オムボ＝エルデニ、セツェン＝ジノン、フンドレン＝トインらが自身の子弟を派遣して謝罪し、馬と駱駝を献上したことが窺える。これに対して清朝は、ハルハ右翼がトゥメドを略奪した件を宥免し、政治のため誓約を立てることを要求した。

この書簡の冒頭には、下線部のとおり「先に勅より背いたため、これによって来た汝らの使者を拒絶し戻したのである」とある。勅に背いたとは、以前より要求し続けている略奪した人と家畜の返還、「首たるノヤン」らの派遣、九白の貢の献上、これらの条件を満たさないにもかかわらず使者を派遣したことを指しており、清朝はこれまでハルハ右翼の使者の入朝を正式に認めていなかったといえる。さらには誓約しなければ貢物、すなわち九白の貢を送ってくる必要がないと言及していることから、誓約が進貢するための重要な条件であったことがわかる。ここからも、前述の順治12年の時点では、ハルハ右翼の「首たるノヤン」にまで進貢額が定められたとは考えにくい。

それでは、ハルハ右翼がいつ頃、誓約を立て清朝に進貢を許可されたのであろうか。同年11月の書簡には以下のとおりある。

【史料II-13】 皇帝の勅。ハルハのオムボ＝エルデニに下した。汝らの上奏した書に「ビシレルト＝ハーン（ザサグト＝ハーン）、フンドレン＝トイン、ゾノン（[セツェン] ジ

⁽¹²²⁾ 「順治帝以喀爾喀遣使朝貢恩准却其貢品免其掠奪罪規勸盟誓之勅諭」『内秘書院檔漢訳』05-02-02，264頁では「車臣汗」と訳されているが、セツェン＝ハーンではなくセツェン＝ジノンの誤りである。

ノンの誤りか?), 3 人で信用できる言で誓約した」[とある]。オムボ = エルデニ汝は忌み嫌ったため誓約していない。[オムボ = エルデニが]「来年(順治 15 年)に[清朝の]使者を寄こせば信用を明示しよう」と言ったため, このようなため⁽¹²³⁾, [清朝の]官を派遣し特に誓約するため派遣した。この派遣した官らの前で政治のため信用できる言で誓約せよ。誓約したのち, 歳ごとに旧来制定した貢を送って来い。(「順治帝が使者を派遣しハルハのノヤンらが誓約を立ててから, 未だ誓約していないオムボ = エルデニに早急に誓約するよう要求した勅書」『内秘書院檔』第 5 輯, 順治 14 年檔冊, No. 20, 256-257 頁(モンゴル文)。

【史料II-13】からは, この時点でオムボ = エルデニのみが誓約していないことが窺える。一方, 順治 16 年の書簡には,

【史料II-14】皇帝の勅。ハルハのロブサン = ノヤンに下した。我は思うに汝らは天恩の時勢を理解し, いかなる勅を下しても勅に謹み遵いたいと, 四タイジを派遣し, 罪を理解し叩頭しに来たので, 我は許し恩を施し, 汝らの全ての罪を寛免して, 官らを派遣したときに我々の派遣した官らの前で勅に違わず真心で政治のため誓約し, 定めた貢を歳ごとに送って来て, 人を派遣し叩頭するため来る。このようなため, 我は甚だ褒めたたえ, 全てを区別せず慈しむ心を途絶えさせないため, これによって汝に重恩をもたらし, 勅書を下し官らを派遣した。(「順治帝が朝貢の件についてハルハのロブサン = ノヤンに下した勅書」『内秘書院檔』第 6 輯, 順治 16 年檔冊, No.23, 30-31 頁(モンゴル文)。

とあり, オムボ = エルデニの子ロブサン = ノヤンが誓約をもって修好し, 使者を派遣して実際に進貢したことが記されている⁽¹²⁴⁾。ここでオムボ = エルデニに代わって子のロブサン = ノヤンの名があるのは, オムボ = エルデニが順治 16 年に死去したためと考えられる⁽¹²⁵⁾。したがって, オムボ = エルデニは順治 14 年 11 月以降に, あるいは子のロブサン = ノヤンがオムボ = エルデニの死後に誓約を行なったと考えられる。清朝によるハルハ右翼への進貢の許可はそのあとのことであろう。

ここで注意すべきは, オムボ = エルデニは順治 9 年にロブサン = ノヤンに譲位しているが[若松寛 1978a:537], 【史料II-13】で誓約するよう要求されているのは子ロブサンではなく, オムボ = エルデニであり, 清朝がオムボ = エルデニを譲位後も「首たるノヤン」とみな

⁽¹²³⁾ 「順治帝遣使喀爾喀部命未約誓之俄木布額爾德尼尽早誓約之勅命」『内秘書院檔漢訳』05-02-20, 270-271 頁では『「来年に使者を寄こせば信用を明示しよう」と言ったため, このようなため」にあたる部分が訳出されていない。この箇所が欠落してしまうと, 清朝がオムボ = エルデニの要請に応じて誓約のための使者を派遣したということが読みとれなくなってしまう。

⁽¹²⁴⁾ 「順治帝が朝貢の件についてハルハのビシレルト = ハンに下した勅書」『内秘書院檔』第 6 輯, 順治 16 年檔冊, No.17, 21-22 頁(モンゴル文), 『世祖実録』卷 125, 順治 16 年 4 月 24 日(甲寅)条(漢文)。

⁽¹²⁵⁾ 『王公表伝』卷 61, 伝第 45, 喀爾喀扎薩克図汗部総伝(漢文)。

していたことである。その一方で、ハルハ左右翼の進貢額と賞賜額を記した順治 12 年の前掲【史料Ⅱ-11】には、オムボ＝エルデニではなく子のロブサンの名が記されており、このことから【史料Ⅱ-11】は、ハルハ右翼が順治 14 年以降に誓約を終えた後の状態を記したものであったと考えられるのである。

ハ斯巴根〔2015:108 ; 2016:127-128〕は、清朝がハルハに九白の貢を制定したのは順治 7 年であり、順治 8 (1651) 年にはすでに進貢が始まっていたが、ハルハ左右翼が清朝の要求に応じて誓約した時期はそれぞれ異なっていたことを論じている。だが、清朝は順治 10 年以降、誓約の実行を絶対条件として、従わないハルハの進貢を拒絶していたのであり、そのことが当時の清朝のハルハ政策の実態を現しているとみななければならない⁽¹²⁶⁾。

以上より、順治 6 年以降、清朝が高圧的姿勢を講じたという実態から矛盾するかのようにみえた順治 12 年の進貢額の規定は、ハルハ左右翼全体に行なわれたものではなく、順治 12 年に誓約を立て進貢を許可されたのはハルハ左翼のみであって、ハルハ右翼は順治 14 年から 16 年頃のことであった。清朝は順治 12 年にハルハ左翼に進貢を許可したが、だからといって清朝の提示する条件を何一つ満たしていないハルハ右翼にまで進貢を許可することはなかった。清朝は決してこれまでの敵対関係を曖昧なまま終結させることはなく、徹底してハルハを屈服させようと図り、それを達成したのである。

小結

順治年間における清朝のハルハ政策に関する従来の研究は、宥和的、高圧的という見解の相違があり、前者は最終的に友好関係を回復しハルハ支配の基礎を築いたと捉え、後者は圧力をかけるも朝貢貿易関係を確立したにすぎないと理解する。だが、いずれの研究においても流動的な情勢に応じた清朝の対応の変化が等閑視されているため、十分な分析がなされているとはいえない。そこで本章では、テンギス逃亡事件以降の清朝—ハルハ間の交渉過程を再検討し、清朝がその時々状況に即してどのような対応を講じたのかを明らかにした。その要約は以下のとおりである。

清朝はテンギス逃亡事件に対して、南明勢力に軍隊を派遣する傍ら、当初テンギスのみならずセツェン＝ハーンをも明確に敵とみなし、テンギス追撃軍を派遣した。その過程で清朝はハルハ左翼に大打撃を与えるものの、彼らを捕らえることができないまま帰還することとなった。その後、清朝は南明勢力との形勢の悪化に加え、大同とその周辺地域の漢人武官が不穏な動きを見せ始めたため、ハルハ左翼へ再度軍隊を派遣することが困難な状況に陥り、セツェン＝ハーン自身の罪を不問に付し、テンギスの捕獲と清朝への送還を要求するこ

⁽¹²⁶⁾ 齊木徳道爾吉〔1998:18-19〕、達力扎布〔2011:60-61〕は、順治 12 年以降の清朝—ハルハ関係の推移を追い、順治 16 年にハルハ右翼が誓約を立てたことについて言及している。しかしながら、両氏の研究は事実を提示するのみで、順治 12 年の時点で謝罪や誓約も行なっていないハルハ右翼の首長らが、【史料Ⅱ-11】ではハルハ左翼とともに進貢額・賞賜額が定められたかのように記されていることや、誓約の意義などについて分析に及んでいない。

とによってこの事件の収束を図った。一方、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンはハルハ左翼に清朝の影響力が及ぶことを危惧して、自らテンギス問題とその後、発生したハルハ左翼によるバーリン略奪問題の調停に乗り出した。これに対して清朝はザサグト＝ハーンの恣意的な介入を退け、テンギスの捕獲と送還を受け入れさせたものの、ザサグト＝ハーンは書簡において自身と清朝皇帝を並列し、その上、チベット仏教の価値観を持ち出すことで清朝皇帝の相対化を図るなど、清朝と対等な立場で交渉を展開しようとした。かくして順治5年5月に、ハルハ左翼はエルヘ＝ツォーホルがバーリンで略奪した馬と駱駝を返還するため使者を清朝に派遣して、8月に謝罪するに至り、清朝はこれを受け入れ、これとほぼ同時にテンギスらも清朝に降伏し、清朝－ハルハ左翼間の関係は回復した。しかし、それは清朝がテンギス逃亡事件発生当初と比べ、再びハルハ左翼へ軍隊を派遣することが困難な状況にあったことから妥協を余儀なくされた結果にすぎなかった。

その直後、順治5年末から翌年にかけてハルハ右翼のトゥメド略奪、2人のツォーホルとセツェン＝ハーンのあいつぐ接近、大同の反乱が立て続けに発生し、ドルゴン自らが出征に乗り出す事態となった。順治5年に両者間に築かれた妥協的な関係は、早々に破綻したのである。この段階に至って清朝はハルハを明確に敵視し、オイラドに派兵を命じるとともに、ハルハに「政治が安らかになることを願わない」ノヤンに対する軍事討伐の意思を通告し、略奪した人と家畜の返還と「首たるノヤン」の使者を派遣した上で、天地に誓約することを要求した。ハルハ左翼に至っては、順治5年に謝罪が受け入れられていたはずのバーリンの人と家畜の返還問題が蒸し返される形となった。順治10年以降には、清朝はセツェン＝ハーン位を巡るハルハ左翼の混乱や大同とその周辺地域における漢人武官の反乱の平定、南明との戦況の好転などを受けて、自身の要求を満たしていないハルハ首長からの使者の入朝を拒絶した。それに対して順治12年、ハルハ左翼は「首たるノヤン」らの子弟を派遣して謝罪したことによりバーリンの人と家畜の返還を宥免され、天地に誓約したことにより、進貢を許可された。一方、ハルハ右翼が謝罪し誓約を立てたのは、順治14年から順治16年にかけてであった。

以上より、テンギス逃亡事件によって生じたハルハとの交渉過程において清朝は、決してハルハとの関係を宥和的な状態に回帰させたものでもなければ、特段の理由もなしに圧迫し続けたのでもなく、初め敵視していながら妥協を余儀なくされたが、危機的状況に陥り妥協的關係がいかにも不都合であるかを痛感したからこそ、それを一転させ、断固としてハルハに屈服を迫った実態が明らかになった。ここで改めて注意すべきは、一連の事態が他でもなくスニド、バーリン、トゥメドという清朝支配下にある漠南モンゴル諸部の問題として推移していたということである。清朝は決して漠南の次はハルハへとむやみに支配圏を拡大すべく、あるいは清朝の権威を誇示すべくハルハに屈服を迫ったのではない。漠南モンゴル諸部の首長によるハルハ左翼への逃亡、ハルハによる漠南での略奪・接近など、漠南モンゴル諸部の安定的な統治を揺るがす現実的な問題に直面したため、ハルハを一定程度、統制することを余儀なくされたといえよう。ハルハ問題は清朝にとって極めて現実的な政治課題で

あり、それゆえ事態は周辺情勢に応じて流動的に推移したのである。

順治年間の清朝はハルハに対して妥協をやむなくされることも一時期あったが、単に批判や叱責を繰り返すのみにとどまらず、ハルハが屈服し清朝の要求どおり誓約を結ぶまで徹底して圧力を加え続けた。第三章以降では、本章で明らかにした清朝のハルハ政策が康熙年間にどのように引き継がれ、ハルハの帰順に至ったのか検討していく。

第三章 康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件直後における清朝のハルハ政策

はじめに

本章は、康熙元（1662）年に発生したザサグト＝ハーン殺害事件と、その直後の清朝とハルハ左翼の交渉過程を分析することで、ハルハにおいて左翼の影響力が高まる中、清朝が漠南、ロシア、ジューン＝ガル情勢を踏まえてハルハ左翼にいかに関与を展開していったのかを明らかにするものである。

康熙元年、ハルハ右翼の第4代ザサグト＝ハーン・グムブが同じく右翼のロブサン＝タイジ（ホトゴイト部長、第3代アルタン＝ハーン）に殺害される事件が発生すると、この事件はやがてハルハ左右翼の内紛へと発展し、ハルハは混乱を深めていく〔Buyandelger 2000〕⁽¹²⁷⁾。その後、康熙27（1688）年にジューン＝ガルのガルダンの侵入を招いたハルハは、ガルダンとの戦いに敗れたことにより清朝・康熙帝に保護を求め、康熙30（1691）年に正式に清朝の支配下に入る事となる。

従来、清朝服属前のハルハは清朝と朝貢関係にあると捉えられてきたからか、清朝のハルハに対する働きかけが十分に論じられることはなかった。だが、筆者は第二章で順治年間（1644-1661）における清朝とハルハの交渉過程を検討し、以下のような実態を明らかにした。すなわち、清朝がハルハに誓約を絶対条件として執拗に屈服を迫り、ハルハ左翼は順治12（1655）年に、ハルハ右翼は順治14（1657）年から16（1659）年の間に清朝の要求に従って子弟を派遣し、さらに誓約を立てたことによって清朝から進貢を許可された。これにより、次なる課題として、順治年間における清朝のハルハに対する積極的な対応が、康熙年間（1662-1722）に入ってからどのように推移し、同30年のハルハの服属に至ったのかを改めて検討し直す必要性が浮き彫りになった。

康熙年間における清朝とハルハの関係に関する代表的な研究にはまず、宮脇淳子〔1979〕がある。宮脇氏は清朝服属前のハルハの状況を検討し、ガルダンの侵入によりハルハの人々が算を乱して逃亡し、清朝に保護を求めるに至った経緯を論じた。岡洋樹〔2007a:75-90（初出1993）〕は、順治12年にハルハへ八ザサグが設置される過程から、康熙31（1692）年までのザサグの変遷を跡付け、ハルハの服属までにおいて、清朝はハルハ側の情勢に応じてザサグ認定に調整を加えていったとしている。近年では、序章でも論じたとおり、中国第一歴史檔案館所蔵のモンゴル文・満文檔案史料が刊行されたことにより、中国でそれらの史料を利用した研究が活発になっている。黒龍〔2013:38-59（初出は黒龍、海純良〔2008〕）〕は『蒙古堂檔』を利用して、主にガルダンのハルハ侵攻からハルハが清朝に服属するまでの過程を

⁽¹²⁷⁾序章の「第三節 先行研究」で論じたとおり、従来、ロブサン＝タイジに殺害されたのは第3代ザサグト＝ハーン・ノルブの子ワンチュクと理解されてきたが、Buyandelger〔2000〕は定説を覆し、ノルブの弟グムブ＝ザグ＝ビント＝アハイであったとするともに新たなザサグト＝ハーン位継承順位を提示した（【系図1】）。本研究はBuyandelger〔2000〕の説に従い、分析を進めていく。なお、本章で扱う主なハルハの首長らについては【系図2】を参照のこと。

検討している。阿音娜〔2013〕は同じく『蒙古堂檔』を利用して、ハルハのハーンや右翼のジノン号問題を中心に、ダライ＝ラマ5世が17世紀におけるハルハの情勢に与えた影響と、清朝のハルハ政策の推移を検討している。

以上の先行研究は、康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件に関して、ハルハ左右翼の内紛を引き起こしたため、ハルハ史上における大きな転換点とみなしてはいるものの、正面からこの事件直後の清朝とハルハの交渉過程を論じてこなかった。宮脇、岡、両氏の研究は史料制約の問題があったが、史料状況が大幅に改善した近年においても、康熙初年における清朝のハルハ政策を取り上げる研究はほとんどない。そのため、清朝は次第にガルダンの影響力がハルハに及ぶに至って初めてハルハ情勢に懸念を抱き、康熙20（1681）年の三藩の乱鎮圧以降、積極的にハルハの内紛の調停に乗り出していったと捉えられている。ザサグト＝ハーン殺害事件は、ハルハが清朝の支配下に入ることとなった発端と位置づけられてはいるものの〔宮脇淳子1983:152-153〕、従来の研究は康熙20年以降の清朝の対応に注目するのみで、事件直後の清朝のハルハ政策に関する本格的な研究は行われてこなかったのである。

ただ、Buyandelger〔2000〕は、『蒙古堂檔』を利用してザサグト＝ハーン殺害事件の真相を検討し、その影響としてハルハ右翼の衰退、ハルハ左右翼の対立を引き起こしたこと、従来のハルハ＝オイラド関係に転換をもたらしたことを論じている。また、烏雲畢力格〔2016〕は、『理藩院題本』を利用してザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハの属衆の一部が清朝へ逃亡し、彼らが漠南モンゴル諸部のザサグ旗に編成されたことを論じている。両者の研究によって、この事件の歴史的な重要性がより補強されたものの、いずれの研究も、この事件直後において清朝とハルハとの間にどのような問題が発生し、交渉が展開されていったのかについて論じるには至っていない。しかし、2003年に刊行された『内秘書院檔』や2010年に刊行された『理藩院題本』、中国第一歴史檔案館所蔵の「内閣満文題本」⁽¹²⁸⁾には、康熙初年における清朝とハルハの交渉過程に関する分析すべき史料が収録されている。

そこで、本章では、以上の問題関心より康熙元年におけるザサグト＝ハーン殺害事件と、その直後の清朝とハルハ左翼の交渉過程について、これらの史料を主に利用して検討を加える。まず、第一節では17世紀後半以降、トゥシェート＝ハーン家がハルハ左翼において権勢を振るうようになり、ザサグト＝ハーン殺害事件に介入してハルハ右翼にまで影響力を拡大していく過程を論じる。第二節では第一節で明らかにしたトゥシェート＝ハーンの台頭を踏まえ、ザサグト＝ハーン殺害事件直後のハルハ左翼の行動と、それに対する清朝の対応を分析する。第三節では、ザサグト＝ハーン殺害事件によって生じたハルハの逃亡者問題や、越境・遊牧問題を巡る清朝の対応とハルハ左翼の反応を分析する。第四節では、康熙帝が親政を開始して以降、第三節で論じたハルハの逃亡者問題や、越境・遊牧問題を巡る清朝とハルハ左翼の交渉がどのように展開していったのかを分析する。

⁽¹²⁸⁾ 詳細は序章の「第四節 使用史料」を参照のこと。

第一節 17 世紀ハルハにおけるトゥシェート＝ハーンの台頭と

ザサグト＝ハーン殺害事件

清朝から遠く離れ、西隣のオイラドと深い結びつきがあったハルハ右翼と比べ⁽¹²⁹⁾、ハルハ左翼は清朝との関係が密接であった。そこで、第一節では、先行研究に基づき 17 世紀後半のハルハ左翼の情勢を確認した上で、先行研究が利用しなかった史料を利用して、ハルハ左翼が共同で康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件に介入したのではなく、左翼ではトゥシェート＝ハーン家のみが事件の実行者であるロブサン＝タイジを追撃し、右翼にまで影響力を拡大していった経緯を示す。

第一章で論じたとおり、天聰 9 (1635) 年、チャハルのリンダン＝ハーンの子エジェイが清朝に帰順すると、ハルハ右翼の第 2 代ザサグト＝ハーン・ソバンダイは清朝に対抗するため、崇徳 5 (1640) 年に自らの呼びかけでハルハ左翼の首長らとともに、オイラドと同盟を結んだ [宮脇淳子 1984:96-108]。一方、左翼の初代セツェン＝ハーン・ショロイは一族の団結を固めるため、第 3 代トゥシェート＝ハーン・グムブの次男をジェブツンダンバ＝ホトクト 1 世に担ぎ上げ、ハルハ左翼の精神的首長に据えた [宮脇淳子 1979:116-119]。ショロイがセツェン＝ハーンと称するようになった背景にはグムブの後ろ盾があり [烏雲畢力格 2009a:224-228]、彼がジェブツンダンバ＝ホトクトを精神的首長として盛り立てたのもグムブの思惑が大いに影響していたであろう。

第二章第四節ですでに言及したとおり、順治 7 (1650) 年、ジェブツンダンバ＝ホトクトの擁立に貢献したショロイが死去し、ショロイの諸子の中で権力闘争が勃発した。このような事態に対してグムブらは会盟を開催し、この時点で存命するショロイの諸子の中で年長であるバボを第 2 代セツェン＝ハーンに推戴した [烏雲畢力格 2009c:306-309]。

順治 12 年には、グムブが死去し、彼の長子であり、ジェブツンダンバ＝ホトクトの兄でもあるチャホンドルジが第 4 代トゥシェート＝ハーン位を継承した。ジェブツンダンバ＝ホトクトを引き立て、ハルハの統一を進めるグムブの計画は、チャホンドルジの代に至っても引き継がれた。順治 16 年、ジェブツンダンバ＝ホトクトは会盟を開き、ハルハの諸王やラマに尊号を与え政治的にも多大な影響力を持つに至った。ところが、ハルハ右翼はトゥシェート＝ハーン家を中心とする統一の動きに不満を感じ、同調できずにいた [宮脇淳子 1979:118]。

以上のように、ハルハ左翼においてトゥシェート＝ハーン家の権勢が他を凌駕するよう

⁽¹²⁹⁾ 17 世紀のハルハとオイラドの関係については宮脇淳子 [1983] に詳しく、宮脇氏はハルハ左翼のアバタイ＝ハーン以降、モンゴルによるオイラド征討の任は右翼のライホル＝ハーンへ、その後、初代アルタン＝ハーンの手に移り、アルタン＝ハーン家は 3 代にわたってオイラドの所領であったトゥワやキルギスの地を支配したことを論じている。また、17 世紀におけるハルハ右翼の権力構造については前野利衣 [2017a] がハーンに次ぐ地位であるジノンの称号に着目し、当該時期、ハルハ右翼はハーン、ジノン、ホントタイジの三核構造にあったことを提示し、ザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハ右翼が混乱に陥る一方で、清朝服属時までこの三核構造が維持されたことを論じている。

になるなか、前述のとおり康熙元年、ハルハ右翼のロブサン＝タイジが右翼の宗主である第4代ザサグト＝ハーン・グムブを殺害する事件が発生した⁽¹³⁰⁾。このザサグト＝ハーンが殺害されるといった事態に、ハルハ左翼のトゥシェート＝ハーンとダンジン＝ラマ⁽¹³¹⁾らハルハ左翼連合軍は、ハルハ右翼のアハイ＝ダイチンの要請を受け、ロブサン＝タイジを攻撃したとされる。このことは、後世の史料（編纂史料）である『王公表伝』や『皇朝藩部要略』等を根拠に従来の様々な研究において指摘されてきた〔宮脇淳子 1979:115；1983:152〕。しかし、檔案史料である【史料Ⅲ-1】【史料Ⅲ-2】によると若干状況が異なる。【史料Ⅲ-1】は、ザサグト＝ハーンが殺害されるといった重大事件をセツェン＝ハーンとダンジン＝ラマが上奏しなかったことに関して、清朝が咎めた際のセツェン＝ハーンの返答である。

【史料Ⅲ-1】トゥシェート＝ハンらがロブサンを征討する時に、我はもとより病氣にかかっていたため、我自身、我の属下の兵は行かなかった。ロブサンの是非を議論したいとトゥシェート＝ハン、弟のジェブツンダンバ＝ホトクトが行く時、我は一緒に〔ロブサンに〕使者を送った。ジェブツンダンバ＝ホトクトがロブサンに「投降せよ、是非を議論したい」と言っても従わなかった。このためトゥシェート＝ハンらは交戦した。

（「内大臣兼理藩院尚書カラントウらの上奏する書」『理藩院題本』巻1, No.169, 康熙4年10月初3日, 290頁（満文）。）

さらにダンジン＝ラマの返答は【史料Ⅲ-2】のとおりである。

【史料Ⅲ-2】このハンを殺す、国を壊す時、我は家に居らずダライ＝ラマの方に行っていた。これは、このことをまた聞いていただろうか。我は「ハンを捕えた、国を破壊し

⁽¹³⁰⁾ Buyandelger [2000:51-52] は『蒙古堂檔』所収のトゥシェート＝ハーンの手簡等（「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6, 康熙26年檔冊, No.6, 18-28頁（モンゴル文）, No.58, 182-199頁（満文））から、ザサグト＝ハーン・グムブ殺害事件の背景について論じている。その詳細は以下のとおりである。1650年代末以降、ザサグト＝ハーン・ノルブとホトゴイト部長オムボ＝エルデニ（第2代アルタン＝ハーン）がエルジゲン（フンドレン＝トイン）が率いるハルハ右翼の大オトグ。彼は、第二章第四節で論じた、順治末年に清朝の要求に応じて誓約したハルハ右翼の4人の首長のうちの1人である）に攻撃をかけ、多くのエルジゲンの属衆がハルハ左翼に逃亡した。このような事態に対して、ダライ＝ラマはハルハ左翼のトゥシェート＝ハーンらに2度使者を派遣して、エルジゲンの属衆を返還するよう要請し、トゥシェート＝ハーンはやむなくその要請に応じた。ちょうどその頃、ザサグト＝ハーン・ノルブが死去したため、新たにグムブがザサグト＝ハーン位を継承し、またオムボ＝エルデニも死去し、子のロブサン＝タイジがホトゴイト部長となった。以上の事実から、Buyandelger [2000:51-52] はハルハ左翼が返還したエルジゲンの属衆を収容し分配する過程で、ザサグト＝ハーン・グムブとロブサン＝タイジの矛盾が激化し、ロブサン＝タイジがザサグト＝ハーンを殺害するに至ったと論じている。

⁽¹³¹⁾ ダンジン＝ラマはトゥシェート＝ハーンを輩出した家系と同じく、ゲレセンジェの第3子ノーノホの末裔である。第二章で論じたとおり、順治3（1646）年のテンギス逃亡事件以降の清朝とハルハ左翼の交渉過程において度々、名が見られ、順治12年に清朝の要求に従って誓約し、進貢を許可されたハルハ左翼4人の有力者のうちの1人である。

た」と路で聞いて、huhu noor（青海）より急いで戻って来れば、我が到来するより先に騒乱を起こし攻め取り反目し終わっている。また我は「帰って」来たのち上奏するのが遅れたことは、ロブサンが国からただ一人離れて行っていて、我々はもしかすると我々に会いに来るのではと注意していたまま上奏しないでいて、そのようにしていたところ、主の旨が到来した「という事情である」。（「内大臣兼理藩院尚書カラントゥラの上奏する書」『理藩院題本』巻1, No.169, 康熙4年10月初3日, 294頁（満文）。）

以上より、ロブサン＝タイジ討伐を行なったのはトゥシェート＝ハーンとジェブツンダンバ＝ホトクトであって、セツェン＝ハーンやダンジン＝ラマは参加していないことが窺える。これらセツェン＝ハーンとダンジン＝ラマの報告は、清朝からザサグト＝ハーン殺害事件について上奏しなかったことを咎められた際の釈明であるという性質上、清朝の批判をかわすために発せられたものであって、実態に即していない可能性も考慮しなければならない。だが、『ダライ＝ラマ五世伝』の水虎年（康熙元年、1662年）9月の条にもダンジン＝ラマが青海に至り、そこでハルハ右翼の政治が崩壊したと言う情報を聞き付け、ただちに自分の地へと帰ったとある〔Buyandelger 2000:55〕。セツェン＝ハーンについては病気で参加できなかったかどうか確固たる証拠はないものの、そもそも『王公表伝』等の後世の史料においてもロブサン＝タイジ討伐の記事に彼の名は見られないため、おそらく、ロブサン＝タイジ討伐に参加していないという発言は、信憑性が高いと考えられる。

トゥシェート＝ハーンはロブサン＝タイジを追撃した際に、ロブサン＝タイジが奪ったザサグト＝ハーンの直轄地であり、右翼最大のオトグでもあるオルゴノドのノヤンや属衆を始め、多くの右翼の属衆を保護下に置いた。つづけて、トゥシェート＝ハーンは会盟を開いてロブサン＝タイジに殺害され、空位となっていたザサグト＝ハーン位に第3代ザサグト＝ハーンの長子ワンチュクを推戴した〔Buyandelger 2000:51-57〕。ワンチュクの推戴は会盟での決定であったとはいえ、ほぼ自身の属下のみでロブサン＝タイジを撃ち払ったトゥシェート＝ハーンの影響力は、突出していたといえるだろう。それゆえにこそ、トゥシェート＝ハーンはワンチュクをハーンに推戴し、ハルハ左翼のみではなく右翼にまでも権勢を振るうに至ったのである。

以上を踏まえ、第二節ではザサグト＝ハーン殺害事件直後における清朝とハルハ左翼の交渉過程をみていく。

第二節 ザサグト＝ハーン殺害事件直後におけるハルハ左翼の行動と清朝の対応

1. トゥシェート＝ハーンの行動と清朝の対応

ここではまず、ザサグト＝ハーン殺害事件直後のトゥシェート＝ハーンの行動と、それに対する清朝の対応を分析する。康熙元年11月、トゥシェート＝ハーンは使者を派遣し、清

朝に九白の貢を送ったが、理藩院の官員は彼らの入朝に難色を示した⁽¹³²⁾。その詳細は以下のとおりである。

【史料Ⅲ-3】理藩院左侍郎加一級臣チョクトらが謹み上奏するには、ハルハのトゥシェート＝ハンの使者が来た件。張家口の門から送って来た書に、①歳の貢（九白の貢）を送って来たハルハのトゥシェート＝ハンの8匹の白い馬，1匹の白い駱駝〔が届いている〕。来た使者トバは「この仲間は294人，商馬は1,500頭」と言っている。臣我々が調べるに，「この年の11月初日に旨を下したこと。『②ハルハのビシレルト＝ハン（ザサグト＝ハン・ノルブを指す）に廻向（buyan）しに行った一等侍衛トジ，郎中ウラダイらを，ハルハのトゥシェート＝ハンは彼の家に入れなかった。外に居させて茶を飲ませた事は甚だよろしくない。これらを心に留め，ハルハのトゥシェート＝ハンの使者が来たら，議論すべきである』と言った旨に謹み従い，臣我々は廻向しに行った一等侍衛トジらをトゥシェート＝ハンは家に入れさせず，外に居させ茶を飲ませたため，トゥシェート＝ハンの使者が来たら，張家口の門の外に留めて，旨を求めるため上奏したい」と，康熙元年11月19日に上奏した。この月の21日に旨で「議論したとおりにせよ」と言った。旨に謹み従い，臣我々の議論したこと。③今，歳の貢を送って来るため，ハルハのトゥシェート＝ハンの使者トバが来ている。ビシレルト＝ハンに廻向しに行った一等侍衛トジ，郎中ウラダイらを，トゥシェート＝ハンは外に居させ，茶を飲ませるとき，この来た使者トバは茶を送って来ていたと言う。このため，④臣我々の部より宣を派遣し，トゥシェート＝ハンがトジらを彼の家に入れさせず，外に居させ茶を飲ませたことを問い連れて来てほしい。〔トゥシェート＝ハンの使者のもとに派遣した清朝の官が〕到来したのち上奏したい。この供述をとり上奏する間に商売させるなど，行った官，城門の章京らに任せてほしいと思う。このため謹み上奏した。旨を求める。

硃批：議論したとおりにせよ。

（「理藩院左侍郎チョクトらの上奏する書」『理藩院題本』巻1，No.150，康熙元年11月25日，244-245頁（満文）。）

【史料Ⅲ-3】によると清朝の使者である一等侍衛トジらが「ビシレルト＝ハンに廻向しに行った」際に，トゥシェート＝ハーンが彼らを「家に入れさせず，外に居させ茶を飲ませた」ことを清朝側が問題視し，康熙元年11月にトゥシェート＝ハーンの使者が九白の貢を納めに来た際に，トゥシェート＝ハーンに事情を問いたすことになっていたことが窺える。「ビシレルト＝ハン」とは第3代ザサグト＝ハーン・ノルブの称号であり，『王公表伝』によるとノルブは順治16年に死去している⁽¹³³⁾。清朝の使者であるトジらはノルブの冥福を祈

⁽¹³²⁾これ以降，特記しない限りトゥシェート＝ハーンはチャホンドルジ，セツェン＝ハーンはババ，ザサグト＝ハーンはグムブを指す。

⁽¹³³⁾『王公表伝』巻61，列伝45，喀爾喀扎薩克図汗部総伝（漢文）。

るため、ザサグト＝ハーンのもとへ派遣されたのである。トゥシェート＝ハーンがトジらを「外に居させて茶を飲ませた」具体的な経緯に関しては、康熙2（1663）年に清朝がトゥシェート＝ハーンの稟明を踏まえて、トゥシェート＝ハーンに送った書簡である【史料Ⅲ-4】に詳しい。その内容は以下のとおりである。

【史料Ⅲ-4】皇帝の勅命。ハルハのトゥシェート＝ハーンに下した。汝の上奏した書に「①一等侍衛トジ、郎中ウラダイらが行くことを聞いて、『右翼の政治が壊れた。このため[こちらに]来て、確認してから行くべきである』とザムス＝ザイサンを派遣した」と言った。トジらに問えば「②[トゥシェート＝ハーンの使者(ザムス＝ザイサン)は]我々を迎えたのではなく、ザサグト＝ハーンのバートル＝ラマらを取るため迎えた。ザムス＝ザイサンらは、我々に『我々のハーン、ホトクトが汝らの来ることを知れば他の者を派遣するだろう』と言った」と言っている。[トジはまた]「[トゥシェート＝ハーンが]のちに出兵し Čilayutu 河に2か月駐屯する間に[他のトゥシェート＝ハーンの使者は]来なかった」と言った。詳しく[トジらに]問えば、③汝(トゥシェート＝ハーン)の駐屯した Čilayutu 河と、トジらが行って駐屯した、セツェン＝ジノンの駐屯した Ong nu-yin oroy nayur との間はほど近く遠くない。それから、本当に上の使者とて尊敬する心があるならば、トジらが赴くのを待ってから、人を派遣して迎えに来させることもできないのか。④[トゥシェート＝ハーン汝は]「ロブサンの使者を捕えて出発する時、トジらが来た、我らもまた出発した」と言ったことについては、いくら急ぐ事であっても上の安寧を問い、ただちに入れて[トジらを]面会させ、行軍の口糧を与えないのか。[トゥシェート＝ハーンの使者は]撤兵したのちに来て[右翼の政治が壊れた]原因(事情)を理解し[トゥシェート＝ハーンのもとに]行くようにと言ったのだ。[トゥシェート＝ハーン汝が]自らが[トジのもとに]来ることなく、「[トジがザムス＝ザイサンを]責めた」と言ったことについては、先にトジらが汝の近くに行った時に入れて面会させないなら、なおまた[我々清朝の方から]なぜ行くのか。汝は本当に上の使者と考えるなら、まさに直ちに人を派遣し、来させて面会しないのか。汝のトバの言に、「Eder という名の河で十日影を目撃した(Eder 河から十日の距離に清朝の人の姿を確認した)」と言った。直ちに人を派遣し来させて面会しないのか。また、Sayiqan-i qoduli という名の地で汝が出迎えさせたことが事実かどうかにかかわりなく(たとえ事実であっても)、⑤今年(康熙2年)の貢(九白の貢)を送って来るというのに、前年の貢をどうして送って来なかった。トゥシェート＝ハーン、常に汝に16匹の馬・2匹の駱駝はないのか。このような過失を理解せず心身を改め過失を受け入れ上奏せず、さらに、「[トジが]行った使者(ザムス＝ザイサン)を責めた」と改めて上奏したため、送って来た貢の馬を取らず戻させた。⑥我らの使者を外に留め、茶を飲ませたため、本来なら汝の使者(今回、朝貢しに来たトゥシェート＝ハーンの使者)に口糧を与えずただちに送り返すべきである。[しかし]汝らの過失をまねず口糧を与え送還した。これより

依然としてこのようならば、使者を派遣し貢を送って来る必要はない。このようなため特に下した。（「康熙帝がトゥシェート＝ハーンが使者に非礼な態度をとり、さらに九白の貢の献上を欠いたことをもってトゥシェート＝ハーンを叱責した勅書」『内秘書院檔』第6輯，康熙2年檔冊，No.26，221-224頁（モンゴル文）。）

ここから，【史料Ⅲ-3】で指摘した第3代ザサグト＝ハーンの追善供養のために派遣されたトジらが，ザサグト＝ハーンのもとへ向かっている途中か，あるいはその任務を終え帰途についている最中かは不明であるが，偶然にもトゥシェート＝ハーンの使者であるザムス＝ザイサンに遭遇したことが読みとれる。さらに，トジらの報告によれば，ザムス＝ザイサンは自身がザサグト＝ハーンのバートル＝ラマへ派遣された使者であるため，トジらには他の使者を派遣するという見通しを述べたが，結局，代わりの使者がトジらを迎えに来ることはなかったとある。また，トゥシェート＝ハーンが駐屯した地はトジらが駐屯していた地と距離が遠く離れていないにもかかわらず，トゥシェート＝ハーン側が謁見しに来なかったという（【史料Ⅲ-4】下線部③）。その上，トジらがトゥシェート＝ハーンのもとに向かったというのに，トゥシェート＝ハーンはトジらの到着を待たずに出発したと記されており（【史料Ⅲ-4】下線部④），清朝の使者との接触を避けていたことが窺える。よって，トゥシェート＝ハーンが清朝の使者を外に留め，お茶を飲ませたとあるのは（【史料Ⅲ-3】下線部②；【史料Ⅲ-4】下線部⑥），いくら待ってもトゥシェート＝ハーンの使者が現れなかったこと，あるいはトゥシェート＝ハーンが清朝の使者に面会しようとしなかったことを意味しているとみられる。清朝は以上のような事態を詳細に説明し，叱責していることから，トゥシェート＝ハーン側の行動に強い不快感・不信感を抱いていたと考えられる⁽¹³⁴⁾。

それでは，なぜトゥシェート＝ハーン側はあえて清朝の使者との接触を避けたのだろうか。以上のトゥシェート＝ハーンの行動が清朝から問題視されたのは，遅くとも康熙元年11月であるため，トジとザムス＝ザイサンが偶然にも遭遇した時期は，ザサグト＝ハーンが殺害された直後であったと考えられる。ザサグト＝ハーンが殺害された詳細な時期は不明だが，前述の『ダライ＝ラマ五世伝』の水虎年9月の条より，康熙元年9月には既に殺害されていたことがわかる。さらに，【史料Ⅲ-4】下線部④にトゥシェート＝ハーンが「ロブサンの使者を捕えて出発する時」とあることから，トジとザムス＝ザイサンが遭遇した当時はザサグト＝ハーンが殺害された直後であり，まさにトゥシェート＝ハーンがロブサン＝タイジ討伐へ乗り出していた状況にあったことが窺える。ザサグト＝ハーンが殺害されたことにより，多くのザサグト＝ハーンの属衆がハルハ左翼へ逃亡した。【史料Ⅲ-4】下線部②に，ザムス＝ザイサンはザサグト＝ハーンの子バートル＝ラマを迎えるため派遣されたとあ

⁽¹³⁴⁾なお，清朝がセツェン＝ハーン，ダンジン＝ラマに送った書簡では，トゥシェート＝ハーンが「使者と面会しなかった」ため，彼の使者を送り返したとある（「内大臣兼理藩院尚書カラントウらの上奏する書」『理藩院題本』巻1，No.169，康熙4年10月初3日，289頁，293頁（満文），さらに【史料Ⅲ-5】を参照）。

るのは、おそらくバートル＝ラマもこの混乱による窮地を脱するためトゥシェート＝ハーンのもとへ向かっていたと考えられる。

以上より、トゥシェート＝ハーンがトジらに使者を派遣せず、彼らとの接触を避け行ってしまったことは、ザサグト＝ハーンがロブサン＝タイジに殺害されたことや、自身がロブサン＝タイジ討伐に乗り出すことについて、清朝に報告せざるを得ない事態を避ける意図があったと考えられる。第一節で論じたとおり、トゥシェート＝ハーンは積極的にハルハ統一を進め勢力を蓄えていた。そのようなトゥシェート＝ハーンにとって、ザサグト＝ハーン殺害事件を独力で調停することは、自身の影響力を右翼にまで押し広げる好機であり、そのため清朝の介入を是が非でも回避、あるいは先延ばししたかったといえる。

『聖祖実録』においてザサグト＝ハーン殺害事件について最も早くに言及があるのは、康熙 20 年 8 月の条であるが〔宮脇淳子 1983:189〕、以上の康熙 2 年 12 月の清朝の書簡には「右翼の政治が壊れた」とある（【史料Ⅲ-4】下線部①）。「右翼の政治が壊れた」とは、後掲【史料Ⅲ-7】でザサグト＝ハーン殺害事件について「ハーンを殺害する、政治が壊れるといった大事」と記されていることや、康熙 21（1682）年にザサグト＝ハーン・チェンブンが清朝に上奏した書に「寅年（康熙元年，1662 年），ロブサンが政治を破壊して以来」とあること⁽¹³⁵⁾、さらに【史料Ⅲ-4】が送付された時期から、ザサグト＝ハーン殺害事件によって右翼が混乱状態に陥っていることを指していると考えられる。清朝はかなり早い段階でザサグト＝ハーン殺害事件を把握していたのである。ただし、トゥシェート＝ハーンは直ちにこの事件を清朝に報告したわけではなかった。彼は清朝から使者と面会しようとしなかったことに関して問いただされた際に（【史料Ⅲ-3】下線部④）、この殺害事件について言及し、さらに、事件に対する清朝の介入を免れるため、清朝の使者との接触を避けていたにもかかわらず、平然と清朝の使者に対して自身の使者を派遣したと主張したのである。

清朝は以上のトゥシェート＝ハーンの態度を咎め、今年（康熙 2 年）の分と合わせて前年分の九白の貢も納めようとしなかったと叱責し、今回、トゥシェート＝ハーンが送って来た九白の貢の受け取りを拒絶した⁽¹³⁶⁾。ここで注目すべきは、トゥシェート＝ハーンは康熙元年に使者を派遣し九白の貢を送って来ているものの（【史料Ⅲ-3】下線部①③）、【史料Ⅲ-4】下線部⑤で、前年の分の九白の貢を送ってこなかったと咎められていることである。康熙元年に清朝がトゥシェート＝ハーンの九白の貢を受け取らなかったことを、史料上で確認することはできない。しかし、【史料Ⅲ-4】で康熙 2 年に九白の貢の受け取りを拒否した理由の一つであるトゥシェート＝ハーンの行動が、【史料Ⅲ-3】でも問題となっていることから、

⁽¹³⁵⁾ 第四章の【史料Ⅳ-7】を参照。「ハルハのザサグト＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻 3，康熙 22 年檔冊，No.95，371-372 頁（モンゴル文），No.134，451-454 頁（満文）。

⁽¹³⁶⁾ 『聖祖実録』には、トゥシェート＝ハーンが康熙 2 年に朝貢使節を派遣し、宴を賜ったとあるのみで（『聖祖実録』巻 10，康熙 2 年 11 月 10 日（甲戌）条（漢文）），【史料Ⅲ-4】にあるような使者を派遣するも、清朝から九白の貢の受け取りを拒絶されたことに関しては記載されていない。なお、【史料Ⅲ-3】からは、清朝が受け取ったかどうかは別として、康熙元年にトゥシェート＝ハーンの使者が九白の貢を納めに来たことが窺えるが、『聖祖実録』の康熙元年の部分には、トゥシェート＝ハーンが九白の貢を送ったことを示す記載は一切見られない。

清朝は康熙元年も受け取りを拒否したと思われる。つまり、清朝は康熙元年にトゥシェート＝ハーンが九白の貢を送って来た際、彼の「過失」を理由に受け取りを拒絶した上で、翌年、トゥシェート＝ハーンが当該年の分のみの九白の貢を送ってくると、引き続き彼の「過失」を咎めるとともに、前年の分と合わせて九白の貢を納めようとしなかったことを非難し、再び九白の貢の受け取りを拒絶したのである。

清朝は、前述のとおり順治 12 年にハルハ左翼が子弟を派遣し、さらに誓約を立てたことによってハルハ左翼の進貢を許可した。ところが、トゥシェート＝ハーンはハルハ右翼にまで支配権を拡大し勢力を得ている上に、清朝の使者を蔑ろにした非を認めず使者を派遣するに至った。それにより、清朝はトゥシェート＝ハーンに不信感や懸念を募らせ、順治 12 年の決定が無条件に保たれるわけではないことを知らしめるため、一度、受け取りを拒絶した康熙元年分の九白の貢の件をあえて持ち出し、改めて納めるべきものとして叱責したと考えられる。

2. 清朝によるセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマへの追及とその反応

次に、清朝がザサグト＝ハーン殺害事件以降、ハルハ左翼の有力首長であるセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマにどのように働きかけていったのかを分析する。康熙 3（1664）年 7 月、清朝はハルハ左翼のセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマにまで書簡を送付し、上述したトゥシェート＝ハーンの言動を以下のとおり説明している⁽¹³⁷⁾。

【史料Ⅲ-5】汝らのハルハは〔我々清朝と〕誓約し政治が一つとなり、貢を送るため、逃亡者が来ても収容せず返還している。今、トゥシェート＝ハーンは誓約したことを放棄し、1 年の貢を送って来ないで、我々の廻向しに派遣した使者と面会しなかったので、彼の来た使者を送り返したのだ。今、トゥシェート＝ハーンのダイチン＝タイジの属下のダムリン＝タイジが自身の地で騒乱が起こり生活できないとまた求めて来た。以前に誓約したことによって、直ちに受け入れても以前の誓約したことを放棄したと言わないようにと勅を下した。（「康熙帝がハルハのザサグト＝ハン部の内乱により生じた逃亡者のことをダンジン＝ラマに下した勅書」『内秘書院檔』第 6 輯，康熙 3 年檔冊，No.10，257-258 頁（モンゴル文）。）

清朝は、トゥシェート＝ハーンが九白の貢を送ってこなかったこと、清朝の使者との接触を避けたことを理由に、トゥシェート＝ハーン属下のダムリン＝タイジを受け入れる姿勢を示した。清朝はここで、従来までとは異なり、逃亡者を受け入れる措置をとる正当性を主張

⁽¹³⁷⁾清朝はセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマにそれぞれ同内容の書簡を送っているが、以下で史料を引用する際には、ダンジン＝ラマへの書簡から訳出した。なお、セツェン＝ハーンへの書簡は「康熙帝がハルハのザサグト＝ハン部の内乱により生じた逃亡者のことをセツェン＝ハンに下した勅書」『内秘書院檔』第 6 輯，康熙 3 年檔冊，No.11，261-265 頁（モンゴル文）を参照のこと。

している。だが、清朝がセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマに対して彼らに直接関係のないトゥシェート＝ハーンの行動を非難し、その処置を説明していることや、ダンジン＝ラマ側が康熙3年の上諭に対して、ダムリン＝タイジの件のみに返答した際に、清朝の使者がトゥシェート＝ハーンの行動に関する返答も求めたことから⁽¹³⁸⁾、トゥシェート＝ハーンと同じような「過失」を犯さないよう、彼らを牽制するねらいもあつたと考えられる。これに対するダンジン＝ラマの返答は、ダムリン＝タイジがトゥシェート＝ハーン属下ではなく自身の属下であることを強く主張するばかりだが⁽¹³⁹⁾、セツェン＝ハーンは以下のとおり返答した。

【史料Ⅲ-6】ザサグト＝ハン（グムブ）の代わりに、ハンを任命するために会盟したときに、トゥシェート＝ハンが我に対して言ったこと。「彼が1年の貢を送らなかったこと、ビシレルト＝ハンに廻向しに送って来た使者と面会しなかった非を認め上奏するため使者を送る」と言った。我はトゥシェート＝ハンに対して「汝の非を受け入れ上奏したいと言うことは正しい」と言った。このことをトゥシェート＝ハンは我とともに協議したことはない。我に使者を送ると言ったことを聞いた。またトゥシェート＝ハンのダイチン＝タイジの属下のダムリン＝タイジは、我々のこの地で騒乱が起こり、暮らすことができないと主を求め行つたことを、この勅書で知った。この前に耳にしたことはない。トゥシェート＝ハンはその非を認め上奏するため〔使者を〕派遣している。ダムリン＝タイジの件は上主のご随意に。（「内大臣兼理藩院尚書カラントウらの上奏する書」『理藩院題本』巻1, No.169, 康熙4年10月初3日, 289-290頁（満文）。）

セツェン＝ハーンは、トゥシェート＝ハーンが自身の非を受け入れ上奏するつもりであることを清朝に報告し、さらに、清朝に謝罪の使者を派遣するというトゥシェート＝ハーンの言動に賛同して見せることで、自身がトゥシェート＝ハーンの非を認めていることを清朝に示した⁽¹⁴⁰⁾。また、ダムリン＝タイジの件の対応についてはダムリン＝タイジが自身の属下でないからか清朝の決定に一任している。

さて、清朝はセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマへ書簡を送付し、前掲【史料Ⅲ-5】のとおりトゥシェート＝ハーンの行動を非難した上で、ハルハからの逃亡者を受け入れる姿勢を示したが、【史料Ⅲ-5】に続く書簡の中盤には以下のとおりある。

【史料Ⅲ-7】それから堅い誓約を結び政治が一つとなったため、ハーンを殺害する、政

⁽¹³⁸⁾ 「内大臣兼理藩院尚書カラントウらの上奏する書」『理藩院題本』巻1, No.169, 康熙4年10月初3日, 293頁（満文）。

⁽¹³⁹⁾ 「内大臣兼理藩院尚書カラントウらの上奏する書」『理藩院題本』巻1, No.169, 康熙4年10月初3日, 293頁（満文）。

⁽¹⁴⁰⁾ 「内大臣兼理藩院尚書カラントウらの上奏する書」『理藩院題本』巻1, No.169, 康熙4年10月初3日, 289-290頁（満文）。

治を壊すといった大事を常に状況を報告するため上奏すべきである。このように大いに騒乱を起こしたことを、汝らは依然として報告するため上奏していない。（「康熙帝がハルハのザサグト＝ハーン部の内乱により生じた逃亡者のことをダンジン＝ラマに下した勅書」『内秘書院檔』第6輯，康熙3年檔冊，No.10，259頁（モンゴル文）。）

【史料III-7】によると，清朝はハルハが自身との間に誓約を交わしたため，ハルハで政治的事件が発生した場合，ハルハの首長らが使者を派遣し上奏することを当然視する姿勢を示し，ロブサン＝タイジ討伐に参加していないセツェン＝ハーン，ダンジン＝ラマにまでザサグト＝ハーン殺害事件を報告しなかったと咎めている。誓約については本章第三節で詳述するが，ハルハ左翼は第二章で論じたとおり，順治12年に清朝の要求に応じて誓約を結んだ。ただし，この誓約で清朝とハルハ左翼の間に詳細な規定が定められたわけではない。清朝はザサグト＝ハーン殺害事件を契機に，誓約を持ち出し，その誓約に独自の解釈を加えることによって，清朝の見解に従うことは当然であることを，セツェン＝ハーン，ダンジン＝ラマに明確に認識させようとしていたといえる⁽¹⁴¹⁾。これに対して，セツェン＝ハーンはトゥシェート＝ハーンがロブサン＝タイジによるザサグト＝ハーン殺害の件や，ロブサン＝タイジを追撃したことについて上奏しなかったことを知らず，また自身はロブサン＝タイジ討伐に参加しなかったため，上奏することを思いつかなかったと弁明した⁽¹⁴²⁾。一方，ダンジン＝ラマは，ロブサン＝タイジに殺害され空位となっていたザサグト＝ハーン位に新たなハーンを推戴したことを清朝の使者に報告した。その詳細は以下のとおりである。

【史料III-8】ダンジン＝ラマ汝の言に「我が到来するより先に，騒乱が起こり攻め取り反目し終わっている」と言いながら，壊れた右翼ハン位にハンを据えたと我々（清朝の使者）に告げるばかりではなく，汝に下した旨に「壊れた右翼ザサグト＝ハーンの属下の誰が来ても直ちに収容する。汝らにもまた告げることはない。汝らもまた保護してはならない」と旨で裁断したことは明らかである。〔また〕一度壊れた右翼ハン位にハンを据えたことを大臣らに聞き入れてほしいと我々に告げても，これは，我々が承認し聞き入れることではない……。〔内大臣兼理藩院尚書カラントゥラの上奏する書』『理藩院題本』巻1，No.169，康熙4年10月初3日，294頁（満文）。）

【史料III-8】には，ダンジン＝ラマが康熙3年9月に清朝の使者から上諭を受けとり，10月にその返答をした際の清朝の使者の反応が記されている。ダンジン＝ラマは，清朝の使者に新たなザサグト＝ハーンを据えたことを報告するとともに，彼らにハン位の承認を求め

⁽¹⁴¹⁾ トゥシェート＝ハーンがのちザサグト＝ハーン・シャラと武力衝突を起こす際に，清朝に事前に通告して開戦の了解を求めたことも〔岡田英弘 2013:90〕，以上のような経緯があったためであろう。

⁽¹⁴²⁾ 「内大臣兼理藩院尚書カラントゥラの上奏する書」『理藩院題本』巻1，No.169，康熙4年10月初3日，290頁（満文）。

た⁽¹⁴³⁾。それに対して清朝の使者は、上諭でザサグト＝ハーンの属衆を清朝が受け入れると下した件に関して従うよう要求する一方で、ハーン位承認の要請に関して、「我々が承認し、聞き入れることではない」と返答した。もちろん、ハーン位の承認は一介の使者が勝手に承認できるような事案ではなく、清朝皇帝の上諭が必要であつただろうが、清朝の使者はこの申し入れに関して、ダンジン＝ラマに上諭を待つよう促すこともなく、拒絶の意を示すのみであつたことは注目に値する。清朝は、ハルハ左翼がザサグト＝ハーン位承襲に介入して右翼にまで影響力を拡大することに懸念を抱き、そのため、新たなザサグト＝ハーンの承認要請を清朝の使者が承認すべき事案ではない、と名目をつけて退けたと思われる⁽¹⁴⁴⁾。

第三節 ハルハからの逃亡者に関する問題

第三節では、ザサグト＝ハーン殺害事件によって発生したハルハの逃亡者問題、さらにハルハ左翼の属衆の遊牧問題を巡る清朝とハルハ左翼の交渉過程についてみていく。ザサグト＝ハーン殺害事件は、ハルハの属衆の一部が清朝支配下の漠南モンゴルへ逃亡するといった事態をも引き起こした〔烏雲畢力格 2016〕。このハルハからの逃亡者は清朝の漠南モンゴル諸部の統治にも影響を及ぼしたようで、康熙 3 年 3 月の外藩王公⁽¹⁴⁵⁾への上諭には以下のとおりある。

【史料Ⅲ-9】皇帝の勅。外藩の王ら、ノヤンら、旗のタイジら、公らに下した。盜賊の件。以前、何度も再三にわたって厳しく禁止しても、常に盜賊が絶えないため、暮らす民が平安を得られなかった。これは常に管掌者、民が怠慢したことが原因である。各々自身のザサグの王ら、ノヤンら……がさらにいっそう厳しく禁止し、盜賊を区別して捕えて当該の衙門に送って懲罰していれば、どうして盜賊がとても多いのか。ザサグの王らノヤンらがもし各々の旗が不正を働き盜賊を隠し監督せず、のち〔それが〕発覚すれば処罰する。また壮丁の数を数え統計をとるときに、量るにたる壮丁を隠すな、ソムの数にいて甲冑をつけると通達してあつた。今、統計をとるときに壮丁を隠したという証人が常に尽きない。これはみな、その管掌者が監督していないことが原因である。管掌者であるザサグの王、ソムの章京……らは厳しく審査し区別して档案に書けば、誰が壮丁を隠すか。また王以下民以上が互いに人を争奪し、訴えを起こす人が会盟をするごとに絶えないと言う。みれば、ある人達は帰順して来るときに離散したという者もいる。ある人達は帰順して来たのち、ある年に逃亡して行ったという者もいる。ある人達は帰

⁽¹⁴³⁾ 【史料Ⅲ-8】にあるダンジン＝ラマの報告は康熙 3 年 10 月のものであるため、この新たなザサグト＝ハーンとはワンチュクを指しているとみられる。

⁽¹⁴⁴⁾ 清朝の使者とセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマとのやりとりは「内大臣兼理藩院尚書カラントウらの上奏する書」『理藩院題本』巻 1, №169, 康熙 4 年 10 月初 3 日, 286-300 頁（満文）に詳しい。なお、【史料Ⅲ-1】【史料Ⅲ-2】【史料Ⅲ-6】【史料Ⅲ-8】はこの中の一部である。

⁽¹⁴⁵⁾ 当該時期においては、ザサグ旗に編成された漠南のモンゴル王公を指す。

順して来るより先に、[すなわち]騒乱するときに親族のところに行く、[あるいは、騒乱によって]帰順して来るときに離散したという者もいる。（「康熙帝が盜賊と兵丁の統計の件を嚴重に罰することについて、外藩モンゴルの王、ノヤン、タイジ、公らに下した勅書」『内秘書院檔』第6輯，康熙3年檔冊，No.6，242-244頁（モンゴル文）。）

【史料III-9】からは、漠南モンゴル諸部において窃盜，比丁の際における壮丁の隠蔽，人の奪い合いが多発していたことが読みとれる。以上の事態は管掌者らによる任務の怠慢が原因であり，会盟を開催する度に訴えを起こす人が絶えないと述べられてはいるが，壮丁の隠蔽と人の争奪の件については，康熙元年3月の外藩王公への上諭の時点では触れられておらず⁽¹⁴⁶⁾，康熙3年に新たに問題となっている。よって，この2件が問題視されるようになった背景には，康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件によって生じたハルハからの逃亡者の存在もあったと推察される。

また，第二節の2で論じた，康熙3年7月に清朝がセツェン＝ハーン，ダンジン＝ラマらに送った書簡においても，逃亡者問題に論及している。

【史料III-10】またザサグト＝ハーン，ロブサン＝ノヤンは内部で騒乱を起こしたため，汝らのハルハが互いの間で[人や家畜を]取り合った事案が多い。生活できないと求めて来る事案[も]とても多い。政治が安らかになることを願い堅く誓約したことは，常に互いにとても良好な[関係である]時に，逃亡者が来ても收容しないと云ったのである。ハーンが殺されて，国（ウルス）が騒乱を起こし生活できない急迫した者を，求めて来る者を收容しないと誓約していない。我は天下を統一したため，生活ができなくなり，頼りとする者がいない者たちを，どうして見過ごし，生活させないでいることができるか。……⁽¹⁴⁷⁾。今ザサグト＝ハーンの属下の誰が来ても直ちに收容する。汝らには[そのことを]言うことはない。汝らに勧告しない。（「康熙帝がハルハのザサグト＝ハーン部の内乱により生じた逃亡者のことをダンジン＝ラマに下した勅書」『内秘書院檔』第6輯，康熙3年檔冊，No.10，258-259頁（モンゴル文）。）

【史料III-10】は【史料III-5】に続く記事であり，ここからザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハから清朝へ逃亡して来る者が続出していた様子が窺える。また，【表2】をみると，ザサグト＝ハーン属下が多数を占めるものの，ハルハ左翼から清朝へ逃亡する者も存在していたことが窺える。ここで注目すべきはハルハからの逃亡者の処置について，順治12年に清朝とハルハ左翼の間で締結された誓約を引き合いに出して論じていることである（【史

⁽¹⁴⁶⁾康熙元年の外藩モンゴルへの上諭では【史料III-9】の前半部分でも述べられているが，盜賊の被害が頻発しているため，ザサグらに取り締まりを厳しくするよう命じているのみである（「康熙帝が盜賊を防ぎ，兵丁を統計するときに外藩モンゴルの会盟の王らノヤン，タイジ，公らに下した勅書」『内秘書院檔』第6輯，康熙元年檔冊，No.1，81-82頁（モンゴル文）。）

⁽¹⁴⁷⁾【史料III-10】の省略の部分には【史料III-7】が位置している。

料III-10】下線部)。この誓約については第二章でも触れたが、以下にその内容を示す。

【史料III-11】今、我の（清朝から）発した大臣らの前で、汝らは政治のため、信用できる言でもって誓約せよ。このように誓約すれば、歳ごとに制定した規定に照らして貢を送って来い。貿易を行え。我は、すなわち慈悲深く賞賜を絶やさない。この誓約した日よりのち、汝らの逃亡者が来ても、收容せず返還する。もし政治のため、信用できる言でもって誓約しなければ、貢を送って来る必要は全くない。逃亡者が来ればすなわち收容し、豊かにして養う。特に下した。（「順治帝がハルハのノヤンらがもし誓約するならば、バーリンの人・家畜の返還を宥免し、貢を納め交易したり賞賜したりすることを許すとした勅書」『内秘書院檔』第4輯、順治12年檔冊，No.3，178-179頁（モンゴル文）。）

清朝は誓約締結以降、ハルハから逃亡者が来ても「收容せず返還する」と言及しており、例外も特段、設けていなかった。しかしながら、ザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハの属衆が清朝へ逃亡してくると、誓約の規定はあくまで平穏な時に限るものであって、動乱が発生した際に、清朝の庇護を求めて来る者を受け入れないとは言及していないとし、ハルハからの逃亡者を受け入れる構えを示した（【史料III-10】下線部）。これに対してセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマらはザサグト＝ハーン属下の逃亡者に関しては清朝が受け入れることを承諾したが、自身の属下に関しては最終的に承諾するものの容易には認めなかった。特にダンジン＝ラマは前述のダムリン＝タイジの件について、誓約で逃亡者が来れば送り返すと言及していたのであり、改めてこの件について上奏したいと清朝の使者に要求した。それを受けて、誓約で言及した逃亡者とは1人、2人で逃げて来る者たちのことであり、騒乱によって暮らすことが困難となり、主もろとも属衆を連れて来た者については話が別であると清朝の使者が返答すると、誓約した際にそのような者を收容し、養うとは言及していないなどと反論した⁽¹⁴⁸⁾。清朝は誓約締結時、逃亡者問題についてなんら例外規定も設けていなかったが、【史料III-11】には「政治のため」ハルハは誓約せよとあり、それを根拠に逃亡者に関する誓約の規定が平時に限るものであると主張したと考えられる。清朝はザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハからの逃亡者が発生したことにより、順治12年の誓約の内容をより強化したといえよう。

清朝は【史料III-10】に続けてハルハの属衆の遊牧問題にも言及している。その内容は【史料III-12】のとおりある。

【史料III-12】また汝らのハルハは古より *Galba-yin γobi*（噶爾拜瀚海）を通過して、遊牧しない。康熙元年、汝ら（セツェン＝ハーン）の属下の汝らのアバガナルのタイジ・グヤン＝ザイサンの集団が *Galba-yin γobi* を出て *Uγur* という名の地に来たこと全てを

⁽¹⁴⁸⁾ 「内大臣兼理藩院尚書カラントゥラの上奏する書」『理藩院題本』巻1，No.169，康熙4年10月初3日，296頁（満文）。

許し送り返した。本年、依然として汝らの属下的アバガナルのタイジ・セレン＝メルゲンらの集団が Üneči-qada, Čino-a-toloyai という名の地に来て駐屯したことをまた許し送り返した。考えるに政治のため堅く誓約したことにより、常に各々、特に遵守し規定した地をはずれて行くべきではない。自身の思うままカルン (qarayul: 哨所) の近くで遊牧してはいけないというのに、あまりにも〔定められた地を越えて〕来たのは、全く道理に適わない。騒乱が発生することはみなこの理由である。これを汝らの属下の領民 (ウルス) に逃亡者の〔ことを〕 (勝手にカルン近くに来てはいけないこと) 伝えよ。これよりのちまた Galba-yin γobi を通過して遊牧しないように。もし絶えず Galba-yin γobi を通過して来ても、送り返さず直ちに取る。(「康熙帝がハルハのザサグト＝ハン部の内乱により生じた逃亡者のことをダンジン＝ラマに下した勅書」『内秘書院檔』第 6 輯, 康熙 3 年檔冊, No.10, 259-260 頁 (モンゴル文)。)

以上より、セツェン＝ハーン属下的アバガナル⁽¹⁴⁹⁾が勝手にゴビを越えて遊牧する事態に陥っていたことが窺える。清朝は康熙元年にアバガナルの者がゴビを越えて遊牧した際には彼らを送り返していた。ところが、康熙 3 年に再び彼らがゴビを越えて遊牧すると、第 2 節の 2 で論じたザサグト＝ハーン殺害事件について上奏しなかったことを咎めた際と同様、誓約を口実に看過できないこととし、勝手に遊牧すれば送り返さず收容する姿勢に転じた⁽¹⁵⁰⁾。清朝はゴビを越えて遊牧する者が一向に途絶えなかったため、康熙 3 年にセツェン＝ハーンらに属下の統制を整えるよう圧力を加えたのであろう。これに対してダンジン＝ラマはゴビを越えての遊牧の禁止を自身の属下に宣布することを約束するが⁽¹⁵¹⁾、セツェン＝ハーンは、以下のとおり返答した。

【史料Ⅲ-13】また誓約したことにより、上が慈しみ、我が属下的アバハナル (アバガナル) のタイジらが galbai gobi (噶爾拜瀚海) を越えて 2 回遊牧したことを許し送り返している。今、旨によりアバハナルを收容し取りたいと言え、冬季で家畜がやせ衰えている。我が子弟らの居た地もまた遠い。今、收容することはできない。勅書を今、發送し公布したいと思っても、勅書の事は大きくほしいままに送ることできない。我の子弟を集め勅書を見せて、アバハナルを收容し、galbai gobi のこちらを区切るため地界 (hešen) を立て、来年 6 月に上奏するため使者を送りたい。これより先にアバハナル

⁽¹⁴⁹⁾チンギス＝カンの弟ベルグテイの末裔の部族。第一章で論じたとおり天聰元 (1627) 年のリンダン＝ハーンの西征によって、チャハルの属下の一部がハルハ左翼のセツェン＝ハーン・ショロイのもとに投降したが、アバガナルの一部の属衆もこの時ショロイのもとに投降した。

⁽¹⁵⁰⁾従来の研究において誓約は清朝とハルハの朝貢関係、あるいは名目的な従属関係を意味するものと理解されてきた。しかし、本章第二節、第三節で論じたように、清朝がハルハとの間に問題が生じる度、誓約を交渉の場にあえて持ち込み説伏していた事実から、誓約は清朝の指示や命令に強制力を持たせる正当性の根拠であったと捉えることができる。

⁽¹⁵¹⁾「内大臣兼理藩院尚書カラントウらの上奏する書」『理藩院題本』巻 1, No.169, 康熙 4 年 10 月初 3 日, 294-295 頁 (満文)。

がまた galbai gobi を越えた時に、上が慈しんでくれるならば戻し追い立て送ってくれまいか。（「内大臣兼理藩院尚書カラントゥラの上奏する書」『理藩院題本』巻 1, No.169, 康熙 4 年 10 月初 3 日, 291 頁（満文）。）

セツェン＝ハーンは、来年 6 月までに子弟らを集めて勅書を公布し、アバガナルを收容するとともに、地界を立て彼らがゴビを越えないよう対策を施した上で上奏するとし、それ以前に属下の者がゴビを越えても送り返してほしいと願い出ている。それに対して清朝は「[アバガナルの收容を] 先延ばしにすることは無駄である」と一蹴し⁽¹⁵²⁾、康熙 4（1665）年にセツェン＝ハーン属下のハラチュリクのタイジらがゴビを越えて来た際には、【史料Ⅲ-12】で通告していたとおり彼らを送り返さず收容している⁽¹⁵³⁾。

従来の研究では、清朝は三藩の乱の鎮圧後によりやく北方の辺境問題に対して積極的な姿勢を示すようになり、康熙 23（1684）年に初めてハルハとの境界について明確に定めようとしたと言われているが〔宮脇淳子 1979:123〕、康熙 3 年にはすでにゴビを越えての遊牧を禁止し、ハルハ左翼に対して属下に伝令するよう命じていた。清朝はザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハから逃亡者が続出するばかりか、カルンを越えて勝手に遊牧する者が途絶えなかったため、ハルハとの境界について明確に言及する必要性が生じたと考えられる。

ここで改めて清朝が逃亡者を收容していった背景について考察してみると、清朝への逃亡者はザサグト＝ハーンが殺害されたことにより混乱をきたした右翼のみではなく、左翼からも発生していた（【史料Ⅲ-5】、【表 2】）。彼らの存在は漠南モンゴル諸部の統治に影響を与え、加えて、清朝は逃亡者を遊牧させる土地すら容易に確保できない状況にあった。その詳細は以下のとおりである。

【史料Ⅲ-14】内大臣兼理藩院尚書臣カラントゥラが謹み上奏することは、旨を求め地を見に行かせたいという件。臣我々がみるに、ハルハのロブサン＝ノヤンのカラフラ＝タイジの長子バトマ＝ウイジェン＝ノヤンの子グムブシヒ＝タイジの仲間 400 丁、ザサクト＝ハンのエルベヘイ＝タイジの仲間 545 丁、エルゲムシ＝タイジの仲間 90 丁、メルゲン＝ノヤンの孫チュルム＝タイジの仲間 50 丁、ソノム＝ウイジェン＝タイジの子バスダイ＝タイジの 200 丁、ノムチ＝アハイ＝タイジの仲間 100 丁、全部で 1,385 丁にまだ地を与えていない。またこのような帰順するものは絶えない。これらの人々に与える空地がない。カルンの外にある地をみても三ウラトの十一カルンの外に地はなく、ザサクのセンゲ＝タイジ、四子、ニスニト（スニド）のカルンの外は水がかれていて、

⁽¹⁵²⁾ 「内大臣兼理藩院尚書カラントゥラの上奏する書」『理藩院題本』巻 1, No.169, 康熙 4 年 10 月初 3 日, 291 頁（満文）。なお、この清朝の使者による返答は康熙 3 年 10 月から 12 月の間のものである。

⁽¹⁵³⁾ 「内大臣兼理藩院尚書カラントゥラの上奏する書」『理藩院題本』巻 1, No.168, 康熙 4 年 9 月 14 日, 283-285 頁（満文）。

カルンを後方に広げれば、石青を掘る oklor という地に入る。ニアバガ、ニホーチトのカルンの外には dari gangga (達里岡愛), cinu 河, toola 河, ilan hobdutu 泉, ilan nuhes の泉がある。[カルンを] 後方に広げれば拔群 (最良) であって、ハルハに近い。ウジュムチンのセチェン親王のカルンの外に土地はない。セレン=エルデニ=ベイレのカルンの外は ilan tasihai 池 [があり], この池の外から一日半行程のあとの buir 池のところに [地が] あると言う。この地はハルハに近くかつ最良である。このため臣我々は旨を求め 2 路の地を知る各 2 人の官員らを速く遣わし、non 河 (嫩河) の対岸にコルチンの 2 旗がある。この一帯にある空地を見せたい。また古北口の外の hantemur よりあら nicuhun durbil に至るまで禁令を出した地の一帯に領民 (gurun) が遊牧できる地もある。地が獲得できないため、この禁令を出した地の一帯に遊牧できる地をまた測量し、連れて来るように。また、オルドスの 6 旗に黄河の湾曲部内の地を与えている。禁令を出した地はない。オルドスに指示した地のほか、黄河湾曲部内の寧夏に至るまで空地もある。空きがある地に領民が住むことができるか、水があるかないかをみて来るように。到着したら新しく来た者たちを安置するため議論し上奏したいと言う。このため謹み上奏した。旨を求める。(中国第一歴史檔案館所蔵「内閣満文題本」, 康熙 4 年 11 月 18 日, 内大臣兼理藩院尚書カラントウらの上奏 (満文), 檔号 02-02-037-002686-0008⁽¹⁵⁴⁾。)

烏雲畢力格 [2016] は、清朝が漠南の牧地の所有権と分配権を握っており、康熙初年にハルハから逃亡者がやってくると、すでに画定してあった漠南モンゴルの各旗の牧地を彼らに分配し、安置していったと論じている。【史料III-14】からも、清朝がハルハからの逃亡者（【表1】の康熙 4 年 11 月 18 日の欄も参照）を収容する牧地を漠南から確保しようとしていることが読みとれる。ここで注目すべきは、ハルハからの逃亡者に与える空地がないため、カルンの外の地や禁令を出した地で遊牧できる土地があるか測量して、彼らを安置したいとい

⁽¹⁵⁴⁾【史料III-14】は未刊行史料のため以下に原文の転写を記すこととする。dorgi amban bime,tulergi golo be dasara jurgan i aliha amban,amban karantu sei gingguleme wesimburengge hese be baifi,ba tuwanabuki sere jalin. amban be tuwaci,kalkai lobdzang noyan i karahūla taiji i amba jui batma weijeng noyan i jui gumbusihi taiji i hoki duin tanggū haha.jasaktu han i elbehei taiji i hoki sunja tanggū dehi sunja haha.ergemsi taiji i hoki uyunju haha.mergen noyan i omolo culum taiji i hoki susai haha.sonom weijeng taiji i jui basudai taiji i juwe tanggū haha.nomci ahai taiji i hoki emu tanggū haha.uheri emu minggan ilan tanggū jakūnju sunja haha de ba bure unde.jai ere jergi dahame jiderengge lakcarakū.esede bure sula ba akū.karun i tule bisire babe tuwaci ilan urat i juwan emu karun i tule ba akū.jasak i sengge taiji,duin juse juwe sunit i karun i tule muke haji bime,karun be amasi feshelēci,sicing fetere oklor i ba dosimbi.juwe abaga.juwe hoocit i karun i tule dari gangga, cinu i bira,toolai bira,ilan i hobdutu šeri ilan nuhes i šeri bi,amasi feshelēci colhorome tucimbime,kalka hanci.ujumucin i cecen cin wang ni karun i tule ba akū.sereng erdeni beilei karun i tule ilan tasihai omo,ere omo i tule inenggi dulin on i amala buir i omo bi sembi.ere ba kalka de hanci bime colhorome tucimbi.uttu be dahame amban be hese be baifi.juwe jugūn i ba sara juwete hafasa be hūdun takūrafi,non i birai bajila korcin i juwe gūsa bi.erei šurdeme bisire sula babe tuwabuki.jai moltosi dukai tulergi hantemur ci casi nicuhun durbil de isitala fafulaha bai šurdeme,gurun nukteci ojoro ba inu bi.ba baharakū be dahame,ere fafulaha bai šurdeme nukteci ojoro babe inu futalafi gajikini.jai ordus i ninggun gūsa de hūwang ho bira i mudan i dorgi babe buhebi.futalaha ba akū.ordus de joriha baci tulgiyen,hūwang ho birai mudan i dorgi ning hiya de isitala sula ba inu bi.ere sula bisire bade gurun teci ojoro muke bisire akū be tuwafi jikini isinjiha manggi.ice jihe urse de icihiyame tebure jalin gisurefi wesimbuki sembi.erei jalin gingguleme wesimbuhe hese be baimbi.

った内容が記されていることである。【史料Ⅲ-14】には、なぜハルハから逃亡者が多発していたのか説明はないが、カラントウらが上奏した時期を踏まえれば、その背景にザサグト＝ハーン殺害事件があることは言うまでもないだろう。以上より、ザサグト＝ハーン殺害事件により、清朝が収容に支障をきたすほどハルハからの逃亡者が相次いで出現していたことが窺える。

では、なぜ清朝は漠南モンゴル諸部の統治に混乱をきたしてまで逃亡者を収容したのであろうか。上述のとおり康熙元年、ゴビを越えて遊牧するハルハの者が出現し、当初、清朝は彼らを返還していたが、このような事態が絶えることはなかった。ゴビを越えて遊牧する者を返還していても、新たにゴビを越えて来る者が存在していたことからわかるとおり、ハルハの首長らは属衆を統制しきれていなかったといえる。このような中、清朝がザサグト＝ハーン殺害事件によって発生した逃亡者を返還、または放置していたら困窮を極めた彼らによる漠南での略奪事件が頻発するなど、事態は悪化の一途をたどっていったことは明白であろう。清朝は、「天下を統一したため」自身を頼って来る者を保護しない訳にはいかないためだけではなく（【史料Ⅲ-10】）、漠南モンゴル諸部の安定的な統治を確保するため、ハルハからの逃亡者の収容を余儀なくされたといえる。

第四節 逃亡者問題に関する清朝の対応の変化

逃亡者に関する問題は引き続き、康熙 5（1666）年 4 月の外藩王公への上諭においても言及されている。

【史料Ⅲ-15】また、国（ウルス）の境界に哨兵を置いたことは、特にハルハ、オイラドに行き来し騒乱を起こすことを調査し備えるように、盗賊と逃亡者などの人が出入りすることを区別して捕えるようにと言った。今みるに、哨所に行った章京、披甲が怠慢し逃亡者が出入りしても、我々の人がハルハ、オイラドに入り親族に会うため行き来しても、ハルハ、オイラドの人が出入りして来ても、行っても、哨所の人は監視していなかった。これは皆旗の管掌者である王ら、ノヤンらが哨所に派遣した章京、披甲を厳しく罰せず、哨所の章京、披甲が注意深く備え駐屯せず怠慢したことが原因である。外の国が平安であることは、全て哨兵にかかっている。（「康熙帝が兵丁の統計や窃盗、哨兵を厳しく取り締まる事について、外藩モンゴルの王、ノヤン、タイジ、公らに下した勅書」『内秘書院檔』第 7 輯、康熙 5 年檔冊、No.1、65-66 頁（モンゴル文）。）

【史料Ⅲ-15】をみると、「逃亡者」、「我々の人」、「ハルハ、オイラドの人」と区別して記載されていることから、「逃亡者」とは清朝からの逃亡者ではなく、清朝に入ってくる逃亡者を指していることがわかるが、いかなる地の者かは不明である。しかし、当該時期、ザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハからの逃亡者が続出していた状況を踏まえると、主に

ハルハの属衆であつたと考えられる。康熙5年において、ハルハからの逃亡者、漠南モンゴル諸部の属衆、さらにはハルハやオイラドの人までもが清朝領内を勝手に行き来している状況にあつたのである⁽¹⁵⁵⁾。ところが、康熙6(1667)年になるとハルハからの逃亡者に関する記録がほとんど史料に現れなくなり(【表2】)、事件当初のような逃亡者が続出する状態からは脱していたと考えられる。

また、ハルハの政治情勢に目を向けると、康熙元年にザサグト＝ハーンがロブサン＝タイジに殺害されてすぐ、トゥシェート＝ハーンらの後ろ盾によりワンチュクがザサグト＝ハーン位を継承したが、彼は程なく死去したため、康熙5年にチェンブンがジュン＝ガルのセングとガルダンの保護のもとハーン位を引き継いだ[Buyandelger 2000:51-60]。チェンブンはザサグト＝ハーン位を継承すると、ザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハ左翼へ逃亡した右翼の属衆の返還を求めて、次第にトゥシェート＝ハーンと対立を深め、この対立はやがてハルハ左右翼の内紛へと発展していくこととなる。第二節の1で論じたとおり、清朝はハルハ右翼にまで支配圏を拡大するトゥシェート＝ハーンに対して懸念を抱いていたが、チェンブンの出現によりハルハ右翼の一部はセングやガルダンの影響下に置かれ、トゥシェート＝ハーンはハルハ全体に権勢を振るうことが阻止されたといえる。

さらに、当該時期は清朝にとってロシアの存在も無視できないものとなっていた。ロシアは康熙2年にアルバジン、康熙5年にセレンギンスクに要塞を建設し、康熙6年には清朝とロシアとの間に逃亡者ガンチムールを巡る帰属問題が発生した。この時期に親政を開始した康熙帝は軍事的対決も視野に入れつつ、積極的にロシアとの交渉に乗り出し、ガンチムールの件を含むアムール関連の問題解決に本格的に取り組み始めた[吉田金一 1984:85-113]。

以上のような周辺情勢の中、清朝のハルハへの対応にも変化が生じた。【史料III-16】は、康熙17(1678)年に清朝がトゥシェート＝ハーンを始めとするハルハの首長らに送った書簡である。

【史料III-16】政治が一つになって以来、康熙4年乙巳年に至るまで、①外の四十七旗の逃亡者、男154人、女16人、この逃亡者がどこへ行ったかを知らなかった。……。汝らは誓約し政治が一つになったため、常に我々の逃亡者を送って来るべきである。それから、フビトたちが行ったことを3年隠したのは、汝らは誓約したことを壊したということである。このようなため、今後、汝らの逃亡者がどれほど来ようとも受け入れると汝らの来た使者に明確に言って着手した。②[しかし]我自身が政務を執って(törü-yin kereg-i ilayaysan)以来、汝らの衆ハーンとノヤンらは入って(入朝して)貢を送るので、慈悲をかけて元来、誓約したことを破棄せず、汝らの人が逃げて来ても、いかな

⁽¹⁵⁵⁾康熙5年8月に理藩院がダライ＝ラマに送付した書簡からは、当該時期、青海のタイジらが清朝側の地に侵入して人を殺し家畜を略奪するなど、清朝領内で騒乱を起こしていた様子が窺える(「理藩院が青海オイラド部の諸台吉が度々侵犯し、双方で軍事衝突が発生したためダライ＝ラマに送った書」『内秘書院檔』第7輯、康熙5年檔冊、No.8, 79-84頁(モンゴル文))。

る時でも、一等の衣服を着させ馬が無い人に馬を賞賜し、皆返還する。〔この後〕わずかに逃亡者を 1 人も受け入れたことはない。（「ハルハのトゥシェート＝ハーンらに下した勅書」『蒙古堂檔』巻 1，康熙 17 年檔冊，No.166，511-512 頁（モンゴル文）。）

「外の四十七旗」とは漠南モンゴル諸部のザサグ旗であり⁽¹⁵⁶⁾，清朝とハルハが誓約を結んでから康熙 4 年に至るまでの間，漠南の属衆がハルハへ逃亡していたことがみてとれる（【史料Ⅲ-16】下線部①）。さらに，ここではこのような事態をハルハ側が清朝へ報告していなかったことが誓約に背いたとみなされ，清朝がハルハからの逃亡者を受け入れる理由となっている。ここで注目すべきは，【史料Ⅲ-16】下線部②に，康熙帝自身が「政務を執って以来」ハルハから逃亡者が来ても受け入れず，誓約どおり返還するという措置へ一転したと記されていることである⁽¹⁵⁷⁾。それでは「政務を執って以来」とはいったいどの時点を指しているのだろうか。【史料Ⅲ-16】下線部②の「政務を執って」と筆者が訳出した箇所は，モンゴル語で“törü-yin kereg-i ilayaysan”とあり，以下に掲げる【史料Ⅲ-17】にもこれと同じようなフレーズが現れる。ただし，【史料Ⅲ-16】では「事」や「事務」を意味する“kereg”と記されている部分が，【史料Ⅲ-17】では「事業」や「活動」を意味する“üile kereg”と記されている。

【史料Ⅲ-17】ハルハのセツェン＝ハーン汝は天の時勢に通じ，徳行と政治に従事し，真心で証明（誓約）し終え，毎年，定めた貢を送り，使者を派遣して叩頭しに来ることを絶やさなかったため，我は大いに褒めたたえ，我自身は政務を執った（törü-yin üile kereg-i ilayaysan）ことによって，天下全てに賞賜した。ただセツェン＝ハーン汝に賞賜していなかった。我は外と内とによって区別せず養う心を表明し，汝に手厚く賞賜するので，梅勒章京加二級ベリクト……を派遣した。（「康熙帝が遣使してハルハのセツェン＝ハーンに賞賜した勅書」『内秘書院檔』第 7 輯，康熙 8 年檔冊，No.15，188-189 頁（モンゴル文）。）

⁽¹⁵⁶⁾漠南モンゴル諸部のザサグ旗の数は康熙元年の時点で 47 旗，康熙 9 年には 49 旗に及んだ〔田山茂 1953:88〕。

⁽¹⁵⁷⁾『蒙古堂檔』所収の康熙 26（1687）年に賊や逃亡者の件についてトゥシェート＝ハーンに下した上諭の草稿にも，康熙帝がハルハの逃亡者を収容せず送還するようになった事態について記されている。この康熙 26 年の上諭は満蒙合璧になっている（「ハルハ左翼のトゥシェート＝ハーンに盗賊逃亡者の件で下した書の草稿」『蒙古堂檔』巻 3，康熙 26 年檔冊，No.19，71-74 頁（モンゴル文），No.68，243-247 頁（満文））。そこで，満文版の該当箇所をみると「汝らのハルハの逃亡者を我が事を処理して（mini baita icihiyaha）以来，受け入れ収容したことはない」とあり，【史料Ⅲ-16】や後述する【史料Ⅲ-17】同様，モンゴル語で“ilayaysan”（動詞語幹 ilaya-に過去や完了の意味を表す終止語尾-ysan が接尾したもの。『蒙漢詞典』内蒙古大学出版社には現在語尾が接尾した ilayaqu に関して「薄くのぼして焼く」という意味が記されているが，Ferdinand D Lessing の Mongolian-English Dictionary によるとそれに加え，ilayuqu と同義である「勝利を収める」という意味も記されている）とある部分が「処理した」を意味する“icihiyaha”と記されている。以上のことを考慮して【史料Ⅲ-16】や【史料Ⅲ-17】では“ilayaysan”を「執った」と訳出した。

康熙帝は即位当初、幼少であったため、4人の内大臣が政治を補佐することになった。4人の内大臣の1人オボイは、次第に他の3大臣を圧倒し実権を握り専横するが、その後、康熙帝は康熙6年に親政を開始し、康熙8(1669)年5月にオボイを逮捕・投獄し実権を確立する。【史料III-17】は康熙帝が実権を確立してすぐの8月に、セツェン＝ハーンへ送った書簡であるが、この書簡と同じ内容のものはロブサン＝タイジとザサグト＝ハーン(当該時期においてはチェンブン)を除く、順治年間に清朝と誓約を交わした6名の首長ら(セツェン＝ハーンを含む)に送られている⁽¹⁵⁸⁾。ここではオボイの失墜を直接示す言葉は全く現れないが、書簡を送付した時期からオボイを失脚させ、康熙帝が実権を手中に収めたことを我自身が「政務を執った」と表現していることは歴然であろう。以上より、康熙帝は康熙8年にハルハからの逃亡者問題に関する対応を一転させ、逃亡者が来ても返還するといった対応を講じたことがわかる。

前述のとおり、康熙6年に清朝とロシアの間に逃亡者問題が発生し、康熙帝はロシアとの軍事的対決も視野に入れながら、交渉による問題解決に乗り出した。ロシアとの問題にとりかかるに当たり、辺境防備やロシア使節の北京案内など交渉の便宜をはかるといった側面において、ハルハから協力をとり付けることは必要不可欠であったといえる⁽¹⁵⁹⁾。そのため、康熙帝は自身が実権を確立した康熙8年に、ハルハの逃亡者問題に関する対応を一転させ、ハルハに対する態度を軟化させることで、彼らとの関係を好転させようとしていたとみられる。ここで注目すべきは、当該時期、清朝が警戒していたトゥシェート＝ハーンの権勢がチェンブンの出現により抑制されていたことである。つまり、清朝がハルハに対して圧力を弱めたとしても、それに乗じてトゥシェート＝ハーンが、現状以上に勢いを増すことは考え難い状況にあったのである。さらに、康熙6年以降、ハルハからの逃亡者問題は鎮静に向かっており、以上の周辺情勢の変化が康熙帝の政策判断に大きく影響したと考えられる。

⁽¹⁵⁸⁾康熙8年に康熙帝から賞賜されたハルハの首長らの中に、ロブサン＝タイジが含まれていないことは、ロブサン＝タイジがザサグト＝ハーンを殺害したことにより、トゥシェート＝ハーンの追撃を受け、自己の領地であるトゥワへ逃れていたためである。ロブサン＝タイジは、康熙20年にガルダンによってザサグト＝ハーン・チェンブンのもとに送還される。一方、ザサグト＝ハーンについては、当該時期、ザサグト＝ハーン位にあったのはチェンブンであり、彼はワンチュクの死後、康熙5年にハーン位を継承した[Buyandelger 2000:51-60]。『聖祖実録』によると康熙6年にザサグト＝ハーンはトゥシェート＝ハーンとともに清朝に朝貢使節を派遣していることから(『聖祖実録』巻23、康熙6年8月24日(丙申)条(漢文))、この『聖祖実録』の記事のザサグト＝ハーンはチェンブンを指していると思われる。だが、康熙8年に康熙帝から賞賜されたハルハの首長らの中にザサグト＝ハーンが含まれていないことや、康熙20年8月の条に「康熙九年、特に旨して扎薩克圖汗の子を以て襲し扎薩克圖汗と為す」(『聖祖実録』巻97、康熙20年8月21日(辛丑)条(漢文))とあることから、チェンブンは康熙8年の時点で未だ清朝からザサグト＝ハーン位承襲の承認を得ていなかったと考えられる。

⁽¹⁵⁹⁾現にロシアはセレンギンスクから何度もトゥシェート＝ハーンに使者を派遣し、北京行きの通行許可を要請している。それに対して、トゥシェート＝ハーンは正式にツァーリの派遣した使者であるならば、通行を許可すると返答している。なお、康熙13(1674)年にはセレンギンスクからハルハ経由でロシアの使節が北京を訪れている[吉田金一 1984:126]。

小結

以上、康熙元年におけるザサグト＝ハーン殺害事件と、その直後の清朝とハルハ左翼の交渉過程を検討した。

ハルハ左翼のトゥシェート＝ハーンは、康熙元年にザサグト＝ハーン殺害事件が発生すると、その実行者であるロブサン＝タイジの討伐に乗り出した。トゥシェート＝ハーンはロブサン＝タイジ討伐へ向かう最中、自身の下にやって来るバートル＝ラマを迎え入れるためザムス＝ザイサンを派遣した。ザムス＝ザイサンはその道中、偶然にもザサグト＝ハーン・ノルブの追善供養のため派遣された清朝の使者・トジらと遭遇することとなった。その折、ザムス＝ザイサンはトジらに他の使者が派遣されてくるであろうことを伝え、自身は早々にバートル＝ラマのもとへ向かってしまったが、その後、他のトゥシェート＝ハーンの使者がトジらのもとを訪れることはなかった。一方、ザサグト＝ハーン殺害事件に対する清朝の介入を恐れたトゥシェート＝ハーンは、清朝の使者との接触を避け、ロブサン＝タイジ討伐へ向かったのであった。これに対して清朝は、同年に彼が朝貢使節を派遣して来た際に九白の貢の受け取りを拒絶し、使者を派遣してトゥシェート＝ハーンの行動を非難して問いただした。ところが、トゥシェート＝ハーン側はザサグト＝ハーン殺害事件について清朝に報告する機会を免れるため、清朝の使者との接触を避けていたにもかかわらず、それが無かったかのようにザサグト＝ハーン殺害事件に言及するとともに、清朝の使者に対する非礼を認めず康熙2年分の九白の貢を送ってきた。そのため、清朝は引き続きトゥシェート＝ハーンの行動を非難するとともに、康熙元年分の九白の貢をあわせて送ってこなかったことを叱責した上で、態度を改めないならば九白の貢を送ってくる必要はないとして、その受け取りを拒絶した。清朝は、順治12年にハルハ左翼と誓約を締結し彼らに進貢を許可していたが、だからといってこの関係が無条件に保たれるわけではないことをトゥシェート＝ハーンに突きつけたといえる。

つづいて、清朝はトゥシェート＝ハーンがほぼ自身の属下のみでロブサン＝タイジを討ち払い、新たなザサグト＝ハーン位にワンチュクを擁立し右翼にまで権勢を振るうに至ったことに懸念を抱いていたが、そのトゥシェート＝ハーンのみではなく、ハルハ左翼のセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマにまでも圧力を加えていった。清朝はロブサン＝タイジ討伐に参加しなかった彼らに順治12年の誓約を持ち出し、ハルハで重大な政治的事件が発生した場合、上奏することは当然であると通達し、ザサグト＝ハーン殺害事件を直ちに上奏しなかったことを咎めた。さらに、ザサグト＝ハーン殺害事件により、ハルハから清朝へ逃亡者が発生すると、清朝は「天下を統一した」主としての立場のみではなく、漠南モンゴル諸部の安定的な統治のため、順治12年の誓約の際に具体的な取り決めを行なっていなかった逃亡者に関する規定の解釈を強化し、逃亡者を収容していった。加えて、誓約を根拠にゴビを越えての遊牧の禁止は自明のことであるとし、康熙3年以降、ゴビを越えて遊牧した場合は送り返さず収容する姿勢をとった。かくして、清朝はハルハを統制する正当性を順治12年

の誓約に求め、両者の関係が単なる朝貢関係にとどまるわけではないことをハルハに受け入れさせていった。

ところが、清朝は康熙6年にロシアとの間に逃亡者の帰属問題が生じると、ハルハとの関係を安定させておく必要が生じた。康熙5年にトゥシェート＝ハーンと対立するチェンブンがザサグト＝ハーン位を継承したことにより、ハルハにおけるトゥシェート＝ハーンの権勢が若干ではあるものの低下していたことや、さらに、康熙6年以降ハルハからの逃亡者が減少していたこととも相俟って、親政を開始した康熙帝はこれまでのハルハ政策を改めて、康熙8年にハルハから逃亡者が来ても収容せず送り返す姿勢に転じたのだった。

従来の研究では、当該時期のハルハは清朝服属前であり、両者の関係は単なる朝貢関係と捉えられ、康熙元年にザサグト＝ハーンが殺害されるといった衝撃的な事件が発生しても、それに対する清朝の対応は、成り行き任せの消極的なものであったとみなされてきた。しかし、実際には、清朝はザサグト＝ハーン殺害事件直後からハルハ左翼と交渉を展開し、誓約を持ち出し、ハルハに対して報告の義務とゴビを越えての遊牧の禁止を強制し、さらに誓約の解釈を深め、逃亡者の処置に関する自らの見解をハルハに押し付けていった。しかしながら、情勢に変化が生じると、ハルハとの関係を安定させておくほうが得策であると考え、一転してハルハからの逃亡者への態度を軟化させたのであった。このように清朝はハルハに対して、必要に応じて態度を和らげることもあったが、基本的には極めて強硬姿勢をとり清朝の命令や見解に服従させていったのである。ただし、清朝はハルハを自身の秩序に組み込もうとしながらも、例えばザサグト＝ハーン位継承問題など、ハルハの政権内部にまで介入しなかった、あるいはできなかったこともまた留意すべき事実である。

康熙中葉以降、清朝とハルハ左翼は対ロシアで協力関係にあり、康熙帝とトゥシェート＝ハーンの関係の強さはロシアにまで察知されていた[宮脇淳子 1979:128]。そのため、先行研究では清朝とハルハ左翼が信頼関係にあったとみなし、清朝が三藩の乱鎮圧以降、ハルハ左右翼の内紛に介入していく過程においても、その良好な関係を前提として論じられる。しかしながら、本章で検討した清朝のトゥシェート＝ハーンに対する懸念や清朝－ハルハ左翼間の逃亡者問題を巡る緊張等を踏まえると、ハルハ左右翼の内紛に対する清朝の対応について再考の余地があると考ええる。よって、第四章では、康熙帝がハルハ左右翼の内紛を調停しようと開催したフレン＝ベルチルの会盟以降の清朝のハルハ政策を検討していく。

【表 2】康熙初年におけるハルハから清朝への逃亡者

年月日	逃亡者名	人数	所属	逃亡先
康熙3年6月	doroi beile gumbu ilde	60丁	不明	ハルハ右翼（漠南モンゴル）
康熙4年正月	nomci ahai taiji	100丁	ザサグト＝ハーン	不明
康熙4年3月14日	uju jergi taiji ubasi erke lubdzang taiji damrin taiji balbu bingtu beile duskiyab taiji sonom taiji	64丁 43丁 200丁 500丁 1,800丁 100丁	不明 不明 ダイチン＝タイジ 不明 セツェン＝ハーン セツェン＝ハーン	不明
康熙4年5月	siboodai	不明	ザサグト＝ハーン	フフ＝ ホト
康熙4年8月	ergemsi namashi erincen dasi	90丁	ザサグト＝ハーン	ウラト
康熙4年9月3日	jodba ildeng noyanのbajai	100戸以上	ザサグト＝ハーン	フフ＝ ホト
康熙4年9月16日	boji	2人の子 3人の妻	元来ダルハン親王（元トウシェート＝ハーン属。順治10年に清朝に帰順）の人	ハルハ右翼（漠南モンゴル）
康熙4年10月	minggatai sereng dugan serei	不明	ザサグト＝ハーン	オールドス
康熙4年11月18日	gumbusihi taijiの仲間 elbehei taijiの仲間 ergemsi taijiの仲間 omolo culum taijiの仲間 basudai taijiの仲間	400丁 545丁 90丁 50丁 200丁	ロブサン＝タイジ ザサグト＝ハーン 不明 不明 不明	不明
康熙4年11月	urangkanのdagūrishū ildeng noyanの子siruhe taiji guru sereng dasi sengge	10丁	ザサグト＝ハーン	フフ＝ ホト
〃	seose	不明	ロブサン＝タイジ	不明
康熙5年8月	bubai	100戸以上	ダンジン＝ラマ	ウラト
〃	uldai tūbsin dorji cibhai cilon	不明	ロブサン＝タイジ	スニド
〃	cing taiji ubasi taiji samtan taiji lubdzang taiji ayusi taiji	2丁 5丁 不明 不明 不明	ザサグト＝ハーン	四子
〃	darma	100戸以上	セツェン＝ハーン	ホーチト
康熙5年9月19日	weijeng toin lama	5丁	トウシェート＝ハーン	アバガ
〃	omok	不明	セツェン＝ハーン	不明
康熙5年9月	colmon olburi isui manjidai isui nahū	27人	ザサグト＝ハーン	ウラト
〃	buda hiya tabunang bandisheb ubasi tabunang	不明	ロブサン＝タイジ	四子

年月日	逃亡者名	人数	所属	逃亡先
康熙5年10月15日	sonom weijeng taiji basutai taiji namjum taiji ergemsi taiji dural taiji	200丁 100戸未満 100戸未満 100戸以上 100戸未満	ザサグト＝ハーン	不明
康熙5年10月	hojigir	100戸以上	ダンジン＝ラマ	張家口
〃	cosihi taiji	不明	ザサグト＝ハーン	ウラト
〃	dayaci ūhin arana gulug colmon neorehem amuhūl	不明	トゥシェート＝ハーン	ウラト
康熙5年11月13日	coi ubasi kanje duralの仲間	不明	不明 ザサグト＝ハーン	アオハン
康熙5年11月18日	norbu taiji jalan ojoro taiji	80丁 単身	ダイチン＝タイジ	ウラト
康熙5年11月	haise	100戸以上	ザサグト＝ハーン	不明
康熙5年12月13日	dambadzang nacin	100戸以上 100戸以上	ダンジン＝ラマ	不明

出典：『理藩院題本』，「内閣満文題本」をもとに作成。

注：いつ清朝にやってきたか不明な逃亡者については，その逃亡者に関して理藩院で議題に上がり上奏した日付を記載し，グレーの塗りつぶしで表した。

第四章 フレン＝ベルチルの会盟以降における清朝のハルハ政策

はじめに

本章は、康熙帝がハルハ左右翼の内紛を調停するために開催したフレン＝ベルチルの会盟から、ジューン＝ガルのガルダンの侵攻によってハルハが清朝に保護を求めるまでの過程を分析し、清朝によるハルハの内紛に対する介入・関与の実態とその背景をハルハ左右翼の状況やジューン＝ガル、ロシア、チベットなどの東部ユーラシア情勢を踏まえて明らかにするものである。

第三章で論じたとおり、康熙元（1662）年にハルハ右翼のザサグト＝ハーン・グムブが同じく右翼のロブサン＝タイジに殺害される事件が起こると、多くのハルハ右翼の属衆は窮地を脱するためハルハ左翼へ逃亡した。その後、康熙 5（1666）年、グムブの後を継いだザサグト＝ハーン・ワンチュクの弟であるチェンブンがジューン＝ガルのセンゲとその弟ガルダンの後ろ盾のもと、ザサグト＝ハーン位を継承すると、チェンブンは康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件の際にハルハ左翼に逃亡した右翼の属衆の返還を求め、次第にトゥシェート＝ハーン・チャホンドルジ（以下、トゥシェート＝ハーンとはチャホンドルジを指す）と対立を深めていく [Buyandelger 2000]。そこで康熙帝は、ダライ＝ラマ 5 世と共同でハルハの対立を調停しようと康熙 25（1686）年にフレン＝ベルチルで講和会議を開く。ところが、トゥシェート＝ハーンは右翼の属衆を半分しか返還せず、その上、康熙 26（1687）年、ジューン＝ガルのガルダンのもとに援助を求めるために向かったザサグト＝ハーン・シャラ（チェンブンは会盟の直前に死去したため、子のシャラがハーン位を継承）を追撃して殺害するに至る。これにより、ガルダンは康熙 27（1688）年にハルハへ侵入しトゥシェート＝ハーンを破ると、ハルハ左右翼の多くの属衆が清朝・康熙帝に保護を求める事態となった。

当該時期における清朝－ハルハ関係に関する従来の研究としては、まず、宮脇淳子 [1979:119-128] があげられる。宮脇氏は清朝のアルバジン攻城戦において清朝とハルハ左翼が共同作戦をとっていたこと⁽¹⁶⁰⁾、その上、康熙帝とトゥシェート＝ハーンの関係の強さがロシアにまで察知されていたことに注目し⁽¹⁶¹⁾、ハルハ左翼が服属前から清朝と密接な関

⁽¹⁶⁰⁾ 清朝軍が康熙 24（1685）年 6 月 10 日にアルバジンに攻撃を開始したのに対し、翌日にハルハがセレンギンスク、ついでウジンスクを囲んだことなどから、吉田金一 [1974:78] は、アルバジン攻撃の際に清朝とハルハが連携していたことを指摘し、宮脇淳子 [1979:128, 注 (37)] もこの見解に従っている。さらに、宮脇淳子 [1979:128] は、康熙 26 年秋にトゥシェート＝ハーンらの使節団がウジンスクに到着し、ブリヤート問題に関する不満を伝え、康熙 27 年 1 月から 5 月までハルハ軍がセレンギンスクを包囲したことを指摘し、このハルハ軍をトゥシェート＝ハーン配下の軍であったと推測している。

⁽¹⁶¹⁾ ロシア語史料によると、康熙 23（1684）年にトゥシェート＝ハーンの使節がロシアに到来した際に、彼らがトゥシェート＝ハーンと康熙帝の密接な関係をロシア側に報告し、威圧的な態度をとったことが記されている [宮脇淳子 1979:128, 注 (36)]。

係にあったという見解を示している。そのため、宮脇氏の論考は、清朝がハルハ両ハーンの対立の調停に乗り出し、その後、ガルダンの侵攻を経てハルハが清朝に服属するまでの過程について、上述のような清朝とハルハ左翼の良好な関係を前提として展開される。さらに、清朝―ハルハ関係自体を詳細に検討したものではないが、岡田英弘〔2013:88（初出 1979）〕は康熙帝がハルハの内紛に介入していく過程を論じる際に、康熙帝はトゥシェート＝ハーンに同情的であったと言及している。だが、第三章で康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件直後における清朝のハルハ政策を検討した結果、17 世紀後半以降、清朝がトゥシェート＝ハーンのハルハにおける勢力拡大や、清朝の使者に対する非礼な態度に懸念を抱いていたことが明らかになった。さらに、清朝とハルハ左翼の間には、ザサグト＝ハーン殺害事件によって生じた逃亡者問題を巡って、軋轢が生じていたことも判明した。その上、トゥシェート＝ハーンは、ハルハの内紛の收拾を求める康熙帝の意向に反して、フレン＝ベルチルの会盟での決定事項を守らず、さらにはザサグト＝ハーン・シャラを殺害するに至ったことを踏まえると、清朝とハルハ左翼が良好な関係にあったとは考え難い。加えて、従来の研究ではザサグト＝ハーン家とガルダンの結びつきが強調されてきたが、康熙 27 年にガルダンがハルハへ侵攻すると、ハルハ左翼のみならずハルハ右翼の属衆までもが清朝に保護を求め、ザサグト＝ハーン家もまた最終的に清朝に帰順することを踏まえると、清朝が両ハーンの対立にどのように介入し、また、いかなる経緯でハルハが清朝に保護を求めるに至ったのかをあらためて検討する必要がある。

近年の研究としては、黒龍〔2013:38-59（初出は黒龍、海純良〔2008〕）；2014:106-168〕は、2005 年に刊行された『蒙古堂檔』⁽¹⁶²⁾を利用して、ハルハの服属の過程を取り上げ、ハルハの内紛に対する清朝とジューン＝ガルの介入についても論じている。だが、ガルダンのハルハ侵攻から康熙 30（1691）年のハルハの服属までにおける、ハルハを巡る清朝とガルダンの交渉過程の分析に重点が置かれ、フレン＝ベルチルの会盟での清朝の対応やそれに対するハルハ側の反応に関して検討の余地がある。さらに、黒龍〔2017〕は、『蒙古堂檔』に収録されているフレン＝ベルチルの会盟に関する 3 件のモンゴル文檔案を転写・漢訳しているが、史料の紹介にとどまっている。また、阿音娜〔2013〕は同じく『蒙古堂檔』を利用して、17 世紀におけるハルハのハーン号や右翼のジノン号問題に対する、ダライ＝ラマ 5 世と清朝の対応を検討しているが、清朝がハーン号やジノン号問題に介入していく過程について、ハルハ左右翼が内紛状態にあることを踏まえた分析は十分になされていない。

そこで、本章は『蒙古堂檔』を主に利用して、清朝のハルハの内紛に対する介入の実態を解明する。ただし、康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件直後における清朝のハルハ政策については第三章で論じたが、チェンブンのザサグト＝ハーン位継承以降からフレン＝ベルチルで講和会議が開催されるまでの約 10 年余りの時期において、清朝がハルハに対していかなる政策をとっていたのかについては、まとまった史料が残っておらず詳細は不明である。よって、清朝が両ハーンの対立を調停するために催したフレン＝ベルチルの会盟から、

⁽¹⁶²⁾詳細は序章の「第四節 使用史料」を参照のこと。

その後、ガルダンの侵攻を経てハルハ左右翼が清朝に保護を求めるまでの過程を再検討していく。まず、第一節では、フレン＝ベルチルの会盟における清朝の対応の実態を明らかにし、それに対するハルハ左翼の反応を分析する。第二節では、フレン＝ベルチルの会盟から清朝に保護を求めるまでのハルハ左右翼の状況と、ハルハの内紛に対する清朝の対応の意図を分析する。

第一節 フレン＝ベルチルの会盟

1. ハルハのトゥシェート、ザサグト両ハーンの対立と清朝の対応

(1) 右翼首長らによるザサグト＝ハーンへの訴訟

康熙 23 (1684) 年、康熙帝はトゥシェート、ザサグト両ハーンの対立を調停しようとダライ＝ラマ 5 世 (以下、ダライ＝ラマと略記) に協力を要請し⁽¹⁶³⁾、ついに康熙 25 年 8 月、ハルハのハーンらをフレン＝ベルチルに召集して、自身が派遣した理藩院尚書アラニと、ダライ＝ラマが派遣したガルダン＝シレトゥ⁽¹⁶⁴⁾の立ち会いのもと会盟を開かせた⁽¹⁶⁵⁾。先行研究では、フレン＝ベルチルの会盟について、康熙帝とトゥシェート＝ハーンは信頼関係にあったけれども、ロシアと対抗する清朝にとってハルハの内紛は憂慮せざるをえない事態であったため、ダライ＝ラマと共同で調停に乗り出したと理解されており [宮脇淳子 1979:119-124] [岡田英弘 2013:88 (初出 1979)]、清朝が特段、トゥシェート＝ハーンに肩入れすることなくハルハ左右翼の内紛を調停していったと捉えているものとみなせる。一方、清朝は次第に深刻化するハルハの内紛に対して、積極的に調停を進めようとしなかっただけではなく、ハルハ左翼を引き立て、片やハルハ右翼を圧制していったと捉える研究もある [黒龍 2014:111]。それでは、実際、清朝はハルハの内紛に対してどのような対応を講じ、ハルハ左翼は清朝の対応にどのような反応を示していたのだろうか。

フレン＝ベルチルの会盟での話し合いに対するトゥシェート＝ハーンの反応は、康熙 26 年正月に彼が康熙帝に送付した書簡に詳しい。その書簡の冒頭には、会盟でハーン、バイレ⁽¹⁶⁶⁾ら 60 余りを選出してガルダン＝シレトゥ、ジェブツンダムバ＝ホトクト (トゥシェート＝ハーン・チャホンドルジの弟) の御前で誓約を立て、公正に裁断することを表明した上で

⁽¹⁶³⁾周知の如く、ダライ＝ラマ 5 世は康熙 21 (1682) 年に逝去していたが、摂政のサンゲギャムツォはその死を秘匿していた。この事実は康熙 36 (1697) 年になって露見することとなる。

⁽¹⁶⁴⁾本章ではジュン＝ガルのガルダン＝ボショグト＝ハーン以外にガルダン＝シレトゥ、ガルダン＝ホトクト、ガルダン＝タイジといった「ガルダン」と名がつく人物が 3 人登場するため注意を要する。本章で単に「ガルダン」と記す場合はジュン＝ガルのガルダン＝ボショグト＝ハーンを指す。

⁽¹⁶⁵⁾康熙 23 年、康熙帝がダライ＝ラマに両ハーンの対立の調停を呼びかけた際、ダライ＝ラマ政権は康熙帝の要請に応じてセムバ＝チェムブ＝ホトクトを派遣するが、彼はハルハへ赴く途中で病死してしまい、会盟は康熙 25 年に持ち越される形となった。

⁽¹⁶⁶⁾満文史料にはバイレ (beile)、モンゴル文史料にはノヤン (noyan) と記されている。

その内容を記した書にサインし、それに基づき 500 の案件を一つ一つ公正に裁断していったことが記されている〔黒龍 2013:42（初出は黒龍，海純良〔2008〕）；2014:112-113〕。つづけて，トゥシェート＝ハーンは，この会盟で右翼の首長であるガルダン＝ホトクト⁽¹⁶⁷⁾と 2 人のアハイ（ヨソト＝アハイ，セツェン＝アハイ⁽¹⁶⁸⁾）らが，ザサグト＝ハーン・チェンブンに奪われた自身の属衆の返還を求めて，ザサグト＝ハーン・シャラ（以下，単にザサグト＝ハーンと記す際はシャラを指す）に訴えを起こした件について言及している。それから，トゥシェート＝ハーンは長年にわたるトゥシェート，ザサグト両ハーンの間懸案であり，チェンブンの頃からザサグト＝ハーン家がトゥシェート＝ハーンに対して要求していた右翼属衆の返還問題について議題にあげている。後者については，のち，トゥシェート＝ハーンがザサグト＝ハーンを追撃することとなる原因として先行研究で着目されてきたが（この件については第一節の 2 で考察する），トゥシェート＝ハーンは書簡でガルダン＝ホトクトと 2 人のアハイの件について，まず問題として取り上げている。

そこで，先にガルダン＝ホトクトと 2 人のアハイが訴訟を起こした件についてみてみると，トゥシェート＝ハーンは以下のように論じている。

【史料IV-1】ただ，ザサグト＝ハンに対してガルダン＝ホトクト，2 人のアハイは彼らの領民〔の返還〕を督促する件で直ちに二意を抱いた。ザサグト＝ハンはまだ避けて審問させなかった。これは我々のモンゴルの慣例（kooli）に違うのに非としなかった。ジェブツンダンバ＝ホトクトは，先に処理した他の諸々の案件のとおり処理しようと尽力してみたが，ガルダン＝シレトゥ，尚書の 2 人は誓約した大臣らに任せず，彼らは直ちに処理した。ヨソト＝アハイに全く過失がないのに，彼の領民の半分を返還し，彼の父であるビシレルト＝ハン（第 3 代ザサグト＝ハーン・ノルブ）が尊重し，祀ったガルダン＝ホトクト〔の領民〕を子のチェンブン＝ハンが言いがかりをつけて意のままに没収した。これによってただ 60，70 余りの領民をわずかに返還するのみである。〔以前〕セチェン（セツェン）＝アハイに対して，彼の父である大いなるザサグト＝ハン（第 2 代ザサグト＝ハーン・ソバンディ）が自身の子とて領民を分与した。右翼が壊れた際に〔我（トゥシェート＝ハーン）が彼の〕領民を収容し返還する時に 1 人として，なおまた争い議論したことはない。彼（セツェン＝アハイ）の領民を〔返還しその〕主としていた。のち，チェンブン＝ハンは馳せ取った。これをともに諸々の案件等に〔同じく大臣らに〕任せて審問させなかった。また，上聖ダライ＝ラマの言「大いなるザサグト＝ハンが亡くなって以来，このセチェン＝アハイの財物，家畜などのものの損失が甚だ多くて，命に甚だ危機が迫ることとなったと言う。ただ，彼の意のまま話す言葉は真実ではないとしても（真実とは限らないけれども），これを知る衆人に聞けば，なおやはり〔彼が〕話すことと合致しているので，この先に彼の割り当ての離散した，奪われた

⁽¹⁶⁷⁾ザサグト＝ハーン・ノルブの子。チェンブンの弟にあたる。詳細は【系図 1】を参照のこと。

⁽¹⁶⁸⁾両者ともにザサグト＝ハーン・ノルブの弟。詳細は【系図 1】を参照のこと。

衆・領民をジャルブナイ（ダライ＝ラマの使者）の前で尽く調べて返還せよ。つつがなく平安、安らかで頼って暮らすことができる限り、彼のこの領民を収容して右左翼のどこに遊牧するかをほしいままにするように」と言った。明白に「ダライ＝ラマの」教訓があるのにこれを違ひ、逃げ出したわずかな領民に加え、ただ今回、督促した領民の半分を返還し、この他、3部の衆・領民をザサグト＝ハンはまた彼の弟たちに与えている。初めに書を書き決定したことから違ったことを行なったのであって、大方の形が出来上がった500の案件を審問したこと、これと同様に行わなかった……（「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6，康熙26年檔冊，No.55，156-161頁（満文）⁽¹⁶⁹⁾。）

【史料IV-1】には、チェンブンがガルダン＝ホトクトと2人のアハイらの属衆を強奪したことが記されているが、その理由や背景は不明である。だが、康熙26年正月に送った【史料IV-1】とは別のトゥシェート＝ハーンの手簡には、チェンブンがガルダン＝ホトクトと2人のアハイらの属衆を強奪した件に関して、以下のとおり記されている。

【史料IV-2】……のちワンチュク＝ハンが死去すると、チェンブン＝バートルは彼の兄の子をハンとせず、彼自身がオーロト（オイラド）のセングよりハンの称号を受け兵を率い、2人のアハイを略奪し、領民を取った。また、ガルダン＝ホトクトの母親を強奪し全ての物をともに奪い取った。……[ナムジャル＝]ノムン＝ハンにダライラマの言として「チェンブン＝ハンが先に奪った2人のアハイ、ガルダン＝ホトクト、ダルハン＝タイジらの領民を返還せよ」と言い、ハンの称号で呼ぶより前に議論したときに、[チェンブンは]返還したいと言った。のち、ノムン＝ハンの孫ノヤン＝オムブラを使者として派遣したとき、ただ数人のみの領民を返還し衆人を返還せず取り、オーロトの近くに行って住んだ。その返還した数人の領民を何度も奪い取り、……（「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6，康熙26年檔冊，No.58，190-192頁（満文）⁽¹⁷⁰⁾。）

チェンブンはザサグト＝ハーンに即位すると、ガルダン＝ホトクトと2人のアハイらの属衆を強奪し、その後、ダライ＝ラマから彼ら3人に加え、【史料IV-1】には名が現れないがダルハン＝タイジなる人物の属衆を返還するよう命じられたものの、数人しか返還せず、さらにはその返還した数人の属衆の強奪を何度も繰り返したとある。ガルダン＝ホトクトと2人のアハイらは以上の経緯から、【史料IV-1】にあるとおりフレン＝ベルチルの会盟でザサグト＝ハーンに対して訴えを起こしたのである。

ところが、【史料IV-1】によると、ザサグト＝ハーンはこの訴えを取り合わず、これに対

⁽¹⁶⁹⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻6，康熙26年檔冊，No.3，6-8頁を参照。

⁽¹⁷⁰⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻6，康熙26年檔冊，No.6，22-23頁を参照。

してトゥシェート＝ハーンが批判を加えている。ここから、先行研究で論じられているとおり、トゥシェート、ザサグト両ハーンの対立が会盟後も解消されなかったことが窺えるが、【史料IV-1】で特筆すべきは、トゥシェート＝ハーンが調停者であるガルダン＝シレトゥとアラニの対応をも問題視していることである。すなわち、彼はザサグト＝ハーンがガルダン＝ホトクトと2人のアハイらの訴訟に応じない事態に対して、会盟の冒頭で誓約したとおり、60余りの大臣らが裁断した多数の案件（史料には「500」の案件とある）と同様に裁断してほしいと要請したものの、彼らは大臣らに審問させることなく、ザサグト＝ハーンに半分あるいは少数の属衆を返還させるのみで議論を終結させたと、両調停者の対応を批判している。さらに、彼は以上の経緯を説明する中で、ダライ＝ラマの言を持ち出し自身の正当性を主張するとともに、会盟の冒頭で定めた誓約に基づいて処理しなかったと非難している。

以上より、トゥシェート＝ハーンはガルダン＝ホトクト、2人のアハイらの訴えに対してガルダン＝シレトゥとアラニらがザサグト＝ハーンに迎合するかのような対応をとったことに不満を抱いていたといえる。しかし、史料ではこの異議申し立てに対する反応を確認できず、清朝はこの訴えに対して表立った対応をとらなかったと考えられる。

以上のガルダン＝ホトクト、2人のアハイらの案件については、ジェブツンダムバ＝ホトクトも康熙26年正月の康熙帝への書簡で言及している。

【史料IV-3】上の厚い旨でフレン＝ベルチルの会盟に行き、……。[遂に]我に下したこの書と同様に一書を書き、エルデニ＝ダライ＝シレトゥ＝ホトクト、アラニ尚書に見せ、また、集まったハン、ベイレらに見せるため、調停する二大使者（ガルダン＝シレトゥ、アラニ）、ハン、ベイレらが共に書の言を是として決定し、調停する二大使者らはその書に彼らの意を付け加え[て書い]た。なおまたそのように5書を書きシレトゥ、尚書、二人のハン（トゥシェート＝ハーン、ザサグト＝ハーン）、チェチェン（セツェン）＝ハン[＝ノルブ]の子ラブタン＝イルデン＝タイジ⁽¹⁷¹⁾、5人の手中に保管し、一切の議論する案件を全て書のとおり処理しようと決め、ハン、ベイレらが率いた60余りの大臣らが私情にとらわれず一切の案件を公正に審問するため、言を運ぶ（伝える）衆もまたそれに合わせるなどのことを誓約させ、彼らもただザサグト＝ハンがガルダン＝ホトクト、2人のアハイの案件を議論しなかったことを除いて、全て審問し大体の形ができた（裁断を終えた）500の案件に関して一様に5つの書を書き、3人の調停者（ガルダン＝シレトゥ、アラニ、ジェブツンダムバ＝ホトクト）、2人のハン、ラブタン＝タイジ、この6人が6印を押し各々1書を受け取り保管し、この書のとおり誓約した大臣らは互いに調べ[領民を]与え（返還し）平らかにするので、大半の調停す

⁽¹⁷¹⁾セツェン＝ハーン・ノルブは康熙26年2月に病死する[岡洋樹 2007a:82（初出 1993）]。フレン＝ベルチルの会盟の際に、ノルブではなく子のラブタン＝イルデン＝タイジの名があるのは、ノルブが病気で会盟に参加できなかったためだと考えられるが、詳細は不明である。

ることは、先の書のとおりしようとして処理したとおり行うことができたので、事は成し遂げたと思ひ喜んだ。ただ、ザサグト＝ハンの件で、ハン自身が審問させず取り調べから逃げて応じなかった。シレトゥ、尚書の2人もまた先に決定したことを食言せず、諸々の案件と同様に、この審問したとおり裁決すれば相手（ザサグト＝ハン側）らにうらみはないのに、今、是非を区別させようとし、のちに悪い慣例（kooli）とならないようにしようとして我々が尽力し議論したとて承知せず、ザサグト＝ハンの意向に従い誓約した大臣らが審問するに至らせず、調停するとて、ガルダン＝ホトクトに60、70余りの領民、ヨソト＝アハイに領民を半分、チェチェン（セツェン）＝アハイにチェンブン＝ハンが略奪したことにより出た少しの領民に[加えて]、[今回]督促した領民の半분을返還し、他は全てザサグト＝ハンがハンの弟たちに与えるので、思えば先に決定したことを破ったのであり、[また]相手（ジャサクト＝ハン）が訴えに応じなかったのに是非を明白にしなかったので、領民を取られたその3人のうらみは大きく、今後も、力のある者が力のない者を略奪したり没収したりすることを是とする類の悪い慣例や、このような悪のはびこる原因の根源となったことにより謹み上奏した。（「ハルハのジェブツンダムバ＝ホトクトの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6、康熙26年檔冊，No.57，174-180頁（満文）⁽¹⁷²⁾。）

ジェブツンダムバ＝ホトクトはトゥシェート＝ハーンと同様、ガルダン＝シレトゥとアラニらがガルダン＝ホトクトらの案件のみを大臣らに審議させず、ザサグト＝ハーンに言われるがまま処理したことに苦言を呈している。さらに、彼はこのような事態を「力のある者が力のない者を略奪したり没収したりすることを是とする類の悪い慣例や、このような悪のはびこる原因の根源となった」とまで言い放っている。だが、この書簡に関しても清朝が何らかの対応をとった形跡はない。

ただ、ガルダンのハルハ侵攻後である康熙28（1689）年のアラニとガルダンの交渉の内容を記したアラニの上奏文には、フレン＝ベルチルの会盟でジェブツンダムバ＝ホトクトがアラニらを厳しく責め立てたことに関する経過の変容をガルダンが尋ねた際に、アラニが返答した内容が以下のとおり記されている。

【史料IV-4】我々（アラニ、ガルダン＝シレトゥ）は[フレン＝ベルチルの会盟で]全ての案件とともに公正にとて審問し、裁断したことを全て彼ら（ハルハの首長ら）に明らかにするため通曉させ、彼らもまた意に従い各々印信を押し、我々に与えていた。すなわちガルダン＝シレトゥの前で彼らのそのいくつかの案件に押して与えた印信を出し、その行った使者（ジェブツンダムバ＝ホトクト側の使者）にみさせ事情を一度話そうとするときに、行った使者は言を翻して言ったこと。「全く他の事情はない。それはタイジらに榮譽を施し与えてくれまいか、タイジらに等級を与えてくれまいかという

⁽¹⁷²⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻6、康熙26年檔冊，No.57，14-17頁を参照。

ためである」と言った。（「アラニらの謹んで上奏する書」『蒙古堂檔』巻8，無年檔冊，No.178，486-487頁（満文）。）

【史料IV-4】によると、アラニはジェブツンダムバ＝ホトクトの訴えに対して、会盟での決定は皆が承諾したことであり現にその証拠もあると述べており、形式論に持ち込んだ返答をしていることが窺える。それに対して、ジェブツンダムバ＝ホトクトの使者はタイジらに栄誉と等級を与えてほしいと答えているが、これは、康熙26年正月にトゥシェート＝ハーンが康熙帝に勅印の給与を要請したことを指していると考えられる。だが、ジェブツンダムバ＝ホトクトの使者がフレン＝ベルチルの会盟での不満を訴えていた態度を急変させて、話題を勅印の給与要請にすりかえたとするアラニの発言はにわかに信じ難い。康熙帝がアラニをガルダンのもとに派遣した背景にはハルハの混乱を収めるためだけではなく、ネルチンスク講和会議（康熙28年8月）を控え、ガルダンがロシアと結託しないよう彼を懐柔する意図があった〔吉田金一 1984:238-239〕⁽¹⁷³⁾。したがって、ジェブツンダムバ＝ホトクト側がアラニの返答に反論やさらなる非難を加えていたとしても、アラニは極力、ガルダンの反感を買うことを避けるため、ジェブツンダムバ＝ホトクト側が引き下がったかのような説明をする必要があったと考えられる。たとえ、アラニのこの発言内容が事実であるとしても、【史料IV-4】からは清朝側がジェブツンダムバ＝ホトクトらの使者に対して口頭で返答を行うのみで、表立った対応をとらなかったことが読みとれる。

（2）マンディラの訴訟

また、詳細は不明であるが、トゥシェート＝ハーンが康熙26年正月に康熙帝に送った【史料IV-1】や【史料IV-2】とは別の書簡の一部からは、会盟でマンディラなる人物が訴えを起こしていたことが窺える。そこで、この件についてみると、トゥシェート＝ハーンの手紙には以下のような内容が記されている⁽¹⁷⁴⁾。

【史料IV-5】……またマンディラ（mandira）の件に関して、右左翼の誓約した60余りの大臣らのうち、50余りの人と、また我自身をはじめとして、我々の部のノヤンらの意はともに合致しているので、右翼を全てマンディラに与えれば道理であろうと言っても、〔ガルダン＝〕シレットゥ、尚書〔アラニ〕らはモンゴル等の法度（fafun kooli）では大衆の意に従うことが道理であることを知りながら、ただ、10近き大臣らの言に従

⁽¹⁷³⁾ガルダンとの交渉の際にアラニが持参した康熙28年4月付けの康熙帝の手紙には、ガルダンがハルハへ侵攻したのは、全てトゥシェート＝ハーンとジェブツンダムバ＝ホトクトに責任があり〔黒龍 2013:96〕、「たとえハルハの地で仏を破壊し寺を共に放火しても、我は汝（ガルダン）を決して非難することはない」と記されている（「オーロトのガルダン＝ボショグト＝ハーンに下す勅書」『蒙古堂檔』巻8，康熙28年檔冊，No.72，275-277頁（満文），No.73，285-288頁（モンゴル文））。ここからも、康熙帝がガルダンへの配慮に努めていたことが窺える。

⁽¹⁷⁴⁾この手紙は、黒龍〔2017〕で紹介されていない。

った。これを詳らかにし洞観し、衆の意に従ってくれまいか。また大きな過失を行なったことを陳述し（認めて）、我々のこの平和を壊さなければ許したいと尚書に告げていた。（「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻 6，康熙 26 年檔冊，No.60，205-206（満文）⁽¹⁷⁵⁾。）

若松寛〔1974:180-183〕によると、ガルダン＝シレトゥは康熙 25 年 8 月のフレン＝ベルチルの会盟に出席した後、翌康熙 26 年正月には北京に赴いており、会盟後すぐにフレン＝ベルチルの地を去っていたことがわかる。したがって、ガルダン＝シレトゥとアラニらがそろって案件を処理できたのはフレン＝ベルチルの会盟だけであっただろう。以上を踏まえると、【史料IV-5】はフレン＝ベルチルという語句は現れないが、ガルダン＝シレトゥとアラニらの名がみられることから、フレン＝ベルチルでの出来事を述べていると考えられる⁽¹⁷⁶⁾。

さて、【史料IV-5】の具体的な内容を見てみると、トゥシェート＝ハーンは、ガルダン＝シレトゥとアラニらが多数決によって物事を決定するといったモンゴルの法を理解しながら、60 名中 10 名余りの大臣らの意見に従ってマンディラの訴訟を処理したと非難している。この 10 名余りの大臣らがどのような立場の者たちであるかは記載がないが、彼らが「右翼を全てマンディラに与えれば道理である」という見解に反対していることから、おそらくザサグト＝ハーンの意に従う者たちであると思われる。いずれにせよ、トゥシェート＝ハーンがマンディラの訴訟に対するガルダン＝シレトゥとアラニらの対応に関しても、不満を抱いていたことがわかる。

（3）ハルハ右翼のジノン号問題

以上のような清朝のザサグト＝ハーン家を支持するかのような対応は、ザサグト＝ハー

⁽¹⁷⁵⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻 6，康熙 26 年檔冊，No.8，30-31 頁を参照。

⁽¹⁷⁶⁾前述した康熙 28 年のアラニとガルダンの交渉において、フレン＝ベルチルの会盟でアラニらがジェブツンダムバ＝ホトクトから非難を受けたことについてガルダンが尋ねた際に、アラニは「この会盟（フレン＝ベルチルの会盟）で我々が審問したことは全部で 500 種類の案件〔であって〕、これらの案件を審問するときに、彼らの衆ハルハから合計 60 人のザイサンを出して、案件を審問するときに、私情にとらわれはしまいかと恐れ、衆の前で誓約し、公正にと審問し、ガルダン＝シレトゥ、我々の 2 人は裁断し処理したのであった。この中で、デグデヘイ＝メルゲン＝アハイ、マンダルワ＝ハトン（mandarwa haton）、ヨソト＝アハイ、チェチェン＝アハイら何人かが告訴した案件を……かようなので彼の意に合致しなかったと我を厳しく責めている」と返答している（「アラニらの謹み上奏する書」『蒙古堂檔』巻 8，無年檔冊，No.178，486 頁（満文））。ここから、ガルダン＝ホトクトや 2 人のアハイの他に、デグデヘイ＝ヘルメルゲン＝アハイとマンダルワ＝ハトンなる人物がフレン＝ベルチルの会盟で訴えを起こしていたことがわかる。以上を踏まえると、【史料IV-5】にあるマンディラとここでのマンダルワ＝ハトンは同一人物ではないかと推察される。だが、マンディラあるいはマンダルワ＝ハトンについて他の史料に記載がなく、確証が得られないためここで指摘するに留める。なお、【史料IV-4】とここ（注（176））で提示した史料の関係性については以下のとおりである。アラニが会盟でジェブツンダムバ＝ホトクトから非難を受けたことについて、ガルダンがまず質問し、ここで引用した史料のとおりアラニが返答すると、さらにガルダンからその後の状況を問われたため、【史料IV-4】のように返答した。

ン・チェンブンによるジノン号剥奪事件が発生した際にもみられる。ジノンとはハーンに次ぐ地位称号であり、17 世紀のハルハ右翼はハーン、ジノン、ホンタイジの地位にある首長がそれぞれ勢力を率い、三核構造にあったことが先行研究で論じられている〔前野利衣 2017a〕。そこで、以下では、フレン＝ベルチルの会盟で議題に上がったかどうかは不明であるが、ジノン号剥奪事件の経緯を確認した上で、それに対する清朝の対応とハルハ左翼の反応についてみていく。

トゥシェート＝ハーンらハルハ左翼は、康熙 3（1664）年に会盟を開き、ワンチュクをザサグト＝ハーンに推戴するとともに、ドルジをセツェン＝ジノンに封じた。ところが、ワンチュクの死後、ハーン位を継いだチェンブンは、ドルジに与えられるはずであったダライ＝ラマの書と印章をだまし取ってサマディに与え、ドルジからジノン号を剥奪した〔阿音娜 2013:46〕〔前野利衣 2017a:4-5〕。これに対して、ダライ＝ラマは康熙 15（1676）年にチェンブンのハーン号とともに、サマディのジノン号を支持する構えを見せ〔阿音娜 2013:46〕、清朝も康熙 21（1682）年に三藩の乱鎮定をハルハの首長らに通知する際、ドルジではなくサマディに使者を派遣するなど、サマディのジノン号を承認する態度をとった〔阿音娜 2013:47〕〔前野利衣 2017a:10〕。

一方、康熙 21 年、ジノン号を剥奪されたドルジを含むベスト部（ジノン家の勢力基盤）の首長らは、ドルジのジノン号の正当性を康熙帝に訴え〔阿音娜 2013:45-46〕〔前野利衣 2017a:5〕、ジェブツンダムバ＝ホトクトもドルジのジノン号を支持し、サマディがジノン号を有する不当性を康熙帝に主張した〔阿音娜 2013:47〕。さらにトゥシェート＝ハーンはフレン＝ベルチルの会盟後である康熙 26 年に送付した書簡において、トゥシェート、ザサグト両ハーン家のこれまでの動向を曾祖父の代まで振り返って説明した上で、康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件以降のハルハの状況について以下のとおり論じている。

【史料IV-6】ロブサン＝タイジは直ちにホタラ＝ハン（ザサグト＝ハーン・グムブ）を捕え、大オルゴノド等〔の領民〕を捕虜としたのち、我々の左翼四旗は右翼より来たタイジらとともに皆で出兵したいといて、ダライ＝ラマの使者、ジェブツンダンバ＝ホトクトを始めとし、ラマらと仲良くさせるように議論するときに、我々もまたよく議論してもロブサン＝タイジは従わず、粗暴な言を發したので、我々は征討し大オルゴノドのタイジ、領民とともに攻め取り、先のとおりビシレルト＝ハン（ノルブ）の長子ワンチュクをハンとした。ジノン＝トインが死去したのち、この子サマディをジノンに就けたいと言え、サマディは彼の母親、弟たちのアルバト・領民を奪い取り甚だ悪を行うので、ダライ＝ラマの使者であるノムン＝ハン、ジェブツンダンバ＝ホトクトを始めとするラマらは、また我々7旗の3人のハン、衆ノヤンらとともに議論しサマディをジノンとすればよくないと、道理を考えジョリクト＝ジノンを、ワンチュクをハンとするのと一緒にジノンとした。オルゴノドなど、また以前、右翼の返還しなかったエルジゲンの領民、ウリヤンハンなどの逃散した領民を各々の主らに全て合わせるため与え、非を行

なった衆、非に頼った衆を捕虜とした。頼らなかった衆に対しては平安を得させた。この領民を各々の主らに与える際、この2人のアハイに彼の父大ザサグト＝ハーン（ソバンディ）の遺印を押した書のとおり領民を与えると、これらの人々はともに争わなかった。……⁽¹⁷⁷⁾また、ベストにザサグト＝ハーン（チェンブン）が不和を生じさせ、我々に頼る者を我々は送り返しその元の地に送った。（「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6，康熙26年檔冊，No.58，188-192頁（満文）⁽¹⁷⁸⁾。）

ワンチュクがハーンに即位した会盟において、協議を経てサマディではなくドルジにジノン号が与えられたことについては先行研究でも論じられている〔前野利衣2017a:6〕。ここではトゥシェート＝ハーンがフレン＝ベルチルの会盟後、右翼ベストのジノン号問題を再び持ち出し、サマディがジノン号を継承するにふさわしくない人物であることを康熙帝に強く主張したことに着目したい。しかし、ここでも清朝がトゥシェート＝ハーンやジェブツンダムバ＝ホクトの訴えに対して、何らかの対応をとった形跡は見られない。清朝はハルハ右翼のジノン号問題においても、ザサグト＝ハーン・チェンブンを支持するかなのような対応をとり、それに対してハルハ左翼は不満を抱き康熙帝に訴えたものの、その要求は受け入れられなかったのである。

2. 清朝とハルハ左翼の対立

——ザサグト＝ハーンによる右翼属衆の返還要求を巡って——

フレン＝ベルチルの会盟では、前述したとおり、ザサグト＝ハーン・チェンブンがかねてよりトゥシェート＝ハーンに訴えてきたザサグト＝ハーン殺害事件に起因する右翼属衆の返還問題についても審議が行われた。そこで、まず、ザサグト＝ハーンがトゥシェート＝ハーンに右翼の属衆の返還を要求するに至った経緯とその時期について考察していく。

従来の研究では、康熙21年にガルダンが兄センゲの捕えたロブサン＝タイジをチェンブンに返還したため、それによりガルダンの支持を得たチェンブンは康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件の際に、左翼に逃亡した右翼の属衆の返還をトゥシェート＝ハーンに申し入れたとされている〔宮脇淳子1995:206〕。しかし、チェンブンが康熙5年にセンゲとガルダンの後ろ盾を得て、ザサグト＝ハーンに即位したことを踏まえると〔Buyandelger 2000〕、チェンブンは康熙21年よりも早い時期からガルダンらの後援のもと、トゥシェート＝ハーンに属衆の返還を要求していたと考えられる。それを窺わせる記述は、康熙21年10月にチェンブンがダライ＝ラマからザサグト＝ハーン位の承認を得たことを康熙帝に伝えた書簡にみられる。

【史料IV-7】寅年（康熙元年，1662年），ロブサンが政治を破壊して以来，左翼に我が

⁽¹⁷⁷⁾この部分には【史料IV-2】が入る。

⁽¹⁷⁸⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻6，康熙26年檔冊，No.6，21-23頁を参照。

弟ら領民が多く流れ込んだ。[康熙] 21 年に至るまで何度も[左翼に]訴えて[我が弟ら領民を]連れて来いと言っても返還しなかったので、上ダライ＝ラマの御前に上奏したときにラマの旨を七旗（ハルハ）に下した事。「ザサグト＝ハン（チェンブン）を汝らの七旗は尊重する道理、ザサグト＝ハンと言ったとしても七旗を区別せず扶助する道理であった。まさにこのとおりにすべき」と旨を下し、ザサグト＝チェチェン（セツェン）＝ハンと称号を与え、書、印章、衣服などのものを全て慈しみ与え、騒乱が生じて以来、散り散りに左翼に流れ込んだ我々の弟ら、民、領民を返還すべきと言った旨で、ラマの使者であるジャルブナイのもとで会盟し、我々の領民を返還するようと言って[会盟に]赴いていた。[ところが] トゥシェート＝ハンは来なかった。このようにしているときに、上主が書、印章、旨を下すので、会盟にバイレら大臣らを送り、主の勅書を待ち受けて受け取り、旨に照らして子のガルダンを送った。我々の衆の主なので今また事情を上奏し、今後、どのような事情があってもまた上奏したい。（「ハルハのザサグト＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻 3，康熙 22 年檔冊，No.134，451-454 頁（満文）⁽¹⁷⁹⁾。）

阿音娜[2013:43]は、【史料IV-7】からダライ＝ラマがチェンブンを支持していたことや、チェンブンがダライ＝ラマから賜った称号がザサグト＝セツェン＝ハーンであったことを指摘している。ここで注目したいのは、チェンブンが康熙 21 年に至るまで、何度もトゥシェート＝ハーンに右翼の属衆の返還を求めたが、彼が応じなかったためダライ＝ラマに援助を求め、その際にダライ＝ラマからハーンの称号を賜ったと言及していることである。チェンブンがダライ＝ラマからザサグト＝ハーン位を追認された時期は、康熙 15 年頃であり[阿音娜 2013:43]、チェンブンは康熙 15 年以前にはトゥシェート＝ハーンに対して右翼の属衆の返還を要求していたといえる。おそらくチェンブンは康熙 5 年にガルダンらの支持を得て、ザサグト＝ハーン位を継承した直後からトゥシェート＝ハーンに属衆の返還を要請していったのであろう。

ところが、【史料IV-7】にあるとおり、トゥシェート＝ハーンはチェンブンの度重なる返還要請に応じず、ダライ＝ラマの命で開催された会盟にも参加しなかった⁽¹⁸⁰⁾。これにガルダンの介入も加わり、両ハーンの対立は益々悪化していった。そのような中で、康熙帝は前述したとおりフレン＝ベルチルの会盟を開催するのである。

では、チェンブンからトゥシェート＝ハーンに対する右翼属衆の返還要求問題は、この会盟でどのように処理されたのだろうか。トゥシェート＝ハーンはこの件に関して【史料IV-

⁽¹⁷⁹⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻 3，康熙 22 年檔冊，No.95，371-372 頁を参照。

⁽¹⁸⁰⁾ガルダンは、チェンブンを後押しして、トゥシェート＝ハーンにザサグト＝ハーン殺害事件の際にハルハ左翼に逃亡した右翼の属衆の返還を要求させる一方で、ダライ＝ラマ政権にも協力を呼びかけ両者の間を調停させた[岡田英弘 2013:88]。【史料IV-7】には、ダライ＝ラマがジャルブナイを派遣し、属衆の返還問題について議論するため会盟を開催させたとあるが、おそらく、この会盟はガルダンの働きかけによるものとみられる。

8) のとおり説明している。なお、【史料IV-8】は【史料IV-1】に続く記事である。

【史料IV-8】尚書、シレトゥに対して先に我々は「ザサグト＝ハンに汝の奪った領民を返還せよ。返還した後で、我々のところにいる汝らの領民は自ら逃散して来た者であり、故意に奪った者ではないので、この領民をモンゴルの慣例（kooli）⁽¹⁸¹⁾に照らして返還しよう」と議論してあった。[その] 事情を聞かせたことはある」と告げたら、[シレトゥとアラニは]「汝らが先に確かに議論したことは道理である。[けれども] 今、この処理するときに、[ザサグト＝] ハンの口実とする言なので、信用すること（先にザサグト＝ハンが奪った領民を返還すること）を要求せず、汝ら（トゥシェート＝ハーンら）が先に返還せよ。返還したのち、[ザサグト＝] ハンのところにいる者を直ちに取って返還したい」と言った。これは我々をあざむいたようになった上に、また我々の衆が誓約するときに先に決定したことを各々違わず行おう。誰かが違えば不正をした人を衆の力で破りたいと誓約したことにより、自ずから正しいとすることを行うべき。正しいことを行わず非となった人を、誓約したとおり衆が会って必ず正しい道に進ませるので、誰が是であるかを区別することを求めるため上奏する。（「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻 6，康熙 26 年檔冊，No.55，161-163 頁（満文）⁽¹⁸²⁾。）

【史料IV-8】によると、トゥシェート＝ハーンは自身のもとにいる右翼の属衆は逃亡して来たのであり、故意に奪った者ではないため、チェンブンが奪った属衆を返還した後、「モンゴルの慣例」によって返還したいと申し出て、会盟以前から条件つきで右翼の属衆の返還を承諾していたと言う。ところが、ガルダン＝シレトゥとアラニらが会盟でトゥシェート＝ハーン側が先に返還を実行するよう要求したため、トゥシェート＝ハーンは、先に定めたとおりチェンブンが奪った属衆の返還が先決であると主張し、そのとおりに調停しようとしないうちにしている。しかしながら、以上のザサグト＝ハーンによる右翼属衆の返還要求に関するトゥシェート＝ハーンの訴えに対しても、清朝が何らかの反応を示した形跡は見られず、清朝はこの訴えに関しても正面から取り合わなかったと考えられる。清朝は、トゥシェート＝ハーン側が先に返還を行う以外の方法には応じない態度を貫いたといえる。

続けてトゥシェート＝ハーンは、ザサグト＝ハーンによる右翼属衆の返還要求問題を、第一節の 1 の (1) で論じたガルダン＝ホトクト、2 人のアハイらの訴訟に対するザサグト＝ハーンへの対応と関連付けて、康熙帝に以下のとおり訴えている。

⁽¹⁸¹⁾モンゴル文では「モンゴルの裁判の方式（mongyol-un jaryun-u mür）」とある（『蒙古堂檔』巻 6，康熙 26 年檔冊，No.3，8 頁）。

⁽¹⁸²⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻 6，康熙 26 年檔冊，No.3，8-9 頁を参照。

【史料IV-9】……もしザサグト＝ハンのこの方法（ガルダン＝ホトクト，2人のアハイらの訴訟に対するザサグト＝ハンの対応）を正しいと審定するならば，500の案件で返還するとしたこれらの者は元来，故意に略奪したものではない。ハン，ベイレ，領民がともに戦争で捕われたり，捕虜となった者を我々が命を惜しまず平和を思い，死に物狂いで攻め取って，ハン，ベイレ，領民とした功ある人に従い逃散して来た者を養い育てた人々である。またザサグト＝ハンの方法に合わせて，あるいは大半あるいは半分を我々が取って収容する，あるいは我々が半分あるいは少数をその主に返還する，この2つのうち1つを選んで行うならば，我々はそのとおりにしたい。この上奏する事情は，我々の七旗は1人の父の子どもたち同様なので，互いに言うこと（見解）も同じであり，処理したり審問したりすることも同じ，是非を審問するモンゴルの法（fafun）も同じ，ハン，ノヤン，大臣ら，衆アルバトが訴えたり審問したりすることも全て異ならず，先に書に書いて決定したことも一様で，諸々の事情はこのように1つであるのに，処理したり，審問したり，返還したり，取ったりすること（方法）は同じではなく2通りとなったことにより，主が全てを安逸にする大いなる慈悲を施す際に，このガルダン＝ホトクト，2人のアハイが彼の領民を取られた上にまた取られる苦難を受けている。先に我々が処理し議論していたことが空虚となった上に，衆を甚だ慈愛するダライ＝ラマ＝オチラ＝ダラが幾度も，この3人の領民を奪い取った者に対して十分に返還せよと言った言葉がいたずらに無益となり，ダライ＝ラマの言を違った人，その心のままに行なった人々によって，のちにこちらの仏教政治⁽¹⁸³⁾に大いに害を与え，悪く乱れたものである。永遠に規則（kooli durun）となるので，過去，今，終極（将来），3つのことを思い，衆を慈しみ事情を数えて上奏した。（「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6，康熙26年檔冊，No.55，164-168頁（満文）⁽¹⁸⁴⁾。）

トゥシェート＝ハーンは康熙帝に対して，(1)多数の案件を裁断した方式を正しいとする場合は，ガルダン＝ホトクト，2人のアハイらの訴訟に関しても同様に処理してほしいとする一方で，(2)ザサグト＝ハーンがガルダン＝ホトクト，2人のアハイらの訴訟に対して，誓約した大臣らに審問させず，彼らの半分あるいは少数の属衆を返還するのみで事態を收拾させたことを正しいとする場合は，半数あるいは少数の属衆を返還する，といった代替案を提示した。この(2)の場合に半数あるいは少数の属衆を返還するとしたことについて，トゥシェート＝ハーンは，自身のところにいる右翼の属衆は故意に奪った者ではなく，自ら助けを求めて来た者たちであるため，としている。黒龍〔2013:43（初出は黒龍，海純良〔2008〕）〕は，トゥシェート＝ハーンが右翼内部の論争である案件が会盟で裁断されなかったことを口実

⁽¹⁸³⁾石濱裕美子〔2001:201-225〕は，チベット，満洲，モンゴルの間でやりとりされた書簡に，「仏教政治（Tib. chos srid > Mon. törü šajin > Man. doro šajin）」という熟語が共通にみられることを指摘し，形式外交上，三者間において「仏教政治」思想を共有していたことを論じている。本論文はそれに倣って，「仏教政治」と訳出した。

⁽¹⁸⁴⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻6，康熙26年檔冊，No.3，10-11頁を参照。

として、ザサグト＝ハーン殺害事件の際に左翼に逃亡した右翼の多くの属衆を返還しなかった、と論じている。トゥシェート＝ハーンはのち右翼の属衆を半分返還することになるが、以上で論じた(1)、(2)の提案のどちらにも清朝が応じることはなかったため、(2)の代替案を実行に移したものと考えられる⁽¹⁸⁵⁾。

以上より、トゥシェート＝ハーンは会盟における清朝のザサグト＝ハーン家支持に不信・不満を抱き、それを会盟後の早い段階から清朝に訴えていた。後述するザサグト＝ハーン・シヤラの子バランの書簡にも、清朝がバランの祖父の代からザサグト＝ハーン家を大変慈しんだため、トゥシェート＝ハーンが「悪い心を抱いた」と記されている（後掲【史料IV-12】下線部①）。ここから、会盟において清朝がザサグト＝ハーン寄りの対応をとったとするハルハ左翼の言い分はある程度、根拠のあるものとみられる。ところが、この訴えに対する清朝の返書は、『実録』や『朔漠方略』などの編纂史料はもとより『蒙古堂檔』においても収録されていない。『蒙古堂檔』にはほぼ1年単位で東部ユーラシア諸地域の首長らの書簡や清朝皇帝の上諭が檔冊体で収められ、その内容は編纂史料に記載されていないものを多く含む。もちろん、『蒙古堂檔』に収録されていないからといって直ちにその事実が存在しなかったことにはならないが、トゥシェート＝ハーンはフレン＝ベルチルの会盟の件を康熙帝に訴えたのち、わずか1年にも満たないうちにザサグト＝ハーンのもとに出征しており、この短期間のうちにフレン＝ベルチルの会盟に関する康熙帝の対応が改められたとは考え難い。よって、清朝はこの会盟に関するトゥシェート＝ハーンらの不信・不満の蓄積を理解しながら、少なくとも表立った反応を示さず、説得を試みることすらしなかったと捉える方が妥当であると考えられる。たとえ史料が残らなかっただけで、清朝がトゥシェート＝ハーンらハルハ左翼の訴えに対して何らかの反応を示していたとしても、清朝が左翼の不信・不満を知りながらその要求に応じなかったことに変わりはない。

第二節 会盟直後におけるハルハ左右翼の状況とガルダンのハルハ侵攻

1. ザサグト＝ハーン家以外の右翼首長らの動向

トゥシェート＝ハーンは右翼の属衆を半分しか返還せず、それに不満を抱いたザサグト＝ハーンはデグデヘイ＝メルゲン＝アハイ⁽¹⁸⁶⁾、ダルマシリ＝ノヤンらとともにガルダンに

⁽¹⁸⁵⁾ 【史料IV-9】でトゥシェート＝ハーンは、条件(2)を採用する場合、右翼の属衆は故意に略奪した者たちでないため、半数または少数の属衆を返還すると言及している。【史料IV-8】にはトゥシェート＝ハーンらがフレン＝ベルチルの会盟以前から、「モンゴルの慣例」によって右翼の属衆を返還したいと取り決めていたことが記されているが、条件(2)での以上のような言及は、【史料IV-8】でいう「モンゴルの慣例」に基づいたものであったのではないだろうか。この「モンゴルの慣例」が何を指しているのかは不明であるが、モンゴル＝オイラド法典（崇徳5（1640）年制定）の第1条の6に「誰かの所に逃亡者が来れば、半分を取って帰してやれ。」という規定があり〔田山茂 1967:127〕、実際にトゥシェート＝ハーンが属衆を半分、返還していたことは興味深い。

⁽¹⁸⁶⁾ 史料によってデグデヘイという名が単一で現れる場合と、直後にメルゲン＝アハイやダイチ

援助を求めジュン＝ガルへ向かった。すると、康熙 26 年秋、トゥシェート＝ハーンは彼らを追撃してザサグト＝ハーン、デグデヘイ＝メルゲン＝アハイを殺害し、康熙 27 年にガルダンのハルハ侵攻を招く。ハルハの属衆がガルダンの侵攻によって清朝に保護を求めるまでの経緯は宮脇淳子 [1979] や黒龍 [2013:43-56 (初出は黒龍, 海純良 [2008]) ; 2014:116-118] に詳しいが、前述したように、清朝がフレン＝ベルチルの会盟でトゥシェート＝ハーンらハルハ左翼を突き放すかのような対応をとっていたことを踏まえて、あらためて捉え直す必要があるだろう。さらに、先行研究ではガルダンに援助を求めたザサグト＝ハーン家が最終的に清朝に帰順した経緯や、ザサグト＝ハーンの配下であるハルハ右翼の首長までもが、ガルダンの攻撃を受けて清朝に保護を求めるに至った経緯について、十分に分析されていない。よって、本節では以上の点を明らかにしつつ、あらためてフレン＝ベルチルの会盟直後からガルダンのハルハ侵攻によりハルハが清朝に保護を求めるまでの経緯を分析する。

まず、フレン＝ベルチルの会盟直後におけるハルハ右翼の状況について考察する。右翼側が直接自分たちの状況に言及した史料は見出せないが、康熙 26 年 6 月にトゥシェート＝ハーンが康熙帝に送った書簡には次のように記されている。

【史料IV-10】先に全ての事情を上奏していた。今、右翼に機嫌を伺うため派遣した我々の使者が聞いて来て告げた言。①「ボショグト＝ハン (ガルダン) は彼のチェチェン (セツェン)＝ウバシという大臣を派遣し、右翼を会盟させ、衆が会盟した地でボショグト＝ハンの書を読み上げた。〔読み上げた〕書の言。『汝ら右翼は全てザサグト＝ハンの言 (命令) を違えるな。もし違えば、叛逆した教訓としてロブサン＝サイン＝タイジのとおりにする。このとおりにする時に、我もまた援助する』と布告した」と言う。この事

ン＝タイジといった名が続いている場合があり、どこで名前が切れるか判断し難い。宮脇淳子 [1979:126] はデグデヘイとメルゲン＝アハイを別々の人物と捉え、メルゲン＝アハイについては、康熙 21 年に使者をイルクーツクに派遣した人物で、のちにロシア国籍を得たと説明している。その一方、黒龍 [2013:43 (初出は黒龍, 海純良 2008) ; 2014:116] はデグデヘイ＝メルゲン＝アハイを 1 人の人物とし「右翼貴族」と捉えている。しかし、『王公表伝』巻 73, 伝第 57, 扎薩克輔国公旺舒克列伝 (漢文) には旺舒克 (ハルハ左翼ダンジン＝ラマの長子の子善巴の従子) の父・色爾濟穆がデグデヘイ＝メルゲン＝アハイと称されており、左翼の首長であったことが窺える。さらに、旺舒克列伝には色爾濟穆が康熙 26 年にザサグト＝ハーンとともに、トゥシェート＝ハーンに殺害されたことについても記されている。なお、『王公表伝』巻 64, 伝 48, 扎薩克多羅貝勒卓特巴列伝 (漢文) によると、デグデヘイ (ここではメルゲン＝アハイという称号は記されていない) はダルマシリ＝ノヤン (卓特巴) の同族とある。また、「ハルハのフンドウレン＝ボショグトの上奏する書」『蒙古堂稿』巻 8, 無年稿冊, №164, 460 頁 (満文), №165, 463 頁 (モンゴル文) には「ザサグト＝ハーン、デグデヘイ＝ダイチン＝タイジ、2 人の事情を我々の使者に聞いて」とあり、デグデヘイ＝ダイチン＝タイジで 1 人の人物であるように見受けられる。トゥシェート＝ハーンらの上奏文によると (【史料IV-11】), デグデヘイ＝ダイチン＝タイジは右翼の首長らしい。以上から、本稿ではデグデヘイ＝メルゲン＝アハイを 1 人の人物とみなし、かつ、デグデヘイ＝ダイチン＝タイジとは異なる人物とみなすが、なおも詳細不明であるため、これらの人物についてはさらなる検討が必要であろう。

情を我々の使者自身が見聞したことであり大いに本当である。次いでまた聞いたこと。

「ボショグト＝ハンはこちらに遊牧するため[来て]アルタイ山陽方面[より] ilan heger に入る。ザサグト＝ハンもまたあちらに行つて[ガルダンと]会つて遊牧する。デグデヘイ＝メルゲン＝アハイを、ボショグト＝ハンは左翼に合流させるな、送るなど言つてあちらに遊牧させ、②右翼のノヤンらをザサグト＝ハンのところに軍営を張らせ宿営させ従わせる」と言う。ボショグト＝ハンの先の言葉は酷く、今聞けば我々に出兵すると言う言を大いに聞く。[ガルダンの出兵に] 備えないでいながら征討を受けることを警戒する。備えると言いながらまた先んじることを恐れ、2つの間で[悩んで] いる。この事情を上御前に上奏すれば、我々自身に後悔がないため上奏した。(「トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6、康熙26年檔冊、No.89、352-355頁(満文)⁽¹⁸⁷⁾。)

【史料IV-10】によると、フレン＝ベルチルの会盟後、ガルダンはハルハ右翼に会盟を開かせ、そこでハルハ右翼に対して、ザサグト＝ハーンの命に従わなければ反逆とみなし、康熙元年にザサグト＝ハーン殺害事件が発生した際に、ガルダンの兄センゲがその事件の実行者であるロブサンを追撃し捕獲したように軍事征討を行う姿勢を示していたという(下線部①)。また、ガルダンはハルハ右翼の属衆に圧力をかけザサグト＝ハーンのもとに団結させて、ハルハ左翼に出兵しようとしているとも記されている(下線部②)。

ついで、同年9月にトゥシェート＝ハーン、ダイチン＝ノヤン、メルゲン＝タイジらハルハ左翼の首長がガルダンとの開戦を康熙帝に報告した書簡には、以下のような記述がみられる。

【史料IV-11】また、ハンのそこにいるハルハ、オーロト(オイラド)の我々に友好的な衆は「[ガルダンが]こちらへ遊牧するため、南北2路で(2路に分かれて)出兵することは本当である」と言っていて、我々の右翼のザサグト＝ハン、デグデヘイ＝ダイチン＝タイジを除いた右翼の衆の言「ボショグト＝ハン(ガルダン)が出兵することは本当である」と言っていて、我々のあちらの境界の衆は恐れて再三「我々のところに来てくれまいか」と言うので、出発した事情を上奏する。どのように慈しむかを上が鑑みしてくれまいか。我々は上奏することができない。去年、誓約するときにザサグト＝ハンの事情を尚書[アラニ]は知っていて、他の者もみな知っていることである。今、彼(ザサグト＝ハン)が遊牧する地についてはオーロトのドゥガル＝ラブタン＝タイジと一緒に地にいる。ボショグト＝ハンらのこの状況をみて、政治の良し悪しを争うことに至ったので急ぎ上奏するため[馬を]疾駆させた。(「ハルハのトゥシェート＝ハーン、ダ

⁽¹⁸⁷⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻6、康熙26年檔冊、No.36、111-113頁を参照。なお、このトゥシェート＝ハーンの上奏は『朔漠方略』巻4、康熙26年6月28日(甲戌)の条(満文)にも記載がある。

イチン＝ノヤン、メルゲン＝タイジらの上奏する書』『蒙古堂檔』卷6, 康熙26年檔冊, No.94, 369-371頁(満文)⁽¹⁸⁸⁾。

【史料IV-11】によると、ザサグト＝ハーン、デグデヘイ＝ダイチン＝タイジを除く、ハルハ右翼の属衆がハルハ左翼にガルダンの出兵を通報してきたという。これについては、ハルハ左翼がガルダンの孤立を誇張している可能性を考慮しなければならないが、翌康熙27年に実際にガルダンがハルハに侵攻した後、理藩院尚書アラニ自らがガルダンの消息を探って上奏した内容には、「ガルダンの兵はウェイジェン＝ハタン＝バートル、クンドウレン＝ボショグトを破った。ダルマシリ＝ノヤンなどのタイジらの兵を従わせエルデニ＝ジョーに向かい来ると、トゥシェート＝ハーンの子ガルダン＝タイジが迎え撃ち敗北し……⁽¹⁸⁹⁾」とある。ここから、ガルダンに従ったハルハ右翼の主な首長は、トゥシェート＝ハーンに殺害されたザサグト＝ハーン、デグデヘイ＝ダイチン＝タイジを除くと、ダルマシリ＝ノヤン⁽¹⁹⁰⁾のみであったことが窺える。また、『王公表伝』や『蒙古堂檔』をみても、ガルダンに援助を求めるも、のちにザサグト＝ハーン家とともに清朝に帰順したハルハ右翼の主な首長はダルマシリ＝ノヤン以外にみえてこない。その上、ガルダンがハルハに侵攻した際に、後述するとおり、以前から敵対していたハルハ左翼のみではなく、右翼にまで攻撃を加えていることを踏まえると、フレン＝ベルチルの会盟後の右翼には、ザサグト＝ハーンとそれを後援するガルダンに同調する首長がほとんどいなかった、とみてこそ整合的に理解できる。そしてそのように考えれば、【史料IV-10】の内容も信憑性の高いものと判断できる。すなわち、ハルハ右翼の大部分がザサグト＝ハーンに同調していなかったからこそガルダンは、フレン＝ベルチルの会盟後、わざわざ右翼を会盟させ、「右翼は全てザサグト＝ハーンの言(命令)を違えるな」とまで命じたものと考えられる。さらに、ザサグト＝ハーンがガルダンのもとに向かったのも、単にトゥシェート＝ハーンが右翼の属衆を半分しか返還しなかったからではなく、ほとんどの右翼の首長らが自身に従わない事態に不安を強めたゆえの行動であったとみるべきであろう。

やや時代は遡るが、第一節の2で提示した康熙21年のザサグト＝ハーン・チェンブンの書簡に引用されているハルハに下したダライ＝ラマの旨には「ザサグト＝ハン(チェンブン)を汝らの七旗(ハルハ)は尊重する道理、ザサグト＝ハンと言ったとしても七旗を区別せず扶助する道理であった。まさにこのとおりにすべき」とある(【史料IV-7】)。ダライ＝ラマは、ハルハ左右翼全体に対してチェンブんに敬意を示すよう命じている。チェンブンの権威がある程度にまで及んでいたならば、わざわざダライ＝ラマがこのように命じたりはしないはずであり、ここから、チェンブンの権勢が左翼のみならず右翼においても名目的なもの

⁽¹⁸⁸⁾モンゴル文については『蒙古堂檔』卷6, 康熙26年檔冊, No.41, 121頁を参照。なお、この上奏は『朔漠方略』卷4, 康熙26年9月25日(庚子)の条(満文)にも記されている。

⁽¹⁸⁹⁾『朔漠方略』卷4, 康熙27年6月19日(庚申)の条(満文)。

⁽¹⁹⁰⁾ハルハ右翼で最初にハーンを称したライホルの次子ダルマシリ＝グンタイジの長子(『王公表伝』卷64, 伝48, 扎薩克多羅貝勒卓特巴列伝(漢文))。

であったことがわかる。17 世紀のハルハでは、長子相続が慣例であったが〔烏雲畢力格 2009c:308-309〕, ワンチュクの死後、彼の子ではなく弟のチェンブンがザサグト＝ハーンを継承したため、トゥシェート＝ハーンを始めとするハルハ左翼のみならず、右翼もチェンブンのハーン位継承に少なからず不満を抱いていたと考えられる。その上、第一節の 1 の (1) で論じたとおり、ハーン位を継承したチェンブンは第 3 代ザサグト＝ハーン・ノルブの弟である 2 人のアハイや、ノルブの子ガルダン＝ホトクトの属衆を略奪した。また、第一節の 1 の (3) で論じたとおり、ドルジのジノン号を剥奪し、サマディに与えドルジを始めとするベスト部の首長らから反感を買っていた。ドルジの子ソノムはフレン＝ベルチルの会盟後も父ドルジがジノン号を剥奪された経緯を振り返って説明し、自らがジノン号を得る正当性を主張する書簡を康熙帝に送付している⁽¹⁹¹⁾。さらに、康熙 24 (1685) 年 4 月に清朝に届いたベスト部のエルデニ＝ホンタイジ、セツェン＝ホンタイジ、イルデン＝ホショーチらの書簡からは、チェンブンがサマディとともにベスト部に対して略奪を働いていたことが窺える⁽¹⁹²⁾。既述の如く、ベスト部は、ハーン家、ホンタイジ家に並んでハルハ右翼の一大勢力を率いるジノン家の勢力基盤である。チェンブンは、右翼においても人心が得られない行動を度々とっていたのである。以上からも、ハルハ右翼の首長らはトゥシェート＝ハーンに従っていたわけではないが、ザサグト＝ハーン家のもとに統制がとれていなかったとみなしてよからう。

ハルハ右翼のほとんどの首長は、トゥシェート＝ハーンと敵対するガルダンとザサグト＝ハーンの行動に同調していたのではなく、ハルハ右翼においてザサグト＝ハーンの権勢がほとんど及ばない状況にあった。そのため、ガルダンがハルハへ侵攻すると、ハルハ左翼のみならず右翼の属衆までもが清朝に保護を求めたのである。

2. ザサグト＝ハーン家の動向

前述のとおり、康熙 26 年秋にトゥシェート＝ハーンはガルダンのもとに向かったザサグト＝ハーン、デグデヘイ＝メルゲン＝アハイ、ダルマシリ＝ノヤンを追跡し、ザサグト＝ハーン、デグデヘイ＝メルゲン＝アハイを殺害した。つづいて、トゥシェート＝ハーンの子ガルダン＝タイジは、ガルダンの弟ドルジジャブが兵を率いて右翼で略奪を行なったため、それを追跡して殺害した〔宮脇淳子 1979:126-127〕〔黒龍 2013:43 (初出は黒龍, 海純良 2008) ; 2014:116〕。ガルダンは上述したとおり、ザサグト＝ハーンに従わない右翼の属衆に対して軍事征討する姿勢を示していたが (【史料IV-10】下線部①), ドルジジャブに略奪された右翼とは、ザサグト＝ハーンに従ってガルダンのもとへ向かった首長ら以外の属衆であり、この略奪は見せしめの意味があったと考えられる⁽¹⁹³⁾。ザサグト＝ハーンが殺害されると、ガ

⁽¹⁹¹⁾ 「ハルハのメルゲン＝ジノンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻 6, 康熙 26 年檔冊, No.18, 54-56 頁 (モンゴル文), No.70, 250-254 頁 (満文)。

⁽¹⁹²⁾ 「ベストのノヤンらの上奏した書」『蒙古堂檔』巻 4, 康熙 24 年檔冊, No.75, 267-272 頁 (モンゴル文)。

⁽¹⁹³⁾ 『朔漠方略』巻 4, 康熙 27 年 6 月 7 日 (癸丑) の条 (満文) には「ガルダンの弟ドルジジャ

ルダンはザサグト＝ハーンの妻と3人の子バラン、グング、ケセグをアルタイ山陽に居住させるとともに〔岡洋樹 2007a:84 (初出 1993)〕, 康熙 27 年春, 3 万の兵を率いてハルハ右翼, さらに左翼を攻撃し, 続けてトゥシェート＝ハーンの子ガルダン＝タイジと交戦してこれを破った。8 月, トゥシェート＝ハーンはガルダン軍と激突するが敗北し, これによりハルハ左右翼の多くが清朝支配下の漠南へ逃亡した〔宮脇淳子 1979:126-127〕〔黒龍 2013:43-44 (初出は黒龍, 海純良 2008) ; 2014:116〕。

ところが, ガルダンはハルハ侵攻直後, 甥のツェワン＝ラブタンが離反したことにより, ジューン＝ガル本国との連絡が絶ち切れ, アルタイ山脈以東に孤立してしまい, 当初の勢いを失っていく〔岡田英弘 2013:93-94〕。その上, 康熙 29 (1690) 年にはガルダンの援助を受けていたザサグト＝ハーンの子バランまでもがダルマシリ＝ノヤンに率いられ清朝に帰順する⁽¹⁹⁴⁾。それでは, なぜガルダんに保護を求めた彼らまでもが, 一転してガルダンより離反し清朝に保護を求めたのだろうか。以下ではフレン＝ベルチルの会盟以降のバランとダルマシリ＝ノヤンの動向を分析し, ジューン＝ガル情勢の変化も踏まえた上で, 彼らが清朝に帰順した背景を考察していく。

まず, バランの動向について分析する。バランは, 康熙 29 年に清朝に帰順する際に康熙帝に書簡を送付し, フレン＝ベルチルの会盟からガルダンのハルハ侵攻を経て, 自らが清朝に帰順するまでの経緯を以下のように説明している⁽¹⁹⁵⁾。

【史料IV-12】大主の御前に, エルケ＝アハイ [=バラン⁽¹⁹⁶⁾] が上奏すること。①我が祖父チェチェン (セツェン) ＝ハン (チェンブン⁽¹⁹⁷⁾) を甚だ慈しんで, 我が父ザサグト＝ハン (シャラ) の逃散した領民・民を集めて与えた。上大主が慈しんだため, トゥシェート＝ハンは悪い心を抱いた。ハルハ, オーロト (オイラド) の2つ [の政治] が壊れるというときにザサグト＝ハン (シャラ), ダルマシリの2人は2人のハン (ガルダン＝ボショグト＝ハン, トゥシェート＝ハン) に議論するため, 「先の庚辰年 (崇徳5 年, 1640 年) 以来, 大いなるザサグト＝ハン (第2 代ザサグト＝ハーン・ソバンディ) は法を拡大し政治を安定させ, 衆はともに平安に暮らしていた。汝らの2 人のハンの力は均衡すると議論することではない。ただダライ＝ラマ, 聖主が慈しみ [ザサグト

ブ, グンジャン＝グムブらは, 兵を率い右翼のバンディ＝ダイチン＝タイジ, バルダン＝タイジ, ブトクセン＝ホトクトラの領民, 家畜をともに略奪した」とあり, ドルジジャブが略奪した右翼の属衆とは, ザサグト＝ハーンに従っていたダルマシリ＝ノヤンら以外の右翼首長の属衆であったことがわかる。

⁽¹⁹⁴⁾『王公表伝』巻 64, 伝 48, 扎薩克多羅貝勒卓特巴列伝 (漢文)。

⁽¹⁹⁵⁾『聖祖実録』では, 康熙 29 年 5 月 11 日の条にバランの帰順について記されているが (『聖祖実録』巻 146, 康熙 29 年 5 月 11 日 (辛丑) の条 (漢文)), 『蒙古堂稿』によると康熙 29 年 4 月 20 日に【史料IV-12】を理藩院の官員に送ってきていて, その後, 同日に上奏したとある。

⁽¹⁹⁶⁾バランの帰順について記されている『聖祖実録』の記事には「ハルハのエルケ＝アハイ＝バラン (喀爾喀額爾克阿海巴郎)」とあり, バランはエルケ＝アハイと称していたことがわかる (『聖祖実録』巻 146, 康熙 29 年 5 月 11 日 (辛丑) の条 (漢文))。

⁽¹⁹⁷⁾『アサラクチ史』によると, チェンブンはザサグト＝セツェン＝ハーンの称号を有していた。

=] チェチェン=ハンを承襲させた名のもとに、[我々は] 汝らの2人が破壊することを諫めるため議論する」とて2人に使者を派遣したのであった。②かえって我々が派遣した使者をボショグト（ガルダン）は捕えた。トゥシェート=ハンもまた我々の使者を捕え、また来てザサグト=ハンを捕え我々を破壊し収容したのち、我が1人の身をいないものとして、我が領民を分配して取りたいということを我は聞いて、大主の御前に上奏する意があったけれども、七旗が戦争となったので上奏できなくなって、ハルハはオーロトを恐れ敗走し我の元々いた地に来て事情を上奏しようといるときに、ボショグト=ハンの兵に遭遇し、ボショグト=ハンとともに行なった（行動を共にした）。③我がこのように行なったことは、ザサグト=ハンを生かしたまま良くすべきと言うため、ボショグトとともに行なっていた。ボショグトの言「汝らの右翼の事情をラマの御前に上奏する限り、我とともに留まれ」と言った。しかしながら、たぐい稀な大主に頼り尽力することができるかと思つて来た。慈しむならば鑑みてくれまいか。（「ハルハのエルケ=アハイの上奏した書」『蒙古堂檔』巻9、康熙29年檔冊、No.53、135-137頁（満文）⁽¹⁹⁸⁾。）

冒頭に「我が父ザサグト=ハン（シャラ）の逃散したその領民・民を集めて与えた」とあるのは、康熙帝がフレン=ベルチルの会盟を開き、そこでトゥシェート=ハーンにハルハ左翼に逃亡した右翼の属衆を返還させるよう取り決めたことを意味していると考えられる。フレン=ベルチルの会盟で清朝がザサグト=ハーンを支持する対応をとり、トゥシェート=ハーンらハルハ左翼が不満を抱いていたことは第1節で明らかにしたが、【史料IV-12】下線部①より、バランは清朝に帰順を乞う際に、フレン=ベルチルの会盟での清朝の対応を理由づけとして、帰順の意を示していたことが読みとれる。つづけて、バランは、かなわなかったものの、戦乱の中、常に状況を康熙帝に上奏しようとしていたことを強調した上で（下線部②）、ガルダンと行動を共にした事情を、下線部③のとおり、やむを得ずそうしたものと説明している。以上の内容は、清朝に自らの帰順を認めさせようとする局面で述べられたものであるため、バランのそれまでの行動の真意について記載内容を額面通り受けとることはできない。しかしながら、ザサグト=ハーン家はトゥシェート=ハーンと敵対していただけであつて、フレン=ベルチルの会盟や右翼のジノン号問題等における清朝の対応に照らせば、確かに清朝に対して敵意をもつ理由はなかったであろう。以下に提示する史料は康熙28年11月に理藩院に届き、その後、上奏されたエルデニ=ハタン=バートル⁽¹⁹⁹⁾のザサグ号授与を要請するため、バランが清朝に送付したと考えられる書簡である。

⁽¹⁹⁸⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻9、康熙29年檔冊、No.54、137-139頁を参照。

⁽¹⁹⁹⁾【史料IV-13】にもあるとおり、ハルハ右翼のオトグの一つであるエルジゲンを領有する首長。エルデニ=ハタン=バートルはガルダンのハルハ侵攻によって康熙27年に清朝に帰順し、翌年にザサグを授かっている（『王公表伝』巻64、扎薩克輔国公袁占列伝（漢文））。

【史料IV-13】仁徳あるマンジュシリの化身の御身、衆生を一様に慈しむが如く慈悲深く優しい心を持った天下の主である康熙帝の御前に、エルデニ＝ザサグト＝ハンの上奏すること。エルデニ＝ハタン＝バートルの件。我々の七旗においてエルジゲンもまたやや大きい国であった。我々のこのところの右左2翼の中で、このエルジゲンのエルデニ＝ハタン＝バートルは、右翼で長上の位に立たせたザサグのノヤンであった。かようなので、このエルデニ＝ハタン＝バートルをザサグとしてくれまいか、とエルデニ＝ザサグト＝ハーン、また衆ノヤンらが上奏する。（「ハルハのエルデニ＝ザサグト＝ハーンの上奏する書」『蒙古堂檔』巻8，康熙28年檔冊，No.152，446-447頁（満文）⁽²⁰⁰⁾。）

「エルデニ＝ザサグト＝ハーン」とはシャラの称号であるが⁽²⁰¹⁾，当時，シャラはトゥシェート＝ハーン⁽²⁰²⁾の追撃を受けたことによりすでに死去しており，ガルダンの指示のもとアルタイ山陽に遊牧していたシャラの子バランがザサグト＝ハーンの名義で清朝に書簡を送付し，エルデニ＝ハタン＝バートルのザサグ号授与を願い出たと考えられる。バランがガルダンの従いながら，エルデニ＝ハタン＝バートルのザサグ号授与を清朝に要請した意図は不明であるが，康熙28年の時点で清朝に書簡を送付していたことは，バランがガルダンの保護下にありながら，清朝と接触を持っていたことを示唆している⁽²⁰²⁾。

以上より，バランはひたすらガルダンの従っていたわけではなく，清朝を頼みとする側面も当初から一貫して合わせ持っていたと考えて何ら矛盾はない。そのことは，康熙29年にバランとともに清朝に帰順した際のダルマシリ＝ノヤンの書簡からも窺える。ダルマシリ＝ノヤンはその書簡の中で，康熙元年のザサグト＝ハーン殺害事件にまで遡って，清朝に帰順するまでの自らの言動を説明している。詳細は以下のとおりである。

⁽²⁰⁰⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻8，康熙28年檔冊，No.153，447-448頁を参照。

⁽²⁰¹⁾ハルハの年代記である『シャラ＝トージ』（作者不明。18世紀頃編纂）にはワンチュクはメルゲン＝ハーン，チェンブンはセツェン＝ハーンと称されていたことが記されているが，チェンブンの子シャラについてはシャラ＝ザサグト＝ハーンとあるのみである〔森川哲雄2007:297〕。だが，康熙25年に清朝に送付したザサグト＝ハーン⁽²⁰²⁾の書簡には「ハルハのエルデニ＝ザサグト＝ハーンの上奏すること」とある（例えば，「ハルハのエルデニ＝ザサグト＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻4，康熙25年檔冊，No.144，453頁（満文）を参照）。康熙25年時点でのザサグト＝ハーンはシャラなので，「エルデニ＝ザサグト＝ハーン」とはシャラの称号であったと考えられる。

⁽²⁰²⁾【史料IV-13】については，理藩院が書簡を処理した過程が満文で記録されており，それによると【史料IV-13】とともに，トゥシェート＝ハーンとエルデニ＝ハタン＝バートルの書簡も，この時，理藩院に届いている。彼らの書簡は，共にエルデニ＝ハタン＝バートルのザサグ号授与を要請するものである（トゥシェート＝ハーン⁽²⁰²⁾の書簡の内容は「ハルハのトゥシェート＝ハーン⁽²⁰²⁾の書」『蒙古堂檔』巻8，康熙28年檔冊，No.154，448頁（満文），No.155，448頁（モンゴル文），エルデニ＝ハタン＝バートルの書簡の内容は「ハルハのエルデニ＝ハタン＝バートルの上奏する書」『蒙古堂檔』巻8，康熙28年檔冊，No.156，449-450頁（満文），No.157，450-451頁（モンゴル文）を参照）。また，彼らの他，3人のハルハ首長の書簡も同時期に理藩院に届き処理されている（理藩院がこれら6通の書簡を処理した過程については『蒙古堂檔』巻8，公文書を処理した記録，457頁（満文））。

【史料IV-14】先に寅年（康熙元年）、ホタラ＝ハン（ザサグト＝ハン・グムブ）をロブサンが捕え政治を壊したので、トゥシェート＝サイン＝ハンに我が父、我々の2人は「その事情を」聞かせ、七旗は出兵しロブサンのいた地を破壊した。それから我が父、我々の2人はオーロト（オイラド）のセングに「この事情を」聞かせ、「セングは」出兵しロブサンの身柄を捕え、ザサグト＝ハンの政治を補佐し行なっていた。①のち寅年（康熙25年）に上主の旨でガルダン＝シレトゥ、アラニ尚書の2人を派遣し、右翼グサ⁽²⁰³⁾を慈しみ七旗を会盟させ、2人のハン、七旗の衆ノヤンらを仏教政治のため誓わせた。それから我々は主の旨で誓約のとおりいるときに、②ハルハは、オーロトが破壊すると聞くや否や、たぐい稀なる主の御前に、卯年（康熙26年）、チェチェン（セツェン）＝ザイサンを派遣し上奏させた。ここにとて、2人のハンに議論するため使者を送った。ハルハ、オーロトのいずれも助けたことはない。それから③先に「トゥシェート＝」サイン＝ハンがザサグト＝ハンを捕え、我がいた地を包囲した。我は兵の中から出るのに甚だ苦勞した。それからボショグト＝ハンが我々を收容し、オーロトと一緒にになった。これらの事情をシャンナン＝ドルジ、アナンダ侍衛の2人に、ウェイジェン＝チェチェン（セツェン）、トゥラル＝ザイサンの2人を派遣し通報させていた。のちダライ＝ラマの使者であるチェチク＝ダライ＝カムブが我々のところに来たときに、我が一切の事情をともに告げてそれとともに使者を派遣し、ダライ＝ラマの御前に我々右翼ハンを承襲させ、なお我々の右翼の元来の地を継承させて（治めさせて）くれまいかと聞かせた。比類ない主の御前に我自身が行き、上奏したいと言っていた。④「しかしながら、我は」歳老い乗る牲畜、食べる口糧がないので、子のエルデニ＝ダイチンを送った事情はこのとおりである。天のごとく聖主が鑑み我々のハンを承襲させ、右翼をなお先のとおりしてくれまいか。慈しむならば鑑みてくれまいか、鑑みてくれまいか。

（「ハルハのダルマシリ＝ノヤンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻9、康熙29年檔冊、No. 55, 139-141頁（満文）⁽²⁰⁴⁾。）

ダルマシリ＝ノヤンは、ガルダンがハルハへ侵攻するという情報を入手すると、ただちに清朝に報告し（下線部②）、さらに、トゥシェート＝ハーンの包囲から逃れたあと、ガルダンと行動をともにしながらも、清朝の使臣であるシャンナン＝ドルジ、アナンダの2人にその事情を通報していたと康熙帝に説明している（下線部③）。【史料IV-14】はダルマシリ＝ノヤン自身の上奏文であるため、ダルマシリ＝ノヤンが常に事態を清朝に報告していたという供述に関して誇張の可能性も考慮しなければならないが、ほかでもなく報告していた相手である清朝に述べていることから、概ね事実即ち発言であったとみられる。言い換えると、確かに【史料IV-14】は清朝に帰順を願い出るために送った書簡であり、清朝に自ら

⁽²⁰³⁾モンゴル語では、地縁的社会組織であるオトグによって形成される軍事組織を意味する「ホショー」とある（『蒙古堂檔』巻9、康熙29年檔冊、No.56, 142頁）。

⁽²⁰⁴⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻9、康熙29年檔冊、No.56, 141-144頁を参照。

の正当性を主張する性質を強く帯びていると考えられるが、だからこそ、常に事態を報告していたかどうかの事実を把握している清朝に、虚偽や誇張とも捉えられる発言をして、わざわざ自身の正当性を損ねる事態を招くことはまずしいといえる。以上より、ダルマシリ＝ノヤンはガルダンに従いつつも、事態がどう転じても政治的選択ができるよう、清朝との連絡を密にしていたと考えられる。なお、ダルマシリ＝ノヤンもバラン同様、【史料IV-14】下線部①でフレン＝ベルチルの会盟における清朝の対応に言及している。

また、ザサグト＝ハーン家が最終的に清朝に保護を求めるに至った経緯を分析する上で、前述したジューン＝ガル情勢の変動も注目し得る。ツェワン＝ラブタンの離反により、ガルダン陣営は逃散者を続出させ、困窮状況にまで陥った⁽²⁰⁵⁾。さらに、ガルダンに捕えられたハルハの属衆の中には、脱出して清朝に保護を求める者や、財物を全て奪われた上で釈放される者などもいた⁽²⁰⁶⁾。【史料IV-14】下線部④からも、ガルダンの陣門に降っていたダルマシリ＝ノヤンが困窮していたことが窺える。一方、清朝は戦乱のなか、瓦解し家畜を捨てて清朝に逃亡して来るハルハの人々に対して、漠南に牧地を指定し安置するとともに、銀や食料を与えて養った〔黒龍 2013:48（初出は黒龍，海純良 [2008]）；2014:120-121〕。以上のような状況も、ザサグト＝ハーン家の清朝帰順に十分影響を与えたと考えられる。

ザサグト＝ハーンの子バランやダルマシリ＝ノヤンは、ガルダンのみに依存していたのではなく、ガルダンに従う一方で清朝とも常に連絡をとることを図り、ジューン＝ガル情勢が変動しガルダンが劣勢に陥ったことをみて、清朝に帰順を願い出たのであった。

3. 清朝のハルハ左翼に対する冷遇と両者の対ロシア協力

フレン＝ベルチルの会盟以降におけるハルハ左翼の動向に目を移すと、会盟以降もハルハ左翼の要求が清朝に受け入れられない状況が続いていた。すなわち、トゥシェート＝ハーンは、康熙 26 年正月に康熙帝に勅印の給与を要請するが、康熙帝はその要請を拒絶している〔岡洋樹 2007a:82（初出 1993）〕。さらに、同年 2 月にセツェン＝ハーン・ノルブが病死し、それをノルブの子イルデンが清朝に報告すると、康熙帝はハルハ左右翼の首長らに書簡を送り、イルデンにセツェン＝ハーン位を承襲させるよう命じた〔岡洋樹 2007a:82-83（初出 1993）〕〔烏雲畢力格 2009c:309-311（初出 2007）〕。これに対して、ジェブツンダムバ＝ホトクトを始めとするハルハ左翼は、康熙帝のセツェン＝ハーン位継承問題への介入に断固として反対したけれども、同年 9 月にはイルデンがセツェン＝ハーンとして清朝に九白の貢を送っている〔烏雲畢力格 2009c:312-316（初出 2007）〕。加えて、トゥシェート＝ハーンとジェブツンダムバ＝ホトクトは、ガルダンからジェブツンダムバ＝ホトクトがフレン＝

(205) 「ダライ＝ラマに情勢を報告する勅書」『蒙古堂檔』巻 8，無年檔冊，No.180，521 頁（満文），No.181，526 頁（モンゴル文），『朔漠方略』巻 6，康熙 29 年 3 月 23 日（甲寅）の条（満文）。

(206) 「ハルハのエルデニ＝ダイチン＝タイジの上奏する書」『蒙古堂檔』巻 8，無年檔冊，No.158，451-452 頁（満文），No.159，452-453 頁（モンゴル文），「ハルハのヨンシエブ＝アルスラン＝ダイチン＝ホショーチの上奏した書」『蒙古堂檔』巻 9，康熙 29 年檔冊，No.65，150-151 頁（満文），No.66，152-153 頁（モンゴル文）。

ベルチルの会盟でダライ＝ラマの名代と対等に振舞ったと非難を受け⁽²⁰⁷⁾、同年5月、康熙帝に書簡を送りそのことを報告するとともに、ガルダンがハルハに出兵するという情報を伝えたが、康熙帝は反応を示さず放置した。続く6月、トゥシェート＝ハーンは再度、右翼の状況とガルダンのハルハ出兵の情報を康熙帝に報告し、助けを乞うものの（【史料IV-10】）、それに対して康熙帝は「ザサグト＝ハーンは我が恩を受けたこと甚だ深く、これらの言葉（ガルダンが左翼に出兵するという情報）は〔トゥシェート＝ハーン〕属下の空虚なうわさで不和ならしめ疑念を抱くこと測り知れない。トゥシェート＝ハーンに、なお先に〔フレン＝ベルチルの会盟で平和に暮らすと〕誓約したことを重要として永久に平安をなせ」と伝えるよう臣下に命令するのみであった⁽²⁰⁸⁾。トゥシェート＝ハーンが短い期間に何度もガルダンの出兵の可能性を清朝に報告していることから、ハルハ左翼がガルダンの出兵に不安を募らせ、緊迫した状況にあったことが窺える。この後、トゥシェート＝ハーンはガルダンのもとに向かったザサグト＝ハーンの追撃に乗り出し、この事態を清朝に報告した（【史料IV-11】）。すると、ここに至って康熙帝はようやく事の重大さを理解し、トゥシェート＝ハーンとガルダンに書簡を送付して戦争を止めるよう説得にかかり、ダライ＝ラマにも書簡を送付してガルダンの開戦を引き止めるよう要請した⁽²⁰⁹⁾。しかし、このような清朝の説得は間に合わず、トゥシェート＝ハーンはザサグト＝ハーンを殺害し、ガルダンのハルハ侵攻をもたらすこととなる。

以上より、フレン＝ベルチルの会盟以降、清朝とハルハ左翼の見解は度々相反し、特に、清朝はザサグト＝ハーンやガルダン関連に関するハルハ左翼の不満・不安の申し出に対して一切、正面から取り合おうとせず、ハルハ左翼の意向は清朝に軽視されていたことが窺える。

それでは、なぜ清朝は、尽くトゥシェート＝ハーンらハルハ左翼の意向をほとんど考慮しない対応をとったのだろうか。ガルダンがフレン＝ベルチルの会盟におけるジェブツンダムバ＝ホトクトの行動を問いただしてきているのみならず、ハルハに出兵しようとしているという情報をトゥシェート＝ハーンが康熙帝に最初に知らせた前述の康熙26年5月の書簡の一部には、次のように記されている。

【史料IV-15】 また、オロス（ロシア）のチャガン＝ハーンが 5,000 の使者を派遣したとて、使者が書を送って来て、来た使者は戻って行った。使者の言の大概は上主に急いで使者を派遣し、またはここに来い、または東方に来い、またはいかなる地まで来いと言った地で会盟し、政治を合わせると言う。他には衆兵が東方に前進したと聞いた。〔オ

⁽²⁰⁷⁾ガルダンはジェブツンダムバ＝ホトクトに送った書簡と同じ内容のものを康熙帝にも送付し、フレン＝ベルチルの会盟でのジェブツンダムバ＝ホトクトの振舞いを非難している〔石濱裕美子 2001:241-243〕。

⁽²⁰⁸⁾『朔漠方略』巻4、康熙26年6月28日（甲戌）の条（満文）。

⁽²⁰⁹⁾「ハルハのトゥシェート＝ハーンに下した勅書」『蒙古堂檔』巻6、康熙26年檔冊、No.46、130-133頁（モンゴル文）、No.99、393-399頁（満文）。

ロス⁽²¹⁰⁾の領民は]我々の属下のハリヤトと称する領民を取り、辺界の地に遊牧しているものが甚だ多いとはいえ、これらの人々のハンが政治を合わせることを願っているようであるが、彼らの領民は甚だ誠実ではなく騒乱を起こし不穏なので、処理することができず久しかった。今、この使者にチャガン＝ハンにあちらに言った言葉の返答があるというため、事情を知り明らかにするため人を派遣した。全てに有益となる訓旨で慈しむことを願うとて、上奏する書の贈り物として猊狸⁽²¹¹⁾の毛皮1枚、8枚の貂皮を合わせて良き日に上奏した。(「ハルハのオチライ＝トゥシェート＝ハーンの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6、康熙26年檔冊、No.82、331-332頁(満文)⁽²¹⁰⁾。)

康熙24(1685)年から25年における清朝のアルバジン攻城戦において、清朝とハルハ左翼が共同作戦をとっていたことは周知のごとくである[宮脇淳子 1979:123][吉田金一 1984:189]。【史料IV-15】からも、トゥシェート＝ハーンはロシアの動向を報告しており、ロシアと対峙するために清朝との協力を図っていたことが窺える。ここで注目したいのは、フレン＝ベルチルの会盟以降、度々、清朝に冷遇され、ガルダン襲来の危機によりハルハ情勢が緊迫した状況に至っても、トゥシェート＝ハーンがロシアと対抗するために清朝との協力を目指し続けていたことである。なお、この時、ジェブツンダムバ＝ホトクトもガルダンがフレン＝ベルチルの会盟での自身の振舞いを非難してきたことと合わせて、ロシアの使者が送ってきた書簡の内容を明らかにするため清朝に報告している⁽²¹¹⁾。

ハルハ左翼に対する清朝の対応の意図について、史料的に裏付けることはできないが、当時の状況を勘案すれば、清朝に敢えて左翼寄りの態度をとらせるような客観的情勢が存在していたとは考えにくい。トゥシェート＝ハーンらハルハ左翼は、上述のとおり、清朝に度々意向を軽視されながらも、対ロシアでの協力を惜しまない態度を変えず、清朝を頼りとしていた。彼らはザサグト＝ハーン家やそれを後援するガルダンのみならずロシアとも敵対しており⁽²¹²⁾、清朝との関係を破綻させるわけにはいかない状況にあったと考えられる。

清朝は、ハルハ左翼とロシアの敵対関係はもちろんのこと、トゥシェート＝ハーンらハルハ左翼がガルダンと敵対関係にあったことを以前から把握していた。そのことを示す記述は、トゥシェート＝ハーンらハルハ左翼の首長が康熙26年9月にガルダンのもとに向かったザサグト＝ハーンの追撃に乗り出したことを清朝に報告した際の(【史料IV-10】)、康熙帝の返書の一部にみられる。その内容は以下のとおりである。

【史料IV-16】汝ら(トゥシェート＝ハーンら)が上奏した書に「オーロト(オイラド)

⁽²¹⁰⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻6、康熙26年檔冊、No.30、99-100頁を参照。

⁽²¹¹⁾「ジェブツンダムバの上奏した書」『蒙古堂檔』巻6、康熙26年檔冊、No.31、101-102頁(モンゴル文)、No.83、333-335頁(満文)。

⁽²¹²⁾トゥシェート＝ハーンらハルハ左翼は康熙3(1664)年以降、ブリヤート人の貢納問題を巡ってロシアに再三抗議の使者を派遣し、康熙20年にはザバイカリエのロシアの拠点に攻撃をかけるなど、一貫してロシアと敵対していた[宮脇淳子 1979:119-123]。

のガルダン＝ボショグト＝ハンは2路で(2路に分かれて)出兵するということを聞き、兵を迎える(迎え撃つ)ため出発した」と言っている。先に康熙 16 (1677) 年、オーロト、ハルハは互いに反目し兵を挙げたと言う。たとえ真偽が測り知れなくても、我(康熙帝)は天下を全て治めることにより、一切の暮らす民は共に我が赤子である。我は決して内外とって区別してみることはない。一つの民が暮らすことができなくなれば、我が心は悲しく思う。もし、オーロト、ハルハの2部が本当に反目し互いに傷つけ合い騒乱することに至ったときに、我が心は甚だ忍びない。オーロト、ハルハの2部は元来、互いに良く暮らしていた上に、我に代々絶えず貢を送っていたことにより、従来どおり通好し、我の様に慈しみ見守る意に合わせ、互いに和睦し、平安安逸に暮らせば、我が心は甚だ嬉しい、と該部(理藩院)に旨を下し、ハルハ、オーロトに共に書を送っていた。(「ハルハのトゥシェート＝ハーンに下した勅書」『蒙古堂檔』巻6, 康熙 26 年檔冊, No.99, 393-396 頁(満文)⁽²¹³⁾。)

「康熙 16 (1677) 年、オーロト、ハルハは互いに反目し兵を挙げた」とは、ホシュートのオチルト＝ハーン⁽²¹⁴⁾がガルダンと衝突した際に、トゥシェート＝ハーンがオチルト＝ハーンを助けるため出兵しガルダンと一戦を交えたことを指している⁽²¹⁵⁾。清朝は当時、この情報をつかむと、トゥシェート＝ハーンとガルダンの双方に書簡を送付し、両者の和解を促していたのである。ここから、清朝はトゥシェート＝ハーンとガルダンの間に、軍事衝突が発生するほどの確執があることを十分理解していたことがわかる。

さらに、ガルダンのハルハ侵攻後、ダライ＝ラマ政権がトゥシェート＝ハーンとジェブツンダムバ＝ホトクトの身柄を引き渡すよう清朝に要求していることなどから、トゥシェート＝ハーンとジェブツンダムバ＝ホトクトは、ダライ＝ラマ政権に敵視されていたことが先行研究で指摘されている〔宮脇淳子 1993:174〕〔岡田英弘 2013:94〕⁽²¹⁶⁾。

片や、ザサグト＝ハーンはガルダンの後ろ盾があるといっても、前述したようにハルハ右翼のほとんどの首長らはザサグト＝ハーンに従っておらず、ザサグト＝ハーンの権威は名目的なものであり、清朝がザサグト＝ハーンを支持したとしてもそれに乗じてザサグト＝ハーンが直ちに強大化することは考え難い状況にあった。さらに、ガルダンはダライ＝ラマ

⁽²¹³⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻6, 康熙 26 年檔冊, No.46, 130-132 頁を参照。

⁽²¹⁴⁾オチルトは康熙 5 年にダライ＝ラマからハーン号を授かった。順治 14 (1657) 年にジュン＝ガルで内紛が生じた際に、ガルダンの同母兄であるセンゲを支援したが、センゲの死後、ガルダンがジュン＝ガル部長となると、次第にガルダンと対立するようになり、康熙 14 (1675) 年には軍事衝突を引き起こした。その後、オチルトはガルダンに敗北し捕縛される〔宮脇淳子 1995:191-195,198-201〕。

⁽²¹⁵⁾トゥシェート＝ハーンの娘はオチルト＝ハーンの甥に嫁いでいたため、トゥシェート＝ハーンは康熙 16 年にオチルト＝ハーンがガルダンの襲撃を受けた際に救援軍を派遣した〔宮脇淳子 1979:125〕。

⁽²¹⁶⁾また、宮脇淳子 [1993:165-170] によると、当時、ジェブツンダムバ＝ホトクトはダライ＝ラマが属するゲルク派に属していなかった可能性が高い。

政権と緊密な関係にあり⁽²¹⁷⁾、清朝はこのことを認識していた⁽²¹⁸⁾。清朝にとってロシアと対峙するためにハルハ左翼との協力は当然、必要不可欠なものであったが、清朝は、清朝の対応如何にかかわらず自身を頼るしかないハルハ左翼の状況を見透かして、右翼のザサグト＝ハーンに肩入れし、ハルハの均衡維持を図っていたと考えられる。おそらくは康熙帝にとってフレン＝ベルチルの会盟は、ハルハの内紛を解決・解消するというよりも、ハルハの均衡を保つための当座の手段にすぎず、そのような見地から、ザサグト＝ハーンの意向に沿うような対応をとり⁽²¹⁹⁾、トゥシェート＝ハーンらから異議申し立てを受けてもそれを黙殺してやり過ごそうとしたのであろう。

ともあれ、左翼側が清朝の対応に不満を蓄積させていたことは疑いないところであり、それゆえにこそトゥシェート＝ハーンは、この後、康熙帝の意向に反してザサグト＝ハーンに攻撃をかけるに至ったとみてよい。トゥシェート＝ハーンはフレン＝ベルチルの会盟、ジノン号問題、勅印の給与要請、セツェン＝ハーン位承襲問題などにおいて、自身の意向が尽く反映されなかった上に、ガルダンの出兵の可能性を何度も訴えても、あしらうような態度をとられたため、交渉によって事態を打開する可能性が失われたと考え、ガルダンに先んじて攻勢に出たといえる。清朝は前述のとおり、ガルダンに書簡を送付しトゥシェート＝ハーンとの開戦の停止を呼びかけるとともに、ダライ＝ラマにも協力を要請するが、それはトゥシェート＝ハーンが出兵した後のことであり、それ以前はいくらトゥシェート＝ハーンが不安を訴えても、争いを止めるようガルダンらの説得に当たることすらしなかったのである。もちろん、第1節の2で論じたとおり、トゥシェート＝ハーンはフレン＝ベルチルの会盟への不満を清朝に訴えた後、1年も経たないうちに出兵しており、清朝がいかなる対応をとったとしても始めからザサグト＝ハーンと和解する意志はなかったであろう。しかし、たとえそうであったとしても、トゥシェート＝ハーンらが自分から戦争を仕掛けるといった極端な行動を起こしたのは、彼の個性や積極性も要因の一つであっただろうけれども、清朝の交渉支援や介入は期待できず、単独での武力行使によって決着を図るより他ない状況に追い詰められたことが、大きな影響を与えたとみなすことができよう。

⁽²¹⁷⁾ガルダンとダライ＝ラマ政権との関係については岡田英弘[2013:79-84,88-89,94(初出1979)], 宮脇淳子[1995:198-203]を参照。

⁽²¹⁸⁾前述のとおり、トゥシェート＝ハーンがガルダンとの開戦に乗り出した際に、清朝がダライ＝ラマに依頼し、ガルダンの挙兵を止めさせようとしていたことから、清朝はガルダンとダライ＝ラマ政権との関係性を理解していたといえる。

⁽²¹⁹⁾康熙帝は対ロシア戦に挑むにあたり、ハルハの動揺を避けるため、ガルダンの懐柔に努めていたとされる[吉田金一1984:185-186]。それを踏まえると、清朝がフレン＝ベルチルの会盟でガルダンの後ろ盾があるザサグト＝ハーンを考えを支持する対応を講じたのも、ザサグト＝ハーンがガルダンへの依存を強めることや、ガルダンがロシアと結託する事態に陥ることを回避するため、ガルダンを懐柔する必要があったと考えられる。

小結

従来の研究では、ハルハ左翼は服属前から清朝と良好な関係にある一方で、ハルハ右翼のザサグト＝ハーン家は次第にジューン＝ガルのガルダンに依存していったとみなされ、清朝がハルハ両ハーンの対立問題に介入していく過程においても、その枠組みの中で捉えられてきた。しかし、本章での検討により以下のように認識を修正することができる。

清朝はトゥシェート、ザサグト両ハーンの対立を調停するためフレン＝ベルチルで会盟を開き、そこで、ガルダンの後ろ盾があるザサグト＝ハーンを支持、あるいはかばいたてるとかのような対応をとった。これに対してトゥシェート＝ハーンらハルハ左翼は、不満を抱きモンゴルの法や慣例を盾に自身の見解の正当性を訴えたが、康熙帝はトゥシェート＝ハーンらの訴えを正面から取り合おうとせず、これ以降も様々な点においてトゥシェート＝ハーンらの見解を受け入れず、ハルハ左翼の意向を軽視していたことが明らかになったのである。

一方、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンはフレン＝ベルチルの会盟後、ガルダンと協力してハルハ左翼に対抗しようとするものの、ハルハ右翼のほとんどの首長はザサグト＝ハーンとそれを後援するガルダンに賛同しておらず、ガルダンがハルハに侵攻する事態に陥ると、左翼のみならずほとんどの右翼の属衆までもが清朝へ保護を求めた。そればかりか、ザサグト＝ハーン家もまた、トゥシェート＝ハーンの攻撃を受けガルダンにつき従いながらも、常に清朝と接触を図り、ジューン＝ガル情勢が動揺してガルダンの形勢が不利になると、すかさず清朝に保護を求めたのであった。フレン＝ベルチルの会盟等においてザサグト＝ハーン家を支持していた清朝の対応を踏まえると、ザサグト＝ハーン家はガルダンと結びつく一方で、清朝を頼りとする側面も当初より持ち合わせていたと言えよう。

ハルハの内紛に対して清朝は、ハルハ左翼の訴えや意向を一切顧慮することはなかった。ハルハ左右翼のそれぞれの現状やザサグト＝ハーンとガルダン、さらにはガルダンとダライ＝ラマ政権の関係などを総合的に踏まえると、清朝はハルハ左翼が周辺諸勢力と敵対しており、清朝との関係を破綻させるわけにはいかない状況にあることを見透かし、ザサグト＝ハーン家を支持することでハルハの均衡を保つことを優先したと捉えうるであろう。このような清朝の対応が、会盟以降、交渉の見通しが完全に無くなったことをトゥシェート＝ハーンに痛感させることとなり、清朝に自身の状況や意向を報告しながらも、独自の判断のもと武力によって内紛に決着をつけようとする彼の行動へと結びつき、最終的にガルダンのハルハ侵攻を招いたと考えられる。

次章では、ガルダンの侵攻によって清朝に保護を求めたハルハに対して、清朝がどのような政策・対応をとっていったのかを検討していく。

第五章 ガルダンのハルハ侵攻以降における清朝のハルハ政策 ——漠南に避難したハルハの問題を中心に——

はじめに

本章は、康熙 27（1688）年にジューン＝ガルのガルダンがハルハに侵攻してから、康熙 30（1691）年にハルハが正式に清朝の支配下に入り、その後、康熙 35（1696）年に康熙帝がガルダン親征に乗り出すまでにおいて、清朝が漠南に避難したハルハへどのような政策を展開し、ガルダン親征に乗り出していったのかを漠南、ジューン＝ガル、ロシア情勢を踏まえながら明らかにするものである。

前章で明らかにしたとおり、ハルハ左翼のトゥシェート＝ハーン・チャホンドルジは、フレン＝ベルチルの会盟以降の清朝の対応に不満を抱き、清朝に自身の状況や意向を報告しながらも、独自の判断でもってハルハの内紛に決着をつけようとした。その結果、トゥシェート＝ハーンは、ジューン＝ガルのガルダンのもとに援助を求めるため向かったザサグト＝ハーン・シャラを追撃して殺害し、さらに、ガルダンの弟ドルジジャブまでも殺害するに至った。これを受けて、ガルダンは康熙 27 年 6 月、3 万の兵を率いてハルハに侵入し、同年 8 月、トゥシェート＝ハーンを破ると、これによりほとんどのハルハの属衆が離散して逃亡し清朝・康熙帝に保護を求めた〔宮脇淳子 1979:130〕。清朝は命からがら逃亡して来た数十万にも及ぶハルハの属衆を、漠南に牧地を指定して養う一方で、ガルダンに使者を派遣しトゥシェート＝ハーンらと和解させようと図って交渉を展開していく。ところが、ガルダンは執拗にトゥシェート＝ハーンとその弟ジェブツンダンバ＝ホトクトの引き渡しを求め、康熙 29（1690）年にケルレン河から南下して、ウルグイ河で理藩院尚書アラニの率いる軍隊を撃破し、さらに南下を続け、漠南のウラーン＝ブトンの地で康熙帝の兄である裕親王福全の率いる清朝軍を撃ち破った。ガルダンに漠南の奥深くまで侵入を許してしまった上に、清朝軍が大打撃を被ったことから、漠南モンゴル諸部の動揺を抑える必要性を痛感した康熙帝は、翌康熙 30 年にドロソ＝ノールで会盟を開き、ハルハを正式に清朝の支配下に組み込む儀式を行なった。これにより、ガルダンからハルハの地である漠北を奪還するという正当性を確保した康熙帝は、その後、ガルダンとの対決に備え着々と物資の調達や軍備の強化を進めながら出撃の機会を窺い、康熙 35 年、親征に乗り出した。そして、3 度にわたる親征を経てついにガルダンを滅ぼし、ハルハは名実ともに清朝の支配下に置かれることとなる〔岡田英弘 2013〕。

以上より注目すべきは、康熙 27 年のガルダンによるハルハ侵攻から康熙帝の親征を経てガルダンを滅ぼすまでに至る時期は、清朝にとって、ハルハの属衆が漠南に遊牧しているという極めて特殊な状況下にあったことである。さらに、清朝はハルハを漠南に安置し養う一方で、ガルダンにトゥシェート＝ハーンらとの講和を求めるが、康熙 29 年以降には交渉が決裂し本格的な戦争状態に突入していく。つまり、清朝は康熙 27 年以降、漠南モンゴル諸

部はもとよりハルハをも漠南に遊牧させながら、漠北を占拠しているガルダンと対峙していたのである。それだけでも事は緊急を要する事態であったが、その上、ガルダンの攻撃を受けて逃亡してきたハルハの属衆は困窮が甚だしく、彼らの存在は漠南の治安にも少なからず混乱を及ぼしたと考えられる。また、康熙 30 年のドロン＝ノールの会盟以前の段階では、ガルダンとの戦争を回避することに努めていたとはいえ、康熙帝は康熙 34（1695）年冬にガルダン親征に乗り出すことを決定する。漠南の治安の状況如何によっては康熙帝がこの時点で親征に乗り出すことを決定することは困難であり、そのため、清朝の対応を経たハルハの状況は、康熙帝の親征の決断をある程度、方向づけていったと考えられる。よって、ガルダンのハルハ侵攻直後から康熙 34 年までにおいて、清朝が困窮したハルハの属衆や漠南の混乱にどのように対応していったかについて検討することは、康熙帝が親征に乗り出し、ガルダンから漠北を奪還する経緯を理解する上で必要不可欠であるといえる。さらに、康熙 27 年のガルダンのハルハ侵攻の際に、清朝ではなくロシアに投降していた一部のハルハの首長らが、ドロン＝ノールの会盟後である康熙 30 年から康熙 32（1692）年にかけて続々と清朝に服属した。しかしながら、服属後もその首長らは対ガルダンの最前線である漠北で遊牧を続けている状況もあった〔柳澤明 1992:190〕。そのため清朝の彼らに対する対応は、ガルダンとの戦況にも影響を及ぼしかねないものとして、重要な問題であったと考えられる。

康熙 27 年以降の清朝―ハルハ関係を解明することに主眼を置いた研究は管見の限り少ないが、田山茂〔1953:92-100〕は、清代におけるモンゴルの社会制度を検討する中で、ハルハにおけるザサグ旗の設置を取り上げ、ガルダンの侵攻によりハルハの属衆が漠南に避難してくると、清朝は康熙 28（1689）年から康熙 31（1692）年までにかけて旗を設置していったと論じている。さらに、田山氏は旗が成立する条件として、ニル（佐領）の編成、牧地の給与、ザサグの任命を挙げ、この時期にハルハに設置された旗が以上の 3 つの条件を満たすものであったと分析している。また、清朝によるハルハ首長へのザサグ授与について、岡洋樹〔2007a:75-87（初出 1993）〕は、ガルダンの侵攻によりハルハが清朝に帰順すると、康熙 28 年に先行してハルハ左翼のセツェン＝ハーン属下に爵位を授与し、ザサグを増設していったこと、康熙 31 年のザサグの任命は、それ以前のようにハルハ側の要求に応じて行われたものではなく、清朝側の意図に基づいて行われたことを論じている。前述したとおり、清朝はハルハの属衆を受け入れたことにより、トゥシェート＝ハーンらとガルダンを和解させる必要に迫られた。清朝にとって、優位な立場でガルダンと交渉を展開するためにも、ハルハの属衆の困窮状態を回復させるとともに、漠南モンゴル諸部の動揺を沈静化させることが、当該時期のハルハ政策において、何よりも先決すべき課題であったといえる。よって、清朝がハルハに康熙 28 年以降、旗やザサグを設置していった過程を、ドロン＝ノールの会盟でザサグ旗を編成し、その翌年、四十九旗（漠南モンゴル諸部のザサグ旗）と同様にザサグ旗制を施行することとなる単なる通過点として捉えるのではなく、困窮したハルハの属衆が漠南に遊牧していたことを十分踏まえた上で検討しなければならない。

また、岡田英弘〔2013（初出 1979）〕は、17 世紀初頭以降のハルハを始めとする東部ユーラシア諸勢力の動向を踏まえた上で、満洲語史料である『宮中檔康熙朝奏摺』を利用して、3 回にわたる康熙帝によるガルダン親征の全容を明らかにしている。岡田氏の研究の主題は康熙帝とガルダンの戦いであるが、ガルダンのハルハ侵攻直後のハルハに対する清朝の対応についても言及しており、清朝がハルハの属衆のために漠南に牧地を指定し、家畜を与え、漠地より穀物を調達して救済に努めたことを論じている〔岡田英弘 2013:91（初出 1979）〕。しかし、ハルハの属衆は清朝に帰順した時点ですでに困窮が甚だしく、清朝がハルハに救済を施すだけで漠南の混乱が順調に収束するとは考え難い。窮状のハルハに対して救済のみならず、強制力のある様々な政策をとった可能性を考慮して、あらためてガルダンの侵攻直後のハルハに対する対応を検討する必要がある。

当該時期にハルハの属衆が困窮状況にあったことに着目した研究としては、黒龍〔2013:38-59（初出は黒龍、海純良 2008）；2014:106-123〕が挙げられる。黒龍氏は『蒙古堂檔』を利用して、主にハルハを巡る清朝とガルダンの交渉過程を検討し、『朔漠方略』などの編纂史料のみでは知り得なかったいくつかの事実を指摘するなど⁽²²⁰⁾、より具体的な両者の交渉過程を明らかにした。その中で、ガルダンのハルハ侵攻直後における清朝のハルハ政策にも分析を加え、ガルダンのハルハ侵攻によって清朝に保護を求めたハルハの属衆が困窮状態にあったことを指摘し、清朝は救済に努め、ハルハの属衆が略奪や窃盗を行い社会秩序が混乱している状況を踏まえ、管理を強化していったとしている。しかしながら、清朝がとった措置を列挙・提示しているのみで、清朝の対応やその意図を十分に検証しているとは言い難い⁽²²¹⁾。

以上の研究状況を踏まえ、本章第一節では康熙 27 年のガルダンによるハルハ侵攻からウラーン＝ブトンの戦いまでにおいて、漠南に受け入れたハルハの属衆による略奪や彼らの困窮状況を具体的に明らかにするとともに、それらの問題に清朝がどのように対応し、漠南の治安維持にあたっていたのかを分析する。つづく第二節では清朝とガルダンのハルハを巡る交渉過程を分析し、第一節で明らかにする漠南避難下におけるハルハへの清朝の対応を踏まえ、清朝がハルハ政策の態度・姿勢をガルダンにどのように表明しながら、実際にハルハ政策を展開していったのかを分析し、清朝とガルダンの交渉を清朝のハルハ政策の視点から捉え直す。第三節では、康熙 29 年に清朝とガルダンが軍事衝突したことにより、

⁽²²⁰⁾例えば、康熙 29 年のウラーン＝ブトンの戦い後、清朝がガルダンから取り付けた誓約文の内容などが挙げられる。詳細は本章第一節 142 頁を参照。

⁽²²¹⁾他に、当該時期の東部ユーラシア情勢を扱った研究は以下のとおりである。柳澤明〔1992〕は、ロシア語史料を利用してガルダンのハルハ侵攻によってロシアに帰順した一部のハルハの首長らとロシアとの交渉過程や、彼らがロシアに恭順の意を示すもやがて裏切り、その後清朝へ帰順するまでの経緯や行動、さらに、彼らの行動が清朝―ロシア関係に与えた影響を分析している。石濱裕美子〔2001:236-257〕は、康熙 25 年のフレン＝ベルチルの会盟から康熙 29 年のウラーン＝ブトンの戦いまでを取り上げ、清朝とガルダンの間で交わされた書簡において「ダライ＝ラマの教えに基づく政治」がどのような文脈で用いられていたのかを分析している。だが、いずれの研究も清朝―ハルハ関係を解明することに主眼を置いたものではない。

清朝のハルハ政策がそれまでとは異なり、ガルダンとの戦争を念頭に展開されていくこととなる康熙30年のドロソノール⁽²²²⁾の会盟以降から、康熙帝の親征直前である康熙34(1695)年までにおけるハルハの状況と清朝の対応を、ロシアから新たに帰順したハルハの首長らの動向と漠南の治安問題に着目して分析していく。

第一節 ガルダンの侵攻直後からウラソノールの戦いまでにおける

ハルハの状況と清朝の対応

黒龍 [2013:48-49 (初出は黒龍, 海純良 2008) ; 2014:121] は、清朝はジュンガル⁽²²³⁾のガルダンの攻撃を受け逃亡してきたハルハの属衆に対して、漠南に牧地を指定し安置したが、彼らは困窮状態にあり、社会秩序が混乱していたことを論じている。だが、彼らの逃亡先である漠南モンゴル諸部の具体的な状況にまで言及するには至っていない。そこで、まず始めに、黒龍 [2013:48-49 (初出は黒龍, 海純良 2008) ; 2014:121] を踏まえ、ハルハの首長らがどのような状態で清朝に逃亡して来たのかを確認するとともに、その際の漠南モンゴル諸部がいかなる状況であったのかを、帰順時の状況が具体的に記されているハルハ右翼ベスト部のチャガン・バルス・ノヤン⁽²²²⁾の書簡と、所属は不明であるがハルハのロボン・シレトゥなる人物の書簡から分析していく。先に、チャガン・バルス・ノヤンの書簡をみると、彼はガルダンの侵攻を経て清朝に帰順した経緯と、自身の属下の状況を以下のとおり説明している。

【史料V-1】……我々の仏教政治が崩壊するので、ハンガイの地から、天と同様の主の御前に隷民になりたいとて、辰年(康熙27年)の8月10日に行き、巳年(康熙28年)の5月に力を尽くして[清朝の]カルンに至っても、オロボン公のカルンの人は招き入れなかった。それから、ダルマディ公の旗のグサ・イ・エジェン[である]ジルガラんに我々の全ての事情をともに告げると、ようやくカルンの中に入れてグサ・イ・エジェンの元に連れて行き、我々の一切の盗賊の件を厳しく取り締まっていた。乗る・載せる・食べるものがないので、我自身は行って、謁見することができない。その上、また我が属下の飢えた衆は逃散しているため、急いで我が子のガルダンを疾走させた。[ハンガイの]土地から離れて全ての牲畜をともに失い、ここに至り一切の武器、妻子を売り尽くした。我々の自分たちの行糧もまた尽き、大いに窮乏し[その]極みに至っている。養うことを求めるため上奏する。(「ハルハのチャガン・バルス・ノヤンの上奏する書」『蒙古堂檔』巻8, 康熙28年檔冊, No.90, 311-313頁(満文)⁽²²³⁾。)

⁽²²²⁾ハルハ右翼セツェン・ジノン・ホンゴルの次子の長子テンゲル・トインの長子ブーベイ(『王公表伝』巻64, 伝第48, 扎薩克固山貝子博貝列伝(漢文))。

⁽²²³⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻8, 康熙28年檔冊, No.91, 313-314頁を参照。

【史料V-1】より、漠南に避難したハルハの属衆の中に、妻子を売り飛ばす事態に陥った者がいたことについては、黒龍〔2013:48（初出は黒龍，海純良 2008）；2014:121〕で指摘されており、彼らが清朝に帰順する時点で惨憺たる状況にあったことが示唆される。ここで着目したいのは、チャガン＝バルス＝ノヤンが、ハンガイの地からオロボン公の牧地に設けられたカルンに到達したが中に入れてもらえず、その後、ダルマディ公のカルンの中に入って遊牧したと述べていることである。オロボン公とは『王公表伝』に記載があるウラト（漠南モンゴル諸部の一つ）所属の輔国公鄂勒班⁽²²⁴⁾、ダルマディ公とは同じくウラトの鎮国公達爾瑪第⁽²²⁵⁾であると考えられる。よって、チャガン＝バルス＝ノヤンは、詳細な経路は不明であるが、元来の遊牧地であるハンガイから漠南のウラトに流入したことがわかる。『王公表伝』のチャガン＝バルス＝ノヤンの列伝をみると、彼は康熙 27 年に属衆を率いて清朝に帰順し、ウラト界内に遊牧するよう命じられている⁽²²⁶⁾。清朝はチャガン＝バルス＝ノヤンがウラトに流入してきたため、そのまま彼らをウラト界内に安置したといえる。また、チャガン＝バルス＝ノヤンは、最初の逃亡先であるオロボン公のカルンで受け入れを拒絶されている。チャガン＝バルス＝ノヤンがなぜ受け入れを拒絶されたかは不明であるが、ガルダンの侵攻により弱体化した彼らを受け入れることに対して、オロボン公側に懸念があったと推察される。何れにせよ、ハルハの受け入れに抵抗を示す者もいたほど、彼らの流入は当初から漠南モンゴル諸部にまでも混乱を招いたといえる。

次に、ハルハのロボン＝シレトゥの書簡をみていく。彼の書簡には、ガルダンの侵攻を受けて清朝に逃げて来る際のフフ＝ホト周辺の状況や、ハルハの人々の飢餓の様子が以下のとおり記されている。

【史料V-2】……〔我々は〕オーロト（オイラド）の後方から敗走し、我が寺にまた近づくため、我は我の寺を見たい、ラマの人はいかなる地に行っても仏典が必要と言って、オーロトが取って行かなかった仏典をしかるべく取って、オーロトに略奪されたシャビらと会って、フフ＝ホトに向かい遊牧するため来る者は、オーロトの兵が入ったと聞いて、それから避けて東方で遊牧するためチェチェン（セツェン）＝ハンの部〔の人〕に会って、〔彼らは〕乗る家畜、行糧を得て、フフ＝ホトに向かい遊牧したいと言っていた。聞けば、道中で中に入ったハルハらは互いに略奪を行なっている。略奪をすることもまた計り知れないと言って、それから避けてウジュムチンと境を接して〔いるところに〕居た。我は主の真の隸民であった。我を老人とて慈しめば我が元来居たフフ＝ホトに安置してくれまいか。略奪することを恐れ、我は勝手に行くことができない。我は

⁽²²⁴⁾『王公表伝』巻 41，扎薩克輔国公巴克巴海列伝（漢文）。鄂勒班は巴克巴海の弟である楚充克の長子達爾瑪の長子。康熙 25 年に扎薩克輔国公を継いだ。

⁽²²⁵⁾『王公表伝』巻 41，扎薩克鎮国公鄂班列伝（漢文）。達爾瑪第は鄂班の第 4 子阿玉什の長子諾捫の長子。康熙 23 年に扎薩克鎮国公を継ぎ康熙 28 年に死去している。おそらく、チャガン＝バルス＝ノヤンがウラトに入った康熙 28 年 5 月以降に亡くなったものと考えられる。

⁽²²⁶⁾『王公表伝』巻 64，伝第 48，扎薩克固山貝子博貝列伝（漢文）。

フフ＝ホトのチベット＝ディヤンチから 9 歳で受戒して以来、ツォンカパの法のため身命をささげ行なっていた。……それから正月に我が孫が来て告げたこと「ハルハは互いに人肉を食う。避けて従うため行きたいと東方を求めて来た。ハルハは飢えているので互いに略奪すること恐るべし。この冬、我が 3 つの一族のシャビらの牧群を盗み取って行った。今、すなわちハルハのチェチェン＝ハンは我が牧群を略奪し取って行った。主の大臣らはともに知る。また奪うこと計り知れないとウジュムチン、ホルチンの中に入り冬を過ごし遊牧すれば良かったと言っても、旨がなく入ることできない」と言う。かようなので、辺境に相接して居る。（「ハルハのロボン＝シレトゥの上奏する書」『蒙古堂檔』巻 8，康熙 28 年檔冊，No.190，544-549 頁（満文）⁽²²⁷⁾。）

ロボン＝シレトゥはガルダン軍から逃れ、チベット＝ディヤンチとの従来の結びつきからフフ＝ホトを目指し清朝領内に入ったが、フフ＝ホトへ向かう道中、ハルハの人々が互いに略奪をしているため、それを回避して漠南モンゴル諸部の一つであるウジュムチンに逃れ遊牧していたらしい。康熙 29 年 6 月にジェブツンダンバ＝ホトクトが清朝に送付した書簡には、フフ＝ホトから来た彼の属下が大変困窮していたことが記されており⁽²²⁸⁾，ここからフフ＝ホト周辺で略奪が横行していたことが示唆される。フフ＝ホトは交易の中心地であり，困窮したハルハの属衆が食糧や物資を求め頻繁に往来していたと思われる⁽²²⁹⁾。このように，ハルハの流入によって，交易の中心地であるフフ＝ホトをはじめ，漠南モンゴル諸部の治安が悪化していたと考えられる。また，黒龍〔2013:48-49（初出は黒龍，海純良 2008）；2014:121〕も【史料V-2】から指摘しているとおり，ハルハの人々の中には人肉を食べる者まで出現していたらしい。

以上の【史料V-1】，【史料V-2】は，ハルハにおける困窮の悲惨さと漠南モンゴル諸部の混乱を窺わせるが，このようなハルハの困窮の様子は，ハルハ首長ら自身の供述であるため，清朝から十分な救済を受けようと，困窮の程度や様子を誇張して報告した可能性も考慮しなければならない。だが，康熙 28 年から康熙 30 年にかけて，多くのハルハの首長らが自身や自身の属下の困窮状態を清朝に訴え，救済を求めていることに加え（【表 3】），清朝がハルハの属衆による窃盗や略奪を禁止し，その取り締まりを強化するよう命じていた（後掲【史料V-3】）。さらに，清朝がハルハの属衆による略奪の横行について言及していたこと（後掲【史料V-7】下線部の冒頭）などから，彼らが飢餓に苦しんでいたことは確かであろう⁽²³⁰⁾。

⁽²²⁷⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻 8，康熙 28 年檔冊，No.191，550-554 頁を参照。

⁽²²⁸⁾「ハルハのジェブツン＝ダンバの上奏する書」『蒙古堂檔』巻 9，康熙 29 年檔冊，No.81，193-194 頁（満文），No.82，194-195 頁（モンゴル文）。

⁽²²⁹⁾トゥシェート＝ハーンは康熙 30 年正月の書簡で，米などを調達したいためフフ＝ホトへ入る許可を康熙帝に求めている（「ハルハのトゥシェート＝ハーンの上奏する書」『蒙古堂檔』巻 9，康熙 30 年檔冊，No.200，433-434 頁（満文），No.201，435-436 頁（モンゴル文））。

⁽²³⁰⁾黒龍〔2013:48-49（初出は黒龍，海純良 2008）；2014:121〕は，多くのハルハ首長らが清朝に救済を求めていることや，彼らの困窮状況が改善するどころか，むしろ日を追って悪化している有り様であったことを論じている。ただし，ハルハ首長らの主張や訴えを無批判に受けとって

以上より、ハルハの属衆は清朝に帰順する時点ですでに経済的苦境にあり、略奪や窃盗を行う者も続出していた。清朝は何よりもまずもってハルハの属衆を困窮から救うとともに、彼らによって混乱した漠南モンゴル諸部を落ち着かせる必要があったであろう。それでは、清朝はハルハが漠南に流入してきた当初、いかなる対応をとったのだろうか。以下に示す史料にはその様子が記されている。

【史料V-3】先にバーリン、ウジュムチン、ホーチト、ケシクテン、コルチン、アバハナル、スニト（スニド）、アバガイ、ジャールト、フフ＝ホト（帰化城）のトゥメトの衆旗のモンゴルの王、タイジらが「ハルハのエルケ＝ウバシ＝グル＝ダイチン、エルデニ＝アハイ、……⁽²³¹⁾らが率いて属下の領民を連れて帰順したいと各々カルン（哨所）の中に求め入って来た」と陸續と報告すると、①上より「この求め入って来たハルハらは、カルンの中に遊牧するように。決してほしいままに盗みや乱を行なわせるな。内地のモンゴルにもまた厳しく教示し、各々属衆を取り締まれ。決して互いに争い苦勞をかけさせるな」と、官を遣わし通曉させるため旨を下していた。これによって、トゥシェート＝ハンが彼の弟シデシリ＝バートル＝タイジらを連れて上奏したこと「……左翼、また我々の一方の右翼ノヤンらを連れて全て主の大いに頼りになるところに入り、我々全ての者を養育する大いなる慈悲を求めるため、月の初日の吉日に上奏した」と言っている。また駅に居る侍郎ウンダの報告したこと。ジェブツンダンバ＝ホトクトが使者を遣わし来て告げた言「……聖主が我を慈しむことにより、水草の良い地を慈しみ与えてくれまいか。……」と報告したことを理藩院から申し上げるに、旨「議政王、ベイレ、大臣らは会同して議論せよ」と言った。議論すること「オーロト（オイラド）、ハルハは元来、徳化に従い、貢を送り歳久しかった。②今、彼らの中で反目し互いに攻撃し、ハルハは崩壊し、トゥシェート＝ハン、ジェブツンダンバ＝ホトクトらは主の万国を一様に共に覆い慈しむことを熟知し、一意に従いたいと求め上奏したことにより、受け入れ養うため処理し安置させ暮らす地を与えるべき。尚書アラニはカルンの地に行き、ジェブツンダンバ＝ホトクト、トゥシェート＝ハンとともに会合し、訓諭を尽く下し、上奏した時に上より裁断してくれまいか」と上奏したときに、旨「議論したとおりにせよ」と言った。アラニが出発する時に、上諭を下したこと「③ハルハらはカルンの内外に入り混じっている。彼らの衆を厳しく禁止し略奪、盗み、乱を決して行わせるなど厳しく伝え、命令を違えば内なる法（*dorgi fafun*）のとおり直ちに殺す。また、火事を起こしたり細々と盗みを行なうならば同じ法（*ineku kooli*）のとおり嚴重に処罰する。これをハルハの管轄の衆に厳しく曉諭せよ」と言った。（『朔漠方略』巻5、康熙27年9月8日（丁丑）の条（満文）。）

るため、ここでは彼らの言い分がある程度、実態に即したものであったか検討を行なった上で、改めてハルハの窮状を指摘した。

⁽²³¹⁾合計28名のハルハ首長の名前が列記されている。

ガルダンに敗北したハルハ左翼のトゥシェート＝ハーンは、康熙 27 年 9 月に弟のジェブツンダンバ＝ホトクトとともに清朝に帰順の意を示すが、それより先にも多くのハルハの首長らが清朝に帰順していた。清朝は保護を求めたハルハの人々に対して、清朝側のカルンの中に入って遊牧するよう命じるとともに、略奪、窃盗、騒乱を引き起こすことを禁止し、加えて、すでに清朝支配下にある漠南モンゴル諸部の首長らに各々の属下の管理を強化するよう促した（【史料V-3】下線部①）。

さらに、トゥシェート＝ハーンらが帰順を請うと、清朝は彼らハルハのためにそれぞれ牧地を指定し、救済することを決定した（【史料V-3】下線部②）。また、略奪、窃盗、騒乱などを引き起こした場合には「内なる法」によって殺し、放火したり細々と盗みを働いた場合には「同じ法」、つまり「内なる法」によって処罰するとした（【史料V-3】下線部③）。「内なる法」とは、おそらく清朝支配下の漠南モンゴル諸部に適用されていた蒙古例を指すと考えられる⁽²³²⁾。蒙古例（康熙 13 年例）には強奪を行なった場合⁽²³³⁾、犯罪の主体が王などの高い身分の者である場合は罰畜刑、官員や平民の場合は斬首刑という規定がある〔島田正郎 1982:441-442〕⁽²³⁴⁾。実際に、康熙 28 年にハルハの者が「哨探人」の家畜を強奪する事件が発生すると、蒙古例が適用されている。その詳細は【史料V-4】のとおりである。

【史料V-4】……又た喀爾喀の朱布爾哈什哈等は哨探人の馬匹等の物を搶奪したれば、応に朱布爾哈什哈等を將て首たる例に照らし立に絞し、妻子・家産は俱に籍没し、顧木徳等は従たる例に照らして各鞭すること一百、三九の牲畜を罰すべし。（『清代起居注冊』康熙朝，北京所蔵，第 25 冊，康熙 28 年 9 月初 5 日，B012698-B012699 頁（漢文）⁽²³⁵⁾。）

家畜強奪事件の主犯であるハルハの朱布爾哈什哈は、絞首刑と妻子家産を没収、従犯である顧木徳らは鞭打ち 100 回と三九の罰畜⁽²³⁶⁾が求められている。蒙古例（康熙 13 年例）には、

⁽²³²⁾黒龍 [2013:49（初出は黒龍，海純良 2008）；2014:122] は、清朝はハルハの属衆の略奪・窃盗を許さず、もし違反した場合は「内地律例」に照らして処刑したと論じているが、「内地律例」とは具体的にどのようなものであるかについては説明を加えていない。

⁽²³³⁾蒙古例の康熙 13 年例には「明行搶劫」とあるが、島田正郎 [1982:410] はこれを「強劫」と表現している。

⁽²³⁴⁾島田正郎 [1982:443，第 9 章Ⅳの注(1)] は、「強劫罪」に関する蒙古例は、明・清律例（漢地を対象とした法律）の「強盗」「白晝搶奪」の条に依拠して成立したといっても過言ではなく、モンゴルの習慣を十分に反映させたものではないと指摘している。さらに、その理由について、モンゴルの慣習には凡盗とは別に強劫罪に関するものがなかったことを指摘するとともに、モンゴルという他人の略奪行為を防止したり、集団間の略奪を特に犯罪視してこなかった社会に対して、清朝が「新たに別の秩序を植えつけようとする、積極的な意図が存した故ではないか」と説明している。

⁽²³⁵⁾『聖祖実録』巻 142，康熙 28 年 9 月 5 日（戊戌）の条（漢文）にも朱布爾哈什哈が「哨探人」の家畜を強奪した事件について記されているが、処罰の内容について、単に正犯者は絞首刑、その他は罰畜刑に処すべきと記すのみである。

⁽²³⁶⁾9 頭の家畜の組み合わせを単位として、三・九は $3 \times 9 = 27$ 頭と数える。

官員や平人が財を得るも人を殺傷しなかった者に関して、正犯の場合は主犯 2 人を絞首刑に処し妻子家産を没収、従犯の場合は鞭打ち 100 回、三九の罰畜といった規定がある〔島田正郎 1982:441-421,442〕。ここから、【史料V-4】のハルハの朱布爾哈什哈らの処罰は、まさしくこの蒙古例の規定が適用されていたことがわかる⁽²³⁷⁾。ただし、【史料V-4】に続く記事によると、朱布爾哈什哈はその後、康熙帝によって宥免されている⁽²³⁸⁾。

以上より、漠南に避難している状況下にあったハルハが略奪や窃盗を行なった場合には、清朝の蒙古例を適用していたことがわかる。先行研究では、ハルハ固有の法である『ハルハジロム』の大部分が清朝服属後に制定されていたことから、蒙古例はハルハが清朝に服属した当初において実効性を有していなかったことが論じられている。ハルハで最初に蒙古例の適用が確認できるのは乾隆 49 (1784) 年のハン＝オール盟左翼右末旗での殺人事件であり、ハルハでは雍正 6 (1728) 年頃から徐々に法律の交代が始まり、乾隆 54 (1789) 年頃以降、完全に清朝の法制度のもとに入ったとされる〔萩原守 1993:631-632 ; 2006:91-112〕。しかしながら、清朝はハルハの属衆がガルダンから逃れ、漠南に避難しているという緊急事態に際して、ハルハに彼らの固有の法ではなく、蒙古例を導入することで略奪や窃盗を取り締まり、漠南の治安維持にあたっていたのである（ただし、漠北帰還から雍正 6 年頃までは蒙古例が適用されなかった可能性は残る）。

清朝は蒙古例を適用して略奪や窃盗を取り締まる一方で、困窮したハルハの属衆に銀や食糧を与え養った。康熙 28 年 7 月に上奏した領侍衛内大臣フィヤングの上奏文には、清朝が現時点ですでに 2 度にわたってトゥシェート＝ハーンらに救済を施した様子が記されている。

【史料V-5】先にハルハのトゥシェート＝ハーンらが上奏した書に「恩を施した米を食べ、今ほとんど〔その米が〕尽きたに近い。のち来た人数は 2 万余り。我は養うことができない。たとえ我が管轄した（管下の）領民であっても、また主の民なので、我々自身ら、またこれらの人々を暮らせる方法を慈しみ鑑みてくれまいか」と上奏したときに、皇帝が万国を一つの家としてみて、暮らす民を赤子と同様に憂えるので、先に一等侍衛ウダチャンに、「銀を〔ハルハの属衆に〕持って行き急いで今、困窮した者を救え」と言って賞賜するため送り、次いで直ちに臣我々に、「国庫の銀、布、茶を待って行き、衆ザサグの王公らの地で願わくば売ったり交易したりして、牛羊を速く買い交易し、牧群を暮らせ、飢餓に陥り困窮したハルハを救うため、必ず暮らすことができるようにせよ」と言って送り、皇帝が「また牛羊を買ったり交易するには日を要する。これを与

⁽²³⁷⁾ 【史料V-4】では従犯であるハルハの顧木徳らに対して罰畜刑が適用されているが、罰畜刑はモンゴル特有の刑罰の一つであり、漠地を対象とした明・清律令にはそのような刑罰は存在しない。したがって、ここからもハルハの朱布爾哈什哈らが明・清律令ではなく、すでに清朝の支配下にある漠南モンゴル諸部に適用していた蒙古例によって裁かれていたことがわかる。

⁽²³⁸⁾ 『清代起居注冊』康熙朝、北京所蔵、第 25 冊、康熙 28 年 9 月初 5 日、B012699-B012700 頁（漢文）。

える間に困窮し、死んだり病気になったりはしまいか」と、張家口の蔵に収蔵した米を衆駱駝に荷を着けさせ急いで送り届け、甚だ飢えた者に届け、死ぬに至った（死にそうな）衆民を共に救済した。（「フィヤングの上奏」『蒙古堂檔』卷 8，康熙 28 年檔冊，No.100，324-325 頁（満文）⁽²³⁹⁾。）

清朝は康熙 27 年 9 月にトゥシェート＝ハーンらが帰順すると米を与え養ったが、その後、さらに救済してほしいと要請があり、フィヤングらに命じて張家口の倉に収蔵してある米をハルハに運び給付した。この内容は『朔漠方略』卷 5，康熙 28 年 4 月 15 日（甲午）の条にも記されており，【史料V-5】は康熙 28 年 7 月の上奏の一部であるが，同年 4 月の出来事を記していると考えられる。康熙帝は，フィヤングらがハルハのために牛羊を買い，それを給付するまでの間に，ハルハの属衆が死亡したり病気にかかってしまう可能性が高いと懸念を示し，先に彼らに張家口より米を支給するよう命じている。【史料V-5】に続くフィヤングの上奏によると，その後，清朝は国庫から 20,000 両の銀を出し，6,000 両の銀に値する茶，4,000 両の銀に値する布，10,334 頭の牛，56,810 頭の羊を調達しトゥシェート＝ハーン，ジェブツンダンバ＝ホトクトらに給付している〔黒龍 2013:48（初出は黒龍，海純良 2008）；2014:121〕。なお，康熙 28 年 9 月には，ハルハ左翼のダンジン＝ラマ⁽²⁴⁰⁾の孫であるエルケ＝ダイチン＝ノヤン⁽²⁴¹⁾らが飢餓を訴えており⁽²⁴²⁾，これに対して清朝は，同年 10 月に殺虎口の倉から米を運んで彼らに給付している⁽²⁴³⁾。

ところが，同年 12 月，トゥシェート＝ハーンは康熙帝がハルハの人々のために穀物や家畜，銀を給付し救済を施したことに感謝の意を示すとともに，さらなる救済を求めて書簡を送付している。トゥシェート＝ハーンの訴えによると，この時点で自身の属下 6,000 余りが飢餓に苦しんでいたらしい〔黒龍 2013:49（初出は黒龍，海純良 2008）；2014:121〕。この 12 月のトゥシェート＝ハーンの手紙からは，なかなか困窮状態が改善されず，属下の間で窃盗が絶えない様子であったことが窺える。清朝は，今回のトゥシェート＝ハーンによる救済要請に対して，独石口の蔵から米を運び戸口ごとに 4 斗ずつ支給し，さらにセツェン＝ハーン，ジェブツンダンバ＝ホトクトらに対しても，以前から何度も困窮のため救済を求めてきていることから，彼らの困窮している人数を計算して食糧を与えた⁽²⁴⁴⁾。以上より，清朝はトゥシェート＝ハーンらが康熙 27 年 9 月に帰順してから，康熙 29 年正月に至る約 1 年半

⁽²³⁹⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』卷 8，康熙 28 年檔冊，No.101，330-333 頁を参照。

⁽²⁴⁰⁾順治 12（1655）年に清朝の要求に応じて誓約し，進貢を許可されたハルハ左翼の 4 人の首長らのうちの 1 人。トゥシェート＝ハーンと同じくグレセンジェの第 3 子ノーノホの末裔。詳細は第二章を参照のこと。

⁽²⁴¹⁾ダンジン＝ラマの長子の子シャムバ。シャムバは康熙 6（1667）年にザサグを継ぎ，信順エルケ＝ダイチン＝ノヤンの称号を授かった（『王公表伝』卷 69，伝第 53，扎薩克和碩親王善巴列伝（漢文））。

⁽²⁴²⁾『聖祖実録』卷 142，康熙 28 年 9 月 5 日（戊戌）の条（漢文）。

⁽²⁴³⁾『聖祖実録』卷 142，康熙 28 年 10 月 18 日（辛巳）の条（漢文）。

⁽²⁴⁴⁾『朔漠方略』卷 6，康熙 29 年正月 28 日（庚申）の条（満文）。

の間に幾度となく救済を施しており、ハルハが相当困窮した状態で漠南に逃亡して来たことがわかる⁽²⁴⁵⁾。

ハルハの属衆は家畜や食糧がなく生活がままならない状況にあったが、このような彼らの存在は、彼らが漠南に牧地を指定され遊牧していたこともあって、自ずと漠南モンゴルの属衆にまで混乱を及ぼしたと考えられる。そこで、ハルハの属衆が漠南モンゴル諸部に与えた影響をみても、前述の【史料V-4】にはハルハの者が哨探の人の家畜を強奪したことが記されている。哨探の人がいかなる人物であるかは不明であるが、ハルハの人々が漠南に遊牧している状況から、漠南モンゴル諸部の属衆と考えられ、ハルハの属衆が漠南モンゴルの属衆に窃盗、あるいは略奪を働く事態が発生していたと思われる。さらに、康熙 28 年 9 月に理藩院が上奏した内容には次のとおりある。

【史料V-6】 又た理藩院は題すらく「蘇^{スニド}尼特部落の満濟思哈碩色等は喀爾喀の折布^{ジェブツンダンバ}遵^{ホトクト}丹巴枯^{ホトクト}図^{ホトクト}克^{ホトクト}徒^{ホトクト}の弟子多濟巴爾桑の駱駝羊行李等の物を搶奪す。満濟思哈碩色は応に首たる例に照らして立に絞して、妻子・家産は籍没し、博羅寨等は従たる例に照らして各鞭すること一百、三九の牲畜を罰すべし。王阿玉錫等は厳しく旗属を約さざれば応に罰俸すること半年とすべし」と。(『清代起居注冊』康熙朝、北京所蔵、第 25 冊、康熙 28 年 9 月初 5 日、B012697-B012699 頁(漢文)⁽²⁴⁶⁾。)

トゥシェート＝ハーン属下は帰順後、清朝から漠南のスニド界内に牧地を指定され遊牧していたが〔黒龍 2013:48 (初出は黒龍、海純良 2008) ; 2014:121〕, 【史料V-6】には、スニドの満濟思哈碩色なる人物らが、ジェブツンダンバ＝ホトクトの弟子の家畜などを強奪する事件を起こしたことが記されている。ハルハの属衆を漠南に安置したことにより、困窮したハルハの属衆による略奪のみには留まらず、漠南モンゴル諸部の属衆がハルハの属衆に対して略奪をしかける事態にも陥っていたのである。

以上のように貧困に苦しむハルハの属衆を漠南に受け入れたことにより、漠南の治安が悪化していたことを受けて、清朝は康熙 28 年 10 月、ハルハ左翼のセツェン＝ハーンらに【史料V-7】のような書簡を送付した。【史料V-7】と同様の内容の書簡は、前述したハルハ左翼のエルケ＝ダイチン＝ノヤンとハルハ右翼ベスト部のチャガン＝バルス＝ノヤンらにも送付されている。

⁽²⁴⁵⁾ 黒龍〔2013:48-49 (初出は黒龍、海純良 2008) ; 2014:121〕は、ハルハの困窮者は絶えず増加し、清朝は何度も救済措置をとっていたが、根本的な問題の解決には至らなかったことを指摘しているが、清朝がどれくらいの頻度で救済を施していたのか具体的に論じていないため、ここで明確に提示した。

⁽²⁴⁶⁾ 『聖祖実録』巻 142, 康熙 28 年 9 月 5 日(戊戌)の条(漢文)にも、スニドの満濟思哈碩色による略奪事件に関して記されているが、多濟巴爾桑はハルハの人とあるのみである。また、処罰の内容も、単に正犯者は絞首刑、その他は罰畜刑に処すべきとあるのみである。

【史料V-7】ハルハのチェチェン（セツェン）＝ハンらに下す勅書。……元来、汝らの代々真心で一意に貢を送ったことを慈しみ、受け入れカルンの内外に安置し、甚だ窮乏した飢えた民に米を分配して養った。断絶したものを継承し、ハン、ジノン、ノヤン、タイジらを元来どおりとし、チェチェン＝ハンの子がハンを継承した。我は先に汝らをしばらく留め、汝らの離散したものを収めさせ、オーロト（オイラド）の件が安定したのち、なお元の遊牧した地に遊牧させたいと言っていた。今、みるに、汝らに全く法令がなく、管理することができないので汝らの内で互いに略奪し、力のあるものが弱いものを抑圧する。もし速く法令を通知して教示し管理して調べることを容易にさせるよう決定しないならば、汝らの今いる民が全て分散したり衰微するに至る。かようなので
チェチェン＝ハンの旗のナムジャル＝エルデニ＝ジノン、ブンチュク＝イルデン、チェ
チェン（セツェン）＝イルデン＝ジノン、ホンゴル＝ダイチン＝タイジ、チェブデン＝
エルケ＝タイジ、信順エルケ＝ダイチン＝ノヤンの旗のオオバ＝エルケ＝アハイ＝タ
イジ、右翼ベストのチャガン＝バル＝ノヤン、チェチェン（セツェン）＝タイジ、エル
デニ＝ハタン＝バートル＝タイジらをザサグに加えて設置し、離散したものを収めさ
せ、旗、佐領（ニル）に編成し管理したり調べることを容易とさせ、盗み、乱を行うこ
とを止め法令を教示し、特にトゥシェート親王シャジン、……らに勅書を手に取らせ、
ザサグの王らの旗よりグサ＝イ＝エジェン、メイレン＝イ＝ジャンギン、ファイダン＝
イ＝ダなどの官らを汝らの 1 ザサグに各々2 人の官を来年の青草を得る（青草が生え
る）前に規定を指示し安置させるため送った。（「ハルハのセツェン＝ハーンらに下す勅
書」『蒙古堂檔』卷 8、康熙 28 年檔冊，No.136，405-407 頁（満文）⁽²⁴⁷⁾。）

清朝はセツェン＝ハーン属下に対して、康熙 26（1687）年のハーン位承襲の介入に始まり、ザサグ号、ジノン号の授与⁽²⁴⁸⁾など、他とは異なり積極的な対応をとっていた〔岡洋樹 2007a:82-83（初出 1993）〕。【史料V-7】下線部からは、ハルハに略奪した者を罰する法令がなく⁽²⁴⁹⁾、このままではハルハの属衆が全て逃散してしまったり、衰弱してしまうという危機感から、清朝の法令を浸透させるため彼らを旗、佐領に編成すると言及していることが窺える。佐領とは、八旗制度と同じくザサグ旗の基層単位であり満洲語でニル、モンゴル語でソムと呼ばれ、1 佐領は 150 名の箭丁から構成される。箭丁は清朝から賦役貢納の義務を課せられ清朝皇帝の属衆とみなされることから、佐領の導入は清朝支配の表れといえる⁽²⁵⁰⁾。

⁽²⁴⁷⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』卷 8、康熙 28 年檔冊，No.137，408-411 頁を参照。また、『朔漠方略』卷 5、康熙 28 年 10 月 8 日（辛未）の条（満文）には【史料V-7】の上諭と、この上諭が下される前に議政王らが議論した内容も記されている。

⁽²⁴⁸⁾清朝は、【史料V-7】を送付した康熙 28 年 10 月よりも前である康熙 27 年 12 月にも、セツェン＝ハーン属下にザサグやジノン号を与えている〔岡洋樹 2007a:83（初出 1993）〕。

⁽²⁴⁹⁾元々モンゴルの慣習に、強奪した者を罰する法がなかったことについては、注（234）も参照のこと。

⁽²⁵⁰⁾ガルダンの敵であるバートル＝エルケ＝ジノン（ホシェートのオチルト＝セツェン＝ハーンの兄バヤン＝アブカイ＝アヨシの息子）が、ロブサン＝グムブ＝アラプタン（オチルト＝セツェ

康熙 29 年 3 月に理藩院に届いたエルケ＝アハイ＝オオバ（【史料V-7】下線部に名が挙がっている人物）の書簡をみると、彼は「巳年（康熙 28 年）にニル（佐領）に編成する」以前と以後に分けて、自身がとっていた行動や清朝に新たにやって来た者について説明していることから（後述する【史料V-9】を参照）、【史料V-7】の書簡が送付された直後に彼らが佐領に編成されたことは間違いない。清朝は康熙 28 年 10 月にはセツェン＝ハーン属下、エルケ＝ダイチン＝ノヤン属下、ベスト部の首長らにザサグを授けるのみではなく、旗、佐領の編成に着手し、年内にはそれを施行していたのである。清朝は漠南の治安回復とハルハ支配を意図とし、ハルハの属衆を単に養うのみならず、ザサグやジノン号授与に加えて旗、佐領に編成することでザサグによる管理を徹底させようとしていたと考えられる⁽²⁵¹⁾。

黒龍 [2013:49（初出は黒龍，海純良 2008）；2014:121-122] は康熙 29 年 3 月のエルケ＝アハイ＝オオバの書簡（後掲の【史料V-9】）から、佐領に編成された者たちはすでに清朝の正式な属民となり、当然、清朝から救済と保護を受けるべきと感じ属衆の救済を求めたと論じている。さらに、黒龍 [2013:81] は、清朝は基本的にドロソ＝ノールの会盟後に旗の設置に着手し、ハルハを漠南モンゴル諸部と同様に、外藩モンゴルのシステムに組み込んでいったとしているが、康熙 28 年にエルケ＝アハイ＝オオバが佐領に編成されたことを指摘し⁽²⁵²⁾、清朝がハルハに盟旗制度を施行するための事前準備の段階と捉えている。ただし、清朝は困窮したハルハを不意に漠然と管理下に置こうと、その一部を佐領に編成したわけではない。前述したとおり、清朝はハルハを保護せざるをえない機会に乗じて、彼らに蒙古例を適用して統制を強化していた。その過程で、康熙 28 年には、一部の首長らが対象ではあったが、清朝支配の左証ともいえる佐領をハルハに導入したのであり、清朝はハルハが保護を求めた直後から、彼らを支配下に組み込むことを見据えた対応を講じていたのである。

清朝は漠南の治安回復を図ったが、彼らの状況がなかなか改善されることはなかった。ハルハの困窮が深刻な問題であり、漠南の治安が悪化していたことは、康熙 29 年 6 月に発生した以下のような事例からも窺える。

ン＝ハーンの孫）とトゥシェート＝ハーン家の婚姻関係を理由に、トゥシェート＝ハーンを支援してガルダンとの戦いに参加（康熙 26 年）した際、康熙帝は尚書アラニに「バートル＝エルケ＝ジノンは我らの地に住んでいるとはいえども、服属した例で、旗・佐領を編成したことは全くない（『朔漠方略』巻 5，康熙 28 年 4 月 13 日（己卯）の条（満文））」とガルダンに伝えるよう命令している [斉光 2007:78]。ここからも、旗・佐領に編成することが清朝の服属下にある証の一つであったことがわかる。

⁽²⁵¹⁾なお、ハルハ左翼のトゥシェート＝ハーン、ジェブツンダンバ＝ホトクト、メルゲン＝ジノン（トゥシェート＝ハーンの族弟。トゥシェート＝ハーンが、ガルダンのもとに援助を求めるため向かったザサグト＝ハーンを追撃した際にはともに出征）、右翼のロブサン＝タイジは「ハルハのザサグらのうち、[清朝に] 到来した者もいる、未だ到来していない者もいる」という理由から、康熙 28 年 10 月の時点において佐領に編成されることが保留された [岡洋樹 2007a:83-84（初出 1993）]。ただ、当時ロブサン＝タイジは清朝に未だ帰順していない。

⁽²⁵²⁾黒龍 [2013:81] は、清朝はハルハに部分的に佐領を編成したと論じているが、佐領編成がエルケ＝アハイを除いて、セツェン＝ハーン属下やベスト部属下が対象であったことに関しては全く触れていない。

【史料V-8】〔康熙 29 年 6 月〕己丑（30 日）。牧群を保護させチャハル兵を動員した。上が「オーロトの兵がカルンに入った。牧群を保護させるべき」といって、副都統マシを派遣し、チャハル兵を動員し地勢の良い地に備えさせるため送った。辺境の外に駅を建てた。ハルハのザサグのタイジ＝エルケ＝アハイらが 1,000 余人の人を連れて、ほしいままに駅に衆を縛り上げ、馬、弓、撤袋などの品を奪い取ったと、学士ブヤントウが申し上げたため、上諭を下した。「チャハル兵を派遣し備えさせるように。アラニに領催を派遣し、エヘネ、アナンダの兵を合わせるように。以前に交戦し失敗したことにより、意を消沈させはしまいか。兵を収集し斥候を厳しく取り締まり防備するように。衆ザサグの兵がもし恐れるだろう地に居れば、ともにこちらへ遊牧するため進み行くように。ハルハが騒乱を引き起こせば、禁止し止めさせるように。……」と言った。（『朔漠方略』巻 6、康熙 29 年 6 月 30 日（己丑）の条（満文）。）

冒頭に「オーロトの兵がカルンに入った」とあるのは、康熙 29 年 6 月、ガルダンが兵を率い、トゥシェート＝ハーンとジェブツンダンバ＝ホトクトの引き渡しを康熙帝に要求して、漠南に侵入したことを指している。このように清朝領内に緊張感が漂うなか、事もあるうに、清朝からザサグを受けられ、属衆を取り締まり、法令を遵守させなければならない立場にあったエルケ＝アハイが、属衆を率いて駅に衆を略奪行為を働いたのである。エルケ＝アハイは元々、前述したエルケ＝ダイチン＝ノヤンの属下であったが⁽²⁵³⁾、康熙 27 年にガルダンの侵攻によって属衆を率いて清朝に帰順し、その後、【史料V-7】にもあるとおり康熙 28 年にザサグを受けられ佐領に編成されている。エルケ＝アハイがなぜ略奪を行なったのかについて【史料V-8】に記載はないが、彼が略奪を働く約 3 か月前（康熙 29 年 3 月）に清朝に送付した書簡をみると、【史料V-9】のとおりある。

【史料V-9】ハルハのザサグのオオバ⁽²⁵⁴⁾＝エルケ＝アハイ＝タイジらの上奏する書。ハルハのザサグのエルケ＝アハイ＝オオバ、協理台吉シャクトウル＝ノムチ＝アハイ、シャクトウル＝エルデニ＝ダイチンらが、驚奇すべき主に上奏すること。辰年（康熙 27 年）騒乱した時に我々の属下の領民はともに牲畜を失い来て、気候風土に慣れないため

⁽²⁵³⁾『王公表伝』巻 51、伝第 35、扎薩克一等台吉禮塔爾列伝（漢文）。『王公表伝』によると禮塔爾（リタル）はトゥシェート＝ハーン・チャホンドルジの兄弟の子の子孫であり、禮塔爾からみて曾祖父にあたる喇瑚里には 5 人の子があり、その第 3 子である色爾濟達頼岱青（セルジ＝ダライ＝ダイチン）の子敖巴額爾克阿海（オオバ＝エルケ＝アハイ）は禮塔爾の父である。『アサラクチ史』によるとセルジ＝ダライ＝ダイチンには 7 人の子があり、おそらく、そのうちのノルブ＝エルケ＝アハイという人物が禮塔爾の父である敖巴額爾克阿海であると思われる。ちなみに、『アサラクチ史』によると禮塔爾の曾祖父には 5 人ではなく 7 人の子が記されている。なお、黒龍〔2013:79〕はエルケ＝アハイをセツェン＝ハーン部のザサグと論じているが、その根拠は不明である。

⁽²⁵⁴⁾『蒙古堂檔』のモンゴル文書簡では「oobo」と記される場合や「ooba」と記される場合もあるが、満文版の書簡には一貫して「ooba」と記されている。

窮乏し死ぬときに、牲畜がある衆から取って牲畜がない衆に与え養っていた。巳年（康熙 28 年）ニル（佐領）に編成するより先に彼らの臣僕を売り養っていた。今、牲畜がある衆民が暮らしていることを除き、牲畜がない衆は窮乏して死に妄りに逃散している。ここに養う方法がないので上奏する。全く牲畜がなく貧窮するタイジは、旗の協理台吉ノムチ＝アハイ＝シャクトウル、ビント＝アハイ＝ロリ＝タイジ……ザサグのエルケ＝アハイ＝オオバ＝タイジの首領ラマ、ザイサン＝ナンソ＝ゲロンの全く牲畜がなく貧窮するラマ 146 人、ラマを除く外全部で男丁は 1,835 人、この全体の人数は 8,340 人、ニルを編成したのちに來た者であるホンゴル＝ウバシ＝タイジの 15 丁、70 人が貧窮する。（「ハルハのザサグのオオボ＝エルケ＝アハイ＝タイジらの上奏する書」『蒙古堂檔』卷 9，康熙 29 年檔冊，No.47，86-107 頁（満文）⁽²⁵⁵⁾。）

以上より、エルケ＝アハイは 1,835 人の困窮した属下の一人一人の名前を列举して清朝に救済を求めている。困窮のため救済を求め清朝に書簡を送付したハルハの首長が多く存在するなか（【表 3】），およそ 200 行にわたり 2,000 人弱にも及ぶ困窮者の名前を逐一挙げて清朝に訴えているのはエルケ＝アハイただ 1 人であり、エルケ＝アハイ属下における困窮状況の深刻さが読みとれる⁽²⁵⁶⁾。したがって、エルケ＝アハイによる略奪は、困窮の極みに達し、生活が成り立たなくなった上で及んだ犯行であったと考えられる。これに対して清朝はハルハに法令を伝え取締まりを強化することを命じ、さらにチャハル兵を動員してこれを掣肘させた⁽²⁵⁷⁾。その後、エルケ＝アハイはザサグを免職され、彼の死後（康熙 32 年），子のリタルが謝罪してザサグを授かっている⁽²⁵⁸⁾。

ここで改めて、【史料V-7】で論じた、清朝が流入してきたハルハのなかで先行して康熙 28 年 10 月にセツェン＝ハーン、エルケ＝ダイチン＝ノヤン、ベスト部属下の首長らにザサグを授け佐領に編成した理由を考察する。上述のとおり、【史料V-7】で清朝からザサグを授けられ佐領に編成されたエルケ＝アハイはのちに略奪事件を引き起こした（【史料V-8】）。【史料V-9】からも彼が極貧状態にあったことが窺えるが、ザサグを授けられた首長自らが窃盗や略奪といった行為に手を染めるほど、彼の属下はガルダンの攻撃による被害が大きく、深刻な困窮状態にあったと考えられる。また、【表 3】をみると、困窮のため清朝に救済を求

⁽²⁵⁵⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』卷 9，康熙 29 年檔冊，No.48，107-126 頁を参照。

⁽²⁵⁶⁾黒龍 [2013:49（初出は黒龍，海純良 2008）；2014:121] は、エルケ＝アハイが 1,835 人にも及ぶ困窮者の名前を逐一挙げて清朝に報告していたことを論じているが、のち彼が【史料V-8】にあるとおり略奪事件を起こしたことについては触れていない。

⁽²⁵⁷⁾エルケ＝アハイの略奪事件に関する学士ブヤントウの報告に対して、康熙帝が「以前に交戦し失敗したことにより、意を消沈させはしまいか」と言及していることは興味深い（【史料V-8】）。「以前に交戦し失敗したこと」とは康熙 29 年 6 月 21 日のウルグイ河の戦いで、アラニ軍がガルダン軍に撃破されたことを指していると考えられる。ガルダンの漠南侵入とエルケ＝アハイの略奪事件が立て続けに起こったことを受けて、康熙帝が懸念を抱くほど清朝は緊迫した状況にあったといえる。

⁽²⁵⁸⁾『王公表伝』卷 51，伝第 35，扎薩克一等台吉禮塔爾列伝（漢文）。

めたハルハの首長らのなかで、最も多く名前が出てくるのは、【史料V-7】で列挙されている右翼ベスト部のチャガン＝バルス＝ノヤンとセツェン＝タイジであることがわかる。以上から、清朝はまずハルハの中でも特に困窮を極め、属衆の管理が行き届いていなかったエルケ＝ダイチン＝ノヤン属下、ベスト部属下の首長らに対していち早くザサグを授け、さらに佐領に編成することで統制を図り、旗・佐領ごとにザサグをとおして法による統制を確実に浸透させ、支配の徹底を図ろうとしたと考えられる。

他方、セツェン＝ハーン属下に関しては、康熙 27 年にガルダンがハルハへ侵攻した際、ガルダン自らがセツェン＝ハーンの遊牧地に攻撃を加え略奪を行なったことから、被害は大きく清朝帰順後も生活は逼迫していたと思われる。だが、エルケ＝ダイチン＝ノヤン属下、ベスト部属下ほど困窮が甚だしく、属下の統制がとれていなかったかは疑問である。確かにセツェン＝ハーン属下の首長らも帰順後、清朝に窮状を訴え救済を要請していたが、それはハルハの他の首長らも同様であり、彼らの困窮状況を清朝が特別憂慮していたかは史料から読みとることができない。その一方で前述したとおり、康熙帝は康熙 26 年のセツェン＝ハーン位承襲問題の介入に始まり、康熙 27 年 12 月には先行してセツェン＝ハーン属下の首長にザサグやジノン号を授けており、明らかに他と比べ積極的措置をとっていた〔岡洋樹 2007a:82-84（初出 1993）〕。おそらく清朝はセツェン＝ハーンの代替わりを機にその属下への介入をさらに強めたのであろう⁽²⁵⁹⁾。以上を踏まえると、エルケ＝ダイチン＝ノヤン、ベスト部属下の困窮が甚だしいことに乗じてさらなる統制を及ぼそうと、代替わりを機に積極的措置をとってきたセツェン＝ハーン属下にまでも、ザサグを授け佐領に編成したと考えられる。

以上でみてきたように、清朝は漠南の治安回復のみならずハルハに支配を及ぼすことを念頭に、蒙古例や佐領などを導入しハルハの秩序再編に取り組んでいた。従来の研究では『世祖実録』や『朔漠方略』を根拠に、清朝がウラーン＝ブトンの戦いのあとにガルダンにダライ＝ラマの使者の前で誓約を結ばせ、ガルダンから「これより決してハルハを侵犯しない」という言質を取り付けたと理解されてきた〔石濱裕美子 2001:251〕。それに対して、黒龍〔2013:55-56（初出は黒龍、海純良 2008）；2014:165〕は、『蒙古堂檔』に収録されているガルダンの誓約文には「これより決して中華皇帝所属の民衆を侵犯しない」⁽²⁶⁰⁾とあり、ガルダンが断じて「ハルハを侵犯しない」とは言及していないことを明らかにした。その上で、黒龍は、清朝はガルダンから康熙帝の所属の属衆を侵犯しないといった言質をとったため、翌 30 年にドロソ＝ノールで会盟を開き、正式にハルハを支配下に置くことで、ガルダンの

⁽²⁵⁹⁾康熙 26 年 2 月にセツェン＝ハーン・ノルブが死去すると、康熙帝は彼の子イルデン＝アラプタンにセツェン＝ハーン位を承襲するよう命じた。イルデン＝アラプタンは翌年 6 月に病死してしまうが、それを受けて子のウメヘイは清朝に遣使して、同年 12 月にセツェン＝ハーンを承襲している〔岡洋樹 2007a:82-83（初出 1993）〕。

⁽²⁶⁰⁾「ガルダンの誓約した書を翻訳した書」『蒙古堂檔』卷 10, 康熙 33 年檔冊, No.81, 461 頁（満文）によると、正確には「中華皇帝の所属」ではなく「アムフラン＝ハン（康熙帝）の所属」と記されている。なお、このガルダンの誓約は康熙 29 年 8 月 10 日に立てられたものである。

ハルハに対する侵入を抑制しようとしたと論じている。だが、清朝はガルダンから以上のような言質をとりつけて、あるいはウラーン＝ブトンで深手を負い、威信を取り戻す必要性が生じてはじめて、ハルハを清朝の支配下に置こうとしたのではない。清朝はハルハから保護を求められた直後から食糧支援や経済的支援に努めるのみならず、漠南の治安を回復する必要性に迫られた事態を利用して、彼らを支配下に置くことを図り、蒙古例の適用、佐領の編成を進めて支配体制を整えていた。

このようにハルハの支配体制を整えていたことは、康熙 29 年 3 月に康熙帝が理藩院尚書アラニに下した上諭からも読みとれる。その内容は以下のとおりである。

【史料V-10】尚書アラニらに上諭を下したこと「今、ハルハは衆を連れて従うため来たことにより、四十九旗とともに盛大に会盟すべき。議政王、貝勒、大臣らは会同して議論せよ」と言った。議論したこと「皇帝は教化し遠くに伝播させ、ハルハのトゥシェート＝ハン、チェチェン（セツェン）＝ハン、衆ジノン、ノヤンらはともに心服し来たことにより、永久に定めさせ盛大に会盟を举行したい。また四十九旗が会盟することを、今年（康熙 29 年）はしばらく見送り、来年に例によりハルハの大タイジらとともに会盟したい」と上奏するに、旨「[今年の] 7 月に [会盟を] 举行するように。他は議論したとおりにせよ」と言った。（『朔漠方略』巻 6、康熙 29 年 3 月 2 日（癸巳）の条（満文）。）

四十九旗、すなわち漠南モンゴル諸部のザサグ旗は、3 年に 1 度会盟を開催する義務があるが [片岡一忠 1998:249]、康熙帝はハルハの首長らが属衆を率いて帰順したため、彼らと漠南モンゴル諸部を一堂に会して大会盟を開催する意向を示した。それに対して、議政王らは今年（康熙 29 年）の会盟を見送り、来年（康熙 30 年）に開催したいと提案するが、康熙帝はその提案を却下し、今年の 7 月に開催するよう命令を下している。従来の研究では、清朝が康熙 29 年の 3 月時点でハルハと漠南モンゴル諸部共同での会盟の開催を決定していたことに関して、あまり着目されてこなかった。管見の限り、岡洋樹 [2007a: 84（初出 1993）] が、康熙 29 年 7 月に会盟が予定され、そこでザサグト＝ハーン位について議論されることになっていたことを指摘しているのみである。だが、ここで注目すべきは、7 月に予定されていた会盟がハルハの首長らのみならず、漠南モンゴルの首長らも合わせて行おうとしていたことであり、ここからも、康熙帝がウラーン＝ブトンの戦いで大きな痛手を負う以前から、ハルハを漠南モンゴル諸部と同様に自身の属衆とみなし、清朝の体制下に組み込もうとしていたことがわかる。ただし、この会盟は同年 6 月にガルダンが漠南へ侵入したことにより頓挫してしまうことになる [岡洋樹 2007a:84（初出 1993）]。

第二節 清朝とガルダンのハルハを巡る交渉過程

ガルダンは康熙 27 年にハルハへ侵攻し、トゥシェート＝ハーンを撃ち破ったものの、トゥシェート＝ハーンとその弟ジェブツンダンバ＝ホトクトの逃亡を許してしまい、その後、清朝に両者の引き渡しを要求する。それに対して、康熙帝は彼らを和解させようとガルダンとの交渉に乗り出していく。従来の研究では、清朝とガルダンの交渉過程に関して、ガルダンが頑なにトゥシェート＝ハーンとジェブツンダンバ＝ホトクトの引き渡しを清朝に求めたため、彼らの引き渡しを巡る問題に関心が集中してきた。だが、トゥシェート＝ハーン兄弟のみではなく、全ハルハがガルダんに敗北して清朝に保護を求めたのであり、清朝はガルダンとの交渉において、ハルハの属衆に対する姿勢や対応を表明する必要があっただろう。とすると、清朝とガルダンの交渉過程から清朝のハルハ政策の意図を読みとることができると考えられる。そこで第二節では清朝のハルハ政策の視点から清朝とガルダンの交渉過程に検討を加え、清朝がハルハに対する姿勢や態度をどのようにガルダんに表明しながら、実際にハルハ政策を展開していったのか、前節で明らかにしたハルハに対する清朝の対応を踏まえながら分析する。

康熙帝は康熙 28 年 4 月、ガルダンとハルハの戦争を止めさせるため、理藩院尚書アラニをガルダンのもとに派遣した。その際にアラニに持たせた康熙帝の書簡の内容の一部は次のとおりである。

【史料V-11】オーロトのガルダン＝ボショクト＝ハンに下した勅書。……ハルハのトゥシェート＝ハン、ジェブツンダンバ＝ホトクトらは、静かに暮らさず、旨に違い戦争を引き起こし、先に挙兵し、ザサグト＝ハン、デグデヘイ＝メルゲン＝アハイを殺し、また汝の弟ドルジジャブを殺したことは、滅亡することを彼が求めたことである。汝が挙兵しハルハを破壊したことは、彼が先に引き起こしたことから生じたことである。この非はハルハにある。汝はもとより仏教を敬う人である。たとえハルハの地で仏を破壊し寺を共に放火しても、我は汝を決して非難することはない。その上、我はただ全ての地の民を共に保護し養いたい、暮らさせたいと思うだけである。他人が壊したり逃散することを楽しみ、自身に利としたいという意はもとよりない。①今、ハルハは汝に敗北し、ハン、ジノン、ノヤン、タイジらがみな国全てを挙げて、ついに我に帰順している。我はこれらの人々が窮乏した逃散したことを慈しみ、元来、九白の貢を献じ、ついに、属国（*harangga gurun*）ではないけれども、属国の身分として心をこめて貢を送るため行なっていたので、元来、元朝の子孫〔であること〕を追想し、これらの人たちの窮乏し求め来たものを直ちに属下とすれば我が本意ではなくなる。〔しかし、〕我は天下を統一し治めることにより、求めて来た人を養わないならば、また誰が養うのかと思って受け入れて、カルンの外に安置し、甚だ窮乏した飢えた民に米を分配し養った。これらの人々が戦争を引き起こし、非を行なった事情を厳しく非難し、窮乏したことを慈しみ、

断絶したものを承襲するためハン、ジノン、ノヤン、タイジらを回復し、チェチェン（セツェン）＝ハンの子をハンに承襲させた。我が窮乏したものを救い断絶したものを承襲させるという意は、ハルハにのみこのようにするのではない。一切の国が追い詰められ窮乏し我を求めて来れば、我が慈しみ養うことは共に同様である。我が行うことはこのようであると言うのみではなく、ダライ＝ラマの大いなる慈悲深さ、一切の生命あるものを暮らさせ保護し、養うため行うことはすなわち我と同様である。これらの人々がもしダライ＝ラマを求めて行ったとしたら、必ず死なせたり殺させたりせず、そのように養ったろう。戦争することは良いことではない。互いに報復するため行えば、終わる日はなくなる。仇敵が甚だ多くなれば良いことがないというばかりでなく、何度も勝利を保つことはできないので、②我は汝らが前怨を解いて、交易するため各々の地を守り共に平和に暮らし戦いを止めるように、と特に使者を派遣し勅書を持たせて送った。

（「オーロトのガルダン＝ボショクト＝ハーンに下す勅書」『蒙古堂檔』巻 8, 康熙 28 年檔冊, No.72, 275-278 頁（満文）⁽²⁶¹⁾。）

【史料V-11】と同様の内容は『朔漠方略』にも記載があり⁽²⁶²⁾、康熙帝が今回のガルダンのハルハ侵攻に関してトゥシェート＝ハーンとジェブツンダンバ＝ホトクトに非があるという見解をガルダンに示していたことは、吉田金一〔1984:238-239〕や黒龍〔2013:95-96〕で論じられている。さらに、吉田金一〔1984:239〕は、ハルハの属衆を保護した理由として、困窮して清朝に助けを求めてきた者たちを救わざるを得ないため、と康熙帝が説明していたことを指摘している。他にも、下線部①によるとハルハが古より九白の貢を納めている部族であることや、元朝の末裔であることも清朝が彼らを保護する理由としていることが窺える。また、吉田金一〔1984:238-239〕によると、康熙帝はロシアとネルチンスクでの講和会議（康熙 28 年 8 月）を控え、ガルダンがロシアと対清朝で結託しないようガルダンに配慮していた。そのため、口頭でアラニに対して、場合によっては進貢貿易を盾にガルダンに圧力をかけるよう命じる一方で、【史料V-11】下線部②のとおり、ガルダン本人には交易を許可することを述べるに留まり、進貢貿易を断つ可能性があることについては言及を控えた。

ここで注目すべきは、康熙帝は【史料V-3】でハルハに対して清朝領内である「カルンの中」に入って遊牧するように命じていたにもかかわらず、ガルダンに対して、困窮した彼らを「カルンの中」ではなく「カルンの外」に安置して養っていると述べ、ハルハを自身の属衆とみなしていないかのような態度をとっていたことである。上述のとおり、康熙帝がロシアとの交渉を円滑に進めるため、ガルダンに配慮していたことを踏まえると、そこには、ロシアとの講和を無事成し遂げるため、ガルダンの不満や懸念を煽ることを当面、回避する意図があったといえる。しかしながら、康熙帝はガルダンに対してやむを得ずハルハを「カルンの外」で保護していることを強調する一方で、第一節で論じたように漠南の治安を維持す

⁽²⁶¹⁾モンゴル文は『蒙古堂檔』巻 8, 康熙 28 年檔冊, No.73, 285-288 頁を参照。

⁽²⁶²⁾『朔漠方略』巻 5, 康熙 28 年 4 月 13 日（己卯）の条（満文）。

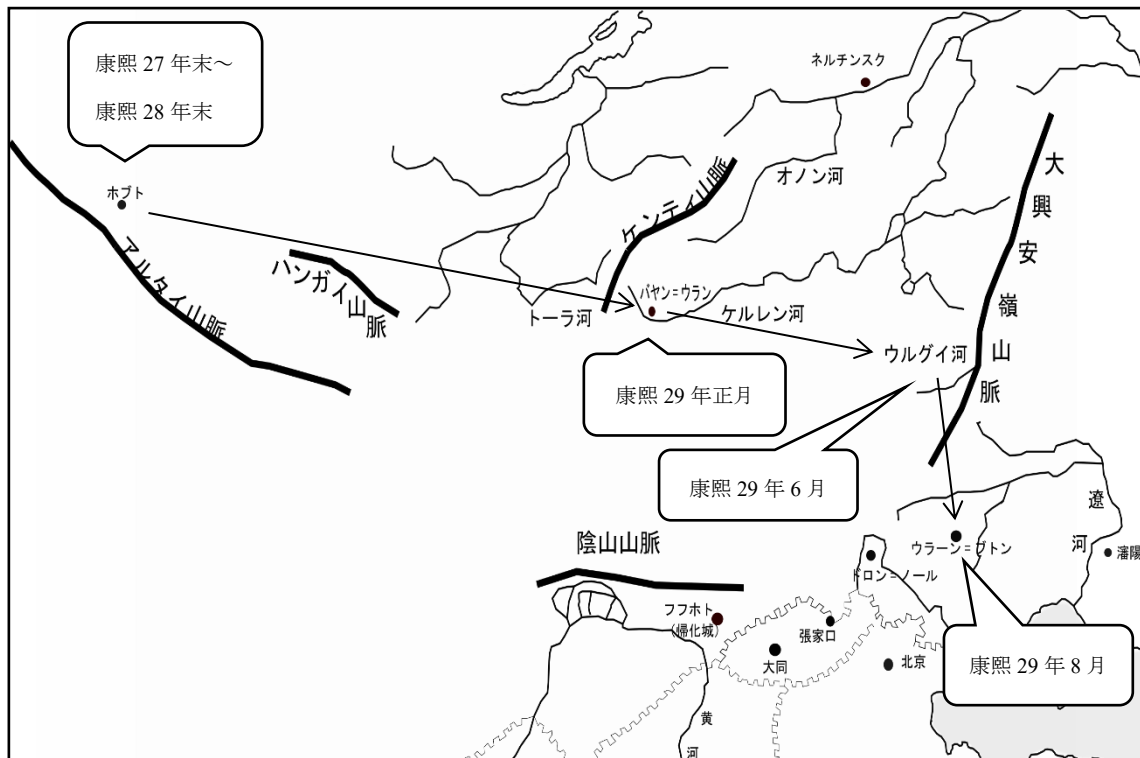
るため、清朝の法（蒙古例）をハルハに適用させ（【史料V-3】【史料V-4】）、加えて、特に困窮の程度が高かったハルハの首長らと、以前より積極的措置をとってきたセツェン＝ハーン属下を佐領に編成して、法令遵守の徹底を図っていたのである（【史料V-7】）。

同年8月7日、上述の勅書を携えたアラニはガルダンの陣営に到着し、その後、ハルハ問題を巡ってガルダンと会談を行なった。ところが、ガルダンは終始、トゥシェート＝ハーンとジェブツンダンバ＝ホトクトの引き渡しを求めて譲らず、会談は平行線のまま終結した⁽²⁶³⁾。さらに、同年12月にダライ＝ラマ政権の使者が北京へ到着し、ダライ＝ラマの意としてトゥシェート＝ハーンとジェブツンダンバ＝ホトクトをガルダンに引き渡すよう伝え、康熙帝はこの使者が伝える言葉はダライ＝ラマ自身の言葉とは思えないと返答し、ダライ＝ラマ政権への不信感をあらわにしたことは夙に論じられておりである〔石濱裕美子 2001:246-247〕。その後、康熙29年正月、ガルダンはホブトにある本営から東へ移動し、ケルレン河周辺でハルハのトド＝エルデニを撃ち破り⁽²⁶⁴⁾、さらに6月には漠南のウジュムチンを略奪して、ウルグイ河で理藩院尚書アラニの率いる軍隊と接触した。そして8月、ついにウラーン＝ブトンで康熙帝の兄である裕親王福全の率いる清朝軍と衝突することとなる。

ここで、第一節で論じたように、康熙帝が康熙29年3月にハルハと漠南モンゴル諸部合同の会盟を同年7月に開催すると決定した背景について、当時の状況に即して考察すると、見落とせないのは、当該時期、ネルチンスク講和会議を康熙28年8月末に終えて、清朝－ロシア関係がひとまず落ち着いていたことである。それまで康熙帝は、ネルチンスク講和会議を控え、なるべくガルダンを刺激せずに事態を穏便に運ぶため、ガルダンに対してハルハを自身の属下とすることに乗り気ではないように装い、彼らを保護せざるを得ない状況にあることを強調していた。だが、その一方でハルハに対しては、彼らをガルダンから保護することに乗り、蒙古例の適用や佐領の編成といった清朝の秩序を導入して統制を図り、近いうちに本格的に彼らを支配下に収めることを見据えた政策を展開していた。そのような

⁽²⁶³⁾ハルハ侵攻後の康熙27年11月、ガルダンは清朝に書簡を送付し、ハルハ全体を敵視しているわけではなく、トゥシェート＝ハーンとジェブツンダンバ＝ホトクトを引き渡しさえすれば今回の件は水に流す、という自身の意を表明した（『朔漠方略』巻5、康熙27年11月15日（甲申）の条（満文））。それに対して康熙帝は、開戦の責任はトゥシェート＝ハーンとジェブツンダンバ＝ホトクトにあるとしているものの、その2人についてはそれ以上、踏み込んだ言及はせず、次第にハルハ属衆の保護の件に話をすり替えている（【史料V-11】）。ここから、康熙帝が正面からトゥシェート＝ハーンとジェブツンダンバ＝ホトクトの問題に取り組むことを避けていたことが窺え、だからこそ、ガルダンはアラニとの交渉で2人の引き渡しを要求することに終結したと考えられる。アラニとガルダンの交渉は平行線のまま終結するが、以上のような康熙帝の対応も交渉が失敗に終わった原因の一つであったと言えるだろう。

⁽²⁶⁴⁾『王公表伝』によるとトド＝エルデニは康熙27年に清朝に帰順後、康熙帝の命により漠南のウラト界に游牧していた（『王公表伝』巻72、列伝56、扎薩克鎮国公托多額爾德尼列伝（漢文））。トド＝エルデニが康熙29年正月にケルレン河周辺でガルダンの攻撃を受けたのは、当該時期にガルダン偵察や辺境防備を任せられ、ケルレン河に派遣されていたためではないかと思われる。



【地図 3】康熙 29 年のガルダンによる漠南侵攻の際の経路

出典：岡田英弘 [2013:62] をもとに作成。

注：→はガルダンの経路を示す。

中、ネルチンスク講和会議をもって清朝—ロシア関係が安定し、ガルダンに配慮する必要性がいくらか薄れると、康熙 29 年 3 月に、ハルハに臣下の札をとらせ、それを内外に示すため漠南モンゴル諸部とハルハを結集させ、大会盟を開催することを決定したものと考えられる。また、既述のとおり同年正月にはガルダンがハルハのトド=エルデニを攻撃し、ガルダンとの交渉が決裂した状態となっていたことも、康熙帝が 3 月に会盟開催を決断する要因の一つとなったであろう。この会盟はガルダンの漠南侵攻により開催されなかったが、清朝は康熙 30 年のドロン=ノールの会盟以前より、ロシア、ガルダンの動向に注意を払いながら、ハルハを服属下に置くことを狙った政策を展開していたのである。

第三節 ドロン=ノールの会盟以降におけるハルハ首長らの行動と清朝の対応

康熙 30 年のドロン=ノールの会盟によってハルハは正式に清朝の支配下に入ったが、漠北はなおもガルダンが蹂躪していた。そのため、清朝は引き続きハルハの属衆を漠南に遊牧させ、ガルダンのことが落ち着いたあとに、元来の地に戻し遊牧させるとした⁽²⁶⁵⁾。加えて、康熙帝は將軍ワダイに命じ、無人と化した漠北のトーラ、オノン、ケルレン河周辺に偵察隊

⁽²⁶⁵⁾ 『朔漠方略』巻 9、康熙 30 年 3 月 14 日（庚子）の条（満文）。

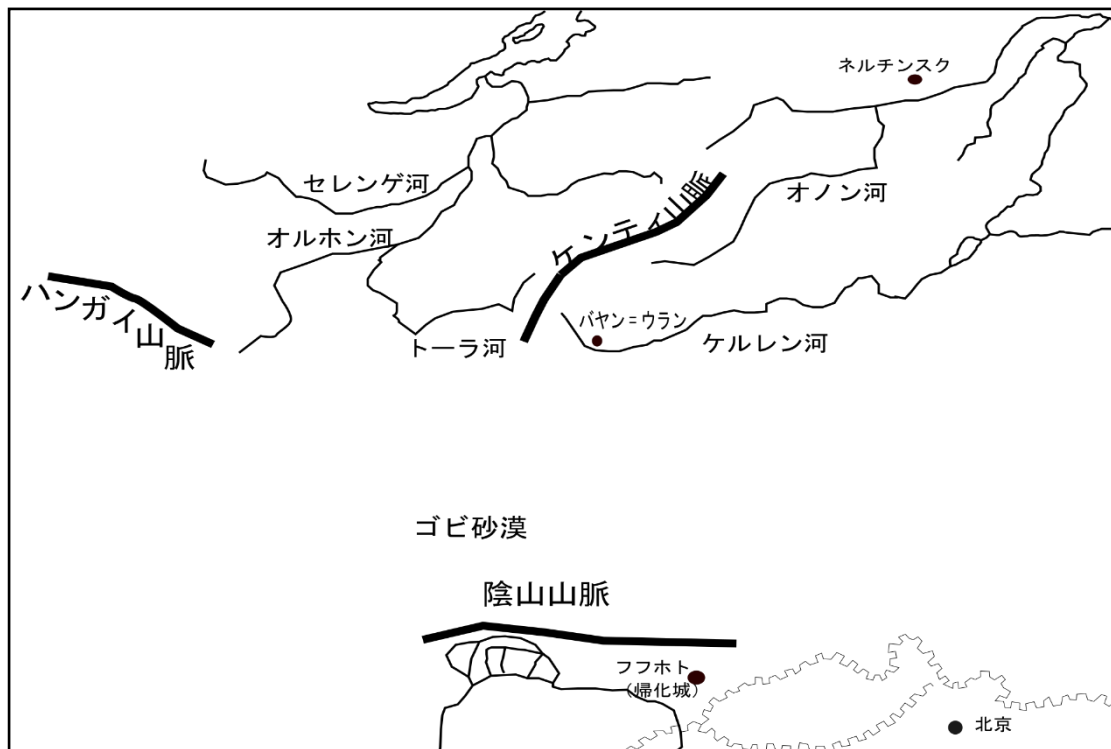
を派遣させ、ガルダンの消息を探らせるとともに⁽²⁶⁶⁾、未だ清朝に帰順していないハルハの首長らに投降を呼びかけた。既述の如く、未だ清朝に帰順していないハルハの首長らとは、康熙 27 年のガルダンによるハルハ侵攻の際に清朝ではなくロシアに投降し、さらにその後、ロシアから離反し漠北で独自に遊牧を続けていた者たちである。おそらく、清朝は彼らがガルダン側に投降し、清朝を脅かす存在になることを回避するため帰順を促したのだろう。彼らは、康熙 30 年から康熙 32 年にかけて相次いで清朝に帰順する。彼らが清朝帰順を決心したのは、清朝による呼びかけの結果ともいえるが、柳澤明 [1992:187] が指摘しているように、康熙 29 年のウラーン＝ブトンの戦い後、ガルダンが西方に撤退したことや、康熙 30 年のドロソ＝ノールの会盟によって、ハルハが正式に清朝に服属したことも要因の一つであったと考えられる。

それでは、まずドロソ＝ノールの会盟後ロシアから清朝に帰順したハルハの首長ら（以下、「新たに帰順したハルハ首長」と記す）のうち、帰順後のまとまった動向を確認できるシブトゥイ＝ハタン＝バートル、ナムジャル＝トイン、ゲンドウン＝ダイチンに着目して、彼らの動向とそれに対する清朝の対応をみていく。將軍ワダイの呼びかけを受け、康熙 30 年 7 月、ロシアに一時恭順の意を示していたシブトゥイ＝ハタン＝バートル⁽²⁶⁷⁾、ナムジャル＝トインらが清朝に帰順した。以下に提示する史料は、彼らの帰順後である康熙 32 年 12 月に、康熙帝が理藩院に下した上諭の一部である。

【史料V-12】旨で、ハルハのシブトゥイ＝ハタン＝バートルらに曉諭するため書を送れと言った。先に理藩院に上諭を下したこと。「①ハルハの公シブトゥイ＝ハタン＝バートル、ナムジャル＝トイン、ザサグのタイジ＝アリヤ、アルスラン衛のジャイサンらがケルレンよりあちらに遊牧するためオルホソ＝トウラに到っていると言う。またホトゴイトのゲンドウン＝ダイチンは、衆ハルハラが来るときに来なかった。セレンゲの地に居るという。今、オーロト（オイラド）がどう動くか、これらの人々は知らず遊牧するため、巡り歩きながらオーロトに出くわすかもしれない。②ここに議論できる優れている人をゲンドウン＝ダイチンに派遣し、シブトゥイ＝ハタン＝バートルらを合わせてこちらへ前進させ連れて、ケルレンのバヤン＝ウランから越えさせず遊牧すべき。汝らの部は議論せよ」と言った。（『朔漠方略』巻 13，康熙 32 年 12 月 21 日（庚寅）の条（満文）。）

⁽²⁶⁶⁾ 『朔漠方略』巻 10，康熙 30 年 5 月 6 日（辛卯）の条（満文）。

⁽²⁶⁷⁾ 柳澤明 [1992:187] はロシア語史料より、ロシアへ臣属を誓ったハルハの首長らを明らかにし、康熙 27 年 11 月にロシアへの臣属を誓ったハタン＝バートルという人物が、トゥシェート＝ハーン・チャホンドルジの従弟であるシブトゥイ＝ハタン＝バートル（『王公表伝』巻 50，伝第 34，扎薩克固山貝子錫布推哈坦巴圖魯列伝（漢文））であることを比定している。また、彼はドロソ＝ノールの会盟後である康熙 30 年 7 月 19 日に清朝に帰順しているが（『朔漠方略』巻 11，康熙 30 年 7 月 19 日（壬寅）の条（満文）），『世祖実録』では康熙 30 年閏 7 月 22 日の条に帰順して輔国公を授かったことが記されている（『聖祖実録』巻 152，康熙 30 年閏 7 月 22 日（乙亥）の条（漢文））。



【地図4】新たに帰順したハルハ首長らが遊牧していたトーラ、ケルレン河周辺地図

出典：岡田英弘 [2013:62] をもとに作成。

『王公表伝』によるとシブトゥイ＝ハタン＝バートルらは帰順後、ケルレン河の水源に位置するバヤン＝ウランの地へ帰り、ついでトーラ河に遊牧地を移したとあるが、【史料V-12】下線部①からも、帰順後にトーラ河周辺に遊牧していたことが窺え、彼らはその時々に応じてケルレン河の水源からトーラ河一帯にかけて遊牧していたといえる⁽²⁶⁸⁾。康熙帝は帰順後もトーラ河周辺に遊牧するシブトゥイ＝ハタン＝バートルに対して、そこはガルダンが必ず通る地であるため、厳重に防御せよと上諭を下していたが⁽²⁶⁹⁾、【史料V-12】下線部②より、理藩院の議論を経て、未だ帰順していないハルハ右翼ホトゴイトのゲンドウン＝ダイチンとともに、少なくともバヤン＝ウランを越えて遊牧しないよう命じられたと考えられる。その後、清朝はゲンドウン＝ダイチンに使者を派遣し帰順を呼びかけ、さらに翌 33 (1694) 年 4 月にも再度使者を派遣し、以下のような上諭を下した。

⁽²⁶⁸⁾なお、康熙 32 年 4 月には後述するシブトゥイ＝ハタン＝バートルの従子ツェレンジャブ（詳細は注 (275) を参照）と、トゥシェート＝ハーン・チャホンドルジの叔父であるダイチン＝ノヤンの孫オチルダル＝ホトクトの弟グンジャブが清朝に帰順し、シブトゥイ＝ハタン＝バートルとともにケルレン河のバヤン＝ウランの地で遊牧を続けた。彼らはシブトゥイ＝ハタン＝バートルらと同様、康熙 27 年のガルダンのハルハ侵攻の際にロシアに投降した者たちである（『朔漠方略』巻 13、康熙 32 年 4 月 13 日（丙戌）の条（満文））。

⁽²⁶⁹⁾『王公表伝』巻 50、伝第 34、扎薩克固山貝子錫布推哈坦巴圖魯列伝（漢文）。

【史料V-13】これらの人々（清朝の使者）は行きゲンドウン＝ダイチンに、「①ガルダンは汝の地から甚だ近くにいるため、汝を侵害しはしまいかと思案する。汝はシブトゥイ＝ハタン＝バートル、ナムジャル＝トイン、アリヤらの近くに遊牧し、やや遠くにカルンを設置し、もし事があれば、汝らは合わせて一致協力して行えば、事に甚だ利益となるように、これは我が汝らのため思うことである。シブトゥイ＝ハタン＝バートルらは今、トーラで遊牧を行なっている。②汝らがいかなる地に居たとて我は悪く思うことはない。その上、ガルダンの事が安定した時に、すべてのハルハをなお元来の地に送り安置するぞ」と旨を下すように。（『朔漠方略』巻 14、康熙 33 年 4 月 12 日（己卯）の条（満文）。）

【史料V-12】では、シブトゥイ＝ハタン＝バートルやゲンドウン＝ダイチンらを少なくともバヤン＝ウランを越えて遊牧させないように命じていたが、【史料V-13】ではガルダンによる略奪を懸念しながらも（下線部①）、彼らがいかなる地に遊牧しようとも問題にしないとしている（下線部②）。既述の如く、新たに帰順したハルハ首長らはガルダンの攻撃を受ける可能性が高いにもかかわらず、清朝に帰順した後も自らの意思で漠北で遊牧を続けた。柳澤明〔1992:193〕は彼らがこのような行動をとっていたことについて、「なお一定の自律的傾向を保っていた表れ」ではないかと論じている。清朝はこのような彼らの「自律的傾向」を把握し、漠北での遊牧に制限を設けないことで、未だ帰順していないゲンドウン＝ダイチンを抵抗なく、速やかに帰順させようとしたのではなかろうか。なお、ゲンドウン＝ダイチンは康熙 33 年 9 月に清朝に帰順することとなる⁽²⁷⁰⁾。

康熙 34 年 5 月、ガルダンはバヤン＝ウランの地（北京から 1,000km ほどの距離）に本営を移し〔黒龍 2013:58-59（初出は黒龍、海純良 2008）〕、【史料V-13】下線部①で康熙帝が懸念していたとおりケルレン河周辺で遊牧を続けるハルハ首長らに攻撃を加えるに至った。さらに、それに関連してシブトゥイ＝ハタン＝バートルとともに、清朝に帰順したナムジャル＝トインの行動が問題視され、咎められる事態に陥った。その詳細は次の通りである。

【史料V-14】先にナムジャル＝トインらに対して〔カルンの〕中に遊牧せよと尚書バンディを派遣し旨を下していたのに、ナムジャル＝トインらは旨に従わなかった。依然としてケルレンの周辺に遊牧していた。ここに至って、オーロト（オイラド）に大いに略奪されてしまっている。また、ガルダンの彼（ナムジャル＝トイン）に書を送って来させるために派遣した人を捕らえず送り返している。このためナムジャル＝トインは、また彼の弟ノルブ＝エルケ＝タイジ、弟の子グング＝ドルジ、一族の兄の子ノルブ＝

⁽²⁷⁰⁾『王公表伝』巻 63、伝第 47、扎薩克多羅貝勒根敦列伝（漢文）。また、ゲンドウン＝ダイチンはロシア語史料によるとエルデニ＝ホンタイジと記され、康熙 27 年 11 月にロシアに帰順するも康熙 28 年 7 月にはすでに離反し、その後、ガルダンに臣属を表明したが、康熙 32（1693）年には清朝と連絡をとり、翌年に清朝に投降した〔柳澤明 1992:186-190〕。

エインチェンらとともに自身を縛り上げ、死罪を受け入れ事情を陳述し、理藩院に跪いたことを申し上げたのち、議政大臣らに議論せよと委ねた。議論したこと「ナムジャル＝トインらは旨に従わなかったため、[オーロトに] 侵略されたのであり、また書を送った人を勝手に送り返したことは、国の法を甚だ犯したことなので直ちに斬罪に処すべき」と上奏するに、上より「罪を許せ」と言った。『朔漠方略』巻 16, 康熙 34 年 10 月 17 日（丙午）の条（満文）。)

同年 8 月、ガルダンはナムジャル＝トインに使者を派遣し書を送ったが、それに対してナムジャル＝トインはガルダンの使者を捕獲せず送り返し、さらに、上諭に従わず、なおもケルレン河周辺に遊牧していたことが原因であるとして、議政大臣らから斬首刑を求められている⁽²⁷¹⁾。清朝は同年 6 月、ゲンドウン＝ダイチンにガルダン偵察を命じるものの⁽²⁷²⁾、彼がガルダンから攻撃を受けると、7 月に尚書バンディに対してゲンドウン＝ダイチンらを「[清朝の] 中に遊牧」させるよう上諭を下している⁽²⁷³⁾。おそらく、ナムジャル＝トインが従わなかったとされる上諭は、この 7 月の上諭を指していると考えられる。

しかしながら、ケルレン河周辺に留まり、略奪を受けたのはナムジャル＝トインだけではなく。8 月のバンディの上奏によれば、ガルダンはシブトゥイ＝ハタン＝バートルとナムジャル＝トインの遊牧地周辺を略奪したとあり⁽²⁷⁴⁾、シブトゥイ＝ハタン＝バートルも同様にケルレン河周辺に遊牧し、ガルダンから略奪を受けたことが読みとれる。けれども、シブトゥイ＝ハタン＝バートルは、旨に違ったとしてナムジャル＝トインが問題視された際に共に問題視されることはなかった。さらに、康熙 35 年 4 月にツェレンジャブ⁽²⁷⁵⁾が軍に従い尽力したいと上奏した際に、康熙帝はその要請を許可しながらも「汝らに対して尚書バンディが何度も中に入って遊牧せよと言っていたが、汝らは中に入って遊牧せず、結局、ナムジャル＝トインらはオーロト（オイラド）に略奪された」と言い及んでいるが、この康熙帝の言及以降はもちろんのこと、ナムジャル＝トインが問題視された時点で、ツェレンジャブ

⁽²⁷¹⁾ 『王公表伝』では、ナムジャル＝トインがガルダンの使者を捕獲せず送り返したことに触れておらず、彼はガルダンの誘いに対してそれを拒み、シブトゥイ＝ハタン＝バートルとともに陰山山脈の北に逃走したことになっている。さらに、逃走後、上諭で帰化城界に移るよう命じられたが、なおもケルレン河に留まりガルダンの略奪を受けたのは、ナムジャル＝トイン自身ではなく彼の属衆と記されている（『王公表伝』巻 50, 伝第 34, 扎薩克固山貝子錫布推哈坦巴圖魯列伝（漢文））。ナムジャル＝トインがのち清朝に自首したことや史料の性質を踏まえると、【史料 V-14】の内容がより正確であろう。

⁽²⁷²⁾ 『朔漠方略』巻 15, 康熙 34 年 6 月 4 日（甲午）の条（満文）。

⁽²⁷³⁾ 『朔漠方略』巻 15, 康熙 34 年 7 月 22 日（壬午）の条（満文）。

⁽²⁷⁴⁾ 『朔漠方略』巻 16, 康熙 34 年 8 月 22 日（辛亥）の条（満文）。なお、シブトゥイ＝ハタン＝バートルとナムジャル＝トインらは 8 月 8 日にはすでに陰山の北へ退避していたらしい（『朔漠方略』巻 16, 康熙 34 年 8 月 21 日（庚戌）の条（満文））。

⁽²⁷⁵⁾ ツェレンジャブは康熙 32 年にロシアから帰順し、シブトゥイ＝ハタン＝バートル、ナムジャル＝トインらと同様、バヤン＝ウランの地に遊牧し（注（268）も参照）、康熙 34 年にはオノン河界に牧地を移した（『王公表伝』巻 52, 伝第 36, 扎薩克一等台吉車稜扎布列伝（漢文））。

の行動も問題視されることはなかった⁽²⁷⁶⁾。ここから、康熙 34 年 7 月の上諭に応じなかったのはナムジャル＝トインのみではなかったことが窺える。清朝は新たに帰順したハルハ首長らがガルダンの略奪を受けてもなおケルレン河周辺に留まっていたことに対して、非難しつつもある程度、許容していたといえる。よって、ナムジャル＝トインがなおケルレン河に留まったとして咎められたのは、彼がガルダンの使者を捕獲せず、自身の判断で送り返した事態を清朝側が重く受けとめた結果であり、そのため議政大臣らがあえて遊牧の件をも持ち出し、ガルダンの使者の件と合わせて糾弾したと考えられる。

結局のところ、ナムジャル＝トインは康熙帝によって宥免されているが、当時、ガルダンがバヤン＝ウランに本営を置いたことにより、辛うじて射程距離に入ったと考えた康熙帝は、討伐に乗り出す意を固めたところであり⁽²⁷⁷⁾、必要以上のハルハの動揺を避けようとして、上述のような寛大な処置をとったものと考えられる。また、死刑という議政大臣の考えを退け、皇帝の寛大さを見せつけることで、ナムジャル＝トインから忠誠心を得ようとする狙いもあっただろう。

清朝は、新たに帰順したハルハ首長らがガルダンの攻撃を受ける可能性が高いトーラ、ケルレン河周辺で遊牧を続けることに対して懸念を抱いていたが、彼らの意を考慮してそれを許可し、ガルダンが彼らの遊牧地を略奪すると、直ちに清朝側に入って遊牧するよう命じた。しかし、彼らは必ずしも清朝の意のままに動かず、ケルレン河周辺に留まり、さらに独断でガルダンの使者を捕らえずにそのまま送り返す者まで現れた。けれども、清朝は彼らを前線から退かせることはせず、引き続きガルダン偵察や征討などにあたらせていった。対ガルダンの最前線に遊牧している彼らの情報や土地勘は、清朝にとって重宝されたのであろう⁽²⁷⁸⁾。

次に、ドロソ＝ノールの会盟以降、清朝がハルハの属衆の略奪や窃盗に対していかなる対応をとっていたのかについてみていく。ナムジャル＝トインの問題が明るみに出た時期と前後して、康熙 34 年 9 月、国舅である佟国維に「ハルハらをカルンの中に入らせ[たまま]遊牧させれば⁽²⁷⁹⁾、互いに盗んだり奪ったりするかもしれない。尚書バンディに書を送り、これらの人々をカルンの外のすぐ近くにしばらく遊牧するため居させるように⁽²⁸⁰⁾」と上諭を下している。ここから、康熙 34 年の時点でハルハの属衆が頻繁に略奪や窃盗を行なっ

⁽²⁷⁶⁾『朔漠方略』巻 22、康熙 35 年 4 月 30 日（乙卯）の条（満文）。

⁽²⁷⁷⁾康熙帝は、康熙 34 年 9 月、ガルダンがバヤン＝ウランに本営を置いたことを受けて、その討伐に乗り出す意を固め、八旗の各官を集めてガルダンをどのように討伐するか議論するよう命じている。その後、討伐に乗り出すことに躊躇する大臣らが多くいたようで、康熙帝は、同年 10 月、三品以上の大臣らを集め、どのようにガルダンの侵攻を食い止めるのか議論するよう命じ、大臣らは今、一挙にガルダンを滅ぼす、という意を示した〔黒龍 2013:190〕。

⁽²⁷⁸⁾このことを直接示す史料はないが、第 1 回親征の際に、康熙帝が率いる中路軍は北京から独石口を経てケルレン河上流を目指したことから、清朝に帰順後もケルレン河周辺で遊牧を続けていたハルハ首長らの情報は、康熙帝に必要とされたと思われる。

⁽²⁷⁹⁾どの程度のハルハの属衆が清朝のカルンの中で遊牧していたのか、あるいはカルンの外で遊牧していたのかについては、史料に具体的な記載がなく判然としない。

⁽²⁸⁰⁾『朔漠方略』巻 16、康熙 34 年 9 月 10 日（己巳）の条（満文）。

いたかは史料から見出せないが、清朝がなおもハルハの略奪や窃盗に対して警戒心を抱いていたことが読みとれる⁽²⁸¹⁾。

康熙帝のこの上諭に対して、ハルハのダライ = ジノン⁽²⁸²⁾は大雪のため家畜が移動できない上に、カルンの外に移動するとオイラドに侵害されるため、カルンの中に留まりたいと訴えた⁽²⁸³⁾。この件に関して大学士と理藩院が議論した内容は次の通りである。

【史料V-15】皇帝がハルハラをカルンの中に遊牧させることは、特に暮らす方法を獲得し成すようにと慈しんだ意。今、大雪の時に戻らせ送れば苦しむことになる。かようなので尚書バンディに旨を下し、ハルハラをカルンの中のザサグのモンゴルから 1, 2 日行程の地で隊を組み遊牧させるように。もし駱駝、馬、牛、羊などの牲畜を互いに盗む者がいれば、尚書バンディが当該のザサグとともに会同して明らかにするため調査し、直ちに法により処罰するように。なお、ハルハのザサグの地で盗賊を管理し、消息をとって居た官らに急ぎ書を送り、このとおりハルハラに明らかにして通曉させるようにと上奏したことを、上は聞き入れた。『朔漠方略』巻 16, 康熙 34 年 10 月 10 日 (己亥) の条 (満文)。

大学士と理藩院は、ハルハのダライ = ジノンの訴えによって、前回の上諭を撤回しカルンの中で遊牧するよう命じており、清朝がハルハ首長の訴えを受けて譲歩する形となった。そこにはガルダンがバヤン = ウランに本営を構えたことを踏まえ、ハルハの動揺、または反発を回避しようとする清朝側の意図があったと思われるが、カルンの中といっても「ザサグのモンゴル」から 1, 2 日行程離れた地に遊牧するよう命じている。【史料V-15】では「ザサグのモンゴル」とは別に「ハルハ」という語句が現れることから、「ザサグのモンゴル」は漠南モンゴル諸部のザサグ旗を指していると考えられる。清朝は、ハルハの略奪や窃盗に対する警戒を怠ることはなく、極力、ハルハと漠南モンゴル諸部のザサグ旗との接触を避けるような対応をとり、もし窃盗を行えば厳重に法によって処罰することを念押ししたのである。

以上のように、ハルハの属衆による略奪や窃盗の取締まりを強化するとともに、来年のガルダン討伐に向けて清朝が着々と準備を進める中、康熙 34 年 10 月、ハルハの公ハンドゥが康熙帝の上諭を伝えるため派遣された郎中インジャナを捕縛し、逃亡を図る事件が発生した。その詳細は次のとおりである。

⁽²⁸¹⁾ 康熙帝は漠南モンゴル諸部による略奪の可能性には言及しておらず、特にハルハによる略奪に警戒していたといえる。

⁽²⁸²⁾ 『王公表伝』巻 57, 伝第 41, 扎薩克固山貝子阿南達列伝 (漢文) によると、アナンダが初めダライ = タイジと称し康熙 27 年に清朝に帰順して、翌年、ジノンの称号を授かったことが記されている。また、『聖祖実録』巻 155, 康熙 31 年 5 月 24 日 (癸酉) の条 (漢文) には「扎薩克達頼濟農貝子阿南達」とある。以上より、ダライ = ジノンとはセツェン = ハーン属下のアナンダを指すと考えられる。

⁽²⁸³⁾ 『朔漠方略』巻 16, 康熙 34 年 10 月 10 日 (己亥) の条 (満文)。

【史料V-16】郎中であつたインジャナの上奏すること。「内大臣ウバシらは、臣我をハルハの公ハンドゥらの衆をカルンの中に遊牧せよと遣わしたときに、臣我は王ナムジャルの子ワンジャルらなどの40余りの人を連れて、ハラ＝フジルという地でハンドゥの到来することを待っていた。10月初4日にハンドゥが臣我のもとに到り、初6日の早朝、ハンドゥ自身、タイジ＝ジャンバラらが先頭に立って衆を率い、甲冑を着て我々の40余りの人を捕らえ、衣服をはぎ取って北へ遊牧するため、第5の駅站のナガンタイという地に到り、つい今しがた我々を釈放し、彼らは北へ遊牧しに行った。臣我々は南に向かつて求め来て、昼夜〔関係〕なく歩いて行くときに、ハンドゥの実の兄タイジ＝チェブデン、その子トゥバラが馬、駱駝、行糧、衣服などのものを持って来て、ウルトゥと称する地で迎えるため至り、馬駱駝に乗り15日にチェブデンの家に至ると、チェブデンの告げる事『……ハンドゥを征討しに行く』と言う」と申し上げると、上より「……ハンドゥの鎮国公を罷免しチェブデンに継がせ封じよ。ザサグとせよ」と言った。のちオロスからハンドゥを捕え護送したのち、この子らを合わせてともに処刑した。（『朔漠方略』巻17、康熙34年11月20日（戊寅）の条（満文）。）

『蒙古堂檔』に収録されている康熙30年5月初3日付けのハンドゥへの上諭によると、ハルハの公ハンドゥは元来、ハルハ左翼のホンゴル＝ダイチン⁽²⁸⁴⁾の旗務を処理するタイジであつて、衆を率いて清朝に帰順し、さらにドロノール⁽²⁸⁵⁾の会盟に叩頭しに來たため鎮国公を授けられていた⁽²⁸⁵⁾。ところがこの時、ハンドゥは、清朝の使者である郎中インジャナとセツェン＝ハーン部のザサグである郡王ナムジャル⁽²⁸⁶⁾の子ワンジャルらを捕縛し、彼らの属衆や着ていた服までも奪い取り逃亡したのである。ハンドゥがこのような事態を引き起こした背景については不明であるが、言わば康熙帝の使者を捕縛して、その上、略奪までも働いており、困窮したためというよりは、清朝支配に何かしらの不満を抱いての犯行であつたと推測される。ハンドゥはその後、ロシアで捕えられ清朝に護送された後、子らとともに処刑されている。

ハンドゥらの行動は時期が時期だけに、清朝は重く受け止めたと考えられる。当時、ガルダン⁽²⁸⁷⁾は本営をバヤン＝ウランに移し、いつ漠南に侵攻してもおかしくない状況下にあつた。さらに、翌年に清朝はガルダン討伐に乗り出すことを既して決定しており⁽²⁸⁷⁾、この事件を

⁽²⁸⁴⁾ 岡洋樹〔2007a:83（初出1993）〕によると、ホンゴル＝ダイチンはセツェン＝ハーン属下であり、康熙28年10月にザサグを授かっている（【史料V-7】も参照）。

⁽²⁸⁵⁾ 「ハルハのハンドゥを国の鎮国公にした勅書」『蒙古堂檔』巻11、モンゴルのノヤンらハトンらに位階を与えた檔冊、No.107、248-252頁（満文）、No.108、252-256頁（モンゴル文）。

⁽²⁸⁶⁾ 『王公表伝』巻55、伝第39、扎薩克多羅郡王納木扎勒列伝（漢文）。

⁽²⁸⁷⁾ 康熙34年11月4日、康熙帝は東西中の3路に兵を分けてガルダン討伐に乗り出すことを命じ（『朔漠方略』巻17、康熙34年11月4日（壬戌）の条（満文））、同月18日には撫遠大將軍・伯フィヤング率いる西路軍が来年の2月に帰化城より出兵するとして（『朔漠方略』巻17、康熙34年11月18日（丙子）の条（満文））。そして、同月22日、康熙帝は自ら出征することを決定している（『朔漠方略』巻17、康熙34年11月22日（庚辰）の条（満文）には、「御身（康熙帝）

速やかに解決して、モンゴルの動揺を抑え、彼らの引き締めを図る必要があったといえる。さらに、ハンドゥは清朝から爵位を授けられた首長であり、そのような人物の犯行は清朝の威信にかけて見逃すことのできないものであっただろう。そのため、ロシアに逃亡を図ったハンドゥを直ちに捕え死刑に処すことで、反逆者を断固として許さない姿勢を示し、モンゴル全体を牽制しようとしたと考えられる。

以上で述べてきたように、清朝は、漠北での遊牧を許可したり、ハルハの首長の要請を踏まえ、カルンの外に移動するよう命じた上諭を撤回するなど、妥協せざるを得ない場合もあったが、それはあくまでもハルハのみならず漠南の安定を図るものであった。実際に略奪や窃盗が起きた際には、法によって処罰するとともに、取締まりの強化を喚起するなど、漠南の治安悪化を防ぐことに努めた。特に、清朝からザサグを与えられたエルケ＝アハイや爵位を与えられたハンドゥらハルハ首長の略奪に関して、決して妥協することなく厳重に処罰することで、モンゴル全体の引き締めを図り、ガルダンとの戦争に挑んでいったのである。

小結

従来の研究では、康熙 27 年から康熙 35 年における時期は、ハルハの属衆が漠南に避難しているという極めて特殊な状況下にあったにもかかわらず、専ら清朝とガルダンとの交渉や衝突の経緯に注目が集まり、清朝が漠南に避難したハルハに対して講じた対応については、経済的支援や食糧支援を行い、保護・救済に努めたことが概述されるに留まっていた。そして、清朝は康熙 29 年にガルダン軍の漠南侵攻により大打撃を受けると、ここではじめてハルハを正式に服属下に置こうと考え、翌年、ドロソノールで盛大に会盟を挙げてハルハに臣従を誓わせ、その後、漠北を奪還すべく本格的にガルダンとの戦いに挑んでいくと理解されてきた。清朝が漠南に避難したハルハに救済を施すだけでなく、彼らの管理を強化していったことを論じた研究もあるとはいえ、管理の強化はあくまで社会混乱を鎮めるためのものであり、基本的にドロソノールの会盟以降、ハルハに外藩モンゴルと同様のシステムを導入し、康熙帝のガルダン親征を経て実質的な支配を確立したと捉えられている。

これに対して、本章で明らかになったことは以下のとおりである。ハルハが清朝に保護を求めると、清朝はロシアとネルチンスクでの講和会議を控えていることからガルダンと穏便に事を運ぶ必要があったため、ガルダンに対してはハルハを自身の属下とするつもりはなく、ただ保護しているのみであるかのような姿勢を示した。その一方で、実際にハルハに対しては彼らを保護せざるをえない機会に乗じて、蒙古例を適用して略奪や窃盗の取締まりを強化した。さらに、困窮が顕著であったエルケ＝ダイチン＝ノヤン属、ベスト部属下

が征討する意を決定し、またガルダンがもし大兵を避けて西に逃げはしまいかと思い、大將軍フイヤングに一つの兵を与え、西方を断たせるため議論し、一切の地で尽力するため考え、ここに兵を整え、熟練したものはその上ますます鍛錬させ、精鋭のものはその上ますます精鋭と〔なるよう求め〕させ、南苑で大会盟（閱兵式）を開催した」とある。

と康熙 26 年以来、積極的措置をとってきたセツェン＝ハーン属下を佐領に編成した上で、ザサグを介して法による支配の浸透を図るなど、清朝の法や制度を導入して統制下に組み込み、漠南の治安を回復することに努めたのであった。そして、ネルチンスク条約が締結され清朝＝ロシア関係が安定すると、ハルハを自身の属衆とすることを明確に示すため会盟の開催を決定した。それはガルダンの南下により当初の予定通りには実現しなかったものの、最終的にドロン＝ノールの会盟をもってハルハは正式に清朝の支配下に入った。清朝は会盟後も決してハルハによる略奪や窃盗に対する警戒を怠らず、引き続き法による処罰と取締りの強化を行い、統制を及ぼした。その一方で、漠北での遊牧を許可したりハルハ首長の意向に沿った政策判断を下すなど、妥協を強いられる場合もあったが、それはあくまでハルハや漠南モンゴル諸部の属衆の混乱を防ぐための措置であった。清朝は常に漠南の安定を念頭に政策を展開しており、漠南の安定はガルダンを打倒するための必要な条件であったといえる。このような政策が功を奏したと見られ、実際に一部のハルハ首長を除き、清朝の支配・統制に反抗する者はほとんど現れなかった。清朝は漠南の安定に努め、ハルハの支配体制を整え彼らを掌握していったのである。だからこそ、清朝はドロン＝ノールの会盟以降、ガルダンとの戦争の準備に尽力することができたと考えられる。

その後、清朝は康熙帝の 3 回にわたる親征を経てガルダンを滅ぼし、康熙 36 年にハルハの人々は約 9 年ぶりに漠北へ帰還することとなる。先行研究では、これによって清朝は名実ともにハルハを支配下に収めたと評される。しかしながら、清朝はハルハ、ひいてはモンゴル全体の混乱を極力回避するため、時には懷柔を図ることもあったが、ハルハの属衆が壊滅状態に陥り、逃散してきた直後から彼らを保護するとともに、漠南の治安の回復のためハルハの属衆に対する統制の強化に努め、康熙帝がガルダン親征に乗り出すのに必要な条件を整えていった。清朝は未だ漠北を手に入れていないとはいえ、康熙帝の親征を待たずして、ハルハ支配の基礎を確立させたのだった。これにより、清朝はマンチュリア、漠地に加え、ダヤン＝ハーン以降、政治的に分裂していたモンゴル高原の遊牧民全てを自身のもとに統合することとなり、16 世紀以来の東部ユーラシアにおける秩序変動は康熙帝の親征直前に一つの節目を終え、のち西北へ進出する大きな足掛かりを得るに至ったのである。

【表3】『蒙古堂檔』よりみる康熙28年から康熙30年におけるハルハの困窮状況

番号	日付	上奏者・(所属)	内容	出典
1	康熙28年4月初5日	ジェブツンダンバ=ホトクト (トゥシエート=ハーン部)	後から来た属衆の食べものが尽き、載せるものは盗賊に奪われ、災難で死ぬ者、妻を売る者もあり、民を養うため禄米を与えてほしいと上奏。	巻8 261-262頁(満文) 263-264頁(モンゴル文)
2	〃	メルゲン=ノヤン (トゥシエート=ハーン部)	力ある者はない者を、物が無い者はある者から搾取している状況を上奏。	巻8 264-265頁(満文) 265頁(モンゴル文)
3	康熙28年6月初9日	セツェン=タイジ (ハルハ右翼・ベスト部)	帰順する状況を上奏するべきだったが、属衆が困窮しているため使者を派遣することを上奏。	巻8 299頁(満文) 300-301頁(モンゴル文)
4	康熙28年6月24日	ジェブツンダンバ=ホトクト (トゥシエート=ハーン部)	清朝から穀子5匹、銀200両、米186石、良い放牧地、家畜を支給され、その米を甚だ困窮した約2,100人に与えたことを上奏。	巻8 190-193頁(満文) 308-310頁(満文) 310-311頁(モンゴル文)
5	〃	チャガン=バルス=ノヤン (ハルハ右翼・ベスト部)	【史料V-1】の内容。	巻8 311-313頁(満文) 313-314頁(モンゴル文)
6	〃	シデシリ (トゥシエート=ハーン部)	皇帝陛下の恩情で864人の飢えた人々を養ったことを述べ、余った米は今年25日までしかもたないで救ってほしいと上奏。	巻8 194-196頁(満文) 314-315頁(満文) 316頁(モンゴル文)
7	康熙28年6月29日	エルデニ=ハタン=バートルら (ハルハ右翼・ベスト部)	家畜、食糧を求めるため上奏。	巻8 201-202頁(満文) 320-321頁(満文) 321頁(モンゴル文)
8	〃	セツェン=タイジ (ハルハ右翼・ベスト部)	属衆が甚だ困窮し飢餓に苦しんでいるので、救済してほしいと上奏。	巻8 202-203頁(満文) 321-322頁(満文) 322-323頁(モンゴル文)
9	康熙28年9月14日	トゥシエート=ハーン	主が恵んでくださった家畜を自身の飢えた1,000人の属衆に与えることを上奏。	巻8 377-378頁(満文) 378頁(モンゴル文)
10	〃	シデシリ (トゥシエート=ハーン部)	主が恵んでくださった家畜を飢えた衆に与えたと上奏。	巻8 382-383頁(満文) 383-384頁(モンゴル文)
11	康熙28年10月21日	イラグクサン=ホトクト (エルケ=ダイチン=ノヤン)	自身の寺、甘珠爾経、子ら、妻、戸口、家畜を取られ、家、着る服、食べものに至るまで全くなき、自身も属衆も全て飢えて死ぬ極みに至っているため救ってほしいと上奏。	巻8 434-438頁(満文) 438-442頁(モンゴル文)
12	〃	〃	帰順して来る道中、叔父のダンジン=トインのアルスラン=タブナンらを取って従わせていたこと、39頭の馬を奪われたこと、ダイチン=ノヤンの親族50人余りを留めていたこと、ハンガイの地に兄が居るがここに来ることができないので、我が衆が困窮する衆を取って兄弟とともに居ることを上奏。	巻8 442-443頁(満文) 443-444頁(モンゴル文)
13	〃	ヨム=タイジ	ガルダンの兵に損害をおわされ飢えた状況を上奏。	巻8 444-445頁(満文) 445頁(モンゴル文)
14	康熙28年12月初9日	エルデニ=ダイチン=タイジ (エルケ=ダイチン=ノヤン)	帰順する経緯と合わせて困窮したことを上奏。	巻8 451-452頁(満文) 452-453頁(モンゴル文)
15	〃	セツェン=タイジ (ハルハ右翼・ベスト部)	困窮のため上奏。	巻8 453-454頁(満文) 454-455頁(モンゴル文)

番号	日付	上奏者・(所属)	内容	出典
16	康熙28年12月15日	ダイチン=ノヤン エルデニ=アハイ (トゥシェート=ハーン部)	戸、家畜がなく、ハんに頼りたいと上奏。	巻8 470-473頁(満文) 473-475頁(モンゴル文)
17	〃	エルケ=タイジ (セツェン=ハーン部)	わずかに生き残った属衆はともに困窮し飢えて死に至るため、主を求めて上奏。自身は盗賊に襲われ傷をおったため謁見しに行けないと弁明。	巻8 475-476頁(満文) 476-477頁(モンゴル文)
18	〃	ダルハン=タイジ	属衆が困窮し餓死したり逃散するに至っているため、主に養ってほしいと上奏。	巻8 477-478頁(満文) 478頁(モンゴル文)
19	〃	サイン=ロブサン (ハルハ右翼・ホトゴイト部)	帰順するため来たが、道中、略奪する衆が甚だ多いため、主のもとに自身が行くことができないと上奏。	巻8 478-479頁(満文) 479-480頁(モンゴル文)
20	康熙28年12月17日	トゥシェート=ハーン	属下6,000人余りが飢餓に苦しんでいるため、さらなる救済を求めて上奏。	巻8 536-539頁(満文) 540-543頁(モンゴル文)
21	康熙28年12月24日	ロボン=シレトゥ	【史料V-2】の内容。	巻8 544-549頁(満文) 550-554頁(モンゴル文)
22	康熙29年正月初8日	チャガン=バルス=ノヤン (ハルハ右翼・ベスト部)	主は米を与えてくれたけれども、自身の人には至らなかったため飢えた事情を上奏。	巻9 36-38頁(満文) 38-41頁(モンゴル文)
23	康熙29年	エルデニ=ハタン=パートル (ハルハ右翼)	自身の属衆、アルバトの家畜、行糧がなく甚だ困窮した事情を先に上奏していたが、今、我が属衆に物がなく生活できなくなったため、米と家畜を与えてほしいと上奏。	巻9 44-46頁(満文) 46-47頁(モンゴル文)
24	〃	セツェン=タイジ=ウリヤン (ハルハ右翼)	属衆が困窮し生活できないため、米と家畜を与えてほしいと上奏。	巻9 47-48頁(満文) 48-49頁(モンゴル文)
25	康熙29年2月26日	ダイチン=チューフル=ボンタル	甚だ困窮し飢えて死に至る者までいるため、救済してほしいと上奏。	巻9 50-51頁(満文) 52-53頁(モンゴル文)
26	〃	ツェワン=ドルジら	家畜、食糧がなく飢餓に陥っており、食べるもの飲むものもなく飢えているため救済してほしいと上奏。	巻9 55-56頁(満文) 56頁(モンゴル文)
27	康熙29年2月28日	メルゲン=ジノン (トゥシェート=ハーン部)	属衆、アルバトが荒れて苦しんでいるため九白の貢を献じることができなかったが、今、九白の貢を献じるとともに、属衆の家畜が尽きて困窮しているため救済してほしいと上奏。	巻9 61-62頁(満文) 62-63頁(モンゴル文)
28	康熙29年3月30日	エルデニ=ジノン=ボンチュク (ハルハ右翼・ベスト部)	乗る家畜、行糧がなく困窮しているため、自身が死ぬ前に速く救済してほしいと上奏。	巻9 74-75頁(満文) 75-77頁(モンゴル文)
29	〃	イルデン=ノヤン	我が一族のノヤンら属衆が困窮しているため、養ってほしいと上奏。	巻9 77頁(満文) 77-78頁(モンゴル文)

番号	日付	上奏者・（所属）	内容	出典
30	康熙29年3月30日	オオバ=エルケ=アハイ (エルケ=ダイチン=ノヤン)	【史料V-9】の内容。	巻9 86-107頁（満文） 107-126頁（モンゴル文）
31	康熙29年4月20日	ダルマシリ=ノヤン (ハルハ右翼)	乗るもの、食べるものがなくとも困窮しているので救済してほしいと上奏。	巻9 144頁（満文） 144-145頁（モンゴル文）
32	〃	エルケ=ダイチン=タイジ	属衆、アルバトの大半が逃散し、甚だ困窮しているため救済してほしいと上奏。	巻9 145頁（満文） 164頁（モンゴル文）
33	〃	チャガン=バルス=ノヤン (ハルハ右翼・ベスト部)	飢えた破産した民を救済するため、銀と家畜を与えてほしいと上奏。	巻9 146-147頁（満文） 147-149頁（モンゴル文）
34	〃	ツェブテン=ナムジャル=タイジ (セツェン=ハーン部)	乗る家畜、行糧がなく困窮しているため、行くことができないと伝え、救ってほしいと上奏。	巻9 149頁（満文） 150頁（モンゴル文）
35	〃	アルスラン=ダイチン=ホショチ	ガルダンに捕えられたが、全ての物を奪われた上で釈放された経緯とともに、自身の属衆が飢えて死亡する者もあり、生活できないので養ってほしいと上奏。	巻9 150-151頁（満文） 152-153頁（モンゴル文）
36	康熙29年5月初3日	エルケ=ダイチン=ノヤン	所属の19ニルのうち1,960丁5,880人に食べるものがなく、4月で余った米が尽きてしまったので救済してほしいと上奏。	巻9 163-171頁（満文） 171-177頁（モンゴル文）
37	〃	ダイチン=チューフル=ボンタル	自身の2ニルと協理タイジの2ニルの人が度々、死んでいる状況を報告するとともに、今年の冬を越すことが難しいため養ってほしいと上奏。	巻9 177-178頁（満文） 178-179頁（モンゴル文）
38	〃	グムブジャブ=タイジ	飲むもの、食べるものがなく甚だ困窮している事情を上奏。	巻9 182-184頁（満文） 184-187頁（モンゴル文）
39	〃	バンディダ=ホトクト	事情を上奏するため行きたいが、荷物を運ぶ家畜がなく甚だ困窮しているため、直ちに謁見しに行けないことを伝えるとともに、救済してほしいと上奏。	巻9 187-190頁（満文） 190-192頁（モンゴル文）
40	康熙29年6月初9日	ジェブツンダンバ=ホトクト (トゥシェート=ハーン部)	食糧が尽きていること、さらにフフ=ホトから困窮した人々が来て生活できず甚だ飢えているので彼らを救いたい事情を上奏。	巻9 193-194頁（満文） 194-195頁（モンゴル文）
41	〃	イルデン=タイジ (セツェン=ハーン部)	帰順するまでの経緯を説明し、困窮し属衆を養うための銀を与えてほしいと上奏。	巻9 195-200頁（満文） 200-205頁（モンゴル文）
42	康熙29年6月19日	エルデニ=タイジ (セツェン=ハーン部)	困窮している現状を上奏。	巻9 211-212頁（満文） 212-214頁（モンゴル文）
43	康熙29年7月初4日	シデシリ (トゥシェート=ハーン部)	今、生活できない4,600余りの人を救済してほしいと上奏。	巻9 229-230頁（満文） 230-231頁（モンゴル文）

番号	日付	上奏者・(所属)	内容	出典
44	康熙29年9月初5日	セツェン=タイジ (ハルハ右翼・ベスト部)	米が尽き、全く物もなく、衆が逃散している状況にあることを上奏。	巻9 262-264頁 (満文) 264-266頁 (モンゴル文)
45	〃	ウバシ=ハタン=パートル	困窮状況を上奏。	巻9 269頁 (満文) 269-270頁 (モンゴル文)
46	〃	トゥラル=アハイ	戦争によって甚だ生活できなくなり、銀を求めため上奏。	巻9 274-275頁 (満文) 275-276頁 (モンゴル文)
47	〃	ワンジャル=タイジ	帰順する過程で自身が乗っていた馬、荷物を積む駱駝、自身の子を奪われた事情を説明し、属衆がいないことを上奏。	巻9 276-277頁 (満文) 277-278頁 (モンゴル文)
48	〃	〃	銀などを恵んでほしいと上奏。	巻9 278-279頁 (満文) 279頁 (モンゴル文)
49	〃	ホシヨーチ=ノヤン	乗るもの食べるものがないため救済してほしいと上奏。	巻9 279-280頁 (満文) 280-281頁 (モンゴル文)
50	〃	エルデニ=トイン=タイジ	秋に困窮する事情を上奏したが、受け取ってもらえなかったため再び書を献じる事情を上奏。	巻9 281-282頁 (満文) 282-283頁 (モンゴル文)
51	康熙29年9月18日	エルケ=アハイ=トバ	困窮する事情を上奏。	巻9 290-291頁 (満文) 291-292頁 (モンゴル文)
52	康熙29年11月26日	メルゲン=ジノン (トゥシエート=ハーン部)	自身の属下がフフ=ホト、青海、オイラドなどに分散している事情を説明し、今、家畜がないので与えてほしいと上奏。	巻9 338-340頁 (満文) 340-341頁 (モンゴル文)
53	〃	〃	少ない物を売り、自身の属衆を養いたいけれども、漢人が止め、入れてくれないため旨で印を発給してほしいと上奏。	巻9 348-349頁 (満文) 349-350頁 (モンゴル文)
54	〃	エルデニ=ジノン (ハルハ右翼・ベスト部)	困窮する事情を上奏。	巻9 356-357頁 (満文) 357-358頁 (モンゴル文)
55	康熙29年12月初6日	チャガン=バルス=ノヤン (ハルハ右翼・ベスト部)	主に力を与え出兵したいと言っていたが、出兵するに足りる馬がなく、行糧もないため出兵できない事情を上奏。	巻9 388-390頁 (満文) 390-392頁 (モンゴル文)
56	康熙30年正月21日	エルケ=タイジ	ほとんどの物がないことを上奏。	巻9 411-412頁 (満文) 413-414頁 (モンゴル文)
57	〃	エルデニ=ダイチン (エルケ=ダイチン=ノヤン)	困窮し救済を求めため上奏。	巻9 414-415頁 (満文) 416-417頁 (モンゴル文)

番号	日付	上奏者・(所属)	内容	出典
58	康熙30年正月21日	ダルハン=タイジ	ほとんどの物が無いことを上奏。	巻9 417-419頁 (満文) 419-421頁 (モンゴル文)
59	〃	トゥシェート=ハーン	フフ=ホトで買った茶を半分略奪されたこと、フフ=ホトで米などのものを買いたい旨がないため入ることができないので、旨を下してほしいと上奏。	巻9 433-434頁 (満文) 435-436頁 (モンゴル文)
60	〃	ツェヴェーンジャブ (ハルハ右翼)	馬、行糧がなく破産して帰順したことを説明するとともに、家畜を恵んでほしいと上奏。	巻9 440-446頁 (満文) 446-452頁 (モンゴル文)
61	〃	ダルマシリ=ノヤン (ハルハ右翼)	飢えた属衆に恩を施してほしいと上奏。	巻9 465-470頁 (満文) 470-475頁 (モンゴル文)
62	〃	ザサグト=ハーンの子バラン	属衆が困窮しているため上奏。	巻9 480-482頁 (満文) 482-485頁 (モンゴル文)
63	〃	エルデニ=タイジ=グムブ (ハルハ右翼)	属衆が困窮して、破産している事情を上奏。	巻9 499-502頁 (満文) 502-504頁 (モンゴル文)
64	康熙30年2月21日	フンドウレン=ボショクト (エルケ=ダイチン=ノヤン)	困窮し救済を求めるため上奏。	巻9 576-590頁 (満文) 590-604 (モンゴル文)
65	康熙30年2月22日	イラグクサン=ホトクト (エルケ=ダイチン=ノヤン)	困窮のため家畜と銀を与えてほしいと上奏。	巻9 548-557頁 (満文) 557-566頁 (モンゴル文)
66	〃	エルデニ=ダイチン (エルケ=ダイチン=ノヤン)	困窮し救済を求めるため上奏。	巻9 566-571頁 (満文) 571-575 (モンゴル文)

注：日付は上奏文が理藩院の官らのもとに届いた日付を記した。

結章

第一節 各章の概要

本論文では、天聰9（1635）年に清朝とハルハが接触してからハルハの服属を経て、康熙35（1696）年に康熙帝がガルダン親征に乗り出す直前までにおける、清朝のハルハに対する対応・関与の過程をハルハ側の勢力関係や反応を踏まえ、さらには東部ユーラシア情勢にも注意を払いながら復元して分析し、清朝がいかにしてハルハに統制を及ぼしていき、東部ユーラシアにおいて圧倒的な主導権を握っていったのかを明らかにした。

第一章では、16世紀以降のハルハの状況を確認した上で、清朝とハルハの接触の経緯とホンタイジ期のハルハ政策を考察し、清朝が次第にハルハ政策に腰を据えて取り組むほかない状況へと引きずり込まれていった過程を論じた。清朝と接触する頃のハルハは一人の首長が圧倒的影響力を保持していたのではなく、左翼はトゥシェート＝ハーンとセツェン＝ハーンが団結して影響力の拡大を図り、右翼はザサグト＝ハーンとその他の首長らがそれぞれ独自に勢力を蓄えているといった多極化の様相を呈していた。そのような中で、天聰9年、ハルハ左翼のセツェン＝ハーンとトゥシェート＝ハーンは、チャハルのリンデン＝ハーンの死とほとんどの漠南モンゴル諸部が清朝の支配下に収められた状況をみて、清朝に使者を派遣し友好の意を示した。しかしながら、清朝は、その後も明朝との交易を続けるセツェン＝ハーンに対して圧力を加え、両者の間には軋轢が生じていった。一方、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンは、崇徳3（1638）年正月に明朝と交易しようと兵を率いて清朝支配下の帰化城周辺に駐屯し、軍事衝突は回避したもののホンタイジの親征を受け、同年3月に謝罪し清朝と通好を開始した。しかし、ホンタイジはザサグト＝ハーンが尊大な態度をとり続け、さらに文書儀礼に応じなかったため度々、叱責を加え、崇徳5（1640）年に彼が筆頭となってハルハとオイラドが同盟を結んだ情報を入手すると激怒し、軍事動員も辞さない強硬姿勢を示した。この強硬姿勢は山海関方面の戦況の悪化によって軟化を余儀なくされたが、それ以降も両者の関係が改善することはなかった。このように、ハルハ左右翼は天聰9年以降、それぞれ清朝と朝貢を開始したが、両者の間には度々、利害対立が起こり、清朝とハルハは緊張関係にあった。

第二章では、清朝が本格的にハルハ交渉を進める契機となった順治3（1646）年のテンギス逃亡事件から、順治末年にハルハ左右翼の首長に誓約を結ばせ、進貢を許可するまでの過程を検討し、南明勢力との戦況や大同とその周辺地域の情勢に左右されながらも、清朝が漠南モンゴル諸部の安定的な統治のため、ハルハの漠南への接近・略奪を抑制する必要に迫られ、ハルハ政策を展開していったことを明らかにした。清朝はソニド部長テンギスがハルハ左翼のセツェン＝ハーンのもとに逃亡すると、ハルハ左翼に軍隊を派遣し大打撃を与えた。その後、清朝はハルハ左翼に書簡を送付し当初、敵視していたセツェン＝ハーンの行動を咎めず、テンギスを捕獲・送還することで事態の収拾を図った。これは清朝が、当初とは異なる

り漢地の南明勢力との戦況が悪化してハルハ左翼に再度、軍隊を派遣できない状況にあったためにとった妥協的な措置であった。一方、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンはハルハ左翼に清朝の影響力が拡大することを恐れ、清朝―ハルハ左翼間交渉への介入を図った。ザサグト＝ハーンの介入は清朝に退けられるものの、ザサグト＝ハーンは清朝皇帝をチベット仏教世界の価値観に従属する存在として、必ずしも清朝の言いなりにはならない態度をとり続けた。こうして、清朝とハルハ左翼の関係は回復するに至ったが、その後、大同で反乱が発生したことに加え、ハルハ左右翼の一部の首長らが漠南に接近したり略奪を働いたりしたため、清朝はハルハとの関係を一転させた。すなわち、清朝はハルハに軍事動員を示唆するとともに謝罪の使者を派遣し、誓約を立てることを迫り、その後、要求に応じないハルハに対して入朝を拒絶した。その結果、時期はそれぞれ異なるが、ハルハ左右翼は清朝の要求に応じて誓約を立てるに至った。このように、清朝はハルハ左右翼それぞれが要求に応じるまで決して進貢を許可することはせず、徹底して屈服を強い、それを実現させたのであった。

第三章では、ハルハ右翼の衰退とハルハ左右翼の内紛を招いた康熙元（1662）年のザサグト＝ハーン殺害事件直後の清朝とハルハ左翼の交渉過程を、ロシアやジューン＝ガルの情勢を踏まえて分析し、清朝が遅くとも康熙2（1663）年の時点でザサグト＝ハーン殺害事件が発生したことを認識し、その直後からハルハ左翼と積極的に交渉を展開していったことを明らかにした。康熙元年、ハルハ右翼のザサグト＝ハーンがロブサン＝タイジに殺害されると、ハルハ左翼で圧倒的な権勢を誇っていたトゥシェート＝ハーン家のみがロブサン＝タイジを追撃し、右翼にまでその権勢を拡大した。そのような中で、清朝はトゥシェート＝ハーンが康熙元年末に九白の貢を送ってくると、彼がロブサン＝タイジ討伐に乗り出す際に清朝の使者との接触を避けたことを問題視して、その受け取りを拒絶した。翌年においても、トゥシェート＝ハーンが清朝の使者に対する非礼をわびない上に、平然とザサグト＝ハーン殺害事件を報告したことを理由に、九白の貢の受け取りを再度、拒絶した。清朝は順治12（1655）年の誓約でハルハ左翼の進貢を許可していたが、それが無条件に容認されるものでないことを彼に知らしめたのであった。さらに、清朝はトゥシェート＝ハーンのみではなく、同じくハルハ左翼のセツェン＝ハーン、ダンジン＝ラマにまで圧力を加えていった。清朝は事前に具体的な取り決めを何ら行なっていなかったにもかかわらず、彼らに誓約を前提に、政治的事件が発生した際の報告の義務、有事の際におけるハルハからの逃亡者の収容、ゴビ砂漠を越えての遊牧の禁止を当然のこととして、その見解を押し付けていった。ただし、清朝は康熙8（1669）年以降、ハルハから逃亡者が来ても送還する姿勢に転じるが、その背景には清朝とロシアの間に逃亡者を巡る帰属問題が生じハルハとの関係を安定させる必要が生じたこと、チェンブンがジューン＝ガルの後ろ盾を得てザサグト＝ハーン位を継承し、トゥシェート＝ハーンの権勢が多少低下してその脅威が軽減したこと、ハルハからの逃亡者が減少していたことがあった。

第四章では、康熙帝がハルハ左右翼の内紛を調停するために開催したフレン＝ベルチルの会盟と、その会盟からジューン＝ガルのガルダンによるハルハ侵攻を経てハルハが清朝

に保護を求めるまでの過程を再検討し、ロシア、ジューン＝ガル、チベット情勢を考慮しながら、ハルハ左右翼の内紛における清朝の介入・関与の実態と、それに対するハルハ左翼の反応、さらに、会盟後におけるザサグト＝ハーン家とそれ以外の右翼首長らの動向を明らかにした。トゥシェート＝ハーンらハルハ左翼は、清朝がフレン＝ベルチルの会盟で自身と敵対するハルハ右翼のザサグト＝ハーンの意向に沿う態度をとったため、それに不満を抱き、会盟後、直ちに訴えたが、清朝がそれに応じることはなかった。一方、右翼の大部分の首長らはザサグト＝ハーンとそれを後援するガルダンに賛同しておらず、ガルダンがハルハに侵攻すると、左翼のみではなくほとんどの右翼の属衆までもが清朝へ保護を求めた。そればかりかザサグト＝ハーン家もまた、トゥシェート＝ハーンの攻撃を受け、ガルダンに従いながらも常に清朝と接触を図り、ジューン＝ガル情勢が動揺してガルダンの形勢が不利になると、すかさず清朝に保護を求めた。清朝はフレン＝ベルチルの会盟以降もハルハ左翼の要求を尽く受け入れなかったが、対ロシアでの左翼との連携に支障をきたしておらず、その上、左翼がザサグト＝ハーン家のみならず、ロシア、ジューン＝ガル、チベットといった周辺諸勢力と敵対しており、清朝との関係を破綻させるわけにはいかない状況にあったことを十分認識していたと考えられる。そのため、左翼の意向を顧慮せず、ザサグト＝ハーン家を支持することでハルハ左右翼の均衡を図ることを優先したものとみられる。

第五章では、康熙 27 (1688) 年におけるジューン＝ガルのガルダンのハルハ侵攻により、ハルハが清朝に保護を求めてから、康熙 35 年に康熙帝がガルダン親征に乗り出すまでの漠南に逃亡したハルハの状況と清朝の対応を分析し、清朝がハルハを漠南に受け入れた直後から、ハルハの困窮状態の回復や漠南の安定のため、彼らに統制を及ぼしていったことを明らかにした。ガルダンのハルハ侵攻を受けて、ハルハが清朝に保護を求めると、清朝はその直後からハルハに対して経済的支援や食糧支援を行うのみならず、蒙古例を適用して略奪や窃盗の取締まりを強化し、さらに、一部のハルハの属衆を佐領に編成してザサグを通じて法による支配の浸透を図った。一方、ガルダンに対しては、ロシアとの間にネルチンスク講和会議の開催を控えていたため、ハルハをただ保護しているのみであるかのような姿勢を示し、極力、彼の反感を買うことを避けた。しばらくして、ネルチンスク条約が締結され清朝－ロシア関係が落ち着くと、清朝はハルハを明確に自身の支配下に置くため、漠南モンゴル諸部と共同での会盟開催を決定した。この会盟はガルダンが漠南に侵攻したため当初の予定通り行われなかったものの、最終的に康熙 30 (1691) 年にドロノール＝ノールの会盟が開催され、ハルハは正式に清朝の支配下に入った。清朝は会盟後もこれまで同様、ハルハへの統制を強化する一方で、ハルハ首長の意向に沿った政策判断を下すこともあったが、それはハルハ、ひいてはモンゴル全体の混乱を防ぐために他ならず、ガルダン討伐に乗り出すことができる程度に漠南の混乱を回復させることに成功した。このように清朝は、康熙帝が親征に乗り出す直前までにハルハ支配の礎を築き、彼らの掌握を達成させたのであった。

第二節 全体的総括

以上の分析結果より、次のような結論を導き出すことができる。

一点目は、清朝のハルハ政策における漠南の重要性、および東部ユーラシア情勢を踏まえながらハルハに統制を及ぼそうとする対応についてである。第一節において各章の概要でも論じてきたとおり、清朝のハルハ政策は、漠地や漠南のみならず、ロシア、ジューン＝ガル、チベットといったその時々東部ユーラシア勢力の動向に左右されたが、特に注目すべきは、ホンタイジ期を除き、常に漠南の安定のためにハルハ政策が推移していたことである。清朝のハルハ政策は、漠南モンゴル諸部の首長であるテンギスがハルハ左翼へ逃亡するといった事件を契機に本格化し、清朝がハルハ左翼へ軍隊を派遣し大打撃を与えるに至った。その後、南明との形勢悪化や大同周辺の情勢悪化によって態度の軟化を強いられたが、ハルハによる漠南への略奪・接近を受けて、誓約を立てることを迫り屈服させるに至った。その後、ザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハから漠南に逃亡者がやってくると、誓約を持ち出し、それを拡大解釈までして逃亡者を収容し、さらに報告の義務とゴビ砂漠を越える遊牧の禁止を自明のこととする清朝の見解を押し付けていった。このように清朝が見解をハルハに強要していった背景には、漠南の混乱を極力回避しようとする意図があった。ハルハからの逃亡者を収容する土地すらなかなか確保できない状況にあるにもかかわらず、彼らを収容していったことや、ハルハ、ロシア、ジューン＝ガル情勢が変化したことに加えて、逃亡者の数が減少に向かうと、逃亡者に関する対応を軟化させたことは、漠南の安定が清朝にとって保持せねばならないものであったことを示唆している。その後、清朝はトゥシェー、ザサグト両ハーンの争いが激化していくと、その調停に乗り出すが、これまでの行論で明らかになった清朝のハルハ政策に照らせば、その背景には、ロシア、ジューン＝ガルの台頭のみならず、ハルハ左右翼の内紛の影響が漠南へ及ぶことに対する懸念があったといえる。次いで、ジューン＝ガルのガルダンの侵攻を受けてハルハが漠南に逃げ込み保護を求めると、清朝はハルハを保護するのみに留まらず、その直後から管理強化に努め、臣従を誓わせた後も引き続き管理の徹底を図っていった。優位な立場でガルダンと交渉を展開あるいは対峙して、東部ユーラシアにおいて影響力を堅持するために、何よりもまず漠南の治安を維持することが必須条件であったのである。

ここで想起されるのが、先行研究で指摘されている「農牧接壤地帯」の重要性である。「農牧接壤地帯」とは漠南、河北省北部、山西省北部、陝西省北部、寧夏省、甘肅省に至る農業と牧畜業が交錯する地域を指す。この地域は遊牧集団を蓄積する「リザーヴァー」の役割を担い、古より様々な遊牧集団が基盤を置いた⁽²⁸⁸⁾。鈴木宏節〔2011〕は漠南における突厥第二可汗国（682-744）の展開を追い、陰山山脈から遼河に至る草原一帯を確保していたことが、突厥の華北での数年にわたる軍事行動（698年から30年余り）を可能にしたと論じ、

⁽²⁸⁸⁾半農半遊牧地帯の重要性に関する日本の研究は、石見清裕〔1999〕、妹尾達彦〔2001〕、森安孝夫〔2007〕を参照。なお、「農牧接壤地帯」という表現は森安孝夫〔2007〕に拠った。

その上で、突厥が漠北へと勢力拡大に乗り出したのは（686 年）、漠南（特に本拠地である陰山山脈の黒沙）の確保を確固たるものにするためであったとしている。漠南は清朝の支配下にあり、清朝にとってハルハによる漠南への逃亡や略奪などの防止を図ることは、境界防衛上、必須事項である。ここで特筆すべきは、漠南への逃亡や略奪などの事態において、叱責や命令などをするのみではなく、その対応に内実を伴わせようと努めていたことである。漠南の安定は、清朝が東部ユーラシアで主導権を獲得するために不可欠な要素の一つであり、それゆえ、清朝は特にハルハの漠南への逃亡、略奪、接近、遊牧といった事態に対して厳しく対応し、漠南の安定を揺るがすハルハの行動を抑制することに努めたのである。

また、漠南を含めた東部ユーラシアの様々な集団・勢力との関係性の中で清朝のハルハ政策を捉えた結果、朝貢関係、あるいは友好関係の枠組みでは論じることのできない清朝の政策・対応の内実が浮かび上がった。清朝とハルハの関係は、ハルハが定期的に清朝に朝貢を行っていたことや、順治末年に清朝の要求に応じて子弟を派遣し誓約したこと、さらにガルダンの侵攻に際し清朝に保護を求めたことなどから比較的良好であったとされている。これに対して本論文では、清朝がその時々東部ユーラシア情勢を考慮しながら、常にハルハに統制を及ぼそうと対応を講じていたことや、康熙年間以降、特にハルハ左翼を冷遇していたことが明らかになった。ハルハは定期的に清朝に朝貢を行っていたことから儀礼的側面では清朝に従属していたといえるものの、清朝がハルハの社会や内部構造にまで介入していたわけではなく、両者の従属関係は名目的なものであったとされる。また、清朝とハルハ左翼、とりわけ康熙帝とトゥシェート＝ハーンは、ロシアの台頭に対して連携して対処していたことから密接な関係にあったと理解されている。しかしながら、これらの見解は一面からみただけにすぎず、本論文で明らかになった清朝のハルハに対する具体的かつ現実的な対応・関与の過程、あるいは政策展開を踏まえることで、両者の関係性を立体的に捉え直すことができると考える。

二点目は、ハルハ左右翼側からの清朝への反応の仕方や働きかけの実態についてである。ハルハ左右翼は清朝に対して従順であったわけではなく、時には抵抗や反発をすることもあった。本論文が扱ったほとんどの時期はハルハが清朝の支配下にあったわけではなく、ハルハには清朝の要求に従う道理はなかった。ザサグト＝ハーンは清朝の要求する文書儀礼になかなか応じず、さらにテンギス逃亡事件に始まる交渉過程において清朝と対等な立場で交渉を展開しようとする姿勢を貫いたが、それは当然の反応であったといえる。また、ハルハは度々、漠南への略奪や接近に及び、清朝はそのような動きを断たせるために圧力を加えていった。遊牧社会が発展するためには遊牧以外の生産活動である略奪、農耕、交易などに頼らざるを得なかったことは、様々な先行研究で指摘されている〔松田壽男 1986:154-179（初出 1959a）,180-185（初出 1959b）〕〔林俊雄 1983 ; 1985〕。略奪はハルハにとって必要な行動であり、清朝はそれを阻止することに苦心した。ただし、漠南に避難している状況下でハルハの属衆が働いた略奪に関しては、集団や社会の発展のための生産活動というよりはガルダンの侵攻を受けて困窮状態に陥っていたことが要因である。

また、ザサグト＝ハーン殺害事件によってハルハの属衆の一部が漠南に逃亡する事態に陥ると、清朝は誓約を根拠に彼らを收容する。それに対して、ハルハ左翼の首長らは清朝によるザサグト＝ハーンの属衆の收容には直ちに応じたが、自身の属衆が清朝によって收容されることに関しては、反論を加えなかなか承諾することはなかった。彼らは自身の既得権益を失うことを極力回避したかったと考えられる。さらに、ハルハ両ハーンの対立を調停するために開催されたフレン＝ベルチルの会盟において、従来の研究では知られていなかったが、清朝はザサグト＝ハーン家を支持する対応をとり、ハルハ左翼の不满をもたらした。トゥシェート＝ハーンは会盟後、その不满を訴えたが、清朝がそれに応じることはなく、その後もハルハ左翼からの不满や要請を退けていった。本論文で実証できたように、こうした清朝の対応に不满を蓄積させたトゥシェート＝ハーンは、かえって康熙帝の意向に反してザサグト＝ハーンに攻撃をかけるに至り、ガルダンのハルハ侵攻を招いたのであった。

以上からもわかるとおり、清朝が常に意図どおりハルハ政策を展開することは困難を要した。それでも、ハルハ側が最終的には清朝の要求に応じていったことからわかるとおり、清朝は次第にハルハとの間に実質的な権威関係を構築していったといえるだろう。ハルハ両ハーンの対立は、清朝がハルハに自己の政治秩序を容認させることに取り組み、統制を及ぼしつつある過程の中で生じたのであり、フレン＝ベルチルの会盟を機に清朝がハルハに積極的に関与していったわけではない。ハルハ左右翼の内紛に対する清朝の介入は、これまでのハルハ政策との連続性の中で捉えるべきであろう。これまで論じてきた清朝の強硬的な姿勢とそれに対するハルハ側の反応からわかるとおり、清朝とハルハの関係は良好とはいえない。にもかかわらず、特にハルハ左翼のトゥシェート＝ハーンが最終的に清朝に帰順したのは、ロシアの台頭と内部争いへのジューン＝ガルの介入により、自力で内紛を解決することができず、清朝を頼るしかない状況へと陥っていったためであるといえる。

三点目は、清朝の国家論に対してもっている清朝のハルハ政策の意義についてである。清朝の国家論に関する研究では、清朝の統治構造、統治理念、君主像における多様性、複合性から、清朝統治の柔軟さが指摘される。しかしながら、このような清朝の「柔らかい」統治・支配は制度や理念の枠組みをとおしてみた像にすぎない。東部ユーラシアを統合していく過程にあり、ホンタイジ期においては明朝、順治年間においては南明、康熙年間以降はロシア、ジューン＝ガル、チベットといった様々な東部ユーラシア諸勢力と対峙している状況下にあった清朝にとって、漠南モンゴル諸部のみならずハルハの安定とハルハを影響下に置くことは不可欠な要素であった。そのため、情勢に応じて態度の軟化を余儀なくされたり、ハルハから抵抗や反発を受ける時もあったが、誓約を結ばせるために徹底的に進貢を拒絶し、誓約締結後はその誓約を盾にして、強硬にハルハによる漠南での略奪やゴビ砂漠を越えた遊牧を禁止し、さらに彼らの行動や状況を把握できる体制を整えていった。ハルハ左右翼で内紛が激化していくと、東部ユーラシア情勢を冷静に見極め、一貫してハルハ左右翼の均衡を図った。そして、ハルハが漠南に逃亡してくると、清朝の法と佐領を導入し支配を浸透させていったのである。明朝が存続していたホンタイジ期においては、徹底的に統制を及ぼ

すことはできなかったが、清朝はハルハに対して服属前から常に高位な立場で自己の政治秩序を押し付けており、清朝皇帝の優越的権威を受け入れさせることを重視していたといえる。このように本論文に展開した研究により、制度的側面から導き出される清朝の支配体制の特質とは対照的なハルハの統制の実態とその意図が明らかになった。

清朝が漠南を支配下に収め、入関を経て、漠北のハルハ、青海、チベット、ジューン＝ガルを順次支配下に収め世界帝国を樹立していく過程には、明確な目的や徹底した戦略があったわけではなく、このような帝国の拡大は終始、外部勢力から立ち現れる問題に対応していった結果にすぎないことが、近年において研究者の間で共通の理解となっている〔石橋崇雄 2000:28〕〔杉山清彦 2018:183〕。確かに、清朝は支配圏を拡大することを始めから目的にしていたわけではなく、周辺諸勢力から押し寄せる問題に対して必要に迫られ対応・関与していったことに変わりない。だが、ここで注目すべきは、対応を講じる際に、単なるその場しのぎではなく、その都度、強硬的に利益追求を図っていたことである。

清朝はハルハによる漠南への略奪、逃亡、遊牧といった元来の遊牧地を越えて移動する事態を厳しく規制していった。漠南での略奪を契機に誓約を絶対条件として屈服を迫ったこと、ザサグト＝ハーン殺害事件の機をとらえて報告の義務や有事の際の逃亡者の収容、ゴビ砂漠を越えての遊牧の禁止を自明のこととする見解を押し付けたこと、ガルダンの侵攻によりハルハが漠南に避難してきた際に、その直後から蒙古例の適用や佐領の編成をとおしてハルハの管理強化に努めていったことは、それを示す典型的な事例である。ハルハからの逃亡者問題に関してはのちに態度を軟化させたが、それは流動的な周辺情勢を踏まえ、そのような態度をとってもさして問題がないと判断したためであった。また、清朝はハルハ左右翼の内紛を調停する際、ハルハ左翼から訴えを受けても、ハルハの均衡を保つため断固としてザサグト＝ハーン家支持の態度を貫き通した。

以上で挙げた漠南への略奪・逃亡・遊牧、内部争いといった事態に清朝がより強硬な姿勢で対応した最たるねらいは、モンゴルの安定を図り東部ユーラシアにおいて絶大な影響力を獲得することにあったといえる。清朝は、東部ユーラシアにおいて主導権を握り優位な立場で他勢力と交渉を展開する、あるいは併存するために、モンゴル全体の安定とハルハ情勢の十分な把握（状況次第では介入できる状態の確保）が必要となり、ハルハに統制を及ぼしていったのである。このような清朝の政策がハルハの服属、ひいては帝国の拡大へと結びついていったと考えられる。

史料・参考文献一覧

史料

〔満文〕

『大清太宗文皇帝実録』（順治初纂満文本）東洋文庫所蔵マイクロフィルム。

『内国史院檔 天聰五年』Ⅰ，清朝満洲語檔案史料の総合的研究チーム訳注，東洋文庫，2011年。

『内国史院檔 天聰七年』東洋文庫清代史研究委員会，東洋文庫，2003年。

『内国史院檔 天聰八年』清朝満洲語檔案史料の総合的研究チーム訳注，東洋文庫，2009年。

『中国第一歴史檔案館蔵内国史院満文檔案訳註 崇徳二・三年分』河内良弘訳註，松香堂書店，2010年。

『清初内国史院満文檔案訳編』（上），光明日報出版社，1986年。

『満文老檔』太祖Ⅰ，満文老檔研究会訳注，東洋文庫，1955年。

『満文老檔』太祖Ⅱ，満文老檔研究会訳注，東洋文庫，1956年。

『満文老檔』太宗Ⅰ，満文老檔研究会訳注，東洋文庫，1959年。

『満文老檔』太宗Ⅱ，満文老檔研究会訳注，東洋文庫，1961年。

『満文老檔』太宗Ⅲ，満文老檔研究会訳注，東洋文庫，1962年。

『満文老檔』太宗Ⅳ，満文老檔研究会訳注，東洋文庫，1963年。

『御製親征平定朔漠方略』＝beye dailame wargi babe necihiyeme toktobuha bodogon i bithe，京都大学図書館所蔵。

「内閣満文題本」中国第一歴史檔案館所蔵（電子データ）。

〔モンゴル文〕

『十七世紀蒙古文文書檔案（1600-1650）』＝Arban doluduyar jayun-u emün-e qayas-tu qolbuγdaqu mongγul üsüg-ün bičig debter，李保文編輯整理転写，内蒙古少年儿童出版社，1997年。

『清内秘書院蒙古文檔案匯編』＝Čing ulus-un dotuγadu narin bičig-ün yamun-u mongγol dangsa ebkemel-ün emkidkel，中国第一歴史檔案館・内蒙古自治区檔案館・内蒙古大学蒙古学研究中心編，内蒙古人民出版社，2003年。

『アサラクチ史』＝Asarayči neretü teüke→烏雲畢力格『《阿薩喇克其史》研究』中央民族大学出版社，2009年。

『蒙古源流』＝Qad-un ündüsün-ü erdeni-yin tobči→烏蘭『《蒙古源流》研究』遼寧民族出版社，2000年。

〔満文・モンゴル文〕

『旧満洲檔』国立故宫博物院影印，1969年。

『旧満洲檔 天聰九年』Ⅰ，東洋文庫清代史研究室訳注，東洋文庫，1972年。

- 『旧満洲檔 天聰九年』Ⅱ，東洋文庫清代史研究室訳注，東洋文庫，1975 年。
- 『清朝前期理藩院満蒙文題本』=Dayičing gürün-ü ekin üy-e-yin yadayadu Mongyol-un törü-yi jasaqu yabudal-un yamun-u Manju Mongyol ailadqal-un debter-üd，中国第一歴史檔案館，中国人民大学国学院西域歴史語言研究所編，2010 年。
- 『清内閣蒙古堂檔』=Dayičing gürün-ü dotuyadu yamun-u Mongyol bičig-ün ger-ün dangsa，宝音德力根，烏雲畢力格，吳元豐主編，内蒙古人民出版社，2005 年。

〔漢文〕

- 『星源集慶』学苑出版社，1998 年。
- 『遼夷略』明・張鼐撰，玄覽堂叢書，広陵書社，2010 年。
- 『明神宗実録』綫装書局，2005 年。
- 『三朝遼事実録』明・王在晋撰，清史資料第三輯，台聯国風出版社，1970 年。
- 『大清世祖章皇帝実録』巴泰等纂修，康熙 11 年告成→華文書局，1964 年。
- 『大清聖祖仁皇帝実録』馬齊等纂修，雍正 9 年告成→華文書局，1964 年。
- 『欽定外藩蒙古回部王公表伝』祁韻士纂修，乾隆 54 年告成→文淵閣四庫全書所収。
- 『清代起居注册』康熙朝（北京所蔵），中華書局，2009 年。
- 『皇朝藩部要略』祁韻士纂修，浙江書局，1884 年。
- 『蒙古遊牧記』張穆撰・何秋濤增補，1859 年告成→上海復古書局，1894 年。
- 『清初五世達賴喇嘛檔案史料選編』中国蔵学出版社，2000 年。

参考文献

〔和文〕

- 青木富太郎 1972『万里の長城』近藤出版社。
- 池尻陽子 2010『『清朝前期理藩院満蒙文題本』について』『満族史研究』第 9 号，35-42 頁。
- 2018「内秘書院モンゴル文檔案にみる 17 世紀アムド東部のゲルク派諸寺院と清朝」
岩尾一史・池田巧編『チベット・ヒマラヤ文明の歴史的展開』臨川書店，39-64 頁。
- 石濱裕美子 1998「ダライラマ招請の背景にある順治 5 年の清・モンゴル関係について——
第一歴史檔案館所蔵『蒙文老檔』を用いて——」『史滴』第 20 号，100-120 頁。
- 2001『チベット仏教世界の歴史的的研究』東方書店。
- 2011a『清朝とチベット仏教——菩薩王となった乾隆帝——』早稲田大学出版部。
- 2011b「チベット仏教世界の一部としてのモンゴル理解の必要性について」早稲
田大学モンゴル研究所編・吉田順一監修『モンゴル史研究——現状と展望——』明石書店，218-236 頁。
- 石橋崇雄 2000『大清帝国』講談社。

- 井上治, 永井匠, 柳澤明 1999 「Arban doluduyar jayun-u emün-e qayas-tu qolbuydaqu mongyul üsüg-ün bičig debter [十七世紀蒙古文文書檔案 (1600-1650)]」『滿族史研究通信』第 8 号, 89-109 頁。
- 井上治 2011 「モンゴルにおける史書の受容と継承について——『白い歴史』と『蒙古源流』を事例に」早稲田大学モンゴル研究所編・吉田順一監修『モンゴル史研究——現状と展望——』明石書店, 237-255 頁。
- 岩井茂樹 1991 「乾隆期の「大蒙古包宴」——アジア政治文化の一コマ——」河内良弘編『清朝治下の民族問題と国際関係』研究成果報告書, 22-28 頁。
- 岩田啓介 2016 「ゲーシ=ハン死後の青海ホシュート部の基本構造——ハンと総管の二極構造——」『社会文化史学』第 59 号, (55)-(74) 頁 [横組]。
- 石見清裕 1999 「ラティモアの辺境論と漢〜唐間の中国北辺」唐代史研究会編『東アジア史における国家と地域』刀水書房, 278-299 頁。
- 梅山直也 2015 「ホンタイジによる左翼・右翼ジャルウト=モンゴル政略——系譜復元作業を糸口として」『社会文化史学』第 58 号, (1)-(32) 頁 [横組]。
- 2016a 「清初における八旗蒙古のニル構成と組織としての実態——遊牧ニルの検討を通じて——」『社会文化史学』第 59 号, (1)-(32) 頁 [横組]。
- 2016b 「ホンタイジによるモンゴル支配の多様化とその側近化」『滿族史研究』第 15 号, 1-24 頁。
- 2019 「清初におけるホンタイジの対チャハル政策」『内陸アジア史研究』第 34 号, 27-48 頁。
- ウラヂミルツォフ著, 外務省調査部訳 1941 『蒙古社会制度史』生活社。
- 岡田英弘 1968a 「ウバシ・ホンタイジ伝考釈」『遊牧社会史探求』第 32 号, 1-16 頁。→ [岡田英弘 2010:401-426]
- 1968b 「Čoytu Qong Tayiji について」『アジア・アフリカ言語文化研究』No.1, 111-125 頁。→ [岡田英弘 2010:322-354]
- 1979 『康熙帝の手紙』中公新書。
- 1994 「清初の満洲文化におけるモンゴルの要素」『松村潤先生古稀記念清代史論叢』汲古書院, 19-33 頁。
- 2004 『蒙古源流』刀水書房。
- 2010 『モンゴル帝国から大清帝国へ』藤原書店。
- 2013 『康熙帝の手紙』藤原書店。
- 岡田英弘, 神田信夫, 松村潤 2006 『紫禁城の栄光』講談社。
- 岡洋樹 1993 「清朝とハルハ「八扎薩克」について」『東洋史研究』第 52 巻第 2 号, 75-101 頁。→ [岡洋樹 2007a:75-90]
- 1994 「清朝国家の性格とモンゴル王公」『史滴』第 16 号, 54-58 頁。
- 2002 「東北アジアにおける遊牧民の地域論的位相」岡洋樹, 高倉浩樹編『東北アジア

- 地域論の可能性 歴史学・言語学・人類学・政治経済学からの視座』東北大学東北アジア研究センター，19-33 頁。
- 2003「東北アジア地域史と清朝の帝国統治」『歴史評論』No.642，50-59 頁。
- 2007a『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店。
- 2007b「《書評》中国第一歴史檔案館・内蒙古自治区檔案館・内蒙古大学蒙古学研究中心編『清内秘書院蒙古文檔案匯編』」『満族史研究』第 6 号，182-194 頁。
- 2007c「清初「外藩王公」成立過程におけるホルチン王家の地位について」モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』雄山閣，47-70 頁。
- 2011「清代モンゴルの社会・行政統治構造理解をめぐる試論」早稲田大学モンゴル研究所編・吉田順一監修『モンゴル史研究——現状と展望——』明石書店，256-275 頁。
- 2018「清代以後のモンゴル」小松久男・荒川正晴・岡洋樹編『中央ユーラシア史研究入門』山川出版社，187-199 頁。
- 小沼孝博 2014『清と中央アジア草原 遊牧民の世界から帝国の辺境へ』東京大学出版会。
- 片岡一忠 1998「朝賀規定からみた清朝と外藩・朝貢国の関係」『駒澤史学』第 52 号，240-263 頁。
- 神田信夫 1999「清の興起」松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史大系 中国史 4——明～清——』山川出版社，295-318 頁。
- 楠木賢道 1999a「天聰年間におけるアイシン国の内モンゴル諸部に対する法支配の推移」『社会文化史学』第 40 号，20-37 頁。→ [楠木賢道 2009:113-144]
- 1999b「清初，入関前におけるハン・皇帝とホルチン部首長層の婚姻関係」『内陸アジア史研究』第 14 号，45-63 頁。→ [楠木賢道 2009:71-93]
- 2000「天聰五年大凌河攻城戦からみたアイシン国政権の構造」『東洋史研究』第 59 巻第 3 号，1-34 頁。→ [楠木賢道 2009:31-58,145-166]
- 2001「清朝の八旗に組み込まれたジャルウト部モンゴル族」『自然・人間・文化——地域統合と民族統合——』29-39 頁。
- 2002「清太宗ホンタイジによるモンゴル諸王の冊封」野口鐵郎先生古稀記念論集刊行委員会編『中華世界の歴史的展開』汲古書院，289-314 頁。→ [楠木賢道 2009:167-190]
- 2009『清初対モンゴル政策史の研究』汲古書院。
- 姑茹瑪（グルマー） 2016a「1620～30 年代にハルハ・セツェン・ハーン部に服属した漠南モンゴル諸部」『日本とモンゴル』第 51 巻第 1 号，88-105 頁。
- 斉光 2007「アラシャン＝ホシュート部の清朝服属と西北情勢」『満族史研究』第 6 号，64-87 頁。
- 澁谷浩一 2007「清朝と内陸アジアの関係を研究するための第一級史料 宝音徳力根・烏雲畢力格・呉元豊主編『清内閣蒙古堂檔』（全 22 巻）」『東方』313 号，31-34 頁。

- 島田正郎 1982『清朝蒙古例の研究』創文社。
- 杉山清彦 1998「清初正藍旗考——姻戚関係よりみた旗王権力の基礎構造——」『史学雑誌』第 107 編第 7 号, 1-38 頁。
- 2001a「八旗旗王制の成立」『東洋学報』第 83 巻第 1 号, 53-83 頁。
- 2001b「清初八旗における最有力軍団——太祖ヌルハチから摂政王ドルゴンへ」『内陸アジア史研究』16 号, 13-37 頁。
- 2008「大清帝国のマンチュリア統治と帝国統合の構造」左近幸村編『近代東北アジアの誕生—跨境史への試み』北海道大学出版会, 237-268 頁。
- 2011「女真＝満洲人の「くに」と「世界」——マンチュリアからみた「民族的世界」の姿」佐々木史郎・加藤雄三編『東アジアの民族的世界——近代以前における多文化的状況と相互認識』有志舎, 147-177 頁。
- 2015『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会。
- 2016「中央ユーラシア世界——方法から地域へ」羽田正編『地域史と世界史』ミネルヴァ書房, 97-125 頁。
- 2018「中央ユーラシア国家としての清朝」小松久男・荒川正晴・岡洋樹編『中央ユーラシア史研究入門』山川出版社, 179-186 頁。
- 鈴木宏節 2011「唐代漠南における突厥可汗国の復興と展開」『東洋史研究』第 70 巻第 1 号, 35-66 頁。
- 鈴木真 2008「清初におけるアバタイ系宗室—婚姻関係を中心に」『歴史人類』36, 128-198 頁。
- 妹尾達彦 2001『長安の都市計画』講談社。
- 田中克己 1940「清の太祖奴児哈赤と東部内蒙古」『蒙古』第 94 号, 118-131 頁。
- 1958「ハルハ五部の成立と住地」『東方学』第 16 輯, 80-88 頁。
- 谷井陽子 1996「清朝漠地征服考」小野和子編『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所, 105-147 頁。
- 2015『八旗制度の研究』京都大学学術出版会。
- 田山茂 1953『清代に於ける蒙古の社会制度』文京書院。
- 1967『蒙古法典の研究』日本学術振興会。
- チンゲル（青格力）2011「四オイラド史の成立」早稲田大学モンゴル研究所編・吉田順一監修『モンゴル史研究——現状と展望——』明石書店, 192-217 頁。
- 塚瀬進 2014『マンチュリア史研究——「満洲」600 年の社会変容——』吉川弘文館。
- 萩原淳平 1980『明代蒙古史研究』同朋舎出版。
- 萩原守 1993「清朝の蒙古例——『蒙古律例』『理藩院則例』他」滋賀秀三編『中国法制史——基本史料の研究——』東京大学出版会, 623-656 頁。
- 2006『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社。
- 林俊雄 1983「匈奴における農耕と定着集落」『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出

- 版社, 3-32 頁。
- 1985「掠奪・農耕・交易から見た遊牧国家の発展——突厥の場合——」『東洋史研究』第 44 巻第 1 号, 110-136 頁。
- 二木博史 1981「白樺法典について」『アジア・アフリカ言語文化研究』No.21, 50-73 頁。
- 細谷良夫 1987「後金国・清朝に帰化した漢人の様相」『中国——社会と文化』第 2 号, 42-60 頁。
- 1990「マンジュ・グルンと「満洲国」」『歴史のなかの地域』岩波書店, 105-135 頁。
- 1999「中国支配政権の成立」松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史大系 中国史 4——明～清——』山川出版社, 319-335 頁。
- 前野利衣 2017a「ジノンの地位とその継承過程からみた 17 世紀ハルハ右翼の三核構造」『内陸アジア史研究』第 32 号, 1-22 頁。
- 2017b「十七世紀後半ハルハ＝モンゴルの権力構造とその淵源——右翼のチベット仏教僧に着目して——」『史学雑誌』第 126 編第 7 号, 1-33 頁。
- 松浦茂 2011「清朝の遣口使節とロシアの外交姿勢」『アジア史学論集』4 号, 1-22 頁。
- 松田壽男 1959a「絹馬交易に関する史料」『遊牧社会史探求』第 1 号, 1-14 頁。→〔松田壽男 1986:154-179〕
- 1959b「古代漠北における農耕の問題」『遊牧社会史探求』第 1 号, 15-17 頁。→〔松田壽男 1986:180-185〕
- 1986『松田壽男著作集 2 遊牧民の歴史』六興出版。
- 松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編 1999『世界歴史大系 中国史 4——明～清——』山川出版社。
- 松村潤 1992「天聰九年のチャハル遠征をめぐる諸問題」『神田信夫先生古稀記念論集 清朝と東アジア』山川出版社, 49-69 頁。→〔松村潤 2008:119-139〕
- 2008『明清史論考』山川出版社。
- 宮脇淳子 1979「17 世紀清朝帰属時のハルハ・モンゴル」『東洋学報』第 61 巻第 1・2 号, 108-138 頁。
- 1983「モンゴル＝オイラット関係史——十三世紀から十七世紀まで——」『アジア・アフリカ言語文化研究』No.25, 150-193 頁。
- 1984「ガルダン以前のオイラット——若松説再批判——」『東洋学報』第 65 巻第 1・2 号, 91-120 頁。
- 1993「ジェブツンダンバー世伝説の成立——十七世紀ハルハ・モンゴルの清朝帰属に関連して——」『東洋学報』第 74 巻第 3・4 号, 157-189 頁。
- 1995『最後の遊牧帝国 ジューンガル部の興亡』講談社。
- 2002『モンゴルの歴史 遊牧民の誕生からモンゴル国まで』刀水書房。
- 森川哲雄 1972a「中期モンゴルのトゥメンについて——特にウルスとの関係を通じて——」『史学雑誌』第 81 巻第 1 号, 32-54 頁。

- 1972b「ハルハ・トゥメンとその成立について」『東洋学報』第55巻第2号, 32-63頁。
- 1976「チャハル・ハオトクとその分封について」『東洋学報』第58巻第1号, 127-162頁。
- 1983「十七世紀前半の帰化城をめぐって」護雅夫編『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社, 373-390頁。
- 1990「オルドス部の清朝帰順をめぐって」『歴史・地理学年報』第14号, 49-72頁。
- 1999「清朝の藩部（一）——モンゴリア」松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史大系 中国史 4——明～清——』山川出版社, 394-426頁。
- 2007『モンゴル年代記』白帝社。
- 森安孝夫 2007『シルクロードと唐帝国』講談社。
- 柳澤明 1989「キャフタ条約以前の外モンゴル—ロシア国境地帯」『東方学』第77輯, 70-84頁。
- 1992「ガルダンのハルハ侵攻（一六八八）後のハルハ諸侯とロシア」『清朝と東アジア 神田信夫先生古稀記念論集』山川出版社, 179-196頁。
- 2011「清朝の八旗制とモンゴル」早稲田大学モンゴル研究所編・吉田順一監修『モンゴル史研究——現状と展望——』明石書店, 276-293頁。
- 2018「露清関係の展開と中央ユーラシア」小松久男他編『中央ユーラシア史研究入門』山川出版社, 168-177頁。
- 矢野仁一 1917『近代蒙古史研究』弘文堂書房。
- 山口瑞鳳 1963「顧実汗のチベット支配に至る経緯」『典籍論集 岩井博士古稀記念論文集』岩井博士古稀記念事業会, 741-761頁。
- 吉田金一 1974『近代露清関係史』近藤出版社。
- 1984『ロシアの東方進出とネルチンスク条約』近代中国研究センター。
- 若松寛 1964「カラクラの生涯」『東洋史研究』第22巻第4号, 1-35頁。
- 1974「ガルダンシレトゥーフトクトゥ攷——清代駐京フトクトゥ研究」『東洋史研究』第33巻第2号, 171-203頁。
- 1978a「アルトゥン—ハーン伝考証」『内田吟風博士頌寿記念東洋史論集』同朋舎, 519-542頁。
- 1978b「アルトゥン—ハーン三世伝考証——十七世紀後半の一モンゴル王侯の生涯——」『京都府立大学学術報告・人文』第30号, 1-13頁。
- 渡辺修 1988「大同総兵姜壤とその反乱」『史苑』第48巻第1号, 1-33頁。
- 和田清 1959『東亜史研究（蒙古篇）』財団法人東洋文庫。

[中文]

- 阿音娜 2013「五世達賴喇嘛与 17 世紀喀爾喀蒙古政局變動——以“名号”問題為中心」『中国边疆史地研究』2013 年第 23 卷第 2 期, 40-49 頁。
- 包国慶 2003「敖漢, 奈曼部歸清始末——從滿蒙文檔案史料看察哈爾本部的分裂」『蒙古史研究』第 7 輯, 內蒙古大學出版社, 320-347 頁。
- 宝日吉根 1981「清初科爾沁部与滿洲的關係」『民族研究』1981 年第 1 期, 46-52, 62 頁。
- 宝音朝克图 2005『清代北部边疆卡倫研究』中国人民大学出版社。
- 蔡志純 1987「清代蒙古封建等級制度初探」中国社会科学院民族研究所主編『中国民族史研究』中国社会科学出版社, 231-245 頁。
- 陳維新 2012『清代对俄外交 礼儀体制及藩属归属交涉 (1644~1861)』黑龍江教育出版社。
- 達力扎布 1997『明代漠南蒙古歷史研究』內蒙古文化出版社。
- 2011「清太宗和清世祖对漠北喀爾喀部的招撫」『歷史研究』2011 年第 2 期, 50-62 頁。
- 2015「清太宗邀請五世達賴喇嘛史実考略」『清代蒙古史論稿』236-260 頁, 民族出版社。→初出は 2008『中国藏学』2008 年第 3 期。
- 德勒格 1998『內蒙古喇嘛教史』內蒙古人民出版社。
- 邱永君 2002『清代翰林院制度』社会科学文献出版社。
- 杜家驥 2003『清朝滿蒙聯姻研究』人民出版社。
- 顧誠 1997『南明史』中国青年出版社。
- 姑茹瑪 2016『喀爾喀車臣汗部研究』遼寧民族出版社。
- 国家清史編纂委员会出版委员会 2015『清内秘書院蒙古文檔案匯編漢訳』社会科学文献出版社。
- 哈斯巴根, 阿音娜 2009「17 世紀前期喀爾喀右翼在西藏的活動」『中国藏学』2009 年第 4 期, 17-23, 51 頁。
- 哈斯巴根 2015「九白之貢: 喀爾喀和清朝朝貢關係建立過程再探」『民族研究』2015 年第 2 期, 101-109 頁。
- 2016『清初滿蒙關係演變研究』北京大学出版社。
- 黑龍, 海純良 2008「喀爾喀蒙古附清考述」『滿族研究』2008 年第 3 期, 48-61 頁→〔黑龍 2013:38-59〕
- 黑龍 2013『滿蒙關係史論考』民族出版社。
- 2014『准噶爾蒙古与清朝關係史研究 (1672-1697)』上海古籍出版社。
- 2017「庫倫伯勒齊爾會盟蒙古文檔案訳介」『滿族研究』2017 年第 1 期, 43-52 頁。
- 2019『清代百件珍稀蒙古文檔案整理研究』科学出版社。
- 胡日查 2012『藏伝仏教在蒙古地区的伝播研究』民族出版社。
- 2013『清代蒙古寺廟管理体制研究』遼寧民族出版社。
- 金成修 2006『明清之際藏伝仏教在蒙古地区的伝播』社会科学文献出版社。

- 馬青連 2016『清代理藩院的法律功能研究』中國社會科學出版社。
- 齊木德道爾吉 1994「外喀爾喀車臣汗碩壘的兩封信及其流傳」『內蒙古大學學報（哲學社會科學版）』1994年第4期，1-16頁。
- 1998「1640年以後的清朝與喀爾喀的關係」『內蒙古大學學報（人文社會科學版）』1998年第4期，12-21頁。
- 2002「騰機思事件」『明清檔案與蒙古史研究』第2輯，內蒙古人民出版社，106-145頁。
- 2013「十七世紀上半葉滿蒙漢文檔案在蒙古史研究中的應用：以內蒙古大學清初蒙古史研究為例」『蒙古史研究』第11輯，科學出版社，21-44頁。
- 宋瞳 2013a「順治十二年清朝與喀爾喀蒙古會盟考」『滿文檔案與清代邊疆和民族研究』烏雲畢力格主編，社會科學文獻出版社，116-140頁。→初出は2011, *Quaestiones Mongolorum Disputatae No.7*, Association for International Studies of Mongolian Culture, pp.169-185.
- 2013b「清初北方戰略考——以順治十二年前後理藩院應對喀爾喀措施為中心」『滿文檔案與清代邊疆和民族研究』烏雲畢力格主編，社會科學文獻出版社，89-115頁。→初出は2012『西域歷史語言研究集刊』第5輯，科學出版社，467-483頁。
- 2015『清初理藩院研究——以順治朝理藩院滿文題本為中心』上海古籍出版社。
- 譚其驤（主編）1987『中國歷史地圖集』第8冊（清時期），地圖出版社。
- 王開璽 2009『清代外交禮儀的交涉與論爭』人民出版社。
- 烏雲畢力格 2009a「喀爾喀三汗的登場」『十七世紀蒙古史論考』內蒙古人民出版社，210-229頁。→初出は2008『歷史研究』2008年第3期。
- 2009b「清太宗與喀爾喀右翼扎薩克圖汗素班第的文書往來——兼談喀爾喀—衛拉特聯盟的形成」『十七世紀蒙古史論考』內蒙古人民出版社，275-287頁。→初出は2008『西域研究』2008年第2期，1-8頁。
- 2009c「車臣汗汗位承襲的變化——以《蒙古堂檔》滿蒙文檔案史料為中心」『十七世紀蒙古史論考』內蒙古人民出版社，302-322頁。→初出は2007『西域歷史語言研究集刊』第1輯，科學出版社。
- 2009d『《阿薩喇克其史》研究』中央民族大學出版社。
- 2016「康熙初年清朝對歸降喀爾喀人的設旗編佐——以理藩院滿文題本為中心」『清史研究』2016年第4期，110-114頁。
- 張永江 2001『清代藩部研究——以政治變遷為中心——』黑龍江教育出版社。

[英文]

- Chia Ning 2017a, "Lifanyuan and Libu in Early Qing Empire Building", Dittmar Schorkowitz, Helen F.Siu, and Chia Ning (eds.), *Managing Frontiers in Qing China : The Lifanyuan and Libu Revisited*, Brill's Inner Asian Library, pp.43-69.

- Chia Ning 2017b, “Lifanyuan and Libu in the Qing Tribute System”, Dittmar Schorkowitz, Helen F.Siu, and Chia Ning (eds.), *Managing Frontiers in Qing China : The Lifanyuan and Libu Revisited*, Brill’ s Inner Asian Library, pp.144-184.
- Crossley Pamela Kyle 2006, “Making Mongols”, Pamela Kyle Crossley, Helen F.Siu, and Donald S.Sutton(eds.), *Empire at the Margins*, University of California Press, pp.58-82.
- Crossley Pamela Kyle 2017, “The Lifanyuan and Stability during Qing Imperial Expansion”, Dittmar Schorkowitz, Helen F.Siu, and Chia Ning (eds.), *Managing Frontiers in Qing China : The Lifanyuan and Libu Revisited*, Brill’ s Inner Asian Library, pp.92-115.
- Di Cosmo Nicola, Dalizhabu Bao.2003.*Manchu-Mongol Relations on the Eve of the Qing Conquest*, Brill’ s Inner Asian Library.
- Oka Hiroki 1988, “The Mongols and the Qing Dynasty:The North Asian Feature of Qing Rule over Mongolia” , Tadashi Yoshida and Hiroki Oka(eds.),*Facets of Transformation of the Northeast Asian Countries*, The Northeast Asian Study Series 1, Tohoku University, pp.129-151.

[モンゴル文モンゴル語]

- Īiyačidai Buyandelger 2000, “Arban doluduyar jāyūn-u dumdači segülči-yin Qalq-a-yin dotuyadu samayural ” 『明清檔案与蒙古史研究 1』 内蒙古人民出版社, pp.11-66.
- Mongyoljin Li Baowen 2004, “Dayicing ulus ba Mongyol-un Qalq-a qayantu ulus:1655 on-du” , FUTAKI Hiroshi&Demberel ULZIIBAATAR(eds.), *Researching Archival Documents on Mongolian History*, University of Foreign Studies, pp.89-158.

[キリル文字モンゴル語]

- Энхбаярын Жигмэддорж 2008, *Халах-Манжийн улс Терин харилцаа : XVII зууны хоёрдугаар хагас*, Монгол улс шинжлэх ухааны академи туухийн хурээлэн.